

「自己点検・評価報告書（2017・2018年度）」を作成して

自己点検・評価委員会
委員長 道家 英穂

第12期自己点検・評価活動は、2017（平成29）・2018（平成30）年度の2か年にわたって行った。今期も従前の基本方針を踏襲し、PDCAサイクルを活用した点検・評価を行い、それにより本学の教育・研究水準の向上を図ることを目的とした。

今期の主な活動内容は以下のとおりである。

まずは、「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート（以下「取り組み状況チェックシート」という。）」を今期も継続して実施した。なお、点検・評価項目は、本学が2021（平成33）年度に申請する「第3期大学評価」のものを活用した。この自己評価結果は、本書に掲載するとともに、大学ホームページを通し、社会に向けて公表した。

次に、「取り組み状況チェックシート」の自己評価結果に基づいて「点検・評価項目」を掲げ、それに対する「達成目標」「評価の視点」を設定して、点検・評価活動を行った。また、「取り組み状況チェックシート」に対応しない機関別自己点検・評価実施委員会については、各実施委員会が必要と認めた「点検・評価項目」に対し、「達成目標」「評価の視点」を設定して点検・評価活動を行った。

他方、2014（平成26）年度に受けた大学評価に際し付された「努力課題」について、改善状況を報告書としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日に大学基準協会へ提出した。あわせて大学評価後の改革・改善に向けた大学全体の取組みについての概要も提出した。

自己点検・評価運営委員会では、2つの部会を設置して、大学基準協会が定めた各基準について、全学的な視点からの状況把握を行った。そのうちA部会は、「基準1：理念・目的」「基準2：内部質保証」「基準3：教育研究組織」「基準4：教育課程・学習成果」の4つの基準の適切性について、B部会は、「基準5：学生の受け入れ」「基準6：教員・教員組織」「基準7：学生支援」「基準8：教育研究等環境」「基準9：社会連携・社会貢献」の5つの基準の適切性について、それぞれ点検・評価を行った。

第3期大学評価に向けた取り組みとしては、大学評価に関する理解向上に努めたことに加えて、新たに設置されることになった専修大学内部質保証推進委員会の規程の制定および第3期大学評価への対応の観点から、自己点検・評価規程の一部改正を行った。

次期（第13期）に向けた課題としては、（1）改正後の自己点検・評価規程に基づく自己点検・評価活動の実施、（2）内部質保証推進委員会との連携体制構築、（3）第3期大学評価申請に向けた準備等が挙げられよう。

以上の今期活動に関し、ご協力いただいた自己点検・評価運営委員会委員、機関別自己点検・評価実施委員会委員、その他多くの教職員の方々に対し、委員長として御礼と感謝を申し上げたい。

目 次

自己点検・評価報告書（2017・2018年度）を作成して

《第2期大学評価結果に対する「改善報告書」》

改善報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

大学評価後の改革・改善に向けた大学全体の取り組みについて（概要）・・・・・・ 7

《「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」

による自己評価結果》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

《全学自己点検・評価》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

《機関別自己点検・評価》

〔1〕経済学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

〔2〕法学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

〔3〕経営学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

〔4〕商学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

〔5〕文学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

〔6〕ネットワーク情報学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

〔7〕人間科学部 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

〔8〕二部教育 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

〔9〕全学カリキュラム関係 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

〔10〕教育開発支援関係 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

〔11〕資格課程 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

〔12〕大学院 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

経済学研究科

法学研究科

文学研究科

経営学研究科

商学研究科

[13]	図書館	点検・評価	115
[14]	研究所	点検・評価	125
[15]	情報科学センター関係	点検・評価	153
[16]	入学試験関係	点検・評価	157
[17]	学生生活関係	点検・評価	161
[18]	体育部関係	点検・評価	171
[19]	就職指導関係	点検・評価	177
[20]	国際交流関係	点検・評価	183
[21]	キャリアデザイン関係	点検・評価	191
[22]	社会知性開発研究関係	点検・評価	197

委員一覧

第 2 期大学評価結果に対する
改善報告書

(2018 (平成 30) 年 7 月末日提出)

改善報告書

大学名称 専修大学 (評価申請年度 2014 (平成 26) 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	商学研究科の修士課程（商学専攻・会計学専攻）における学位授与方針は、課程修了のための要件のみで、修得しておくべき学習成果が明確に記載されていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	商学研究科の修士課程（商学専攻・会計学専攻）における学位授与方針は、「所定の単位を修得すること」「各専攻の修士としてふさわしい修士論文を提出し、最終試験に合格すること」といったように、課程修了のための要件のみで、修得しておくべき学習成果を明確に記載していなかった。
	評価後の改善状況	「平成 26 年度第 8 回商学研究科委員会（2014（平成 26）年 12 月 2 日開催）」において、修得すべき学習成果を定め、大学ホームページへの掲載及び『大学院要項』に明記した。 その後、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（2017（平成 29）年 4 月 1 日施行）に基づき、「平成 29 年度第 12 回商学研究科委員会（2018（平成 30）年 3 月 14 日開催）」において改正し、大学ホームページへの掲載及び『大学院要項』に明記している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度第 8 回商学研究科委員会議事録 ・「大学院要項 2015」 ・平成 29 年度第 12 回商学研究科委員会議事録 ・「大学院要項 2018」 	
	< 大学基準協会使用欄 >	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容			
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針			
	指摘事項	経済学研究科の博士後期課程における教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を明示していないので、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	経済学研究科の博士後期課程における教育課程の編成・実施方針は、「(履修者は) 関連する専門分野の教員(研究者)からも積極的に指導を受けることが望ましい」など、全体として、学生に対する指示や助言のような表現であった。			
	評価後の改善状況	「平成27年度第4回経済学研究科委員会(2015(平成27)年7月7日開催)」において、研究科としての教育内容・方法などに関する基本的な考え方を定め、大学ホームページへの掲載及び『大学院要項』に明記した。 その後、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(2017(平成29)年4月1日施行)に基づき、「平成29年度第12回、第14回経済学研究科委員会(2018(平成30)年1月30日、3月14日開催)」において改正し、大学ホームページへの掲載及び『大学院要項』に明記している。			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第4回経済学研究科委員会議事録 ・「大学院要項2016」 ・平成29年度第12回経済学研究科委員会議事録 ・平成29年度第14回経済学研究科委員会議事録 ・「大学院要項2018」 				
	<大学基準協会使用欄>				
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	各研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見

		直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。			
評価当時の状況		専修大学学位規程第 14 条において、「博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、学位請求論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して 3 年以内に限り、当該研究科委員会の許可を得た場合は、学位請求論文を提出し、試験を受けることができる」と規定し、在籍の無い状態で、「課程博士」の学位を授与していた。			
評価後の改善状況		「平成 27 年度第 9 回大学院委員会 (2015 (平成 27) 年 12 月 4 日開催)」において、「課程博士」の学位は、在学期間内に授与することが承認され、専修大学学位規程第 14 条の改正を行い、改善が図られた。			
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度第 9 回大学院委員会議事録 ・専修大学学位規程 					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	法学研究科修士課程および博士後期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院要項』などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	修了要件は、『大学院要項』により明確化されており、学位授与にあたり、明確な責任体制の下、明文化された手続きに従って学位を授与しているが、法学研究科の学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準については、両課程ともに明文化及び学生への明示を行っていなかった。
	評価後の改善状況	「平成 26 年度第 10 回、第 11 回法学研究科委員会 (2014 (平成 26) 年 11 月 25 日、12 月 2 日開催)」において、法学研究科 (修士課程、博士後期課程) の学位審査基準を定め、『大学院要項』に明記することにより学生への明示を行った。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度第 10 回法学研究科委員会議事録 ・平成 26 年度第 11 回法学研究科委員会議事録 ・「大学院要項 2015」 	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
5	基準項目	5. 学生の受入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率が、文学部において英語英米文学科で 1.25 と高く、法学研究科修士課程で 0.36、同博士後期課程で 0.22 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2013 (平成 25) 年 5 月 1 日現在における文学部英語英米文学科の収容定員 560 人に対し在籍学生数が 702 人であったため、収容定員に対する学生数比率が 1.25 と高くなった。また、法学研究科では、修士課程の収容定員 50 人に対し在籍学生数 18 人、博士後期課程の収容定員 9 人に対し在籍学生数 2 人であったため、収容定員に対する学生数比率がそれぞれ 0.36、0.22 と低くなった。

<p>評価後の改善状況</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適正化に関しては、入学定員に対する入学者数比率を適正值に近づけることが必須である。そのため、本学では、より厳格な入試判定を行うとともに、電話にて入学の意思を確認したうえで合格を出す繰上合格制度を2016（平成28）年度より導入した。また、成績不良者の留年対策のひとつとして、本学では、本人及び保証人への通知、クラス担任やゼミナール担当教員による個別面談・指導を実施のほか、2015（平成27）年度からは、「大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ」を活用した情報の分析を行っている。</p> <p>上記の取り組み等により、文学部英語英米文学科の収容定員に対する在籍学生数比率は低下傾向にあり、2018（平成30）年度の比率は、1.17まで改善している。</p> <p>大学院法学研究科に関して、修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、2016（平成28）年度に0.22まで低下した。その後、2017（平成29）年度に修士課程の学内選考入学試験制度を一部変更し、出願資格の「専修大学法学部卒業見込み」から「法学部」を外し、全学部からの出願を可能とした。その結果、ジャーナリズムや税法希望といった学生も出願できるようになった。この取り組みにより、2017（平成29）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、0.32まで改善している。</p> <p>なお、法学研究科では、大学院で学びたいという受験生に対して間口を広げるために、修士課程一般入学試験制度の見直しを行い、試験科目を2019（平成31）年度の入学試験から1科目とすることにした。この改革により、収容定員に対する在籍学生数比率については改善するものと見込んでいる。</p> <p>また、博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率に関しては、2018（平成30）年度において0.28となっており、若干ではあるが改善が図られている。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部・学科、大学院研究科の志願者・合格者・入学者数の推移 ・学部・学科、大学院研究科の学生定員及び在籍学生数 ・平成28年度 第3回法学研究科委員会議事録 ・平成30年度 第2回法学研究科委員会議事録 	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	

	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

大学評価後の改革・改善に向けた大学全体の取り組みについて（概要）

1. 第2期大学評価における指摘について

第2期大学評価（2014（平成26）年度申請）において、本学では、全学事項の適切性を検証する責任主体・組織について、「学長の統督の下、学部長会規程第1条及び大学院学則第41条に基づき、学部長会及び大学院委員会が検証を行っている」と回答し、学部・研究科の適切性を検証する責任主体・組織については、「各学部においては学部長が、各研究科においては研究科長が、各々の機関の校務の責任者となり、各機関が自主性をもって各基準の適切性を検証している」と回答した。

また、改革・改善に向けたプロセスに関しては、「自己点検・評価委員会が作成した『自己点検・評価報告書』を自己点検・評価委員長から学長へ報告したうえで、学部長会及び大学院委員会に提出している。両会議では、自己点検・評価委員会委員長を出席させ、自己点検活動と報告書の内容の報告を受け、課題や改善すべき点を共有したうえで意見交換を行い、改革・改善につなげている」と回答した。

しかし、第2期大学評価結果では、「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」という指摘を受けた。

2. 第2期大学評価結果後から現在までの取り組みについて

第2期大学評価結果を受けて、本学では、さらなる内部質保証の実質化を図るためには、大学の教育・研究の運営を中心に行う組織が、実質的な内部質保証に責任を負うことが肝要であると認識し、そのうえで、学部における教育・研究の運営に責任を持つ学部長会、大学院における教育・研究の運営に責任を持つ大学院委員会の各々を、全学的な質保証に責任を持つ組織として位置付け、明確化した。

次に、学部教育に関しては、学部長会が全学的な課題を検討するとともに、関係諸機関に対しても具体的な検討を以下のとおり要請した。また、大学院教育に関しても、大学院委員会が課題を検討し、教育改革の推進を図っている。

（1）3つのポリシーに関する全学的な方針策定、成果及び改革サイクルの検証

本学では、3つのポリシーに関する全学的な方針策定、成果及び改革サイクルを検証し、全学的な観点から教育の質保証を図るため、学部長会のもとに連絡会を設置して取り組んでいくこととした。

（2）PDCA サイクルにおける「C」「A」の更なる強化

本学では、第11期（2015（平成27）年度・2016（平成28）年度）の自己点検・評価活動より、初めに「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」に基づき現状確認を行ったうえで、当期に取り組む「点検・評価項目」を抽出し、併せて「達成目標」「評価の視点」を設定し点検・評価活動を行うこととした。

（3）教育の質保証に向けた取り組み

本学では、教育の質保証に向けた取り組みとして、教育開発支援委員会が中心となり、「GPA制度の活用事例等」「『学生による授業評価』の全学的実施に向けた検討」「カリキュラム・マップ」「コース・ナンバリング」「ループリック」「アクティブ・ラーニング」の6項目に

ついて調査・研究を行い学長へ報告した。その後、調査・研究結果の内容を学部長会において検討するとともに、全学カリキュラム協議会に対しても検討の依頼を行った。

全学カリキュラム協議会では、上記6項目のうち「カリキュラム・マップ」及び「コース・ナンバリング」の両項目について検討を進め、以下のとおり方向性を定めた。なお、それ以外の各項目については、同協議会において引き続き検討を進めている。

①カリキュラム・マップ作成に向けた具体的検討

全学カリキュラム協議会では、次期の全学的なカリキュラム改正に向けて「2019（平成31）年度および2020（平成32）年度カリキュラム改正の骨子について」を策定した。この骨子において、「カリキュラム改正にあたっては、全学的に策定した卒業認定・学位授与の方針およびラーニング・アウトカムズとの対応が重要であるため、各学部・学科等では、全学カリキュラム協議会が提供する書式に基づいて、カリキュラム・マップを作成することとした。この骨子の策定と並行して全学カリキュラム協議会では、カリキュラム・マップの書式も作成した。なお、カリキュラム・マップの書式は、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等について、「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点として設定した「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4つの観点に対応したものとなっているため、各学科で設置している科目の役割を検証してカリキュラム・マップを作成することで、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性が図られることとなる。

②コース・ナンバリング（科目ナンバリング）の導入

全学カリキュラム協議会では、学長からの2017（平成29）年4月1日付文書「『コース・ナンバリング』の導入について（依頼）」に基づいて、2019（平成31）年度からのコース・ナンバリング導入に向けて、検討を進め、2018（平成30）年3月に「科目ナンバリング」制度の概略がまとまった。科目ナンバリングの導入により、これまでの科目名と併せて、授業の学問分野や水準（科目の学修段階）、位置付けを明確にし、教育課程を体系化して示すことが可能となる。

（4）教育成果の測定及び検証

①「大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ」の実施

本学では、2015（平成27）年度から法学部を除く一部各学部において、「大学生基礎力調査」を実施し（現在は、「大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱ」の名称で、一部全学部で実施）、教育成果の測定を行っている。また、教育開発支援委員会では、調査結果と本学が保有する学生の情報（GPA等）を用いて、本学学士課程教育の検証を行っている。2017（平成29）年度は、「卒業認定・学位授与の方針と大学生基礎力レポートの結果」「批判的思考力」「転換教育課程および導入教育課程について」の分析を行った。本学では、これらの教育成果の検証を通じて、更なる教育の質的転換を図っている。

②卒業生アンケートの実施

本学では、2015（平成27）年度から、卒業式・学位記授与式において、学部（一部及び二部）の卒業生を対象とする「卒業生アンケート」を実施している。4年間の大学生活を終えた卒業生が、大学で過ごした学生生活全般を振り返りどのような意見・感想を持っているのか。また、成長感や正課外の満足度等を確認することで、今後の本学の教育改善に役立てている。

(5) 大学院における教育改革の推進

① 3つのポリシーの改正

2016（平成28）年度に改正された入学者に関する受入れ方針に加え、2017（平成29）年度は、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改正を行った。

②各研究科（各専攻）における改革の推進

社会の要請に即した魅力ある大学院教育の実現に向けて、各研究科において新コース設置や新カリキュラムの検討を行っている。

③新たな入学試験方式の導入

受験生の負担を軽減し、幅広い層から志願者を増やすことを目的として、経済学研究科経済学専攻エコノミックリサーチコース、文学研究科心理学専攻、商学研究科商学専攻・会計学専攻では、修士課程一般入試において外部試験（経済学検定試験、TOEFL等）を利用した入学試験方式を導入した。

④外国人留学生のためのチューター制度の導入

修士課程に在学する外国人留学生が、論文又は特定の課題についての研究成果（リサーチ・ペーパー）を作成する際、チューターによる指導や助言等を受けられる支援制度を導入した。

3. 更なる改善・改革に向けて

これまで、学部における教育・研究については学部長会、大学院における教育・研究については大学院委員会が、各々の内部質保証に責任を持つ機関として機能してきた。しかし、内部質保証のさらなる推進のためには、学部と大学院が一体となった全学的な内部質保証の整備が必要となっている。今後、教学マネジメントの機能も含め、本学における適切な内部質保証システムの整備に向けて検討を進め、早期の導入を図ることとする。

以 上

「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」
による自己評価結果

第12期「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート」による自己評価結果

基準1 理念・目的

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)		
(1)大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	1-1	大学としてふさわしい理念・目的を適切に設定しているか。	運営委員会	A ○			
	1-2	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定しているか。	経済学科(一部)	A ○			
			国際経済学科	A ○			
			経済学科(二部)	A ○			
			法律学科(一部)	A			
			政治学科	A			
			法律学科(二部)	A			
			経営学科	A ○			
			マーケティング学科(一部)	A ○			
			会計学科	A ○			
			マーケティング学科(二部)	A ○			
			日本語学科	A ○			
			日本文学文化学科	A ○			
			英語英米文学科	A ○			
			哲学科	A ○			
			歴史学科	A ○			
			環境地理学科	A ○			
			人文・シヤーナリズム学科	A ○			
			ネットワーク情報学科	A ○			
			心理学科	A ○			
			社会学科	A ○			
			経済学研究科(修)	A ○			
			経済学研究科(博)	A ○			
			法学研究科(修)	A ○			
			法学研究科(博)	A ○			
			文学研究科(修)	A ○			
			文学研究科(博)	A ○			
			経営学研究科(修)	A ○			
			経営学研究科(博)	A ○			
			商学研究科(修)	A ○			
			商学研究科(博)	A ○			
			1-3	大学の理念・目的と学部・研究科の目的は、連関しているか。	経済学科(一部)	A ○	
			1-2	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定しているか。	国際経済学科	A ○	
					経済学科(二部)	A ○	
	法律学科(一部)	A					
	政治学科	A					
	法律学科(二部)	A					
	経営学科	A ○					
	マーケティング学科(一部)	A ○					
	会計学科	A ○					
	マーケティング学科(二部)	A ○					
	日本語学科	A ○					
	日本文学文化学科	A ○					
	英語英米文学科	A ○					
	哲学科	A ○					
	歴史学科	A ○					
	環境地理学科	A ○					
人文・シヤーナリズム学科	A ○						
ネットワーク情報学科	B ○	「学部の教育研究上の目的」は学則に記述されているため、学則の変更が必要となる。現在、2019年度入学生からのカリキュラム改訂の準備を進めているため、それにあわせて、「学部の教育研究上の目的」の記述について検討し改定を行う。また、カリキュラム改訂、「学部の教育研究上の目的」の変更は、DP、CPIにも影響が及ぶので、DP、CPIも含めて検討する予定である。					
心理学科	B ○	建学の精神を含めた大学の理念・目的と心理学科の目的との連関について記載する					
社会学科	A ○						
経済学研究科(修)	A ○						
経済学研究科(博)	A ○						
法学研究科(修)	A ○						
法学研究科(博)	A ○						
文学研究科(修)	A ○						
文学研究科(博)	A ○						
経営学研究科(修)	A ○						
経営学研究科(博)	A ○						
商学研究科(修)	A ○						
商学研究科(博)	A ○						
(2)大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	1-4	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。			経済学科(一部)	A ○	
1-2	学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定しているか。	国際経済学科			A ○		
		経済学科(二部)			A ○		
		法律学科(一部)			A		
		政治学科	A				
		法律学科(二部)	A				
		経営学科	A ○				
		マーケティング学科(一部)	A ○				
		会計学科	A ○				
		マーケティング学科(二部)	A ○				
		日本語学科	A ○				
		日本文学文化学科	A ○				
		英語英米文学科	A ○				
		哲学科	A ○				
		歴史学科	A ○				
		環境地理学科	A ○				
		人文・シヤーナリズム学科	A ○				
		ネットワーク情報学科	A ○				
		心理学科	A ○				
		社会学科	A ○				
		経済学研究科(修)	A ○				
		経済学研究科(博)	A ○				
		法学研究科(修)	A ○				
		法学研究科(博)	A ○				
		文学研究科(修)	A ○				
		文学研究科(博)	A ○				
		経営学研究科(修)	A ○				

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
	1-5	教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知及び公表しているか。	経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
			運営委員会	A ○	
			経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	S ○	日本語学科オリジナルページを作成し、学科の理念の具現化であるカリキュラム内容に関する情報発信を行っている。https://www.senshu-u.ac.jp/School/nichigo/
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	S ○	大学および文学部のパンフレットに加えて、学科独自のパンフレットや、学科のオリジナル・ホームページを設けて学科の理念・目的を周知している。また、「高校教員研修プログラム」(毎年7月末)の開催や、『専修史学』(年2回)および『専修考古学』(年1回)の発行を通じて、学科の研究・教育目的とその成果を公表している。
			環境地理学科	A	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
法学研究科(博)	A ○				
文学研究科(修)	A ○				
文学研究科(博)	A ○				
経営学研究科(修)	B	全学HPの改訂に伴い、研究科のHPの充実を図るべく、日本人学生のみならず、留学生に対してもアピールできるHPへの変更を検討している。			
経営学研究科(博)	B				
商学研究科(修)	A ○				
商学研究科(博)	A ○				
1-6	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	運営委員会	B ○	創立140年を迎える向こう5年間を「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に掲げ、7つの事業領域(「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」)を中心に強化を進め、学校法人専修大学創立150年に向けて、大学基盤の整備を推進することを示している。なお、中長期計画については、上述した7つの事業領域の「経営・財務」の具体的な取り組みにおいて、「中期計画策定の検討」を掲げていることから、今後の検討である。	

基準2 内部質保証

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1)内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	2-1	内部質保証に関する大学の基本的な考え方を明示しているか。	運営委員会	B ○	専修大学学則第1条の3では、教育研究水準の向上に資するために自己点検・評価を行うとあり、自己点検・評価規程(第1条)においても同様の目的を掲げているが、いずれも自己点検・評価に関するものである。内部質保証に関する大学の基本的な考え方を含めた内部質保証のための全学的な方針を策定するには至っていない。
	2-2	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担は明確であるか。	運営委員会	B ○	2014(平成26)年の大学評価において付された「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」との指摘を受け、本学では自己点検・評価委員会において専修大学内部質保証システム体系についての検討を行い、体系図の原案を作成した。体系図では、既存の委員会の役割や内部質保証の推進に責任を負う組織の位置付けについて触れ、今後の検討としている。
	2-3	教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)を明示しているか。	運営委員会	B	項番「2-2」と同様、専修大学内部質保証システム体系図が検討段階であるため、PDCAサイクルの運用プロセスについても今後の検討としている。
(2)内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	2-4	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備しているか。	運営委員会	B ○	本学の第11期(2015(平成27)・2016(平成28)年度)自己点検・評価活動において、自己点検・評価運営委員会内に「内部質保証検討部会」を設置し、その中で大学全体の内部質保証に責任を負う組織の設置についての検討及び学長・学部長に対し報告を行った。現状において組織の整備には至っていないが、体制整備に向けて今後の検討としている。
	2-5	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成は明確であるか。	運営委員会	B	本学では、教学に係わる全学的な事項については、学部長及び大学院委員会が中心となり審議を行っている。現状においては、項番「2-4」同様に体制整備に向けての準備段階である。
(3)方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	2-6	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。	運営委員会	A ○	
	2-7	内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みは、有効に機能しているか。	運営委員会	B	項番「2-2」と同様、専修大学内部質保証システム体系図が検討段階であるため、PDCAサイクルの運用プロセスについても今後の検討としている。
	2-8	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対し、適切な対応をとっているか。	運営委員会	A ○	
	2-9	点検・評価における客観性、妥当性は確保されているか。	運営委員会	B ○	本学が2014(平成26)年度に受審した大学評価結果において「ステークホルダーである保護者からの意見聴取は行われているが、今後は、学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるためのさらなる工夫も望まれる」との指摘を受けた。これを受け、項番「2-2」で述べたとおり、専修大学内部質保証システム体系図を作成し、その中において「ステークホルダーの参画」についても触れている。
	2-10	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表は適切であるか。	運営委員会	A ○	
	2-11	公表する情報は、正確かつ信頼できるものであるか。	運営委員会	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
	2-12	公表する情報は、適切な頻度で更新しているか。	運営委員会	A ○	
(5)内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	2-13	全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性について、定期的に点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「2-1」～「2-12」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	2-14	適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「2-1」～「2-12」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	2-15	内部質保証に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「2-1」～「2-12」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準3 教育研究組織

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価(案)	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1)大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	3-1	大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成は適合しているか。	運営委員会	A ○	
	3-2	大学の理念・目的と附置研究所、センター等その他の施設の設置状況は適切であるか。	運営委員会	A ○	
	3-3	教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮しているか。	運営委員会	A ○	
(2)教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	3-4	教育研究組織の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき定期的に点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「3-1」～「3-4」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	3-5	教育研究組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「3-1」～「3-4」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準4 教育課程・学習成果

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1)授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	4-1	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
法学研究科(博)	A ○				
文学研究科(修)	A ○				
文学研究科(博)	A ○				
経営学研究科(修)	A ○				
経営学研究科(博)	A ○				
商学研究科(修)	A ○				
商学研究科(博)	A ○				
(2)授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	4-2	「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)		
			法学研究科(博)	A ○			
			文学研究科(修)	A ○			
			文学研究科(博)	A ○			
			経営学研究科(修)	A ○			
			経営学研究科(博)	A ○			
			商学研究科(修)	A ○			
			商学研究科(博)	A ○			
			4-3	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は、適切に関連しているか。	経済学科(一部)	A ○	
					国際経済学科	A ○	
					経済学科(二部)	A ○	
					法律学科(一部)	A	
					政治学科	A	
					法律学科(二部)	A	
					経営学科	A ○	
					マーケティング学科(一部)	A ○	
					会計学科	A ○	
					マーケティング学科(二部)	A ○	
					日本語学科	A ○	
					日本文学文化学科	A ○	
					英語英米文学科	A ○	
					哲学科	A ○	
					歴史学科	A ○	
					環境地理学科	A ○	
					人文・ジャーナリズム学科	A ○	
					ネットワーク情報学科	A ○	
					心理学科	A ○	
					社会学科	A ○	
					経済学研究科(修)	A ○	
					経済学研究科(博)	A ○	
					法学研究科(修)	A ○	
					法学研究科(博)	A ○	
					文学研究科(修)	A ○	
					文学研究科(博)	A ○	
		経営学研究科(修)	A ○				
		経営学研究科(博)	A ○				
		商学研究科(修)	A ○				
		商学研究科(博)	A ○				
(3)教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	4-4	教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合しているか。	経済学科(一部)	A ○			
			国際経済学科	A ○			
			経済学科(二部)	A ○			
			法律学科(一部)	A			
			政治学科	A			
			法律学科(二部)	A			
			経営学科	A ○			
			マーケティング学科(一部)	A ○			
			会計学科	A ○			
			マーケティング学科(二部)	A ○			
			日本語学科	A ○			
			日本文学文化学科	A ○			
			英語英米文学科	A ○			
			哲学科	A ○			
			歴史学科	A ○			
			環境地理学科	A ○			
			人文・ジャーナリズム学科	A ○			
			ネットワーク情報学科	A ○			
			心理学科	A ○			
			社会学科	A ○			
			経済学研究科(修)	A ○			
			経済学研究科(博)	A ○			
			法学研究科(修)	A ○			
			法学研究科(博)	A ○			
			文学研究科(修)	A ○			
			文学研究科(博)	A ○			
			経営学研究科(修)	A ○			
			経営学研究科(博)	A ○			
			商学研究科(修)	A ○			
			商学研究科(博)	A ○			
	4-5	教育課程の編成にあたっては、順次性及び体系性を配慮しているか。	経済学科(一部)	A ○			
			国際経済学科	A ○			
			経済学科(二部)	A ○			
			法律学科(一部)	B			
			政治学科	A			
			法律学科(二部)	A			
			経営学科	A ○			
			マーケティング学科(一部)	A ○			
			会計学科	A ○			
			マーケティング学科(二部)	A ○			
			日本語学科	A ○			
			日本文学文化学科	A ○			
			英語英米文学科	A ○			
			哲学科	A ○			
			歴史学科	A ○			
			環境地理学科	A ○			
			人文・ジャーナリズム学科	A ○			
			ネットワーク情報学科	A ○			
			心理学科	S ○	基礎実験1, 基礎実験2, 専門科目, 心理学購読, 心理学研究法へと系統的に心理学の学習が進むように配慮されている。		

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			社会学科	B ○	順次性や体系性については、教育課程において配慮しているが、その実効性については、継続的な評価などの取り組みを強化する必要がある。 経済学の基礎知識が定着していない社会人等への教育プログラムを検討中
			経済学研究科(修)	B	
			経済学研究科(博)	A	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-6	単位制度の趣旨に沿った単位の設定を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-7	個々の授業科目の内容及び方法は適切であるか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A	
			経済学研究科(博)	A	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-8	授業科目の位置づけ(必修、選択等)は適切であるか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	B	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	B ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
					2020年の新学部への移行に合わせて、必修科目の見直しを行うこととし、すでに検討を開始している。

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-9	<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	B	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	B ○	「専門入門ゼミナール」においてゼミナールの意義を十分に理解させる指導を行うとともに、学生が主体的に「ゼミナール」を選ぶことができる環境を構築する。
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	S ○	入門ゼミナールに加えて、心理学基礎実験IIにより高大接続に配慮している。
			社会学科	A ○	
	4-10	<学士課程>教養教育と専門教育の適切な配置を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	B ○	教養教育と専門教育は適切に配置されているが、専門教育と教養教育の連携のありかたについては検討および改善の余地がある。
	4-11	<修士・博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮を行っているか。	経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	S ○	各学問領域のコア分野を設定し講義・演習を体系的に配置し、『大学院要項』に掲載している。
			文学研究科(博)	S ○	
			経営学研究科(修)	B ○	副指導教授制度の導入を目指し、演習科目に関する内容を検討している。
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-12	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)		
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	B ○	国際交流センターとの連携を強化することによって、国際化社会で活躍できる人材の育成に配慮した教育を展開する。
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)	
(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	4-13	各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置は適切であるか。(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)	社会学科	B	○	資格取得を可能にするなど、ある程度の取り組みはなされているが、自立を図る能力育成にかんしては、社会のニーズをよりの確にはかるなど、改善の余地がある。
			経済学科(一部)	A	○	
			国際経済学科	A	○	
			経済学科(二部)	A	○	
			法律学科(一部)	A		
			政治学科	A		
			法律学科(二部)	A		
			経営学科	A	○	
			マーケティング学科(一部)	A	○	
			会計学科	A	○	
			マーケティング学科(二部)	A	○	
			日本語学科	A	○	
			日本文学文化学科	A	○	
	英語英米文学科	A	○			
	哲学科	A	○			
	歴史学科	A	○			
	環境地理学科	A	○			
	人文・シヤーマリズム学科	A	○			
	ネットワーク情報学科	A	○			
	心理学科	A	○			
	社会学科	A	○			
	4-14	シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)を適切に行っているか。	経済学科(一部)	A	○	
			国際経済学科	A	○	
			経済学科(二部)	A	○	
			法律学科(一部)	A		
			政治学科	A		
			法律学科(二部)	A		
			経営学科	A	○	
			マーケティング学科(一部)	A	○	
			会計学科	A	○	
			マーケティング学科(二部)	A	○	
			日本語学科	A	○	
			日本文学文化学科	A	○	
英語英米文学科			A	○		
哲学科			A	○		
歴史学科			A	○		
環境地理学科			A	○		
人文・シヤーマリズム学科			A	○		
ネットワーク情報学科			A	○		
心理学科			A	○		
社会学科			A	○		
経済学研究科(修)	A	○				
経済学研究科(博)	A	○				
法学研究科(修)	A	○				
法学研究科(博)	A	○				
文学研究科(修)	A	○				
文学研究科(博)	A	○				
経営学研究科(修)	A	○				
経営学研究科(博)	A	○				
商学研究科(修)	A					
商学研究科(博)	A					
4-15	学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法は適切であるか。	経済学科(一部)	A	○		
		国際経済学科	A	○		
		経済学科(二部)	A	○		
		法律学科(一部)	A			
		政治学科	A			
		法律学科(二部)	B			
		経営学科	A	○		
		マーケティング学科(一部)	S			平成29年度にアクティブ・ラーニング科目を増加した。
		会計学科	S			平成28年度よりアクティブ・ラーニング科目を導入した。
		マーケティング学科(二部)	A	○		「ゼミナール」「卒業論文」の成果について学生が実感でき、互いに切磋琢磨できる取り組みを行う。
		日本語学科	B	○		
		日本文学文化学科	A	○		
		英語英米文学科	A	○		
哲学科	A	○				
歴史学科	A		教員同士が勉強会を実施して授業形態・授業内容を相互学習している。そこでの成果を教員が自主的に個々の授業で展開しているが、組織的な展開には至っていない。実態を調査して組織的な展開となるような方策を検討していく予定である。			
環境地理学科	A	○				
人文・シヤーマリズム学科	A	○				
ネットワーク情報学科	B	○				
心理学科	A	○				
社会学科	A	○				
4-16	<学士課程>授業形態に配慮した1授業あたりの学生数は適切であるか。	経済学科(一部)	A	○		
		国際経済学科	A	○		
		経済学科(二部)	A	○		
		法律学科(一部)	B			
		政治学科	B			
		法律学科(二部)	A			
		経営学科	A	○		
		マーケティング学科(一部)	A	○		
		会計学科	S	○		演習的要素のある簿記科目については、開講クラスを複数設けることによって、1クラスあたりの履修者数を他の科目よりも少なめに調整している。
		マーケティング学科(二部)	A	○		
日本語学科	A	○				
日本文学文化学科	A	○				
英語英米文学科	A	○				

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)	
(5)成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	4-17	<学士課程>適切な履修指導を行っているか。	哲学科	A	○	実質を伴う心理学教育のために、講読・心理学研究法・臨床心理実習などの講義では少人数で実施している。
			歴史学科	A	○	
			環境地理学科	A	○	
			人文・シヤーマリズム学科	A	○	
			ネットワーク情報学科	A	○	
			心理学	S	○	
			社会学	A	○	
			経済学科(一部)	A	○	
			国際経済学科	A	○	
			経済学科(二部)	A	○	
			法律学科(一部)	A	○	
			政治学科	A	○	
			法律学科(二部)	A	○	
			経営学科	A	○	
			マーケティング学科(一部)	A	○	
			会計学科	A	○	
			マーケティング学科(二部)	A	○	
	日本語学科	A	○			
	日本文学文化学科	A	○			
	英語英米文学科	A	○			
	哲学科	A	○			
	歴史学科	A	○			
	環境地理学科	A	○			
	人文・シヤーマリズム学科	A	○			
	ネットワーク情報学科	A	○			
	心理学	A	○			
	社会学	A	○			
	4-18	<修士課程・博士後期課程>研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導は適切であるか。	経済学研究科(修)	A	○	
			経済学研究科(博)	A	○	
			法学研究科(修)	A	○	
			法学研究科(博)	A	○	
			文学研究科(修)	A	○	
			文学研究科(博)	A	○	
			経営学研究科(修)	A	○	
			経営学研究科(博)	A	○	
			商学研究科(修)	A	○	
			商学研究科(博)	A	○	
			経済学科(一部)	A	○	
			国際経済学科	A	○	
			経済学科(二部)	A	○	
			法律学科(一部)	A	○	
政治学科	A	○				
法律学科(二部)	A	○				
経営学科	A	○				
マーケティング学科(一部)	A	○				
会計学科	A	○				
マーケティング学科(二部)	A	○				
日本語学科	A	○				
日本文学文化学科	A	○				
英語英米文学科	A	○				
哲学科	A	○				
歴史学科	A	○				
環境地理学科	A	○				
人文・シヤーマリズム学科	A	○				
ネットワーク情報学科	B	○	予習復習を含めた45時間の学習時間をもつての単位認定が必要となるが、平成29年度よりシラバスに時間外学習の内容と時間数の記述を求めたばかりで、実際の記述内容にばらつきがある。シラバス執筆依頼の前に教員に対して趣旨を説明し、徹底していく予定である。			
心理学	A	○				
社会学	A	○				
経済学研究科(修)	A	○				
経済学研究科(博)	A	○				
法学研究科(修)	A	○				
法学研究科(博)	A	○				
文学研究科(修)	A	○				
文学研究科(博)	A	○				
経営学研究科(修)	A	○				
経営学研究科(博)	A	○				
商学研究科(修)	A	○				
商学研究科(博)	A	○				
4-20	既修得単位の適切な認定を行っているか。	経済学科(一部)	A	○		
		国際経済学科	A	○		
		経済学科(二部)	A	○		
		法律学科(一部)	A	○		
		政治学科	A	○		
		法律学科(二部)	A	○		
		経営学科	A	○		
		マーケティング学科(一部)	A	○		
		会計学科	A	○		
		マーケティング学科(二部)	A	○		
		日本語学科	A	○		
		日本文学文化学科	A	○		
		英語英米文学科	A	○		
		哲学科	A	○		
歴史学科	A	○				
環境地理学科	A	○				
人文・シヤーマリズム学科	A	○				
ネットワーク情報学科	A	○				

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A	
			経済学研究科(博)	A	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-21	成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を講じているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	B ○	複数教員が担当する科目においては、成績基準が揃うようチーフ教員を中心に担当者間で協議を行い、客観性、厳格性が確保されるよう努めている。しかし、それ以外の科目に対しては、各教員に任されており担保する措置は特にはない。今後は、成績評価分布の基準の設定等の対応を検討している。
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-22	卒業・修了要件を明示しているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	4-23	学位論文審査がある場合、学位論文審査基準を明示しているか。	経済学科(一部)		
			国際経済学科		
			経済学科(二部)		
			法律学科(一部)		
			政治学科		
			法律学科(二部)		
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)		
			会計学科		
			マーケティング学科(二部)		
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			歴史学科	A	
			環境地理学科	B	○
			人文・シヤーマリズム学科	A	○
			ネットワーク情報学科		
			心理学科	A	○
			社会学科	A	○
			経済学研究科(修)	A	○
			経済学研究科(博)	A	○
			法学研究科(修)	A	○
			法学研究科(博)	A	○
			文学研究科(修)	A	○
			文学研究科(博)	A	○
			経営学研究科(修)	A	○
			経営学研究科(博)	B	課程博士論文提出に至るプロセス・基準に関して、現在見直しを検討している。
			商学研究科(修)	A	○
			商学研究科(博)	A	○
4-24	学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じているか。	経済学科(一部)	A	○	
		国際経済学科	A	○	
		経済学科(二部)	A	○	
		法律学科(一部)	A		
		政治学科	A		
		法律学科(二部)	A		
		経営学科	A	○	
		マーケティング学科(一部)	A	○	
		会計学科	A	○	
		マーケティング学科(二部)	A	○	
		日本語学科	A		
		日本文学文化学科	A	○	
		英語英米文学科	A	○	
		哲学科	A	○	
		歴史学科	A		
		環境地理学科	S	○	公開の発表会の形式で口述試験を行い、学科の全教員がこれに参加して評価を行っている。
		人文・シヤーマリズム学科	A	○	
		ネットワーク情報学科	B	○	学位認定は、卒業要件単位を充足しているかどうかで判定しており、その処理と手続きの厳格性は担保されているが、その元となる各科目の成績評価において、4-21で示した問題点が存在するため、4-21で示した対応を検討している。
		心理学科	A	○	
		社会学科	A	○	
		経済学研究科(修)	A	○	
		経済学研究科(博)	A	○	
		法学研究科(修)	A	○	
		法学研究科(博)	A	○	
		文学研究科(修)	A	○	
		文学研究科(博)	A	○	
		経営学研究科(修)	A	○	
		経営学研究科(博)	B		口頭試験の公開などを実施しているものの、明文化されていないため、現在内規を策定中である。
		商学研究科(修)	A	○	
		商学研究科(博)	A	○	
4-25	学位授与に係る責任体制及び手続を明示しているか。	経済学科(一部)	A	○	
		国際経済学科	A	○	
		経済学科(二部)	A	○	
		法律学科(一部)	A		
		政治学科	A		
		法律学科(二部)	A		
		経営学科	A	○	
		マーケティング学科(一部)	A	○	
		会計学科	A	○	
		マーケティング学科(二部)	A	○	
		日本語学科	A		
		日本文学文化学科	A	○	
		英語英米文学科	A	○	
		哲学科	A	○	
		歴史学科	A	○	
		環境地理学科	A	○	
		人文・シヤーマリズム学科	A	○	
		ネットワーク情報学科	A	○	
		心理学科	A	○	
		社会学科	A	○	
		経済学研究科(修)	A	○	
		経済学研究科(博)	S	○	博士論文受理時期を明確にするとともに、受理審査体制を厳格にした。
		法学研究科(修)	A	○	
		法学研究科(博)	A	○	
		文学研究科(修)	S	○	各専攻の責任体制を明確にし、文学研究科委員会で学位授与の承認という手続きを『大学院要項』に明示している。
		文学研究科(博)	S	○	
		経営学研究科(修)	A	○	
		経営学研究科(博)	A	○	
		商学研究科(修)	A	○	
		商学研究科(博)	A	○	
4-26	適切な学位授与を行っているか。	経済学科(一部)	A	○	
		国際経済学科	A	○	
		経済学科(二部)	A	○	
		法律学科(一部)	A		
		政治学科	A		
		法律学科(二部)	A		
		経営学科	A	○	
		マーケティング学科(一部)	A	○	
		会計学科	A	○	
		マーケティング学科(二部)	A	○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			日本語学科 A		
			日本文学文化学科 A	○	
			英語英米文学科 A	○	
			哲学科 A	○	
			歴史学科 A		
			環境地理学科 A	○	
			人文・ジャーナリズム学科 A	○	
			ネットワーク情報学科 B	○	4-24で示した問題点が存在しているため、4-21で示した対応を検討している。
			心理学科 A	○	
			社会学科 A	○	
			経済学研究科(修) A		
			経済学研究科(博) A		
			法学研究科(修) A	○	
			法学研究科(博) A	○	
			文学研究科(修) A	○	
			文学研究科(博) A	○	
			経営学研究科(修) A	○	
			経営学研究科(博) A	○	
			商学研究科(修) A	○	
			商学研究科(博) A	○	
(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	4-27	各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定を行っているか。	経済学科(一部) A	○	
			国際経済学科 A	○	
			経済学科(二部) A		
			法律学科(一部) A		
			政治学科 A		
			法律学科(二部) A		
			経営学科 A	○	
			マーケティング学科(一部) A	○	
			会計学科 A	○	
			マーケティング学科(二部) A	○	
			日本語学科 A		
			日本文学文化学科 A	○	
			英語英米文学科 A		
			哲学科 A		
			歴史学科 A		
			環境地理学科 A	○	
			人文・ジャーナリズム学科 A	○	
			ネットワーク情報学科 B	○	教務委員会を中心に、GPA及びプロジェクトでのルーブリックを使用できないか議論しているが、「適切な設定」という段階まで至っていない。今後、議論、研究を深めて適切に設定できるようにしていく。
			心理学科 A	○	
			社会学科 A	○	
			経済学研究科(修) B		課程で求める要件を定めているが、論文審査時の検証があいまいな面もあり、チェックシート化などを検討中
			経済学研究科(博) B		
			法学研究科(修) B		
			法学研究科(博) B		
			文学研究科(修) A	○	
			文学研究科(博) A	○	
			経営学研究科(修) A	○	
			経営学研究科(博) A	○	
			商学研究科(修) A	○	
			商学研究科(博) A	○	
	4-28	学習成果を把握及び評価するための方法(例:「アセスメント・テスト」「ルーブリックを活用した測定」「学習成果の測定を目的とした学生調査」「卒業生、就職先への意見聴取」)の開発を行っているか。	経済学科(一部) A	○	
			国際経済学科 A	○	
			経済学科(二部) A		
			法律学科(一部) A		
			政治学科 A		
			法律学科(二部) A		
			経営学科 A	○	
			マーケティング学科(一部) A	○	
			会計学科 A	○	
			マーケティング学科(二部) A	○	
			日本語学科 B		「卒業生、就職先への意見聴取」から取り組みを始めることとし、実施に向けての検討を開始する。
			日本文学文化学科 A	○	
			英語英米文学科 A	○	
			哲学科 A	○	
			歴史学科 A	○	
			環境地理学科 A	○	
			人文・ジャーナリズム学科 A	○	
			ネットワーク情報学科 B	○	「学習成果の測定を目的とした学生調査」を試行しているが、当該の調査が成果の測定として適切かどうか確認できていない。ルーブリックは検討段階にとどまっている。成果測定として適切なものとなるよう、議論・研究を進めていく。
			心理学科 A	○	
			社会学科 A	○	
			経済学研究科(修) A		
			経済学研究科(博) A		
			法学研究科(修) B		
			法学研究科(博) B		
			文学研究科(修) A	○	
			文学研究科(博) A	○	
			経営学研究科(修) B		本年度、学生に対するアンケートを実施し、学習成果の把握および評価をよりの確に測定できる方法を検討している。
			経営学研究科(博) B		
			商学研究科(修) A	○	
			商学研究科(博) A	○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(7)教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	4-29	教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「4-1」～「4-28」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	4-30	教育課程及びその内容、方法に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「4-1」～「4-28」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1)学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	5-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表を行っているか。	経済学科(一部)	A	
			国際経済学科	A	
			経済学科(二部)	A	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。	5-2		経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	B ○	社会人入試を研究計画書に重きを置いて判断するなど多様な人材を求める入試制度を制定しているが、求める多様な人材＝学生像の具体的な形を示せていない。
			経済学研究科(博)	B ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
(2)学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学希望者の選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学希望者を公正に実施しているか。	5-3	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学希望者の選抜制度を適切に設定しているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	B ○	学部で選抜方法を策定できる入試方式(AO入試、課程連携推薦入試、指定校推薦入試、留学生入試、一般F方式、大学センター試験利用型入試)については適切に設定できていると考えられるが、大学共通で選抜方法を定めている入試方式では今後協議をする必要がある。
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	5-4	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	入学試験関係	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	S ○	試験委員を任命して責任の所在とし、さらに文学研究科委員会・大学院委員会の二重チェック体制で行っている。
			文学研究科(博)	S ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	5-5	公正な入学者選抜を行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A ○	
			政治学科	A ○	
			法律学科(二部)	A ○	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	5-6	社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れなど、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A ○	
			政治学科	A ○	
			法律学科(二部)	A ○	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	S ○	外国人留学生は、外国人留学生向けの入試を実施しているほか、日本語学校からの指定校推薦制度も設けている。その結果、29年度は6名の外国人留学生が入学した。
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
			経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○	
			法学研究科(修)	A ○	
			法学研究科(博)	A ○	
			文学研究科(修)	A ○	
			文学研究科(博)	A ○	
			経営学研究科(修)	A ○	
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(3)適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	5-7	<学士課程>入学定員に対する入学者数比率は適切であるか。	運営委員会	B ○	本学学士課程の入学定員に対する入学者数比率は、概ね1.00～1.13倍の中に収まっているが、一部学部及び学科において1.14倍を超える超過率が見られる。
	5-8	<学士課程>収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。	運営委員会	A ○	
	5-9	<学士課程>収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応は適切であるか。	運営委員会	A ○	
	5-10	<修士課程・博士後期課程>収容定員に対する在籍学生数比率は適切であるか。	運営委員会	B ○	修士課程・博士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、一部において0.50倍(修士課程)、0.33倍(博士後期課程)に満たない研究科が見られる。
(4)学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	5-11	学生の受け入れに関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「5-1」～「5-10」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	5-12	学生の受け入れに関して、点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「5-1」～「5-10」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準6 教員・教員組織

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)		
(1)大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	6-1	各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を設定しているか。	運営委員会	A ○			
			経済学科(一部)	A ○			
			国際経済学科	A ○			
			経済学科(二部)	A ○			
			法律学科(一部)	A ○			
			政治学科	A ○			
			法律学科(二部)	A ○			
			経営学科	A ○			
			マーケティング学科(一部)	A ○			
			会計学科	A ○			
			マーケティング学科(二部)	A ○			
			日本語学科	A ○			
			日本文学文化学科	A ○			
			英語英米文学科	A ○			
			哲学科	A ○			
			歴史学科	A ○			
			環境地理学科	A ○			
			人文・ジャーナリズム学科	A ○			
			ネットワーク情報学科	B ○	学部長主導のもと、教務委員会、教授会で議論、確認を行い、結果として教員組織が適切に編制されていると考えられる。しかし明文化された方針は存在していないので、それを定める予定でいる。		
			心理学	A ○			
			社会学	A ○			
			経済学研究科(修)	A ○			
			経済学研究科(博)	A ○			
			法学研究科(修)	A ○			
			法学研究科(博)	A ○			
			文学研究科(修)	A ○			
			文学研究科(博)	A ○			
経営学研究科(修)	A ○						
経営学研究科(博)	A ○						
商学研究科(修)	A ○						
商学研究科(博)	A ○						
6-3	大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切であるか。	運営委員会	A ○				
(2)教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	6-4	教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の配置は適正であるか。	経済学科(一部)	A ○			
			国際経済学科	A ○			
			経済学科(二部)	A ○			
			法律学科(一部)	B ○			
			政治学科	A ○			
			法律学科(二部)	B ○			
			経営学科	A ○			
			マーケティング学科(一部)	A ○			
			会計学科	A ○			
			マーケティング学科(二部)	A ○			
			日本語学科	A ○			
			日本文学文化学科	S ○	学科内将来構想委員会の検討を踏まえ、平成28年度学科会議において専任教員の配置の見直しを行った		
			英語英米文学科	A ○			
			哲学科	A ○			
			歴史学科	A ○			
			環境地理学科	A ○			
			人文・ジャーナリズム学科	A ○			
			ネットワーク情報学科	A ○			
			心理学	A ○			
			社会学	A ○			
			6-5	研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置を行っているか。	経済学研究科(修)	A ○	
			経済学研究科(博)	A ○			
			法学研究科(修)	A ○			
			法学研究科(博)	A ○			
			文学研究科(修)	A ○			
			文学研究科(博)	A ○			
			経営学研究科(修)	A ○			

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
			経営学研究科(博)	A ○	
			商学研究科(修)	A ○	
			商学研究科(博)	A ○	
	6-6	各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)を適切に行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	B ○	女性教員の比率が非常に低い。
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	B ○	教員配置については、実務経験を有している教員が一定割合になるように考慮しているが、まだ国際性、男女比の考慮は行われていない。今後、編成方針明文化の際にどのような考慮をするか検討する。
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
	6-7	教員の授業担当負担への配慮を適切に行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	B	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	B ○	大学院の授業を持つと授業担当の負担が大きい。例えば、学部(5コマ以上)+大学院(4コマ)=9コマ以上を担当することになる。
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	S ○	学科内将来構想委員会の検討を踏まえ、平成28年度学科会議において専任教員の負担の平準化を行った
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A ○	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
	6-8	バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置を適切に行っているか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	B	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	B ○	若い教員が少ない。特に30代。
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A ○	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	B ○	若手(30代～40代半ば)及び女性教員の比率が低い。
			哲学科	A ○	
			歴史学科	B	教員の年齢にやや偏りがあり、60歳台の比率が高いが、新規採用時に年齢構成を考慮に入れることで、徐々に解消をめざす。
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	A ○	
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	
	6-9	学士課程における教養教育の運営体制は適切であるか。	経済学科(一部)	A ○	
			国際経済学科	A ○	
			経済学科(二部)	A ○	
			法律学科(一部)	A	
			政治学科	A	
			法律学科(二部)	A	
			経営学科	A ○	
			マーケティング学科(一部)	A ○	
			会計学科	A ○	
			マーケティング学科(二部)	A ○	
			日本語学科	A	
			日本文学文化学科	A ○	
			英語英米文学科	A ○	
			哲学科	A ○	
			歴史学科	A	
			環境地理学科	A ○	
			人文・ジャーナリズム学科	A ○	
			ネットワーク情報学科	B ○	人文社会基礎関連科目を学部として責任を持って提供できる仕組みを検討し始めている。
			心理学科	A ○	
			社会学科	A ○	

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)	
(3)教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	6-10	教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備を適切に行っているか。	運営委員会	A	○	
	6-11	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	運営委員会	A	○	
(4)ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	6-12	ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に行っているか。	教育開発支援	A	○	
	6-13	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果を活用しているか。	運営委員会	B	○	本学では、専任教員の昇格時及び学内研究助成の審査時において、教育研究活動の業績及び社会活動等を加味した審査をする組織的な取り組みを行っている。また、本学研究者データベースにこれらの活動状況を公開することにより、広く社会に情報発信を行っているが、これ以外に教員の業績を活用する取り組みは行われていない。
(5)教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	6-14	教員組織に関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会			項番「6-1」～「6-13」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	6-15	教員組織に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会			項番「6-1」～「6-13」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準7 学生支援

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)	
(1)学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	7-1	大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。	運営委員会	B	○	2014(平成26)年度の大学評価での指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では、学生支援に関する方針策定について検討を行った。運営委員会では、方針の検討にあたり、「学生支援マップ」を作成することから始め、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の下に学生支援に関する方針を置き、方針の下に置かれる具体的な学生支援として、修学、生活、キャリア、進路、その他の支援の5区分とした。今後は、同方針を広く明示していく予定である。
(2)学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	7-2	学生支援体制の適切な整備を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-3	学生の修学に関する適切な支援(学生の能力に応じた補習教育、補充教育)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-4	学生の修学に関する適切な支援(正課外教育)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-5	学生の修学に関する適切な支援(留学生等の多様な学生に対する修学支援)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-6	学生の修学に関する適切な支援(障がいのある学生に対する修学支援)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-7	学生の修学に関する適切な支援(成績不振の学生の状況把握と指導)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-8	学生の修学に関する適切な支援(留年者及び休学者の状況把握と対応)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-9	学生の修学に関する適切な支援(退学希望者の状況把握と対応)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-10	学生の修学に関する適切な支援(奨学金その他の経済的支援の整備)を行っているか。	学生生活	A	○	
	7-11	学生の生活に関する適切な支援(学生の相談に応じる体制の整備)を行っているか。	学生生活	A	○	
	7-12	学生の生活に関する適切な支援(ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備)を行っているか。	運営委員会	A	○	
	7-13	学生の生活に関する適切な支援(学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮)を行っているか。	学生生活	A	○	
	7-14	学生の進路(キャリア)に関する適切な支援(学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備)を行っているか。	キャリアデザイン	A	○	
	7-15	学生の進路(就職)に関する適切な支援(進路選択に関わる支援やガイダンスの実施)を行っているか。	就職指導	A	○	
7-16	学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。	学生生活	B	○	学生部では様々な形で正課外活動の支援を行ってきたが、現状では課外活動のための施設が十分とは言えない。部室等の不足、活動場所(教室貸し出し等) また、課外活動関連施設(部室等)に関する規程が昭和40年代に制定されたままで実情と合わない点が多い。新校舎落成により多少の改善はみられるものの、中長期的な視点でキャンパス整備をする中で改善が必要。特に神田校舎における課外活動関連施設の不足は深刻である。	
(3)学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	7-17	学生支援に関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会			項番「7-1」～「7-16」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	7-18	学生支援に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会			項番「7-1」～「7-16」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準8 教育研究等環境

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	8-1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示を行っているか。	運営委員会	B	本学では、21世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を掲げるとともに、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭に大学運営を行っているが、教育研究等環境に関する方針の設定は行っていない。
(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	8-2	ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等を整備しているか。	運営委員会	A	○
	8-3	施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保を行っているか。	運営委員会	A	○
	8-4	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備を行っているか。	運営委員会	A	○
	8-5	学生の自主的な学習を促進するための環境整備を行っているか。	運営委員会	A	○
	8-6	教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みを行っているか。	運営委員会	A	○
(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	8-7	図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか。	図書館	A	○
	8-8	国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか。	図書館	A	○
	8-9	学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか。	図書館	A	○
	8-10	学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)を整備しているか。	図書館	A	○
	8-11	図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。	図書館	A	○
(4) 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	8-12	大学としての研究に対する基本的な考えを明示しているか。	運営委員会	A	○
	8-13	研究費を適切に支給しているか。	運営委員会	A	○
	8-14	外部資金獲得のための支援を行っているか。	運営委員会	A	○
	8-15	研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間保障等を行っているか。	運営委員会	A	○
(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	8-16	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制を整備しているか。	教育開発支援 社会知性開発研究	A	○
	8-17	研究倫理を遵守するための規程を整備しているか。	運営委員会	A	○
	8-18	コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施しているか。	運営委員会	A	○
	8-19	研究倫理に関する学内審査機関の整備を行っているか。	運営委員会	A	○
(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	8-20	教育研究環境に関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「8-1」～「8-19」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	8-21	教育研究環境に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「8-1」～「8-19」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

基準9 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	番号	チェック項目	自己評価	根拠資料	長所・特色(自己評価Sの場合)又は改善点・今後の見通し(自己評価B又はCの場合)
(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	9-1	大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に明示しているか。	運営委員会	A	○
(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	9-2	学外組織との適切な連携体制を取っているか。	運営委員会	A	○
	9-3	社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進を行っているか。	運営委員会	A	○
	9-4	地域交流、国際交流事業への参加を行っているか。	運営委員会	A	○
(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	9-5	社会連携・社会貢献に関して、適切な根拠(資料、情報)に基づき点検・評価を行っているか。	運営委員会		項番「9-1」～「9-4」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。
	9-6	社会連携・社会貢献に関して、点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組みを行っているか。	運営委員会		項番「9-1」～「9-4」の記述内容等を踏まえ、今後、運営委員会内で判断する。

全学自己点検・評価

全学自己点検・評価

自己点検・評価運営委員会では、公益財団法人大学基準協会が定める「大学基準」の適切性について、全学的な視点から点検・評価を行った（基準3及び基準10を除く）。

点検・評価にあたっては、はじめに、「第2期大学評価結果」「取り組み状況チェックシートによる自己評価結果」を確認したうえで、第3期大学評価より導入される「基礎要件確認シート」を作成し、主に法令要件やその他基礎的な要件に関わる点検を行った。その後、基準ごとに更なる点検を行い、特に各基準の「方針」を中心に確認を行った。

なお、本学では、新学部・学科の設置及びカリキュラム改正を予定しているが、活動の範囲は原則として既存の教育課程に限定することとした。

<基準1：理念・目的について>

(1) 大学の理念・目的の公表について

「大学の理念・目的の公表」については、「建学の精神」及び「専修大学21世紀ビジョン『社会知性の開発』」などを大学ホームページに公表していることを確認した。

(2) 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表について

「学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表」については、大学設置基準第2条及び大学院設置基準第1条の2において、学則等への規定が義務付けられている。学部に関しては学則第2条の2、大学院に関しては大学院学則第5条の2に規定し、ホームページを通して公表していることを確認した。

(3) 全学・学部・研究科の人材育成の目的とその他の教育研究上の目的の確認について

全学・学部・研究科の人材育成の目的とその他の教育研究上の目的については、大学基準協会の「大学基準」に示された「大学の持つ個性や特徴を明らかにするものであること」「高度の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容であること」の2点をポイントとして確認を行った。確認結果については、次の2点である。

1点目は、各学部の教育研究上の目的に関して、人材育成という視点については比較的意識した内容となっているが、学術文化の研究機関としてふさわしい内容という視点については、触れられていない学部・研究科が見られること。2点目は、教育研究上の目的は、3つの方針の起点にもあたる重要なものでもあるので、学則（大学院学則）改正が伴うものではあるものの、必要であれば修正する必要があると思われること。

<基準2：内部質保証について>

(1) 各種情報（点検・評価結果、教育情報、財務関係）の公表について

「点検・評価結果の公表」については、学校教育法第109条において、自己点検・評価を行うことと結果を公表することが義務付けられている。本学では、ホームページ上に「自己点検・評価報告書」及び第2期大学評価結果の全文を公表していることを確認した。

「教育情報の公表」については、学校教育法施行規則第172条の2で公表が義務付けられている。これらについてもホームページを通して公表していることを確認した。

「財務関係書類（財務諸表）の公表」については、私立学校法第47条等で公表が義務付けられている。これらについてもホームページを通して公表していることを確認した。

(2) 内部質保証のための全学的な方針及び手続きの明示について

内部質保証に関する大学の基本的な考え方について、本学では「教育研究水準の向上に資するために自己点検・評価を行う」と学則や自己点検・評価規程に規定しているが、いずれも、自己点検・評価に関するものであり、内部質保証に関する方針とまでは言えないことを確認した。また、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備についても明確となっていないことを確認した。

なお、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備については、引き続き、全学的な見地からの検討を促したい。

<基準4：教育課程・学習成果について>

(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表について

「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表」については、学校教育法施行規則第165条の2、第172条の2で公表が義務付けられている。こちらについては、全学部学科・全研究科がホームページを通して公表していることを確認した。

(2) 履修登録単位数の上限設定について

「履修登録単位の上限設定」については、大学設置基準第27条の2において「学生が一年間又は一学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされている。また、大学基準協会では、「1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している」ことを目安としている。本学では、二部を含む全ての学部で50単位未満に設定されていることを確認した。なお、上限緩和措置に関しては行っていないが、資格課程科目や一部の単位認定科目については履修上限に含めないとしている。

(3) 1学期の授業期間と単位計算について

「1学期の授業期間と単位計算」の「授業期間」については、大学設置基準第23条において「十週又は十五週にわたる期間を単位として行う」とされており、本学では学則において「15週にわたることを原則とする」ことを定めていることを確認した。

「単位計算」については、大学設置基準第21条第2項において「一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」とされており、授業時間についても、講義・演習と実験・実習・実技ごとに規定されている。本学では、授業の時間に関しては学則第6条において規定しているが、1単位あたりの学習時間に関しては、学則上に明確な表記がないことを確認した。

(4) 卒業・修了要件の設定及び明示について

「卒業・修了要件の設定及び明示」については、大学設置基準第32条1項において「大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得する」とされており、これに基づき本学学部の卒業単位数は学則第5条において124単位と定めていることを確認した。

「既修得認定等の単位数の上限」については、大学設置基準第28条「他大学又は短期大学における授業科目の履修等」、同第29条「大学以外の教育施設等における学修」、同第30条「入学前の既修得単位等の認定」にそれぞれ規定されており、これらの合計が60単位を定められている。本学の学則では、大学設置基準第28条に該当する内容については学則第16条の3に規定しているが、大学設置基準第30条に該当する内容を学則上に明記していないことを確認した。

(5) 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示について（修士・博士後期課程）

「研究指導計画及び学位論文審査基準の明示（修士・博士課程）」については、大学院設置基準第14条の2において明示が義務付けられている。本学では、大学院学則第6条の10において規定されていることを確認した。なお、明示に関しては、シラバスとしてホームページ上に公開していることを確認した。

「学位論文審査基準」に関しては、各研究科ともに「大学院要項」に記載しているが、経営学研究科に関しては「参考資料」扱いとして紹介しており、この位置付けが指摘される可能性があることを確認した。

(6) 全学・学部・研究科の学位授与の方針の確認について

ア) 全学・学部の学位授与の方針の確認について

全学・学部の学位授与の方針については、大学基準協会の「大学基準」に示された「修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示した学位授与方針を具体的に示していること」をポイントとして確認を行った。確認結果は、次の2点である。

1点目は、全学（学部）の「(4) 大学における学修で身につけた知識・技能を活用し、創造的かつ主体的に社会の諸課題に取り組むことができる(思考・判断)」とあるが、内容からすると「思考・判断」よりも「行動力」「実践力」のように感じられること。2点目は、卒業要件単位（124 単位）に関する記述が無い学部がある。この点について統一しておく必要があるのではないかと。また、卒業要件単位（124 単位）は全学部共通であるため、全学（学部）に記述しておいても良いと思われること。

イ) 大学院研究科の学位授与の方針の確認について

大学院研究科の学位授与の方針に関しては、2017（平成 29）年 10 月に大学院委員会から各研究科に対し、方針の見直し（改正）の依頼がされており、現在、各研究科（専攻）において検討作業が行われている。そのため、現在の学位授与方針の内容を確認しつつも、このような大学院の動きを注視することとした。

(7) 全学・学部・研究科の教育課程の編成・実施方針の確認について

ア) 全学・学部の教育課程の編成・実施方針の確認について

全学・学部の教育課程の編成・実施方針については、大学基準協会の「大学基準」に示された「学位授与の方針に基づき、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を示していること」「学位授与の方針と教育課程の編成・実施方針の一体性・整合性が取れていること」の2点をポイントとして確認を行った。確認結果は、次の3点である。

1点目は、教育課程の編成・実施方針の「(3) 学修成果の評価方法」の内容が、学位授与の方針の内容と整合しているかを重点的に確認した。その結果、対応していない学科が複数見受けられたこと。2点目は、国際経済学科、マーケティング学科、会計学科の各学科では、学位授与の方針の1つの項目に対し教育課程の編成・実施方針では2つ以上に分かれた記述となっている。教育課程の編成・実施方針の「(3) 学修成果の評価方法」は、教育課程ごとの記述となっているが、学位授与の方針の項目毎の記述としたほうが、整合性という観点では分かりやすいと思われること。3点目は学位授与の方針で用いている言葉と教育課程の編成・実施方針で用いている言葉が異なる事例も見受けられるので、統一した方が良いと思われること。

イ) 大学院研究科の教育課程の編成・実施方針の確認について

大学院研究科の教育課程の編成・実施方針に関しても、2017（平成 29）年 10 月に大学院委員会から各研究科に対し、方針の見直し（改正）の依頼がされており、現在、各研究科（専攻）において検討作業が行われている。そのため、現在の教育課程の編成・実施方針の内容を検証しつつも、このような大学院の動きを注視することとした。

<基準 5：学生の受け入れについて>

(1) 学生の受入れ方針の公表について

「学生の受入れ方針の公表」については、策定と公表が学校教育法施行規則第 165 条の 2、第 172 条の 2 で義務付けられている。本学では、全学部・全研究科がホームページを通して公表していることを確認した。

(2) 「定員管理」について

「定員管理」については、大学設置基準第 18 条において「収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする」と規定されている。また、同第 18 条第 3 項及び大学院設置基準第 10 条において、適正な定員管理が求められている。

学部では、2017（平成 29）年度における文学部歴史学科の収容定員充足率が 1.27 倍と高く、大学基準協会が定める提言のうち「改善課題」に該当することを確認した。また、大学院では、経済学研究科修士課程、法学研究科修士課程並びに博士後期課程の収容定員充足率がそれぞれ 0.36、0.32、0.27 倍と低く、同じく「改善課題」に該当することを確認した。今後については、大学基準協会が定める「改善課題」「是正勧告」の基準の他に、私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率についても考慮する必要がある。これらの点について、今後も注意深く確認していく必要がある。

(3) 全学・学部・研究科のアドミッション・ポリシー（学生の受け入れ方針）の確認について

ア) 各学部の入学者の受入れ方針の確認について

各学部の入学者の受入れ方針については、大学基準協会の「大学基準」に示された「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した受入れ方針となっていること」「学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受入れ方針となっていること」の 2 点を確認にあたってのポイントとした。また、全学（学部）の入学者の受入れ方針である「(1) 本学での学修の基礎となる知識能力」「(2) 社会の諸課題の解決に取り組むためのコミュニケーション能力」「(3) 主体性を持って社会知性の開発を目指す態度」の 3 つの能力を身に付けているかを、各学部の学生の受入れ方針に求めていることについても確認した。確認結果については次の 5 点である。

1 点目は、国際経済学科の入学者の受入れ方針において、「(4) 国際経済を学ぶ上で不可欠な『地理歴史・公民』の知識を身につけているか」とあるが、これに加えて「数学」の基本的な知識も必要ではないかということ。2 点目は、経営学部と商学部の入学者の受入れ方針では、高校で習得する学力について、全般的に一定レベル以上の学力が必要としているが、他学部は、主要科目について、それぞれ一文ずつだが、大学教育と関連づけて必要学力を明記している。各学部様式に合わせるべきとは思わないが、上記については、調査、読解、記述、発言など、学部教育でさらに伸ばしてほしい能力と関連するので、主要科目ごとに一言だけでも、要求学力を述べたほうが良いのではないかということ。3 点

目は、経済学部及び法学部の入学者の受入れ方針では、「全学（学部）の入学者の受け入れ方針」の（１）及び（３）を概ね満たしているが、（２）コミュニケーション能力の記述があると言えるか分かり難いのではないかということ（「国語力」「英語力」あり＝「コミュニケーション能力」ありと言えるのか）。この点に関しては、文学部日本語学科も同様である。４点目は、商学部及び文学部日本文学文化学科の入学者の受入れ方針では、経済・法・経営の各学部に比して、幅広い能力を求めているが、高校科目を明記していないのではないかということ。５点目は、人間科学部のアドミッション・ポリシーについて、入学試験制度と求める能力との関係は示していないのではないかということ。

なお、今後については、例えば、ネットワーク情報学部の受入れ方針では、入学試験制度と求める能力との関係も示されており、多様な人材を集めようという意欲も感じられる。これをベースに各学部の書きぶりを統一してみても良いと思われる。

イ) 各研究科の入学者の受入れ方針について

各研究科の入学者の受入れ方針についても、学部同様に大学基準協会の「大学基準」をポイントに確認した。確認結果については、次の３点である。

１点目は、経済学研究科及び法学研究科の入学者受入れ方針については、一案として「多様な人材が交わる→コミュニケーション能力を高める→大学院レベルでの社会知性を開発する」という構成として試してみても良いのではないか。また、「多様な人材」に関しては、入試制度と求める人材の関係を整理してみるのが良いのではないかということ。２点目は、文学研究科では、求める能力を細かく定めている。敢えて言えば、「社会知性の開発」という言葉を必ず使うようにするか否かを決めて、必要ならば指示するくらいではないかということ。３点目は、経営学研究科及び商学研究科では、入試制度と求める人材の関係の整理が弱いのではないかということ。

なお、今後については、各研究科の入学者の受入れ方針と入学試験制度との整合性を定期的に確認することが重要であると思われる。

<基準 6：教員・教員組織について>

（１）設置基準上必要専任教員数の充足について

「設置基準上必要専任教員数の充足」については、大学設置基準第 13 条において大学における専任教員数が規定されている。本学の大学全体・学部・学科、研究科専攻の教員数は、大学設置基準の規定を満たしていることを確認した。

（２）大学として求める教員像について

「教員資格審議規程」に教員の資格要件について定めているものの、専門分野に関する研究能力や研究業績、教育面における能力や姿勢等、大学として求める教員像は明らかとなっていないことを確認した。今後については、速やかに大学として求める教員像を明らかにすることが求められる。なお、教員像については、本学の理念・目的を踏まえつつも、抽象的な表現とするのが良いと思われる。その後、各学部の方針について確認を行う必要があると思われる。

（３）教員配置（男女比・年齢構成）について

ア) 教員の男女比について

2017（平成 29）年度における本学専任教員（法科大学院所属教員を除く）の男女比は、

男性が 83.7%、女性が 16.3%である。また、女性の比率が最も高い学部は、人間科学部の 33.3%、文学部 21.8%、ネットワーク情報学部 16.1%と続き、経営学部が 7.4%と最も低いことを確認した。教員の男女比に関しては、毎年度現状を把握しておく必要があると思われる。

イ) 教員の年齢構成の現状確認

各年代のバランスに加えて 60 代の比率に着目した。2017（平成 29）年度における各学部の 60 代の比率は、経済学部 28.8%、法学部 29.7%、経営学部 16.7%、商学部 23.9%、文学部 28.7%、ネットワーク情報学部 22.6%、人間科学部 30.0%であることを確認した。教員の年齢構成に関しても、各年代のバランスを毎年度把握しておく必要があると思われる。

(3) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用についての現状確認

本学では、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は行っていないことから、他大学の取り組み状況を確認した。今後については、研究者情報データベースの有効活用についての検討、教員の業績の評価は、活動の活性化を図ることが目的であることを周知していくことが必要であると思われる。

<基準 7：学生支援について>

自己点検・評価運営委員会では、学生支援に関する方針及び学生支援の全体像を示したマップを、第 11 期（平成 27・28 年度）の活動において策定したが、学内の周知に関しては、課題として残されている。今後については、まずは学内周知を早急に図る必要がある。

なお、本学では、3 ポリシーや教育研究上の目的についての周知は適切に行われているが、それ以外の各種方針の周知は、適切にされているとは言えない。方針の周知に関しては、早急に行う必要があるものの、個別に対応するのではなく、各種方針を取りまとめたうえで周知することが望ましいと考える。

<基準 8：教育研究等環境について>

教育研究環境については、現在、新学部・新学科の設置、神田キャンパス整備などが進行していることから、2018（平成 30）年度以降に確認することとする。

<基準 9：社会連携・社会貢献について>

社会連携・社会貢献については、学生支援についてと同様、方針の学内周知が課題となっており、まずは、方針の学内周知を図る必要がある。

なお、社会連携・社会貢献については、2018（平成 30）年度から本学の社会連携・社会貢献活動を網羅的にとりまとめる機関（社会連携推進委員会）が設置されることとなった。これに伴い、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価は、同委員会が担当することも想定されるが、第 12 期に関しては、期の途中であることから、引き続き自己点検・評価運営委員会が点検・評価を担当することとし、今後については、2018（平成 30）年度以降に検討することとしたい。

機関別自己点検・評価

〔 1 〕 経 済 学 部

〔1〕経済学部 点検・評価

＜教育課程の再構築について＞ （評定：S・A・B・C）

①達成目標

現行の2学科（経済学科・国際経済学科）体制を2020（平成32）年度に3学科体制へ再構築する。

②評価の視点

- （1）学部と3学科の3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を明確にする。
- （2）学科運営の基本的なシステムを確立する。

③点検・評価の状況

現状説明

教授会および3学科体制へ再構築するための協議会（経済学部新学科設置部会）において議論を進め、2020（平成32）年4月に「現代経済学科」と「生活環境経済学科」の2学科を新設し、既設の「国際経済学科」と合わせて、経済学部を3学科の体制とすることを決定した。

また、経済学部と新学科の3つのポリシーの案を作成し、国際経済学科の3つのポリシーはそれを維持することを確認している。

学科運営の基本的なシステムを確立する点では、新設する2つの学科は、各々の学科に所属する専門科目の全専任教員が構成員となるカリキュラム委員会を設置することが確認されている。国際経済学科は、その設置時から専門科目の全専任教員が構成員となるカリキュラム委員会が確立されているため、それを維持する。

効果が上がっている事項

新学科の3つのポリシー案と学科運営の基本的なシステムの確立について決定したことにとどまらず、2つの新学科のカリキュラム案を策定し、2018（平成30）年7月には経済学部新学科設置部会が専修大学新学部・新学科設置準備委員会に対して、設置計画の概要、設置の趣旨および3つのポリシーを内容とした「経済学部新学科の設置構想について」を提出した。2019（平成31）年4月中には、文部科学省へ設置届出を行う予定である。

このように、2020（平成32）年度に経済学部の3学科体制を構築する目標は、それに必要な準備が基本的に整う段階に到達できている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・経済学部新学科の設置構想について（2018（平成30）年7月5日）
- ・現代経済学科（2020年度入学者）カリキュラム表・プログラム科目一覧表（案）
- ・生活環境経済学科（2020年度入学者）カリキュラム表・プログラム科目一覧表（案）
- ・第7回経済学部教授会議事録（2018（平成30）年7月10日）

<経済学部「教育の質保証」の明示化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

「経済学部教育指針」(試案)の施行と改訂を行う。

②評価の視点

- (1) 2017(平成29)年度より「経済学部教育指針」(試案)を施行する。
- (2) 2019(平成31)年度までを試行期間とし、第12期(2017・2018年度)にその間の実績を点検・評価する。

③点検・評価の状況

現状説明

「教育の質保証」の明示化を行うための「経済学部教育指針」は、①能動的・主体的な学び、②「専門的教養人」への成長、③責任ある履修行動、④学修プロセスの自己点検、⑤学修プロセスの共有をその内容とするもので、教授会での議論の上、2017(平成29)年4月1日に施行した。

また、2019(平成31)年度までを試行期間としているが、2018(平成30)年6月26日に教授会での議論の上、改訂を行った。その要点は、②を「専門性と社会に貢献する意欲を身につけた人材」への成長と変更し、「経済学部教育指針」が専修大学の21世紀ビジョンである「社会知性」を踏まえたものであることをより明確にしたことである。

効果が上がっている事項

「経済学部教育指針」を策定するにあたって、教授会において学生の現状をめぐる議論を行い、その認識の共有化があらためて進み、今日の段階での「教育の質保証」の明示化を試みることで意見の一致をみた。

また、その後の改訂にあたっては、学部教育と「社会知性」の関係をめぐる議論がなされ、これも両者の位置づけについての理解が一定の前進をみたといえる。

改善すべき事項

「経済学部教育指針」を2019(平成31)年度末まで試行し、その結果を踏まえて、見直しの検討を行うことである。

④根拠資料

- ・経済学部教育指針(2017(平成29)年4月1日)
- ・経済学部教育指針(2018(平成30)年6月26日改訂)
- ・第18回経済学部教授会議事録(2017(平成29)年3月21日)
- ・第6回経済学部教授会議事録(2018(平成30)年6月26日)

<学生の学習成果の適切な把握・評価の方法について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握・評価するための方法を開発・活用する。

②評価の視点

- (1) 2017(平成29)年度新生より「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シ-

- ト」を導入する。
- (2) 学生に向けて2つのシートの活用を奨励・促進する。
 - (3) 教員によるシート活用の経験を紹介・普及する。

③点検・評価の状況

現状説明

学生の学習成果を適切に把握・評価するための方法として、「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」を作成し、活用を開始した。

「進学準備シート」は、「進学後、特に関心を持って学んでいきたいと思っていること」「不安を感じること」等について記入を求めるもので、推薦入試等によって入学する者は入学前に、一般入試によって入学する者は入学直後に提出させるもので、2017（平成 29）年度より実施している。

また、「学修プロセス自己点検シート」は、学生の履修科目とその科目で学んだことの概要の記入を求めるもので、これも 2017（平成 29）年度より導入した。

特に 2018（平成 30）年度は、「学修プロセス自己点検シート」の記入例を作成し、ゼミナールの担当教員を通じて、学生による活用の奨励・促進を行った。ゼミナールを履修していない学生で、かつ前年度学業成績が GPA で 2.0 未満の学生には「学修プロセス自己点検シート」の記入と提出を求める指導文書「履修行動・学修プロセスの自己点検について」を送った。

効果が上がっている事項

「進学準備シート」の導入により、学生の入学前後の時期の状況をクラス担任が把握するという点で一定の効果があつた。また、「学修プロセス自己点検シート」も、とくにゼミナールの担当教員と履修学生の面談などの機会でも活用されている。

改善すべき事項

「進学準備シート」は、推薦入学等の学生の場合はほぼ全員提出しているが、入学直後に提出を求めている一般入試による学生のなかには一部未提出の者がおり、「学修プロセス自己点検シート」については未活用の学生が少なからず残されている。

また、教員による「進学準備シート」、「学修プロセス自己点検シート」の2つのシート活用の経験を紹介・普及するには至っていない。

そのため、これら2つの点を改善することが課題となっている。

④根拠資料

- ・学修プロセスの自己点検について（2017（平成 29）年 4 月 1 日）
- ・学修プロセスの自己点検について（2018（平成 30）年 4 月 1 日）
- ・経済学部進学準備シート（心構え）
- ・経済学部学修プロセス自己点検シート
- ・経済学部学修プロセス自己点検シート（記入例）
- ・第 7 回経済学部教授会議事録（2018（平成 30）年 7 月 10 日）
- ・履修行動・学修プロセスの自己点検について（2018（平成 30）年 4 月）

[2] 法 学 部

〔2〕法学部 点検・評価

＜教育課程の編成・実施状況について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

公表された学位授与方針に基づき、教育課程が体系的に編成され、適切に実施されているかを検討する。

②評価の視点

- （1）学位授与方針と教育課程が整合しているか。
- （2）教育課程の編成にあたって、順次性および体系性を配慮しているか。
- （3）授業科目の位置づけ（必修・選択等）および実施方法は適切であるか。

③点検・評価の状況

現状説明

法学部の学位授与方針は、「広く深い教養と総合的な知識を身につけ、法学または政治学に関する専門的な知識および技術を修得し、それらを駆使して、広い視野で日々生起する法律や政治の諸問題を適切に理解することができ、日常における問題を解決に導くことができる人材になること」である¹。そこで、最初に、上記「評価の視点」のうち、（1）および（2）について、法学部における専門科目、各専門ゼミナール、語学科目、教養教育科目、体育科目、資格課程科目ならびに専修大学入門ゼミナールの各科目に関して、学位授与方針との整合性および順次性と体系性に配慮した教育課程編成がなされているか否かを検討した上で、（3）について検討していく。

効果が上がっている事項

まず、（1）学位授与方針と教育課程の整合性について。法学部においては、多くの法律学および政治学に関する授業科目が、現代社会の諸問題について専門的な視点から理解して問題解決能力を高めるといった目的をもって実施されている²。さらに、各専門ゼミナールでは、学生が修得した専門的な知識と技術を活用して、日常生活で生起する諸問題を適切に解決できるようになることをねらいとした授業が実施されている³。これに加えて、多種多様な語学科目、教養教育科目、体育科目、そして資格課程科目が設けられており、学生が広く深い教養と総合的な知識を修得することに貢献している⁴。

次に、（2）順次性および体系性を配慮した教育課程の編成について。法学部における法律学および政治学に関する専門科目の配置について、改善の余地（例えば、一般的な法律学科目と特別・専門的な法律科目の順次性の問題等）は残っているものの、幅広い科目群から段階的に授業科目を履修できるような配置については、概ねできている⁵。そして、これら法学部において開講されている多くの授業科目が、法学または政治学に関する専門的な知識および技術を習得するために、適切な順次性のもとで実施されてきている。また、専門科目以外の各科目も、広く深い教養と総合的な知識を身につけ、日常において問題解決をする能力を修得するために、適切な順次性のもとで実施されてきている。このため、教養課程全体の体系が整えられてきており、それは、学位授与方針に整合したものとなっている。例えば、「専修大学入門ゼミナール」の実施体制の整備が進められ、初年次の学生に対する導入教育として一層有益な役割を果たしている⁶。

これに加えて、2020（平成32）年度から、法律学科（一部）において、これまでのコース制を廃止して科目選択の柔軟性を確保した上で、多岐にわたる学生のキャリアデザイン

に対応しうる多様な履修モデルを提示するよう改革を進めている⁷。今後は、幅広い履修を可能としつつ、十分に体系的な授業科目の配置となるように教育課程編成を工夫していきたい。この際には、学生アンケート⁸などの履修学生の意識に関するデータ等を十分に参考としていく。

最後に、(3) 授業科目の位置づけと授業実施方法の適切さについて。初年次の導入教育である「専修大学入門ゼミナール」においては、共通の授業実施方針に基づいた教育が行われている。具体的には、文献講読とレポート発表、その内容に関する討論等が全ての担当教員によって共通して行われている⁹。さらに、これ以降の専門教育の授業の多くにおいては、それぞれの分野に必要な知識と技能を身につけさせるために、文献の読み込みや討論形式の教育方法が積極的に用いられている¹⁰。3・4年次対象の専門ゼミナールにおいては、専門的に高度な文献や資料の読み込みはもちろん、レジュメ等を作成しての発表や議論、さらには、レポートあるいは論文の執筆等も行われている¹¹。

全体的に、法学や政治学を通して修得すべき知識や技能を年次ごとに段階的に積み上げていくような授業実施方法の工夫が広く共有され、定着してきている。

改善すべき事項

上述のことから、今後は、履修学生数を適正化させるための工夫を含め、主体的・対話的で深い学びを実施させる授業実施方法を一層充実させつつ、法学部の学問的専門性に整合した授業実施方法を探り、実施体制を整えていくことが必要となっていく。

④根拠資料

- ・¹ 『法学部学修ガイドブック 2017』（平成 29 年）等（左の『法学部学修ガイドブック』や以下に掲げる『ゼミナール募集要項』のように、毎年同様のものが公刊あるいは配布されているものについては、これら全てを引用すると煩雑になるため「等」として表記した）を参照。
- ・² 『法学部学修ガイドブック 2017』（平成 29 年）等を参照。
- ・³ 『専修大学法学部 平成 30 年度 ゼミナール募集要項』2017（平成 29）年 11 月等を参照。
- ・⁴ 『教職・司書・司書教諭・学芸員課程学修ハンドブック 2017』（平成 29 年）および『法学部フォーラム Vol.19』（2017（平成 29）年 4 月）等および法学部における各授業科目にシラバス（2018（平成 30）年度）を参照。
- ・⁵ 『法学部学修ガイドブック 2017』（平成 29 年）等を参照。
- ・⁶ 『法学部学修ガイドブック 2017』（平成 29 年）等を参照。
- ・⁷ 「新カリキュラム検討作業の中間とりまとめ（答申）」（法学部カリキュラム検討委員会・2017（平成 29）年 10 月 10 日法学部教授会配布資料）、「法学部新カリキュラム案に関する最終答申」（2018（平成 30）年 10 月 23 日法学部教授会配布資料）および「2020 年度法学部カリキュラム改正に伴う法律学科における履修モデル制の区分名称の変更について（案）」（2019（平成 31）年 1 月 29 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・⁸ 「平成 29 年度 法学部学生アンケート」（2017（平成 29）年 11 月 14 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・⁹ 『法学部学修ガイドブック 2017』（平成 29 年）等を参照。
- ・¹⁰ 『法学部フォーラム Vol.19』（2017（平成 29）年 4 月）等を参照。
- ・¹¹ 『専修大学法学部 平成 30 年度 ゼミナール募集要項』（2017（平成 29）年 11 月）等を参照。

<学習の活性化および効果的な教育のための措置について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じているかを検討する。

②評価の視点

- (1) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法は適切であるか。
- (2) 学士課程において、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数は適切であるか。

③点検・評価の状況

現状説明

まず、(1) 学習の活性化および効果的な教育のための様々な措置に関連して、評価の視点の第一に挙げられる学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法が適切であるか否かについて検討する。次いで、(2) 学士課程において、授業形態に配慮した1授業あたりの学生数が適切であるか否かについて検討する。

効果が上がっている事項

(1) 学生の主体的参加を促す措置としては、様々に考えうるが、その一つとして少人数授業の充実を挙げることができる。法律学科(一部)および政治学科においては、1年次には、前期に「専修大学入門ゼミナール」、後期に「基礎文献講読」の授業を必修科目として配置している¹。2年次には、法律学科(一部)では「法学入門ゼミナール」、政治学科では「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」という少人数授業を展開し、そして3、4年次には、「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」を配置している²。さらに、政治学科で入門ゼミナールを担当する教員は、オフィスアワー(決まった曜日・時限に、質問・相談を受けるべく、研究室を開放している時間)を最低でも週に1度は設定することになっており、学生が自由に学習の相談や質問をすることができる旨の案内を2018(平成30)年度から政治学科の1年次に入門ゼミナールで配布する資料に記載して周知に努めた³。このことは、学習を活性化し、学生に対して効果的な教育を行うための有効な措置として認められる。そして、2019(平成31)年度からは、政治学科のみならず、法学部の全ての専任教員が週に1回以上のオフィスアワーを設け、学修ガイドブックにも記載することとなった⁴。

また、二部法律学科においては、専門演習科目がなく、また、ゼミナールも少ない⁵点が改善されるべきであるが、2017(平成29)年度に開講されていなかった商法部会ゼミナールが2018(平成30)年には開講される⁶など、多少の改善は見られた。

改善すべき事項

(2) に関して、法律学科(一部)および政治学科においては、学生数に比して教員数が少ないことが指摘できる⁷。とりわけ法律学科(一部)では、専任教員の全体数が少なく、基本となる主要科目の展開数を多くするためには、全ての法律科目の基本である「基本三法」と言われる憲法・民法・刑法をはじめとした教員の人数を増やす必要があると考えられるが、その人手が足りていないのが現状である。そのような中、2018(平成30)年度に、「憲法入門」、「憲法人権保障論Ⅰ」、「憲法統治機構論」の展開数が、それぞれ4展開から5展開に増加されており⁸、今後も、このような方向で、学生数に見合った講座の展開数や教員数の増加が必要であると考えられる。

④根拠資料

- ・¹ 「法学部一部 年度別授業科目担当者（案）」（2017（平成 29）年 10 月 24 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・² 「法学部一部 年度別授業科目担当者（案）」（2017（平成 29）年 10 月 24 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・³ 「政治学科学生必携（全クラス共通）2018 年度」（政治学科の入門ゼミナールでの配布資料）参照。
- ・⁴ 「オフィスアワーについて」（2019（平成 31）年 1 月 15 日法学部教授会配布資料）参照。
- ・⁵ 「法学部二部 年度別授業科目担当者（案）」（2017（平成 29）年 10 月 24 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・⁶ 「法学部二部 年度別授業科目担当者（案）」（2018（平成 30）年 11 月 13 日法学部教授会配布資料）参照。
- ・⁷ 各科目の展開数等も含め、「法学部一部 年度別授業科目担当者（案）」・「法学部二部 年度別授業科目担当者（案）」（いずれも 2017（平成 29）年 10 月 24 日法学部教授会配布資料）および「法学部一部 年度別授業科目担当者（案）」・「法学部二部 年度別授業科目担当者（案）」（いずれも 2018（平成 30）年 11 月 13 日法学部教授会配布資料）等を参照。
- ・⁸ 「法学部一部 年度別授業科目担当者（案）」（2018（平成 30）年 11 月 13 日法学部教授会配布資料）参照。

<教員・教員組織の検討について> （評定：S・A・B・C）

①達成目標

各コースやカリキュラムの教育目標に沿った教員・組織とするための改善について検討する。

②評価の視点

- （1）初年次教育の実施と運営のための教員組織の問題点を検討し、改善のための検討を行う。
- （2）学生のキャリア形成に適した教員組織と組織運営について検討する。
- （3）教員の授業負担と専任教員の数について検討する。

③点検・評価の状況

現状説明

まず、（1）初年次教育の実施と運営のための教員組織の問題点を調査し、改善のために検討することについて現状を報告・総括する。

次に、（2）学生のキャリア形成に適した教員組織と組織運営について検討する。法学部においては、コース制を採用しており、法律学科および政治学科に、それぞれ 3 つのコースを置いている¹。コース制の趣旨は、各学生が 2 年次以降において自らのキャリア形成に合わせて学修できるようにすることにある。各コースは、それぞれの専門分野を体系的に学べるように構成されており、所属コースの選択必修科目を中心に履修すれば、その分野に特化した学修が可能となるとされている。

最後に、(3) 教員の授業負担と専任教員の数について検討する。検討するための前提として、予め、学生および専任教員の数について現状を述べておく。法学部1年次から8年次までの学生数は、一部の学生について観ると、2017(平成29)年度は3,469名(法律学科2,739名、政治学科730名)、2018(平成30)年度は3,382名(法律学科2,672名、政治学科710名)であり、二部(法律学科のみ)の学生について観ると、2017(平成29)年度は481名、2018(平成30)年度は423名であるため、一部・二部の学生を合計した人数は、2017(平成29)年度は3,950名(法律学科3,220名、政治学科730名)、2018(平成30)年度は3,805名(法律学科3,095名、政治学科710名)となる²。これに対し、法学部に所属する教員数を観ると、2017(平成29)年度は61名(法律科目36名、政治科目10名、教養科目15名)、2018(平成30)年度は63名(法律科目39名、政治科目10名、教養科目14名)である³。

効果が上がっている事項

(1) に関して、2014(平成26)年度に始まった新学士課程は、2017(平成29)年度に4年を経て運用が安定した。「専修大学入門ゼミナール」(以下「専大入門ゼミ」)は、同課程において初年次教育の重点を担うものとされ、法学部教務委員会は、同ゼミナールの実施に先立つ2017(平成29)年2月に「専大入門ゼミ担当者会議」を開催し、使用テキストおよび進め方について討議し、また担当教員間の情報交換を行った。

専大入門ゼミは、全学的な転換・導入科目として位置づけられており、全学的な共通テキストである『知のツールボックス』を用いて、基本的なアカデミックスキルを修得させることを目指している。その一方で、法学部の科目としての性格も帯びており、シラバスは、法律学科と政治学科のそれぞれにおいて共通化されている。また、政治学科においては、使用テキストを共通化し、学生のレポート執筆に対する教員のレポート添削を行うことによって、学生の文章力を向上させるための指導を行っている点に特色がみられる。

以上の理由から、初年次教育の実施と運営のための教員組織については、全体として充実していると評価できる。

次いで、(2) に関し、コース制とキャリア形成との結びつきはどうか。

法学部の卒業生の進路をみると、法科大学院もしくは大学院へ進学する者、国家試験に挑戦する者、地方公務員として就職する者、民間企業に就職する者などがおり、進路は多岐にわたる。こうした法学部卒業生の進路の多様性に照らしてみると、コース制がキャリア形成に強く結びついているとまでは言えない。しかし、もともと、法学もしくは政治学を学ぶことは、狭い意味での法や政治に結びついたキャリア形成に必ずしも直結するものではなく、コース制とキャリア形成との有意な結びつきがみられないこと自体は、否定的に評価すべきではないと思われる。

そもそも、法学部の学生の進路の多様性を考えると、キャリア形成に適した教員組織と組織運営の課題のひとつは、さまざまなキャリア形成につながるような履修科目の合理的な選択肢を豊富に提示することであろう。こうした考慮から、法学部カリキュラム検討委員会は、キャリアの多様な可能性を履修モデルによって提示することを検討してきた。すでに、専門分野群ごとの各部会から多様な履修モデル案が提示されており、履修モデル制の実施に向けた準備が行われている⁴。

また、法学部では、他学部と比べると公務員志望者が多い。公務員採用試験に合格するためには、どうしても試験勉強が必要となる。エクステンションセンター事務課は、こうした正規の学部教育では対応できない部分を補うため、法律総合講座および公務員試験講座を課外教育プログラムとして提供し、法学部教育を補完している⁵。

以上の理由から、学生のキャリア形成に適した教員組織と組織運営は充実していると評価する。

さらに、(3)の教員の授業負担について検討する。専修大学では、教員一人当たり5コマを担当するのが通例である。法学部の専門科目の教員は、各自の専門科目の講義およびゼミナールを担当する。法学部の教員は、大まかな専門群ごとに組織された部会に属しており⁶、各教員は、専大入門ゼミナールなどの部会ごとに割り振られる科目を部会内における調整を経て、担当する。そして、各部会への科目の割り振りに当たっては、部会所属教員の数が考慮されている点で、授業負担の公平性が配慮されているといえる。

改善すべき事項

(3)に関して、二部法学部にも展開している一部専門科目（憲民刑の基本三科目が典型例）については、担当教員の負担が過重になっている現実がある⁷。具体的には、教員一人当たりの学生数は、法律および政治の専門科目について、一部だけを観ても、2017（平成29）年度は75名、2018（平成30）年度は69名に達する（有効数値を2桁とする）。法学部においては、2015（平成27）年に教員数を増やしたが、依然として教員一人当たりの学生数は高水準であり、基本三法（憲・民・刑法）を始めとして、教員が手薄になっている分野があることから、なお人員増強の必要がある。

なお、民事法部会においては、8名の教員中、2018（平成30）年度末（2019（平成31）年3月31日）に2名、2019（平成31）年度末（2020（平成32）年3月31日）に3名の計5名もの教員が相次いで定年を迎える⁸ため、断続的に人事を行う必要が生じている。このことから、組織の円滑な運営を実現するためには、教員の年齢構成に偏りが無いことが望ましいといえよう。

以上の理由から、教員の授業負担と専任教員の数については、部分的に課題を指摘する。

④根拠資料

- ・¹ 法律学科には、法律総合コース、企業法務コース、公共法務コースの三コースが、政治学科には、政治理論・歴史コース、国際政治・地域コース、日本政治・政策コースの3コースが置かれている。『専修大学法学部 法学部学修ガイドブック 2017』69頁および72-74頁等参照。
- ・² 2017（平成29）年度については、4件のデータ「2017年度 専修大学 学籍統計表」（一部の合計学生数は、DATA：2017（平成29）年4月28日（金））、（一部の法律学科・政治学科各々の学生数については、DATA：2017（平成29）年5月8日（月））、（二部の学生数については、DATA：2017（平成29）年5月8日（月））による。
2018（平成30）年度については、4件のデータ「2018年度 専修大学 学籍統計表」（一部の合計学生数については、DATA：2018（平成30）年5月1日（火））、（一部の法律学科・政治学科各々の学生数については、DATA：2018（平成30）年5月1日（火））（二部の学生数については、DATA：2018（平成30）年5月7日（月））による。
これらは、各年5月1日に文部科学省へ提出した各種学生数についてのデータあり、一部の学生数のデータについては、教務部保管「学籍統計表」原本、二部の学生数については、二部事務課保管「学籍統計表」原本による。
- ・³ 「平成29年度 法学部部会別構成員一覧」（2017（平成29）年4月11日法学部教授会配布資料）および「平成30年度 法学部部会別構成員一覧」（2018（平成30）年4月10日法学部教授会配布資料）による。

この内、法律科目について詳述すれば、2017（平成29）年度は、公法部会9名、刑事法部会5名、民事法部会8名、商法部会5名、基礎・先端部会9名の計36名、2018（平

成 30) 年度は、公法部会 9 名、刑事法部会 5 名、民事法部会 9 名、商法部会 6 名、基礎・先端部会 10 名の計 39 名である。

- ・⁴ 専修大学法学部カリキュラム検討委員会「法学部の新カリキュラムに関する最終答申」(2018 (平成 30) 年 2 月 22 日法学部教授会配布資料) 6-7 頁、および同答申添付の「履修モデル概念図」参照。
- ・⁵ 専修大学エクステンションセンター『公務員試験講座コースガイド 2017』および『法律総合講座コースガイド 2017』等を参照。
- ・⁶ 現在、公法部会、刑事法部会、民事法部会、商法部会、基礎先端部会、政治学部会、教養部会の 6 つの部会が設置されている。「平成 29 年度 法学部部会別構成員一覧」(2017 (平成 29) 年 4 月 11 日法学部教授会配布資料) 等を参照。
- ・⁷ 前掲註 (2) および (3) の教員数および学生数を参照。とりわけ、「法学部一部 年度別授業科目担当者 (案)」および「法学部二部 年度別授業科目担当者 (案)」(いずれも 2017 (平成 29) 年 10 月 24 日法学部教授会配布資料) 等を併せて参照すれば、憲法・民法・刑法などについては、講座の展開数や履修者数が多いにもかかわらず専任教員数が少ないことが、容易に観て取れる。
- ・⁸ 教務課において確認。2019 (平成 31) 年度に定年を迎える教員については、「法学部一部 年度別授業科目担当者 (案)」(2018 (平成 30) 年 11 月 27 日教授会配布資料) も参照。

[3] 經 營 学 部

〔3〕経営学部 点検・評価

<新学科について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学内外の学部との差別化を図り、魅力ある新学科の設置を目指す。

②評価の視点

- (1) 経営学部新たに設置する新学科の目的や必要性
- (2) 「ビジネスデザイン学科」という学科名の妥当性

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 経営学部新たに設置する「ビジネスデザイン学科」は、組織の長期の存続に向けて、新しい事業や製品、サービスを創造し、その実現に向けて諸問題を発見し、解決策の考察および、その解決に向けて主体的に行動できる人材を養成することを目的としている。
- (2) 経営学に対する社会からの期待と専修大学の役割としては、知識を身につけた人材の輩出である。そして専修大学は創立以来、現場を支えるリーダーの育成に注力してきており、専修大学経営学部の新学科の設立は、社会の期待に応えるべく、社会を支える中核人材を輩出していくことが使命であると考えます。
- (3) 新学科の名称については、附属高校生（附属高校・松戸高校）810名に対してアンケート調査を実施した。設問1は、「次のことから（新しい事業や製品、サービスを創造するために必要な知識や能力）を学ぶことのできる学科の名称として、最もふさわしいと思えるものはどれですか」に対する回答として、8つ用意した学科名称の中で「ビジネスデザイン学科」が最も多い283名（34.9%）であった。設問2は、「附属高校生（附属高校・松戸高校）に対してどの名称の学科に一番に入学したいか」。回答は351名（43.3%）で「ビジネスデザイン学科」が最も多かった。また、本学1年次（254名）に向けた上記と同じ設問のアンケートからも「ビジネスデザイン学科」を選択する学生が最も多かった。以上のアンケート結果から「ビジネスデザイン学科」が新学科の名称として適切であると判断した。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

今後は、学内外へのよりわかりやすいPR活動等を通じて、新学科およびその教育内容等を発信し続けなければならない。

④根拠資料

- ・経営学部教授会資料（2017（平成29）年4月11日、4月25日、5月16日、5月30日、6月13日、10月10日、2018（平成30）年1月16日、2月22日）、専修大学新学部・学科設置等準備委員会（2017（平成29）年6月15日）

<学生の受け入れについて> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

経営学部募集定員の確保（入学試験判定）を検討する。

②評価の視点

- (1) 経営学部の入学者選抜（主に入学試験判定）についての検討会議を開催する。
- (2) 検討結果を公表し、経営学部の次年度の入学試験判定に反映させる。

③点検・評価の状況

現状説明

経営学部の志願者は、2016（平成 28）年度は 4,747 名であったが、2017（平成 29）年度は 6,385 名となり、昨年度比 1,538 名の大幅増加となった。一方では、経営学部募集定員の 542 名に対して、619 名が入学し、最終的には定員超過となった。

以上の結果を踏まえ、経営学部入学試験判定会議では、来年度の入学試験へ向けての改善方向性を以下のように示唆している。

- (1) 推薦入学試験入学者数の管理である。大都市圏の私立大学の一般入学試験の難化によって指定校制推薦や付属高等学校推薦での入学希望者が増加に伴い、推薦入学者が入学者全体の 50% を大きく超えている現状では、文部科学省から是正勧告を受ける可能性もあり、かつ一般入試の志願者が減少する等の影響も考えられる。今後は、更なる管理の徹底を図り、推薦入学試験の入学者は全体の 50% を超過しないようにすべきである。
- (2) 外国人留学生の募集定員の見直しである。外国人留学生の枠が「若干名」となっているのに対して本年度の入学者数は 16 名であった。したがって、現行の「若干名」ではなく、「5 名～10 名」といった実数の明記を検討する必要性が生じている。
- (3) 一般入学試験前期 B 方式の判定についての検討である。判定の際には、得点割り増しをする科目ごとに判定を行っているが、「選択科目」については何を選択したのかが判定の際には不明である。適切な判定を行うため、合格判定の際にどの科目を選択したのかを明らかにする体制を整えたい。

今後予想される大学受験生全体の増加傾向（2015（平成 27）年度は 30,843 名、2016（平成 28）年度は 35,949 名へと 5,106 名の増加、2017（平成 29）年度は 43,856 名へと昨年度をさらに上回る 7,907 名の大幅な増加）のもとで、経営学部学生の受け入れ方針に基づき、経営学部入学試験判定会議でさらに検討を深めるべきである。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・経営学部教授会資料（2017（平成 29）年 4 月 11 日、5 月 30 日、11 月 14 日、11 月 28 日、12 月 12 日、2018（平成 30）年 1 月 30 日、3 月 14 日）

<学生の学習について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教育課程に必要な予習・復習を行わせるとともに、その結果を外部に公表する。

②評価の視点

- (1) 学部所属専任教員が行う授業科目の「学生による授業評価調査」における、教員の予習・復習の指示状況
- (2) 学部所属専任教員が行う授業科目の「学生による授業評価調査」における、学生の予習・復習状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学生による授業評価は、経営学部の授業内容や教育方法の改善活動の一環であり、そのような活動のプロセスを公表することで、更なる改善が図られることを目的としている。
- (2) 経営学部所属専任教員が行う授業科目の「学生による授業評価調査」における教員の予習・復習指示状況（設問：予習・復習の指示は適切ですか）は、2017（平成 29）年度は 5 段階評価による回答の平均値が 3.63 であったが、2018（平成 30）年度は 3.67 となった。
- (3) 経営学部所属専任教員が行う授業科目の「学生による授業評価調査」における学生の予習・復習状況（設問：予習、復習にかけた勉強量はどのくらいでしたか：1 回の授業あたり平均として）は、2017（平成 29）年度は 5 段階評価による回答の平均値が 2.16 であったが、2018（平成 30）年度は 2.17 となった。

効果が上がっている事項

- (1) 教員の予習・復習指示は、前年比約 0.04% 増加した。
- (2) 学生の予習・復習状況は、前年比約 0.01% 増加した。

近年の「予習・復習事項」のシラバス掲載の徹底を受け、授業内でも各教員が「予習・復習」指示がより多くなされてきている。

改善すべき事項

各講義の予習・復習に関する指示を、各回、具体的に指示することが難しい科目等もあるので、シラバスに対する記載形式・方法等について、さらに検討を行うべきである。

④根拠資料

・「平成 29・30 年度経営学部 学生による授業評価 マーク回答集計結果(前期実施科目)」

[4] 商 学 部

〔4〕商学部 点検・評価

<教育課程の編成にあたっては、順次性および体系性を配慮しているか> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

商学部全体の神田新校舎移設(2020(平成32)年4月予定)を機に、商学部教育課程の授業科目編成・実施を最適化する。

②評価の視点

- (1) 都市型新キャンパスを有効活用した、教育課程の編成・実施を最適化するための方針・基準を定める。
- (2) 神田校舎既存学部(法学部)、新学部(予定)および神田校舎開講の研究科とのシナジーを検討する。
- (3) 千代田区そして東京都等との新しい地域連携を活かした教育課程を検討する。
- (4) 抜本的対策として、カリキュラム改正に向けた検討を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

2020(平成32)年度商学部神田移転を契機に、商学部教育課程をさらに充実させる新カリキュラム案を、商学部神田移転部会中間報告で示された基本方針に則って策定した。

「2020年神田移転後の新カリキュラムの要点—商学部神田移転部会中間報告—」(2018(平成30)年2月22日教授会報告事項)において「評価の視点」項目を網羅的に検討した基本方針の柱は3本、実学教育重視、質重視の教育改革、神田立地の優位性発揮である。新カリキュラム案は、「学生参加型授業」の科目数・展開数を増やしてより多くの学生が主体的に学修する体系とするほか、初年次教育において成績不振者に対してより効果的な対策を示すなど幅広い学生層に対応するものとなっている。会計学科では、実務家による講義や英文会計等の科目を新設するほか、会計関連資格を単位認定して資格取得を目指す学生の学修支援を充実する。マーケティング学科では、卒業後の進路志向の学修テーマ制を採用し、各コース独自の学修テーマに加えて学科の壁を越えた融合型の学修テーマを新たに加えている。さらに、主学修テーマ以外のテーマを副学修テーマとして履修可能とした。

神田校舎における学部・研究科のシナジーに関しては、該当する学部間の協議の結果、基本的合意としてシナジー科目一覧案(相互乗り入れ延べ数46科目)を策定した。

地域連携に関しては、会計学科において実務で活躍する講師による実践的なカリキュラムとして、東京税理士会寄付講座を2020(平成32)年度より受け入れることを決定している。マーケティング学科では、教員・専門ゼミナールの活動レベルであるが、千代田区商店街連合会、靖国通り商店街連合会、千代田区地域振興部商工観光課、および周辺大学との協力関係を模索しており、専門ゼミナールによる商店会との協力事業を実施し、商学研究プロジェクトとの協力関係を模索している。

神田移転の成功に向けて、商学部教育課程の改善を継続的に実行していく中で、新カリキュラムの実行状況に規定されるが、抜本のカリキュラム改正の議論につなげる方向性を維持する。

効果が上がっている事項

商学部神田移転の基本方針に則り、新カリキュラム案を策定した、神田校舎における諸

学部との間におけるシナジー科目一覧（案）を策定した。

改善すべき事項

地元密着型の連携プロジェクト開発に対して、現状のような教員・ゼミナールを基本とし連携には限界があり、大学・学部レベルでの対応、および神田校舎のシナジー効果の地域連携への発揮などを考える必要がある。

④根拠資料

- ・商学部新カリキュラム案
- ・2020年神田移転後の新カリキュラムの要点—商学部神田移転部会中間報告—（2018（平成30）年2月22日教授会）
- ・商学部2020年度新カリキュラム シナジー科目（案）
- ・商学部神田キャンパス移転部会議事録
- ・教授会議事録
- ・マーケティング系列会議事録
- ・会計系列会議事録
- ・靖国通り商店街連合会に対するゼミナール報告会および相互連絡会資料（2008（平成20）年11月16日・神田校舎106号室）

<初年次教育、高大接続に配慮を行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

高大接続の一方策としての入学前教育の改善を図る。

②評価の視点

- （1）過去の対象学生に対する入学後アンケート結果を分析し、入学前教育の内容および対象を検討する。
- （2）入学前教育の一手法としての課題発見・課題分析型レポートの有効利用を検討する。
- （3）対象学生に対する入学後の入学前教育に関するアンケートを継続し、内容の改善を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

すべての推薦入学合格者を対象に、入学前学習として国語を必修、自由選択として英語、数学、問題発見・解決型の課題を課し、大学での学びへの導入としている。国語は敬語ドリル、英語は洋書の読解、数学は高校数学の復習を兼ねたビジネス系の数学の予習、問題発見・解決型の課題は地域研究となっている。

商学部企画構想委員会が行った2017（平成29）年度および2018（平成30）年度入学前教育に関するアンケート調査結果によると、課題提出状況は、国語は必修であるためほとんどの学生が提出したのに対し、選択の数学、英語は6割強の学生が取り組んだ。問題発見・解決型の課題は、半数の学生が取り組んだ。2018（平成30）年度調査結果における課題の難易度をみると、国語、数学、英語の各課題においては、「難しい」「少し難しい」を合わせた比率はいずれも約4割前後になった。また、入学前にこうした課題をすることで高校の復習になると同時に、大学での学習につなげていく良いステップになったという意見が多く、好意的な評価が見られた。

初年次教育において、提出された課題発見・解決型の課題を有効利用する議論を行ったが、クラス担任の専門性の問題、評価方法の問題、そして課題を課していない一般入試学生の取り扱いの困難性などを解決する手段を継続審議中である。

効果が上がっている事項

アンケート結果より、入学前にこうした課題をすることで高校の復習になると同時に、大学での学習につなげていく良いステップになったという意見が多く、好意的な評価が見られた。そして、選択であるにも関わらず半数の生徒が、課題発見・解決型の課題に挑戦していることは、大学における自主的学びを先取りするものとして意義がある。

改善すべき事項

初年次教育において、提出された課題発見・解決型の課題の有効利用方法を模索する。

④根拠資料

- ・平成 29 年度商学部入学前教育に関するアンケート調査結果
- ・平成 30 年度商学部入学前教育に関するアンケート調査結果
- ・商学部企画構想委員会議事録

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法は適切であるか>

(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生参加型授業数を増加すると同時に、授業の改善を図る。

②評価の視点

- (1) 商学部における学生参加型授業の実施状況を検討する。
- (2) 担当教員に対する教育資源の支援、特に TA および SA の活用といったソフトウェア的支援とアクティブ・ラーニング教室や AV 機器等のハードウェア的支援の状況を把握し、必要な支援強化を検討する。
- (3) 商学部授業評価アンケート等における学生の評価を分析し、従来の座学主体の授業との比較を含め、学生参加型授業の効果を分析し、授業改善を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

学生参加型授業の実施状況、TA/SA およびアクティブ・ラーニング用 2 号館の利用状況を調査した結果、アクティブ・ラーニング科目は、2017 (平成 29) 年度は 21 科目 (38 単位) で総履修学生数は 621 名、2018 (平成 30) 年度は 23 科目 (46 単位) で総履修学生数は 1,098 名と実数でも単位あたりでも増加している。アクティブ・ラーニング科目における TA/SA の活用は、2017 (平成 29) 年度には SA 6 名、2018 (平成 30) 年度は TA 3 名と SA 名と活用が進んでいる。一方、教室配分による影響の可能性はあるが、アクティブ・ラーニング用施設である 2 号館利用は、2017 (平成 29) 年度 13 科目で総履修者数 325 名、2018 (平成 30) 年度 11 科目で総履修者数 298 名と減少している。ただし、この 2 号館利用の減少に関しては、全学的な教室配分による影響の可能性はある。

学生の授業評価アンケートは、アクティブ・ラーニングに関するアンケート項目の追加が予算上できなかったため、見送らざるをえなかった。このため、アクティブ・ラーニング

の効果および評価の分析にいたっていない。しかし、アクティブ・ラーニング科目数および履修生が双方とも増加していることからアクティブ・ラーニングが浸透していると考えることができる。

アクティブ・ラーニング担当教員に対するソフトとハードに関する聞き取り調査では、以下の意見があった。ソフト的には、TA/SA の利用が履修人数にかかわらず可能なことが評価されている。ただし、教員を含め TA/SA に対して、アクティブ・ラーニング手法の情報提供や教育が体系的になされていない。ハード的には、同じ規模の教室でも設置されている視聴覚機材が異なるため、同じ教材を複数の機材用に作成する必要がある。アクティブ・ラーニング用 2 号館の教室に常設 PC および常設書画カメラがないため毎回準備に時間が必要である。こういった問題は、大学全体で統一された視聴覚機器の標準化がなされていないからである。また、プロジェクターを利用すると、スクリーンがホワイトボード・黒板を覆い隠すため板書ができない。横に広い教室に 2 枚のスクリーンがあり、片方ずつ独立して使える設計であっても、一方を使うと、教室の逆側の学生は見ることができず、実用性がない。2 号館スタジオ（大教室）において、グループディスカッションを行う配置にする場合、授業中に机の移動と片付けを行う必要があり、授業時間が減少する。

効果が上がっている事項

アクティブ・ラーニング科目および履修学生が共に増加している。

改善すべき事項

アクティブ・ラーニング科目に関するアンケート調査ができなかったため、受講した学生による評価の分析やその教育効果の測定が将来課題として残った。アクティブ・ラーニング担当教員からは、ソフト・ハード両面にわたる支援、教育用施設や機器の標準化の充実が望まれており、それらを解決していくことが必要である。

④根拠資料

- ・平成 29 年度アクティブ・ラーニング科目・履修学生数リスト
- ・平成 30 年度アクティブ・ラーニング科目・履修学生数リスト

[5] 文 学 部

〔5〕文学部 点検・評価

《日本語学科》

＜初年次教育、高大接続への配慮を行っているか＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「専門入門ゼミナール」においてゼミナールの意義を十分に理解させる指導を行うとともに、学生が主体的に「ゼミナール」を選ぶことができる環境を構築する。

②評価の視点

- （1）ゼミナールの意義を理解させる指導を行う。
- （2）学生に十分なゼミナール見学の機会を提供する。
- （3）学生個々人の希望に寄り添うことのできるエントリー方法を構築する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）（3）については、2017（平成29）年度から、「ゼミナール希望届」の変更によって対応した。具体的には、希望するゼミナールを第4希望まで記載できるようにするとともに、それぞれのゼミナールで取り組みたいこと（志望理由）を記載する書式に変更した。

評価の視点（2）については、2018（平成30）年度から、「ゼミナール見学」を1年次が前期から行えるように変更をした。また、2018（平成30）年4月から、ゼミナール見学者の利便を考慮する目的で、日本語学科ホームページに「ゼミ見学のための情報」（教室および教員へのアクセス方法）を掲載した。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）（3）については、「ゼミナール希望届」の書式変更によって、1年次のほとんどにおいて、学生のゼミナール選びの「質的向上」が見られた。

志望理由の記載は任意であるが、2018（平成30）年度は、提出者の1年次80名中79名が、2年次以降のゼミナールへの期待や希望などを記入するに至った。志望理由の記載は、学生達に目的意識を自覚させる機会を提供したと言える。また、記載された志望理由は、ゼミナール担当教員が、第1希望のゼミナールに配属されなかった学生に対するケアに役立っている。

改善すべき事項

評価の視点（2）については、「ゼミナール見学」の人数が伸び悩み、「量的向上」は得られなかった。

「ゼミナール見学」に参加しなかった学生は、依然として多い状況である。ゼミナール見学を、ゼミナール説明会よりも前に行ったのは1年次80名中、延べ7名に留まった。また、ゼミナール見学者数も、延べでも51名となり、1年次の在籍数を超えなかった。

①2018（平成30）年度ゼミナール説明会よりも前にゼミナール見学 7名（8ゼミナール合計の延べ人数）

②2018（平成30）年度ゼミナール説明会の後にゼミナール見学 51名（8ゼミナール合計の延べ人数）

ゼミナール見学の人数が伸び悩んだ理由として、複数の学生への聞き取り調査の結果、

1年次は、日本語学科のゼミナール開講時間（月曜1限・2限）に他の授業を履修していることが大きく影響したことが分かった。

今後は、(1)ゼミナール見学のために授業を休んでも（あるいは遅刻しても）公欠扱いになる処置の導入、(2)授業期間外に1年次向けの模擬ゼミナール体験会（オープンゼミ）等の開催、(3)ゼミナールの曜限の変更の3点について、有効性の検討を継続する。

④根拠資料

・日本語学科ホームページ「ゼミ見学のための情報」

https://www.senshu-u.ac.jp/School/nichigo/student/2018/news_180424.html

<学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

国際交流センターとの連携を強化することによって、国際化社会で活躍できる人材の育成に配慮した教育を展開する。

②評価の視点

- (1) 日本語教育関係の専門科目および留学生の指導において、国際交流センターとの連絡体制・協力体制を見直す。
- (2) 海外日本語教育実習の事前研修に、国際交流センターのプログラム等を有機的に取り入れる。
- (3) その他、日本語学科の専門科目全般にわたって、国際化に配慮した指導を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、2017(平成29)年度から新たに、日本語学科の専門科目と連携をより深める取り組みを開始した。具体的には、「日本語教育実習A」履修生が日本語教育の練習のために、国際交流センター主催日本語プログラムの「クラスビジター制度」を利用するだけでなく、同プログラムの外国人学生を対象とした「日本語教授の模擬授業」を導入するようにした。

評価の視点(2)については、「日本語教育実習C」の実習先であるカルガリー大学の学生が国際交流センターのプログラムで来日した際に、交流をもった。

評価の視点(3)については、日本語学科では、国際交流センターを通して、協定校からの特別聴講生を受け入れている(2017(平成29)年度3名、2018(平成30)年度4名)。

さらに、専門科目5科目で留学生の存在を活用した授業を行い、専門科目2科目で世界の中の日本語という視点を育む授業を行っている。

効果が上がっている事項

評価の視点(1)については、「日本語教育実習A」担当教員は、事前に国際交流センターとの対面での打ち合わせを3回、メールでのやり取りを7回程度行うなどによって、同センターとの密接な連絡体制を築くことができた。

「日本語教授の模擬授業」に参加する学生は、同センターのクラスビジター制度に最低1回の参加、授業見学1回を課している。これらは、すべて学内(生田キャンパス内)で行われているので、学生にとっては、授業の合間の空き時間に参加しやすいものとなって

いる。

改善すべき事項

評価の視点（１）について、「日本語教育実習 A」で模擬授業を実施する場合、生徒役は留学生のボランティアであるため、人数を集めることが難しいという問題が生じた。今後は、アルバイト代を支払うことなども検討する必要がある。また、「日本語教育実習 B」「日本語教育実習 C」に関連して、協定校との事務手続きは、現在の教務課だけでは限界があるため、国際交流センターの協力を要請するための検討が必要である。

さらに、評価の視点（１）（２）について、2020（平成 32）年度以降に生じる問題が明確になった。日本語学科の 2020（平成 32）年度入学生以降は、神田キャンパスのみで授業を受けることになる。そのため、「日本語教授の模擬授業」のために生田キャンパスの国際交流センターを利用しにくくなるという課題が新たに生じた。今後は、神田キャンパスにおいて、生田キャンパスで行ってきたのと同様の「日本語教授の模擬授業」行う方策を探る必要がある。

④根拠資料

- ・国際交流センター主催日本語プログラム「クラスビジター制度」要項
- ・平成 29・30 年度 国際交流協定校からの特別聴講生一覧（文学部・日本語学科受入れ）

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法は適切であるか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「ゼミナール」「卒業論文」の成果について学生が実感でき、互いに切磋琢磨できる取り組みを行う。

②評価の視点

- （１）各年次の「ゼミナール」の研究目標を学生が十分に理解し、主体的に取り組める指導を行う。
- （２）各年次の「ゼミナール」の成果発表を、ゼミナール単位又は学科単位において実施する。
- （３）「卒業論文」の成果公表を、ゼミナール単位又は学科単位において実施する。

③点検・評価の状況

現状説明

まず、ゼミナールごとに取り組みを開始した。各ゼミナール内における成果発表の機会の設定については、全ゼミナールが取り組んだ。その他の取り組みも含めて一覧すると次のとおりである。

評価の視点（１）について	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度
・グループワークの活用	全 8 ゼミ	全 8 ゼミ
・合宿の実施	3 ゼミ	5 ゼミ
・課外講座の実施	1 ゼミ	1 ゼミ
・外部講師の講演会開催	1 ゼミ	2 ゼミ
評価の視点（２）について	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度
・ゼミ内での成果発表	全 8 ゼミ	全 8 ゼミ
・公开发表会の開催	1 ゼミ	なし

・冊子等の発行	なし	2ゼミ
評価の視点（3）について	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度
・ゼミ内での成果発表	全8ゼミ	全8ゼミ
・公開発表会の開催	なし	1ゼミ
・冊子等の発行	1ゼミ	2ゼミ

複数のゼミナールを横断した取り組みとしては、3ゼミナール合同での討論会を、2018（平成30）年度に1回実施した。ゼミナールによって指導の進め方が異なるため、学科合同での発表会については、実現に至らなかった。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）（2）（3）ともに、ゼミナールごとの取り組みは活発になっており、学生の参加意欲を向上させることに成功している。

改善すべき事項

評価の視点（2）（3）について、一部のゼミナールで公開の形での開催を試したが、他のゼミナールと曜限が重なるために、他のゼミナールの学生の参加がなかった。評価の視点（1）（2）（3）ともに、現在はゼミナールごとに実施可能な取り組みを行っているが、今後は、学科合同での催しの可能性についても再検討を続ける。

④根拠資料

- ・合宿開催要項・お知らせ
- ・外部講師の講演会開催要項・レジュメ等
- ・公開の成果発表会の場合の開催要項
- ・ゼミナール成果の冊子実物
- ・卒論文集の冊子実物

《日本文学文化学科》

<教育課程等について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

カリキュラムに基づき、学生にとって魅力的な学科を作る。

②評価の視点

- （1）学科内将来構想委員会を設置し、カリキュラムを再検討
- （2）専任教員の配置の適正化と負担の平準化
- （3）講義科目・内容・教員の見直し

③点検・評価の状況

現状説明

学科会議並びに学科内将来構想委員会においてカリキュラムを再検討し、2019（平成31）年度の専門科目・教養科目の改良を行った。講義内容、配当年次、担当者をよりの確な形に改め、日本文学・文化・創作を網羅する現在の専任教員では最良と思われるカリキュラムに改善した。

効果が上がっている事項

より魅力的なカリキュラムとするための、講義科目の廃止・新設を決定。科目や担当者の変更、配当年次を配慮しての担当教員の交代などを行った。併せて、専任教員の配置の適正化と平準化を達成した。

改善すべき事項

設定した評価の視点に基づく取り込みは一定の成果を上げたが、さらに別の視点から改良の余地があるかどうかを検証する必要がある。

④根拠資料

- ・平成 31 年度専門科目担当者表。同教養科目担当者表。学科会議議事録

<初年次教育について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

初年次教育の充実を図り、2年次から始まる「ゼミナール」への導入を円滑にする。

②評価の視点

- (1)「専修大学入門ゼミナール」の充実・深化
- (2)2年次からの「ゼミナール」の内容紹介
- (3)「ゼミナール」の選抜の適正化

③点検・評価の状況

現状説明

「専修大学入門ゼミナール」では、発表やプレゼンの基礎訓練を行うなど、2年次からのゼミナール履修に向けた授業の充実を図った。ゼミナールの紹介では、前期中に合同授業で担当教員全員が一人ずつゼミナールの内容を丁寧に説明。後期に入ってから、カリキュラム委員による再度の履修説明を行った上で、ゼミナール授業見学の機会を2週間にわたって設け、学生への理解周知を徹底した。ゼミナール選抜では、学生の志望に基づき適正に振り分け・選抜を行った。2018（平成 30）年度から、転ゼミ制度についても柔軟に運用していく方針を確認した。

効果が上がっている事項

ゼミナール志望において、ほとんどの1年次から積極的な志望届が提出され、意欲が確認された。

改善すべき事項

入門ゼミナールとゼミナールの連続性については、なお検討の余地がある。

④根拠資料

- ・ゼミナール説明会資料。学科会議議事録

<入学者に向けた PR・広報活動について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

受験生を含む社会一般に対して、学科の魅力をアピールする。

②評価の視点

- (1) 文学部パンフレットの充実
- (2) 学科独自のホームページの運用
- (3) オープンキャンパス等における一般に向けた学科の説明・周知

③点検・評価の状況

現状説明

文学部パンフレットの内容については学科会議で話し合い、学科の魅力について訴求力のあるコンテンツや写真を選別し、改良を図った。学科ホームページは、2018（平成 30）年度初めに文学部ホームページに統合された。オープンキャンパスなどにおける学外向けの説明・アピールは、継続して行っている。

効果が上がっている事項

オープンキャンパス・学外授業では毎回、手応えのある反響を呼んでおり、一定の成果を挙げている。

改善すべき事項

日本文学と日本文化の 2 本柱が学科の特色であることの一般向けの周知が、なお十分であるとは言い難い。

④根拠資料

- ・オープンキャンパスなどの資料。学科会議議事録

《英語英米文学科》

＜バランスのとれた年齢構成、男女比に配慮した教員配置について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

若手（30代～40代半ば）および女性教員の比率を上げる。

②評価の視点

- (1) 新規専任教員の採用時に学科の年齢構成と男女比を考慮に入れる。

③点検・評価の状況

現状説明

2018（平成 30）年度の専任教員 2 名の採用において、評価の視点（1）を考慮し、年齢的には共に 40 代半ばまで、1 名は女性教員を採用し、目標が達成された。

効果が上がっている事項

若手教員の採用によってバランスのとれた年齢構成が達成された。また女性教員の採用により、女性教員の比率が 19%から 25%と向上し、多様な視点や発想を取り入れた教育・研

究活動に向けての取り組みがアピールできている。

改善すべき事項

政府による2010（平成22）年12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」における「大学の教授等に占める女性の割合」を2020（平成32）年までに30%とする成果目標を念頭に、さらに女性教員の採用を促進する必要がある。

④根拠資料

- ・文学部英語英米文学科パンフレット、ホームページの「教員紹介」

<教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

文部科学省が新規に規定する中・高等学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラムに対応して、学科のカリキュラム改正を行う。

②評価の視点

- （1）中・高等学校教員養成課程 外国語（英語）コアカリキュラムの条件を満たすカリキュラム改正
- （2）学科のディプロマ・ポリシーとの適合性
- （3）受験生にとってより魅力的に感じてもらえるカリキュラムへの変更

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）に関しては、「教育職員免許法・同施行規則の改正」に基づいた「教職課程コアカリキュラムについて[外国語（英語）コアカリキュラム]」の策定を受け、教職課程を維持するために大幅なカリキュラム改正実施を決定した。

評価の視点（2）に関しては、学科のディプロマ・ポリシー（2）「高い英語運用能力を修得するとともに、英語圏の文学、文化や歴史や英語に関する知識を修得している（知識・理解）」の特に後半部に対応して、講義科目群を「英語学」、「英語文学」、「異文化理解」の3つに分けそれぞれの区分けにおいて2科目4単位以上の履修の縛りをかけることにより、卒業認定・学位授与の保証をさらに強化した。さらに、ディプロマ・ポリシー（4）「グローバル社会で役立つ英語運用能力を発揮し、思考・判断した内容を明確に表現できる（技能・表現）」に対応して、4年次ゼミナールのシラバス<到達目標>に、「グローバル社会で役立つ英語運用能力を発揮し、思考・判断した内容を明確に表現できる」を追記することを決定した。

評価の視点（3）に関しては、隔年開講科目の整理、スリム化と講義名称変更により、講義内容の分かりやすさ、魅力を向上させた。具体的には、「英語学特殊講義1・2」を「英語学の諸問題1・2」、「英米の小説1」を「文学作品と英語表現」、「英米の小説2」を「英米の小説・詩・演劇」、「言語と社会1」を「ことばと社会・文化」に、「言語と社会2」を「異文化コミュニケーション」、「応用言語学特殊講義1・2」を「外国語学習の科学1・2」へと、内容がよりイメージしやすい名称に変更した。コアカリキュラム改正を含む教職課程免許再課程認定は現在、文部科学省からの認定待ちである。

効果が上がっている事項

2018（平成 30）年度から、ゼミナールのシラバスの＜到達目標＞に「グローバル社会で役立つ英語運用能力を発揮し、思考・判断した内容を明確に表現できる」を追記することを実施し、英語運用能力発揮をより意識したゼミナール活動が促進されている。そのひとつとして、2018（平成 30）年度より、ゼミナールが始まる 3 年次の学生を対象に、TOEIC の全員受験を導入した。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ゼミナールシラバス

＜ウェブサイトを通じた大学の理念・目的・学部・研究科の目的等の周知および公表について＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学科のホームページをさらに改善する。

②評価の視点

- （1）スマホ・ユーザーなどのより広範な閲覧者に対応
- （2）ビジュアルな手法を多用して美しく、さらに理解しやすいホームページに改良
- （3）容易に更新できる CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）の導入

③点検・評価の状況

現状説明

全学的ホームページリニューアルに伴い、文学部パンフレットの一部分、および各学科のオフィシャルページの一部を取り込む形で大幅な改革が文学部全学科で実施された。英語英米文学科においては、評価の視点（1）に関しては、非スマホ対応のオフィシャルページの主要項目をすべて新たな学科のページに移行してスマホ対応とした。

評価の視点（2）に関しては、これまで文章のみの説明であったものを、文学部パンフレットの学科ページのデザインをそのまま使い、分かりやすく視覚的にアピールするように全面的に変更した。また、教員の写真や出版書籍の画像を加えるなど、よりイメージしやすく親近感のあるホームページとした。

評価の視点（3）に関しては、CMS が導入され、高度な専門知識を前提にせず、誰にでもホームページ更新が可能になるとのことである。以上のとおり、リニューアルの目標はほぼ達成された。既存のオフィシャルページに関してはそのまま残し、更新は行わないことと、新たなホームページの案内の告知を行った。

効果が上がっている事項

以前の学科独自のオフィシャルホームページに比べ、他学科と共通項目で統一されたため、情報の所在が分かりやすくなった。また、文学部パンフレットのビジュアルを使用して視覚的アピールが向上した。

改善すべき事項

簡単に更新できるという CMS が導入されたが、問題点も指摘されており、それを把握し

て改善していく必要がある。

④根拠資料

・文学部英語英米文学科ホームページ

《哲学科》

<初年次教育について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

導入教育としての1年次前期の「専修大学入門ゼミナール」および同後期の「専門ゼミナール」、さらに哲学科全教員の分担による通年授業「哲学の手ほどき」を一層充実させるとともに、2年次以降の個別教員による「ゼミナール」との連携を強化する。

②評価の視点

- (1) 「専修大学入門ゼミナール」および「専門入門ゼミナール」の学習内容について、各教員間で相互の調整を行うとともに、「哲学科」として推奨する基本図書を選定し、「哲学の手ほどき」などの授業の機会を通して、少なくともそのうち10冊を在学中に読了するような学習指導の指針を設ける。また、基本図書については、学生の力量や出版状況に応じた更新を行う。
- (2) 「専門入門ゼミナール」および「基礎ゼミナール」の担当教員が、所属学生の適正と本人の志望を勘案して、2年次以降の「ゼミナール」選択について、適切なアドバイスを与える。また、2回行われるゼミガイダンスにおいて行う志望調査の結果を1年次に公表するとともに、年度当初のガイダンスにおいて注意を促し、ゼミナールごとの人数の偏りを防ぐ。
- (3) 「ゼミナール」の振り分け後の満足度・適性度を評価するために、アンケート調査を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

大学における勉学の基本的スキル獲得を目指す「専修大学入門ゼミナール」を受け、後期の「専門入門ゼミナール」で、哲学的な文章の講読や哲学的討議のための基本的な訓練を行っている。さらに「哲学の手ほどき」で2年次以降の「ゼミナール」へと接続するための講義を全教員が行うとともに、「文学部時間割」冊子に載せている基本文献のうちのいくつかを各教員が紹介し、読了しておくことを推奨している。

また全教員が参加してのゼミナールガイダンスを実施した後に希望ゼミのアンケートを取り、その結果を「専門入門ゼミナール」を通して1年次に公表している。なお、2017（平成29）年度までは上級生によるゼミガイダンスも行っていたが、雰囲気流されるなど弊害があったため、2018（平成30）年からは、教員ガイダンスの際に、教員とそのゼミナール生が連れ立って紹介することもできる形に改めた。

「ゼミナール」に入ったあとの満足度・適性度についての統一的な調査は行っていないが、「ゼミナール」においては各教員が学生と密に連絡をとっており、結果として、3年次、4年次に「ゼミナール」を変更する学生はごく少数である。

効果が上がっている事項

「哲学の手ほどき」は2年次の「ゼミナール」への接続として有効に機能している。ゼミナールガイダンスと希望ゼミナールアンケートの公表も、学生のゼミナール選択の材料として機能している。

改善すべき事項

中学・高校を卒業して大学に入学した時点で、基本的な文章作法が全く身につけていない学生・読書経験が皆無である学生が増えている現状において、継続的な文章指導が必要になるとともに、「文学部時間割」冊子に載せる推奨図書の一部を、学生の力量に応じたものにしていくために、毎年刷新していくことが必要である。

④根拠資料

- ・「文学部時間割」
- ・「文学部学修ガイドブック」

<教育方法・学習指導について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

2年次以降の「ゼミナール」選択における、学生の希望と担当教員の専門分野、とりわけゼミナールの採用テキストの使用言語とのミスマッチをできるだけなくすように努める。

②評価の視点

- (1) 全教員分担の通年授業「哲学の手ほどき」や従来から行われているゼミガイダンスの機会を利用して、各「ゼミナール」の担当者の専門領域を周知するとともに、採用するテキストの使用言語の傾向についても学生に予め説明する機会を設ける。
- (2) 英語以外の外国語の履修を勧めるとともに、希望する学生には教員および大学院生などのアドバイスを受けられるような機会を設ける。特に大学院を志望する学生については選考する分野を研究するために必要な、英語以外の外国語および古典語の履修を推奨する。

③点検・評価の状況

現状説明

「哲学の手ほどき」において、「ゼミナール」へ接続するための講義を各教員が行っており、そこで「ゼミナール」担当者の専門領域および採用するテキストの使用言語について説明している。また、ゼミガイダンスにおいては各ゼミナールの使用テキストなどを一覧にした表を配布している。

英語以外の外国語の履修については、『文学部学修ガイドブック』において推奨しており、また、哲学科の学生・大学院生が全員所属している専修大学哲学会の大会・新入生発表会・修士論文構想発表会や、その懇親会においても、履修を推奨しており、大学院への進学を志望する学生の外国語履修へとつながっている。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

・「文学部学修ガイドブック」、ゼミナールガイダンス配布資料

<成績評価と単位認定について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

卒業論文は、就職活動が厳しさを増すなか、執筆準備期間の短縮が懸念されているが、そうしたなかで卒業論文の内容の充実向上が求められている。とりわけ現在進行中の「大学教育の分野別質保証」という課題に対応するためにも、よりきめ細かな卒業論文指導と評価の公平性を図るためにも、成果の公開の更なる充実を図る。

②評価の視点

- (1) 前年度の卒業論文の題目一覧を公表するとともに、優秀な卒業論文数点を公開することによって、在学生に卒業論文執筆の目安を提供する。
- (2) 従来から卒業論文の成績評価は、主査・副査の複数の教員によって行っているが、前記優秀論文の選考にあわせて、当該年次の卒業論文の講評を教員全員で行い、卒論指導と成績評価の参考となるようにする。
- (3) 哲学科の学生・大学院生・教員を構成員とする専修大学哲学会において、上級生(卒論執筆者)による卒論ガイダンスにおいて、準備の手順や注意点、内容についての助言などを行うとともに、執筆者による成果の公表や基本文献の紹介などを行う。

③点検・評価の状況

現状説明

各「ゼミナール」において、早いゼミナールでは2年次から、遅いゼミナールでも3年次から卒論の構想発表を課すことで、準備期間が短くならないよう配慮している。また、卒業論文への意識を高めるため、哲学科・哲学研究科所属の学生・大学院生全員が会員となっている専修大学哲学会の発表媒体である『生田哲学』に、卒業論文の題目一覧および優秀作の概要を掲載することを継続して行っている。

また、公平な評価を行うために、複数教員による口述試験(主査・副査制による、学生一人について30分間の口述試験)を行っている。さらに、口述試験の後には、学科会議において各教員が卒業論文について講評した上で、全員で『生田哲学』に掲載する優秀論文を選考するとともに、卒業論文の指導方法や成績評価の基準などについて、学生の変化を踏まえながら毎年確認している。

卒論執筆者による、下級生向け卒論ガイダンスについても継続して行っている。

効果が上がっている事項

中間報告において、卒論執筆者による卒論ガイダンスの出席者が必ずしも多くなく、他の方法を検討する必要もあると記載したが、各「ゼミナール」におけるゼミナール合宿や「ゼミナール」内における卒論進捗状況の報告会が、卒論ガイダンスを補完する効果を上げている。即ち、上級生による報告を下級生が聞き、しかも自ら議論に参加することで、卒論執筆の具体的な状況を疑似的に体験することになり、卒論への意識を高めることに成功している。

改善すべき事項

成果の公開について、現在は各ゼミナールの優秀作一点のみの概要を『生田哲学』に載せ、他は題目のみ公開しているが、概要を載せる論文点数ないし文字数の拡大を図ることが望まれる。

④根拠資料

・『生田哲学』

《歴史学科》

＜学科の目的等の周知および公表について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

志願者増の一助とすると同時に入学後のミスマッチを防いで学生の質の向上に役立てるために、歴史学科での教育目的と教育内容を広く周知・公表する。

②評価の視点

- (1) 『専修史学』、『専修考古学』などで教育および研究成果を公表する。
- (2) 学科オフィシャルホームページで学科およびゼミナールでの活動内容を公表する。
- (3) 学科独自のパンフレットを作成・配布して学科の紹介につとめる。

③点検・評価の状況

現状説明

入学前の志願者およびその家族、高校教員に向けた情報発信として、『専修史学』および『専修考古学』誌上で教育・研究成果を公表し、学科オフィシャルホームページ（平均月1回更新）に学科およびゼミナール活動の最新情報を掲載している。さらに、学科独自のパンフレット（2018（平成30）年度分）を作成して入学センターを通じて高等学校（約1,600校）に送付するとともに、オープンキャンパス・公開講座・文学部高校教員研修プログラム等で参加者に配布している。

効果が上がっている事項

入学後のガイダンス時に実施する1年次へのアンケート結果によると、本学科を志望したきっかけとして学科ホームページを参考にした者が年々増加しているほか、本学科への進学理由として高等学校教員・塾講師の勧めを指摘する者がいる。これらのことから、上述の媒体による周知・公表は一定の効果を上げていると考えられる。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・『専修史学』、『専修考古学』
- ・歴史学科パンフレット
- ・歴史学科オフィシャルホームページ
- ・新入生対象アンケート

<初年次教育、高大連携への配慮について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

高校での学習内容を2年次以降の専門教育課程での研究へ円滑に接続させるため、初年次教育の充実を図る。

②評価の視点

- (1) 新入生対象オリエンテーション(4月)、ゼミナール選択ガイダンス(11月)、専修大学/歴史学入門ゼミナール(1年次必修科目)の充実を図るために検討会議を開く。
- (2) 高校での学習状況について情報を得るため、高校教員研修プログラムに参加した高校教員との対話の機会を設ける。
- (3) 学科内で調整のうえ出張授業を極力引き受けて、高校での学習状況について情報を得る。

③点検・評価の状況

現状説明

主として教員間のメーリングリストや学科会議の場で初年次教育における問題点や改善方法を検討し、必要に応じて教務課と連携して改善を図っている。

文学部高校教員研修プログラム(7月)では講義と昼食時に高校教員と対話する時間を設け、そこで得た情報は学科内で共有している。出張授業は可能なものを引き受けた。

ゼミナール選択ガイダンス(11月)では、ゼミナール紹介文を掲載した冊子の配布、教員との個別相談・面談を実施することによって、より適切なゼミナール選択の機会を提供している。

効果が上がっている事項

全教員で情報を共有できているため、初年次教育の場で問題が発生した場合には、学科会議で検討し問題の解決を目指すことが可能となっている。

ゼミナール選択ガイダンスから所属ゼミ決定までの流れを明示化することによって、所属ゼミナール未決定の学生数を極力少なくすることに成功している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・文学部高校教員研修プログラムパンフレット
- ・学科会議資料
- ・ゼミナール選択ガイダンス説明資料
- ・『専修史学ニュース』ゼミナール紹介号

<教員の年齢構成について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

中期的目標として、年齢のバランスに配慮した教員構成をめざす。

②評価の視点

- (1) 新規採用人事が発生した際に、現存教員の年齢構成を考慮する。

③点検・評価の状況

現状説明

2018（平成30）年年11月30日現在の教員14名の年齢構成は、60歳代6名、50歳代6名、40歳代2名である。

効果が上がっている事項

過去4年間に行われた人事を通じて50歳代以下の教員数が増加している。

改善すべき事項

引き続き今後の人事において年齢構成を考慮する。

④根拠資料

- ・教員人事資料

《環境地理学科》

<成績評価について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

卒業論文の審査基準を具体的に記述したものを学生に示す。

②評価の視点

- （1）卒業論文が満たすべき具体的要件の明確化
- （2）上記要件の『学修ガイドブック』への掲載
- （3）「履修ガイダンス」等を通じた上記要件の学生への指導

③点検・評価の状況

現状説明

昨年度卒業論文の評価の要点に関するたたき台をもとに、学科の教員の会議で検討を進めた。その結果を「文学部環境地理学科 卒業論文の評価の観点について」にとりまとめ、『学修ガイドブック』に反映させるとともに、「履修ガイダンス」や「文学部時間割」に掲載される「卒業論文の手引き」等を通じて学生へ指導することを決定した。

効果が上がっている事項

上記「文学部環境地理学科 卒業論文の評価の観点について」を掲示するとともに、指導を担当する教員を通じて今年度卒業論文を提出する学生に周知を図った。卒業論文の最低点が従来より若干高くなったので、一定の効果があったと思われる。

改善すべき事項

実際に提出された卒業論文を毎年点検し、問題点を把握して、改善につなげていく必要がある。

④根拠資料

- ・「文学部環境地理学科 卒業論文の評価の観点について」

<履修指導・学修指導について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

フィールドワークに関する実践指導を行う「野外調査法1」「野外調査法2」に学生が取り組む姿勢を強化させる。

②評価の視点

- (1)「野外調査法」の意義に対する学生の認識の向上
- (2)「野外調査法」の実施方法の検討
- (3)「野外調査法2」の履修率の向上

③点検・評価の状況

現状説明

履修ガイダンスやゼミナール等を通じて、学生に対し、野外調査法を履修する意義の説明に努めている。また、これまで「野外調査法2」については3年次以降1回しか単位修得が認められていなかったが、2019(平成31)年度より、年度が異なれば異なる教員が担当する「野外調査法2」を履修して単位を修得することを認めることにし、履修の機会を増やした。さらに、2018(平成30)年度からの新しい方策として、「野外調査法1」のレポートの公開発表会を行うことにした。

なお、将来的に、野外調査法の展開数増のカリキュラム改正をめざすこととして、具体的なカリキュラムのあり方の検討も進めている。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

野外調査法については、展開数を増やすとともに、履修しやすい科目とすることが重要であり、さまざまな条件について検討する必要がある。

④根拠資料

- ・野外調査法1合同発表会プログラム・発表資料

<実習・演習環境の整備について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

実習・ゼミナール等の効率化のため、これらに関わる設備を充実させる。

②評価の視点

- (1)地理学実習室の視聴覚設備の拡充
- (2)実習・ゼミナール等の資料作成に用いる事務機器の機能拡充

③点検・評価の状況

現状説明

地理学実習室については、プロジェクター等の視聴覚設備の設置が行われた。また、学

科で通常使用するコピー機のカラー機能が使用できるようになった。このほか、今後の施設・設備等の整備のあり方について学科の教員の会議で検討した結果を文書（「文学部環境地理学科における施設整備のあり方」）にとりまとめ、教務課に対して提出・説明を行った。

効果が上がっている事項

地理学実習室で行われる自然環境学調査法、測量学実習等の授業で視聴覚設備を活用している。また、カラーコピーは、ゼミナール、野外調査法など、カラーの資料を多用する授業や卒業論文で活用されている。

改善すべき事項

「文学部環境地理学科における施設整備のあり方」に記載した施設・設備の整備について、関係部局への働きかけを続け実現を図るとともに、新しく普及が進む IT 機器などで実習・演習に効果的に活用できるものの情報収集に努め、必要な機器の導入に継続的に取り組む必要がある。

④根拠資料

- ・「文学部環境地理学科における施設整備のあり方」（2018（平成 30）年 7 月 3 日）

《人文・ジャーナリズム学科》

＜初年次教育について＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

在学生主催による入学生オリエンテーション、およびゼミナールガイダンス、コースガイダンスの実施を継続すると共に、「専修大学入門ゼミナール」等の履修により、専門教育への円滑な導入を図る。

②評価の視点

学科全体での着実な協力体制によるオリエンテーション、各ガイダンスの実施、「専修大学入門ゼミナール」から専門教育への円滑な導入のための着実な指導を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

学科全体でのオリエンテーション、各ガイダンスは、学科会議で連絡調整しながら、着実に実施した。またガイダンスでは、専門教育への円滑な導入に向けて、丁寧な指導を行うことで、コース希望届、ゼミナール希望届の未提出者の数が減少した。

効果が上がっている事項

コース希望届、ゼミナール希望届の未提出者の数が減少した。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・オリエンテーション資料

- ・コースガイダンス資料
- ・ゼミナールガイダンス資料

<教育課程について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

カリキュラムを円滑に運営し、学生の「社会知性」の充実を図る。

②評価の視点

現在学科の改組、新学科が構想されているが、引き続き責任を持った専門科目の着実な運営・実施、ゼミナールでの継続的できめ細やかな指導を着実に実施する。

③点検・評価の状況

現状説明

学科会議で2021(平成33)年度までの担当科目の担当の見通しが話し合わせ、新学科へのスムーズな移行へ向けて調整が行われた。また、新学科に改組される2019(平成31)年度以降も不足の事態が起こった際には、適宜学科会議や学科メーリングリストを通して調整を行う体制が十分に整っている。したがって、引き続き相互の連絡を密に行うことで、学生の不利益が生じないように対応することが可能であると考えられる。

効果が上がっている事項

学科教員全体として、改組後の体制の見通しが確認できた。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・専門科目担当者表
- ・学科会議議事録

<教育方法・学習指導について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生のゼミナール選択をより適切なものとし、ゼミナールにおける教育・指導の一層の充実を図る。

②評価の視点

ゼミナール選択時に学生に配布する案内・情報をより充実させ、ミスマッチを防ぐと共に適正な人数配置を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

ゼミナールに関する詳細な資料を、担当する教員それぞれで作成し、学科のカリキュラム委員が編集を行った。また、ガイダンスの際には、資料について詳細に説明し、内容を熟読して考えてゼミナールを選択するよう、学生に指導を行った。また可能なゼミナール

では、オープンゼミを実施した。ゼミナール選択と所属先決定については、人数制限および適宜選考を実施することで、きめ細かに行うようにした。また所属後にゼミナール変更を希望する学生についても、一定の条件を満たせば変更を認めることで、補正を行っている。

効果が上がっている事項

学生のゼミナール選択について、ガイダンスやゼミ変更について円滑に実施することができた。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ゼミナール・ガイダンス資料
- ・ゼミナール所属先変更に関する資料

〔 6 〕 ネットワーク情報学部

〔6〕 ネットワーク情報学部 点検・評価

＜大学の理念・目的と学部の「研究教育上の目的」・「学位授与の方針(DP)」・「教育課程編成・実施の方針(CP)」との関連について＞ (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

2019(平成31)年度のカリキュラム改定に向けて、学部の「研究教育上の目的」、「学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」をアップデートする。

②評価の視点

- (1) 学部の「研究教育上の目的」は、大学の理念・目的との関連がわかりやすく記述されているか。
- (2) 学部のDPは、学部の「研究教育上の目的」および社会に期待されている能力に照らし合わせて、卒業時に身につけるべき能力として妥当か。
- (3) DP、CP、実際の教育課程との関連が明確にわかるように、DPの達成レベル表、カリキュラムマップ、科目体系図等の図表を用いて示されているか。

③点検・評価の状況

現状説明

学部の「研究教育上の目的」は、学部長より提示された2つの改定案をもとに最終案を作成した。

学部のDPについては、教務委員会での意見をもとに、教授会で議論され意見の取りまとめが行われた。また、議論の過程では、学術会議の参照基準、JABEE審査基準、VALUEルーブリック等、社会で期待されている能力を反映した基準と照らし合わせながら進めた。

CPの見直しについては、全学カリキュラムの改定に伴う部分は全学カリキュラム協議会での修正案に基づいた内容を取り込んだ。また、専門科目については変更したDP等に基づき修正した。

APの見直しについては、2021(平成33)年度からの高大接続改革による新入試の方向性を今年度末に示し、教務委員会での議論を入試検討委員会につなげて修正を行った。

2019(平成31)年度のカリキュラム改正に伴い、「研究教育上の目的」、「学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」、「入学者受け入れの方針(AP)」については、改正案が教授会で承認された。その間、DPの達成レベル表、カリキュラムマップ、科目体系図等の図表も示して議論が行われ、それらの図表は学修ガイドブックの作成、シラバスチェックに利用された。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成30年度ネットワーク情報学部A0入試要項
- ・ネットワーク情報学部パンフレット
- ・ネットワーク情報学科カリキュラム(2019(平成31)年度以降入学生)

- ・ネットワーク情報学部教授会（2018（平成30）年10月23日）の議事録
- ・ネットワーク情報学部教授会（2018（平成30）年11月27日）の議事録
- ・ネットワーク情報学部教授会（2019（平成31）年1月15日）の議事録
- ・平成31年度ネットワーク情報学部シラバスチェック（2019（平成31）年2月21日）記録
- ・平成31年度ネットワーク情報学部学修ガイドブック

<学修成果の把握・評価および成績評価の客観性・厳格性について>

（評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

学修成果の把握・評価する方法および各科目の成績評価の客観性・厳格性を確保する方法の研究・普及を進める。

②評価の視点

- （1）学修成果を把握し評価するための研究を進め、より良い指標・方法を開発しているか。
- （2）新カリキュラムにおいて、学修成果を把握・評価しやすい教育課程を編成したか。
- （3）学修成果の基礎となる、各科目の成績評価の客観性および厳格性を確保する方法の研究を教員間で進めたか。

③点検・評価の状況

現状説明

学修成果を把握し評価するための研究については、ルーブリック、GPA、外部テストを使った研究に着手した。また、ルーブリックの勉強会を開催し、教科ごとのルーブリック作成を進めている。

新カリキュラムにおいては、学修成果を把握・評価しやすい教育課程の編成に努め、カリキュラムマップ・チャートにも反映させた。

学修成果の基礎となる、各科目の成績評価の客観性および厳格性を確保する方法については、現在作成している学修成果のためのルーブリック等を利用し、今後教員間で研究を進める予定である。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

2019（平成31）年度入学の新カリキュラムでは、学修成果を各学年終了時に形成評価することとしており、学生たちの状況にあわせて改善していく活動を進めていく。

④根拠資料

- ・教員どうしの授業の工夫を相互学習するための勉強会資料（2018（平成30）年3月14日）
- ・ネットワーク情報学部教務委員会資料（2018（平成30）年9月19日、9月25日、10月16日、10月23日、11月20日）
- ・ネットワーク情報学部教授会（2018（平成30）年11月27日）の議事録
- ・2017年度大学生基礎力レポートについてのネットワーク情報学部向け報告

・基礎力測定テスト PROG 全体傾向報告書(2017)

<教員組織編成方針について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

学部の教員組織の編成に関する方針もしくは目標を定め文書化する。

②評価の視点

- (1) 各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任の所在、授業科目における専任教員の配置、授業負担の配慮など、既に慣行として実施している方針を、文書として明示したか。
- (2) 本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標を定めたか。

③点検・評価の状況

現状説明

各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任の所在、授業科目における専任教員の配置、授業負担の配慮など、既に慣行として実施している方針については、文書化に着手し教務委員会でまとめ始めた。まだ不十分な点については、引き続き改善していく予定である。

本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標についても、まだ明確なものが定められていないため今後の課題となっている。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

本学部の教育研究上の目的の改正が遅れたため、本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標については議論をこれから進めていく。

④根拠資料

・ネットワーク情報学部教務委員会資料 (2019 (平成 31) 年 2 月 18 日)

〔 7 〕 人間科学部

〔7〕人間科学部 点検・評価

〈心理学科〉

〈大学の理念・目的と学部・研究科の目的は、連関しているかについて〉 (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

大学の理念・目的と学科の目的との対応について整理した上で、情報発信をする。

②評価の視点

- (1) ホームページ上での、学部・学科の目的の掲載状況
- (2) (1)において、大学の理念・目的が含まれていること
- (3) (1)において、大学の理念・目的と学科の目的との対応を示していること

③点検・評価の状況

現状説明

心理学科のホームページに、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」に向けた目標と目的を記載した。心理学科の教育目標は、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」に向けて、心理学の様々な領域で蓄積されてきた知識と理論(「知」)および研究方法(「スキル」)を、実習を通して修得させることにより、現代心理学の持つ批判的、分析的、かつ主体的な人間行動理解に到達させることである。なお、社会知性の開発を通して、大学院に進学し研究者として新たな知の創出する、大学院に進学し心理専門職として国民のこころの健康の保持増進に関わる、職業人として心理学の知識を活かした職務につく、心理学には直接関係しない職務であっても心理学の知識に根ざした人間と科学に対する深い理解を有する人材の育成を目的とする旨も心理学科ホームページに記載されている。

効果が上がっている事項

心理学科が行っている教育と本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」との関係性を明確化し、情報発信することができた。今後、本学における公認心理師の養成が進むにつれて、国家資格を有する心理学の専門職として社会で果たす役割を明確化し、心理学科での教育目標などに組み込んでいくことを予定している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 専修大学人間科学部心理学科のホームページ
(<http://www.psy.senshu-u.ac.jp/undergrad.html>)

〈学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法は適切であるかについて〉
(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の主体的参加を促す取組みについてシラバスなどを通して明示する。

②評価の視点

- (1) 学生の主体的参加を促す取組みの状況
- (2) 上記の取組みのシラバスへの記載状況

③点検・評価の状況

現状説明

現状において、アクティブ・ラーニングなどの学生の主体的参加を促す取組みについてシラバスに記載している講義が複数存在している。例えば、「心理学特殊講義1・2」や「心理演習1・2」におけるアクティブ・ラーニング、「臨床心理学A・B」におけるresponを活用したインタラクティブな授業などがそれに該当する。また、シラバスには記載されていないが、「心理学基礎実験1」、「心理学基礎実験2」、「心理学研究法1・2」などにおいても、学生の主体的参加を促す取組みがなされている。

効果が上がっている事項

学生の主体的参加を促す取組みについては、各教員の独自の取組みとして行われている。例えば、「心理学特殊講義1・2」や「心理演習1・2」におけるアクティブ・ラーニング、「臨床心理学A・B」におけるresponを活用したインタラクティブな授業などがシラバスに明記された上で行われている。

改善すべき事項

「心理学基礎実験1」、「心理学基礎実験2」、「心理学研究法1・2」など、実際には学生の主体的参加を促す取組みがなされていてもシラバス上は明示されていない場合もある。今後は、各教員が実践している学生の主体的参加を促す取組みについて、年に1回、心理学科学科会議において共有し、各教員の授業やシラバスなどに反映することを予定している。

④根拠資料

- ・専修大学 Web 講義要項（シラバス）
- ・心理学科学科会議議事録

<学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか> （評定：**S**・A・B・C）

①達成目標

国家資格公認心理師を含む心理学関連資格の取得を可能とするカリキュラムの整備と履修ガイダンスを行う。

②評価の視点

- (1) 公認心理師国家試験の受験資格を満たすカリキュラムを整備する。
- (2) 国家資格公認心理師を含む心理学関連資格取得のための履修ガイダンスを行う。

③点検・評価の状況

現状説明

2015（平成 27）年 9 月 16 日の公認心理師法の公布より、心理学科では、公認心理師国家試験の受験資格取得を可能とするカリキュラムの整備に取り組んできた。現状では、開講年次に達していない一部の科目を残して、公認心理師国家試験の受験資格取得を可能とするカリキュラムの整備が出来ている。なお、学部卒業後に必要な大学院の科目については、2018（平成 30）年 8 月 31 日付で、文部科学省・厚生労働省より公認心理師法施行規則第 2 条に規定する基準を満たすことを確認したとの回答を得ている。また、カリキュラムの整備に伴い、新カリキュラムの対象学生への履修ガイダンスとともに経過措置の対象学生に対する履修ガイダンスも行った。

効果が上がっている事項

心理学科では、早い段階から公認心理師カリキュラムへの対応を表明し、カリキュラム整備を行った。現在、公認心理師国家試験の受験資格取得を可能とするカリキュラムを整備し、履修ガイダンスも実施している。今後は、学生が公認心理師としての職業的自立を図ることができるように、社会から要請される公認心理師の知識・技能について明確化し、授業内容などに反映させることを予定している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 専修大学人間科学部心理学科のホームページ
(<http://www.psy.senshu-u.ac.jp/undergrad.html>)
- ・ 専修大学ホームページ「公認心理師の受験資格取得について」
(<https://www.senshu-u.ac.jp/news/20180913-02.html>)

《社会学科》

<教育課程の編成にあたっては、順次性および体系性を配慮しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

順次性や体系性については、教育課程において配慮しているが、その実効性については、継続的な評価などの取り組みを強化する必要がある。社会調査士関連科目など、方法論に関する項目については順次性を考慮しているが、社会学の各専門分野に関しては順次性や体系性が十分ではないため、さらなる改善を図る。

②評価の視点

- (1) 1年次必修の「社会学原論」と、各専門分野の関係を検討の上、「社会学原論」の充実を図る。
- (2) 順次性・体系性を考慮して次期カリキュラムを編成する。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 社会調査士関連科目については、社会調査協会の定める科目を設置し、体系性に配慮をしている。

- (2) 2年次の選択必修科目が「社会調査実習A」あるいは「文献研究A」のいずれかを履修することになっており、3年次になったときに専門的な文献を読む力が必ずしも育っていないこと、あるいは社会調査の方法が体得できていないことが課題となっていた。順次性、体系性を確保するため次期カリキュラムで見直しを進めた。
- (3)「社会学原論」は、1年次が社会学の基礎知識を得る重要な科目であることから、内容の順次性・体系性を確保するように配慮した。

効果が上がっている事項

- (1) 現カリキュラムにおいて、「社会調査実習A」と「文献研究A」の両方を履修するように指導した結果、自主的に両方を履修する学生が増えた。
- (2) 2019(平成31)年度以降の次期カリキュラムでは、「社会調査実習A」と「文献研究A」の両方を2年次の必修科目とした。
- (3)「社会学原論」担当教員が、体系性や順次性を考慮した教科書選定や授業内容にするよう工夫をした。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・『学修ガイドブック 2018』
- ・『学修ガイドブック 2019』
- ・『シラバス』

<教養教育と専門教育の適切な配置を行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教養教育と専門教育は適切に配置されているが、専門教育と教養教育の連携のありかたについては検討および改善の余地がある。社会学科の学生が必要とする教養と専門知識の内容を再検討し、専門教育と教養教育の連携を深める。

②評価の視点

- (1) 専門教育と教養教育の連携を深め、学生の広範な関心にこたえるために多岐にわたる科目を設定する。『学修ガイドブック』やオリエンテーションで専門教育と教養教育の関係に関する情報提供を徹底する。
- (2) 社会学科の学生が履修可能となっている教養科目の範囲とその妥当性を再検討する。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 社会学の広範な専門科目を設置しているが、教育社会学など、現在の専任教員ではカバーしきれない分野の指導の必要性が生じているため、カリキュラムを見直し改善に取り組んだ。
- (2) 社会学科の学生が履修することが望ましい教養科目が、学生にとって他の選択必修科目と重なり履修しづらい時間に置かれることがあるため、改善に取り組んだ。
- (3)『学修ガイドブック』やオリエンテーションで専門教育と教養教育の関係に関する情報提供を行っている。

効果が上がっている事項

- (1) 教育社会学および生涯教育関係の教員を迎えて、専門科目のさらなる充実を図るようカリキュラム改正を行った。
- (2) 社会学特殊講義に多様な分野の専門家を兼任講師として迎えた。
- (3) 教養科目の中でも、とくに社会学科の学生が履修することが望ましい科目を明確にし、担当教員には可能な範囲で学生の履修しやすい時間に配置していただいた。
- (4) 『学修ガイドブック』やオリエンテーションで専門教育と教養教育の関係に関する情報提供を徹底するようにした。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・『学修ガイドブック 2019』
- ・「オリエンテーション関連資料」

<学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

資格取得を可能にするなど、ある程度の取り組みはなされているが、自立を図る能力育成に関しては、社会のニーズをよりの確に図るなど、改善の余地がある。社会学科の学生の進路は多岐にわたることから、まず代表的なキャリアパスを抽出し、社会的および職業的自立のために必要な能力を同定したうえで、教育内容の更新を図る。

②評価の視点

- (1) 授業やアンケートを通じて学生の進路に関する希望を把握する。
- (2) 近年の進路動向から代表的なキャリアパスを抽出し、社会で必要とされる能力と専門教育との関係を明確にしたうえで、履修ガイダンスに活用する。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 4年次に進路に関する情報提供を依頼し、進路動向を把握している。
- (2) 社会調査士資格について説明し、取得のための支援を行っている。
- (3) 卒業生に就職先の情報提供を依頼したり、社会調査実習で社会人へのインタビューを行ったり、教員が大学院進学の相談に応じるなどして、社会的および職業的自立を促す教育を行っている。

効果が上がっている事項

- (1) 学科の教育内容を生かして進路を選択する傾向が出ている。具体的には、社会調査資格を生かしたマーケティング分野への就職や、公務員講座と専門科目の知識を生かした自治体への就職などが挙げられる。
- (2) 毎年 30 名程度の学生が社会調査士資格を取得することにより進路の選択肢を広げている。
- (3) 社会調査実習では、社会人に対するインタビュー経験をとおして自立のための心構えやスキルを涵養している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 卒業生アンケート

[8] 二 部 教 育

〔8〕 二部教育 点検・評価

<低単位修得学生に対する学修指導について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

低単位修得学生の修学状況を改善するために個人面談を実施し、その結果を踏まえ、今後の学修指導のあり方について検討する。

②評価の視点

- (1) 成績通知に併せて、低単位修得学生に対し、面談を実施する文章を送付する。
- (2) 低単位修得学生のデータを抽出し分析をする。

③点検・評価の状況

現状説明

卒業要件単位数 124 単位と履修上限単位数（1 年次 40 単位、2・3 年次 44 単位、4 年次 40 単位）を考慮し、2017（平成 29）年度後期の面談においては、1 年次については前期修得単位 6 単位以下の学生（32 名）については警告文を送付し、2 年次については、前期までの修得単位と後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生（26 名）には卒業不可通知を、50 単位未満の学生（18 名）には警告文を、2018（平成 30）年度前期の面談においては、2 年次については前期修得単位 6 単位以下の学生（38 名）については警告文を送付し、3 年次については、前期までの修得単位と後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生（27 名）には卒業不可通知を、50 単位未満の学生（12 名）には警告文を、2017（平成 29）年 9 月 15 日および、2018（平成 30）年 6 月 4 日、9 月 14 日に送付した。

2017（平成 29）年 10 月 16 日から 28 日、2018（平成 30）年 6 月 25 日から 7 月 17 日、10 月 15 日から 27 日の平日 5 時限目および土曜日 3・4 時限目に、対象者で希望する者と、その者に事前に記入させた修学調査シートに基づき個人面談を実施した（2017（平成 29）年度は、1 年次 10 名、2 年次〔卒業不可〕7 名、〔警告〕4 名、2018（平成 30）年度前期は、2 年次〔警告〕6 名、3 年次〔卒業不可〕3 名、3 年次〔警告〕2 名、後期は、1 年次 8 名、2 年次〔警告〕2 名）。そして、低単位に至った事情、卒業後の進路等について聴取するとともに、適宜助言を与えた。

それとは別に、2018（平成 30）年 3 月 29 日から 4 月 18 日の履修登録期間に二部事務課窓口において二部事務課員による履修登録相談を行った（2 年次〔警告〕43 名、3 年次〔卒業不可〕42 名）。

2017（平成 29）年 11 月 15 日の第 4 回二部教務委員会および 2018（平成 30）年 7 月 24 日の第 3 回二部教務委員会、11 月 14 日の第 5 回二部教務委員会において、面談対応結果について報告し、面談担当者と意見交換をするとともに、修学調査シートの分析を行った。

効果が上がっている事項

修学調査シートを学生に記入させ、具体的な相談事項をあらかじめ調べられるようになったことで、その後の体系的分析などに活用できるようになった。

改善すべき事項

面談期間が限られているうえに、低単位修得学生すべてが面談などに応じているわけではないため、低単位修得学生の修学状況の全体像を把握するにはデータが不足している。少しでも多くの低単位修得学生に面談できる方策を検討し、状況把握をする必要がある。

引き続き面談等の取り組みを通じて、学生の単位修得状況が改善されているかどうかを注視していきたい。

④根拠資料

- ・2017年第4回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・2018年第3回二部教務委員会会議資料、同議事録
第5回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・学生への面談通知（警告通知文）
- ・学生への面談通知（卒業不可通知文）
- ・学生への履修相談通知（警告通知文）
- ・学生への履修相談通知（卒業不可通知文）

<学生の授業履修上の不都合の解消について>（評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

時間割の適正配置に努める。

②評価の視点

- （1）二部教務委員会および二部設置学部教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会など、教務を担当する組織と情報交換を密にし、連携を強化する。
- （2）平日6・7時限目、土曜日1～4時限目における授業展開の平準化を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

これまで二部教務委員会では、二部設置学部の教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会、さらに学部長懇談会等を通じて授業の集中を分散する依頼をしてきたところである。しかし、二部開講科目は兼任講師の依存率が高く、本務校の授業等の関係があり、すぐに移動を依頼することは難しい状況にある。また、担当する専任教員の多くも、生田キャンパスから神田キャンパスへの移動等があり、授業曜日時限を平準化することが難しい状況にある。

2017（平成29）年5月23日の第1回二部教務委員会および2018（平成30）年5月22日の第1回二部教務委員会において二部授業科目の展開数および履修状況を確認し、二部教務委員でもある二部設置学部の教務委員・カリキュラム委員を通じて各学部具体的な曜日時限を挙げて科目展開の平準化を依頼するとともに、科目担当者を決定する時期に、改めて各担当者にも比較的授業配当に余裕のある曜日時間への配置を依頼した。

効果が上がっている事項

木曜日6時限目の授業は、62展開から56展開になったことで集中が若干改善された。

改善すべき事項

いまだ特定の曜日・時限に授業が集中しており、状況の改善は十分ではない。二部の学生募集が停止されることになるのを踏まえ、新入生および在学生の卒業要件単位の修得に支障の出ないように、引き続き適正配置について、関係所管と情報交換を密にし、連携を強化するとともに、依頼を行っていく必要があると考える。

④根拠資料

- ・2017年第1回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・2018年第1回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・2017年度二部時間割
- ・2018年度二部時間割

<入学志願者の確保につながる広報活動について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

志願者数の確保に繋がるような入試広報活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 二部進学相談会の実施状況
- (2) 特別入試における広報活動の検討
- (3) 入学志願者数

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年10月7日および8日、2018(平成30)年10月6日および7日に二部進学相談会を行い、教職員による個別相談に加えて、現役学生による個別相談ブースを設けた。来場者は、2017(平成29)年は、受験生・保護者等あわせて両日で174名、2018(平成30)年は、受験生・保護者等あわせて両日で147名となった。来場者数は、2016(平成28)年の来場者数181名と比べると若干減少したが、受験生のみでの来場者数では2017(平成29)年は109名から112名と微増、2018(平成30)年は83名となった。

二部では、スカラシップ入学試験、自己推薦入学試験、指定校制推薦入学試験等の特別入学試験を実施している。これら特別入学試験の志願者を確保するために制度の周知に努める必要があることから、入学アドバイザーでもある二部事務課員のオープンキャンパスや進学相談会に積極的に参加して情宣活動を行った。

これらの活動の結果、特別入学試験においては、2018(平成30)年度入試においては、3学部合わせて65名(内スカラ4名)の合格者を出し、一般入学試験においては、1,031名の志願者を確保することができた。

効果が上がっている事項

進学相談会は、2018(平成30)年が最後の開催となるが、教職員のみならず現役学生による個別相談を昨年同様実施し、在学生の生の声を届けられたことが、相談会への来場者数に表れているものと考えられる。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成29年度 二部進学相談会結果(報告)
- ・平成30年度 二部進学相談会結果(報告)

〔 9 〕 全学カリキュラム関係

〔9〕全学カリキュラム関係 点検・評価

<学位授与の方針を定め、公表しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針の適切な設定および公表を行う。

②評価の視点

- (1) カリキュラム・マップの作成
- (2) 学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年 4 月に改訂・公表した学科ごとの学位授与の方針は、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等について、「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点」（以下、「共通観点」という）として設定した、「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の 4 つの観点を網羅したものとなっている。

全学カリキュラム協議会では、次期の全学的なカリキュラム改正に向けて「2019（平成 31）年度および 2020（平成 32）年度カリキュラム改正の骨子について（報告）」（以下「骨子」という。）を策定し、2017（平成 29）年 9 月 26 日開催の教授会で承認された。この骨子において、「カリキュラム改正にあたっては、全学的に策定した卒業認定・学位授与の方針およびラーニング・アウトカムズとの対応が重要であるため、各学部・学科等では、全学カリキュラム協議会が提供する書式に基づいて、カリキュラム・マップを作成する」こととし、「新カリキュラムの内容とカリキュラム・マップとの整合性を検証し、各学部・学科等では、必要に応じて三つのポリシーおよびラーニング・アウトカムズを改正する」こととした。

全学カリキュラム協議会は、この骨子の策定と並行してカリキュラム・マップの書式を作成し、2017（平成 29）年 7 月 25 日付で各教育課程運営機関に提供し、作成を要請した。カリキュラム・マップの書式も共通観点に対応したものとなっているため、各学科で設置している科目の役割を検証してカリキュラム・マップを作成することで、学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性が図られることとなる。

こうした各種取組は概ね適切であったと判断しているが、カリキュラム・マップの作成については各教育課程運営機関に委ね、全学カリキュラム協議会への提出を求めなかったため、全学的に取りまとめて、学位授与の方針との整合性を検証するには至らなかった。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

カリキュラム・マップの作成を全学的に推進し、学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性について、全学的に検証するための方策を検討することが必要となっている。

④根拠資料

- ・卒業認定・学位授与の方針

・カリキュラム・マップ様式

<教育課程編成・実施の方針を定め、公表しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針を適切に連関させる。

②評価の視点

- (1) 学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針の連関
- (2) 教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年4月に改訂・公表した学科ごとの教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針との適切な連関を重視し、策定したものとなっている。具体的には、教育課程編成・実施の方針を「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の3項目で構成し、そのうちの「学修成果の評価方法」の内容が、学位授与の方針に掲げる各項目と連関している。

そして、2018(平成30)年度講義要項(シラバス)の作成に際し、2017(平成29)年12月5日開催の全学カリキュラム協議会において、同協議会議長から委員各位に対し、文書「授業科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関連について(お願い)」を提示し、「可能な範囲で科目の到達目標とDPとの関連を講義要項(シラバス)に記載」することを要請した。こうした取り組みを継続することで、より実質的な連関が期待できる。

また、全学カリキュラム協議会では、2019(平成31)年度および2020(平成32)年度の全学的なカリキュラム改正に合わせて、2018(平成30)年11月6日開催の全学カリキュラム協議会において、文書「卒業認定・学位授与の方針(DP)および教育課程編成・実施の方針(CP)の改正について(案)」を提示した。これにより、教育課程編成・実施の方針を改正するための方向性を示すとともに、その取りまとめを行い、2019(平成31)年4月に公表する予定としている。

なお、カリキュラム・マップの作成については各教育課程運営機関に委ね、全学カリキュラム協議会への提出を求めなかったため、全学的に取りまとめて、教育課程編成・実施の方針との整合性を検証するには至らなかった。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

カリキュラム・マップの作成を全学的に推進し、教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性について、全学的に検証するための方策を検討することが必要となっている。

④根拠資料

- ・教育課程編成・実施の方針
- ・授業科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関連について(お願い)

<教育課程編成・実施の方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性を図る。また、教育課程の編成にあたって、順次性および体系性について一層の充実を図る。

②評価の視点

- (1) 教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性
- (2) コース・ナンバリングによる教育課程の順次性および体系性の明示

③点検・評価の状況

現状説明

次期の全学的なカリキュラム改正が、2019（平成 31）年度および 2020（平成 32）年度に行われることが決定している。このカリキュラム改正に伴う教育課程の変更点を教育課程編成・実施の方針に反映するために、2018（平成 30）年 11 月 6 日開催の全学カリキュラム協議会において、文書「卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）の改正について（案）」を提示した。

また、全学カリキュラム協議会では、学長からの 2017（平成 29）年 4 月 1 日付文書『『コース・ナンバリング』の導入について（依頼）』に基づいて検討を行い、2018（平成 30）年 3 月 13 日付文書「科目ナンバリングの導入について（報告）」、2018（平成 30）年 9 月 20 日付文書「科目ナンバリングについて（報告）」により学長に報告し、2019（平成 31）年度からの導入が決定した。これにより、教育課程の順次性と体系性について、一層の充実が期待できる。

効果が上がっている事項

2019（平成 31）年度から科目ナンバリングを導入することが決定し、これにより、教育課程の順次性と体系性を明示できることとなる。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・卒業認定・学位授与の方針（DP）および教育課程編成・実施の方針（CP）の改正について（案）
- ・「コース・ナンバリング」の導入について（依頼）
- ・科目ナンバリングの導入について（報告）
- ・科目ナンバリングについて（報告）
- ・コースコード表
- ・科目ナンバリング導入に伴う成績証明書および講義要項（シラバス）の対応について（案）

[1 0] 教育開発支援関係

〔10〕教育開発支援関係 点検・評価

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行う。

②評価の視点

- （1）新任教員教育支援説明会の実施状況
- （2）教育開発支援 NEWSLETTER および授業のツールボックスの発行状況
- （3）FD 関連講演会等の開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援 NEWSLETTER と授業のツールボックスの発行およびFD 関連の講演会を開催した。

新任教員教育支援説明会は、2017（平成 29）年度は4月1日に開催して参加者が62名（専任18名、兼任44名）、2018（平成 30）年度は4月2日に開催して参加者が55名（専任26名、兼任29名）であった。両年度とも、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから Course Power の利用について説明した。

教育開発支援 NEWSLETTER は、第34号（2017（平成 29）年3月31日）、第35号（2017（平成 29）年11月30日）、第36号（2018（平成 30）年3月31日）、第37号（2018（平成 30）年11月30日）を発行した。各号の概要は次のとおりであり、本学における教育内容・方法等の改善に資する内容を掲載したことは、評価できる。

第34号	アクティブ・ラーニングを含めた授業事例
第35号	大学生基礎力レポートおよび卒業生アンケートの結果
第36号	respon の活用事例
第37号	大学生基礎力レポートおよび卒業生アンケートの結果

授業のツールボックスは、教育内容・方法のさらなる改善を目的として改訂作業を行い、2017（平成 29）年3月31日には第5版を、2018（平成 30）年3月31日には第6版を刊行した。

FD 関連の講演会については、株式会社ベネッセ i - キャリアの矢竹秀行氏を講師に招き、「大学生基礎力レポートの結果と大学を取り巻く外部の動向について」をテーマに講演会を開催した。出席者は76名（教員14名、職員62名）であった。

効果が上がっている事項

- ・本委員会が発行した各種印刷物において、アクティブ・ラーニングを導入している授業や、respon の活用事例などの情報を提供することによって、各教員が教育内容・方法等を検証し、改善・向上させる機会を増やすことに寄与した。
- ・第11期では、評価の視点に掲げつつも実施できなかったFD 関連講演会について、今期は実施した。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・新任教員教育支援説明会配布資料一式（2017（平成 29）・2018（平成 30）年度）
- ・教育開発支援 NEWSLETTER 第 34 号・第 35 号・第 36 号・第 37 号
- ・授業のツールボックス 第 5 版・第 6 版
- ・FD 関連講演会資料「大学生基礎力レポートの結果と大学を取り巻く外部の動向について」

<教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

ティーチング・アシスタント（TA）、授業補助員（SA）等の教育研究活動を支援する体制を整備する。

②評価の視点

- （1）ティーチング・アシスタント（TA）・授業補助員（SA）制度の利用状況
- （2）ティーチング・アシスタント（TA）・授業補助員（SA）制度の適切性

③点検・評価の状況

現状説明

2015（平成 27）年度に行われたティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を行っている。

利用状況については、ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の採用が許可された授業数の推移を見ると、制度改正前の 2014（平成 26）年度が 950 であり、改正後となる 2015（平成 27）年度が 1,175、2016（平成 28）年度が 1,172、2017（平成 29）年度が 1,175、2018（平成 30）年度が 1,164 となっている。この結果から、改正内容が利用状況に反映されているものと捉えている。

また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況を確認し、適切性の検証を行っている。

以上のことから、取り組みの状況は、概ね適切であると判断している。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

- ・教員と TA・SA とのミスマッチが生じている現状を今後の課題と認識しており、改善に向けた取り組みとして、TA・SA に配布している「ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ」や、教員向けの「ティーチング・アシスタント（TA）、授業補助員（SA）制度利用に際しての留意事項」などについて、内容の見直しを計画している。

④根拠資料

- ・ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、授業補助員（SA）制度利用に際しての留意事項

<教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか>
 （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

教育課程およびその内容、方法に関して、適切な根拠（資料、情報）に基づき点検・評価を行う。

②評価の視点

- （1）大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱの分析
- （2）卒業生アンケートの分析

③点検・評価の状況

現状説明

大学生基礎力レポートⅠ・Ⅱの結果と、本学が保有する学生の情報（GPA等）を用いて、本学学士課程教育の検証を行っている。

2017（平成29）年度は、「卒業認定・学位授与の方針と大学生基礎力レポートの結果」「批判的思考力」「転換教育課程および導入教育課程について」について分析を行い、報告書を作成した。

2018（平成30）年度は、卒業認定・学位授与の方針の検証や、導入教育課程の一部の科目において学修成果を検証するなど、従来よりも詳細な分析を行った。分析の結果は、前年度までと同様に報告書を作成し、学部長懇談会等の会議で説明した。

卒業生アンケートの結果については、教育開発支援 NEWSLETTER に分析結果を掲載するとともに、集計したデータの詳細を専修大学ポータル「ライブラリ」に掲載した。

以上のことから、教育課程等の適切性についての点検・評価の実施状況は、概ね適切であると判断している。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

- ・教務課のIR担当者との協働により、これまで行ってきたデータの分析と公表に加え、各機関への情報の提供に取り組むことを計画している。

④根拠資料

- ・平成29年度 大学生基礎力レポートⅠ（1年次）およびⅡ（2・3年次）の結果について（報告）
- ・平成30年度 大学生基礎力レポートⅠ（1年次）およびⅡ（2・3年次）の結果について（報告）

[1 1] 資 格 課 程

〔11〕資格課程 点検・評価

＜教職課程＞

＜新課程への対応＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

教育職員免許法の一部改正が行われ、2019（平成31）年4月1日より施行される（2019（平成31）年度入学生より適用される）文部科学省令による新課程へ対応した教職課程のカリキュラム改正を行い、2018（平成30）年3月締め切りの文部科学省への再課程認定の申請を行う。

②評価の視点

- （1）「科目区分の大括り化（法律事項）」に合致したカリキュラム改正ができたかどうか。
- （2）「履修内容の充実（省令事項）」（例：主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善、ICTを用いた指導法、道徳教育の充実、外国語教育の充実、特別支援教育の充実、チーム学校への対応、学校と地域との連携、学校安全への対応、総合的な学習の時間の指導法、キャリア教育等）に合致したカリキュラム改正ができたかどうか。
- （3）再課程認定を受けることができるかどうか。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）および（2）については、教育職員免許法の一部改正に即して現行のカリキュラムを見直し、2019（平成31）年度より実施に向けた新課程に対応したカリキュラムを作成した。

評価の視点（3）については、本学教職課程概略、カリキュラム、シラバス、担当教員科目一覧、教員の履歴業績表等、所定の必要書類を取り揃え、期限内に文部科学省への再課程認定申請を行った。その後、文部科学省から一部指摘された箇所を修正し、2018（平成30）年11月に審査が終了した。

効果が上がっている事項

新課程に対応したカリキュラム改正を行うと同時に、再課程認定に際し実践的なシラバスの作成、担当科目に即した業績を有する教員の配置などにより、より充実した教職課程の授業を展開することができた。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・改正したカリキュラム表および文部科学省に提出した再課程認定申請書類一式

＜授業の質の更なる向上＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「教職実践演習（中・高）」の授業で主に使用する共通テキスト（全教職課程履修者使

用)を学内教職課程担当教員で作成し、授業で活用する。

②評価の視点

- (1) 作成する共通テキストの扱う内容が、教職実践演習に含めることが必要な事項を網羅できるように検討し準備を進めることができたかどうか。
- (2) 主に学内教職課程担当教員が分担して共通テキストの執筆をし、編集し、作成できたかどうか。
- (3) 「教職実践演習(中・高)」の授業において、作成された共通テキストが活用されているかどうか。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)および(2)については、2017(平成29)年度内に作業を終了し、2017(平成29)年9月に専修大学教職課程協議会編『専修大学「実践的教職テキスト」社会知性を身につけた教員へ』を刊行した。

評価の視点(3)については、2018(平成30)年度より、「教職実践演習(中・高)」の授業に上記テキストを活用することで、履修者が最新の教育動向を踏まえつつ計画的かつ能動的に、より実践的な指導力を身につける授業内容を展開することができている。

効果が上がっている事項

複数展開している「教職実践演習(中・高)」において各授業担当者が共通のテキストを活用することで、履修者全体に教育実践に関する事例研究、グループ討議、場面指導等、網羅的な内容を適切な手順で学ばせることができている。

改善すべき事項

共通テキストについては、適宜、新学習指導要領の内容や新たな実践指導等に即した改訂を行うことで、常に最新の教育動向に対応した授業展開を行う必要がある。

④根拠資料

- ・専修大学教職課程協議会編『専修大学「実践的教職テキスト」社会知性を身につけた教員へ』(総計80頁 2017(平成29)年9月刊行)、および平成30年度「教職実践演習」シラバス

<教育実習訪問指導に関する改善> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

教育実習訪問指導は教職課程担当教員のみならず当該学生が所属するゼミナールやプロジェクトの担当教員にも依頼しているので、教職専門以外の教員のために、教育実習訪問指導に関する手引書を作成し、配布を行う。

②評価の視点

- (1) 教育実習訪問指導に関する手引書において、十分に詳細まで記述できるように検討し準備を進めることができたかどうか。
- (2) 教育実習訪問指導に関する手引書が作成できたかどうか。
- (3) 作成した手引書「教育実習訪問指導ガイド」を配布し、教育実習訪問指導を依頼す

る教員に周知できたかどうか。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（１）および（２）については、2017（平成29）年度内に作業を終了し、2018（平成30）年度から配布する準備を完了することができた。

評価の視点（３）については、2018（平成30）年５月に教育実習訪問指導を依頼する教員に「教育実習訪問指導ガイド」を配布し、事前に教育実習校訪問時の対応等について周知することができた。

効果が上がっている事項

教育実習訪問指導について熟知していない教員や新任の教員に対し「教育実習訪問指導に関する手引書」を配布することによって、訪問指導時の実習生に対する指導内容や実習校への対応等について具体的に示すことができたとともに、教育実習期間における実習生への配慮等に一定の理解を得ることができた。

改善すべき事項

作成した「教育実習訪問指導ガイド」を、今後、必要に応じて改定しつつより内容を充実させていく。

④根拠資料

- ・「教育実習訪問指導ガイド」

《司書・司書教諭・学校司書課程》

＜学校司書課程の開設について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「学校図書館法」の一部改正・施行によって、2015（平成27）年度より新たに学校司書が法制化された。文部科学省は、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」での検討結果を踏まえて、2016（平成28）年11月に「学校司書のモデルカリキュラム」を提示し、学校司書の養成を各大学に求めている。本学においても、この求めに応じるべく、学校司書課程の開設に向けてのカリキュラム等の検討と開設準備に取り組み、2018（平成30）年度の開設を目指す。

②評価の視点

- （１）文部科学省による「学校司書のモデルカリキュラム」や他大学の動向を把握する。
- （２）学校司書課程開設に向けてのカリキュラム等の検討と開設準備に取り組む。
- （３）学校司書課程を開設し、学校司書の養成教育を開始する。

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成29）年度に、学校司書課程に関するカリキュラムや担当者等を確定し、当初の予定どおり2018（平成30）年度より学校司書課程を開設した。2018（平成30）年1月には在学学生に対する説明会を実施し、また、科目等履修生の募集に合わせて、大学のホーム

ページによる広報と、同年2月に「学校司書課程開設記念講演会」を開催した。なお、科目等履修生制度のもとに、他大学の卒業生を含めた社会人が履修可能であり、また、一定の要件を満たすことにより課程修了証を発行することは、本学の特徴のひとつである。

効果が上がっている事項

学校司書課程の開設により、在学生、科目等履修生が、これまでの司書、司書教諭に加えて、学校司書に関する知識・技術を修得できる体制が整った。科目等履修生には、本学の卒業生とともに、他大学の卒業生の現職者が少なくないことから、社会的な意義も認められる。より多くの学校図書館関係者の要請に応えるために、一層の対外的な周知が必要であると考えている。

改善すべき事項

学校司書課程に関する対外的な周知を図るために、現職者を含め多くの学校図書館関係者を対象とした講演会等の開催を継続して実施することが効果的であると考えている。また、課程を運用するうえでの問題点があれば、その解決に向けた検討も必要である。

④根拠資料

- ・学校司書課程ホームページ
<https://www.senshu-u.ac.jp/education/shikaku/lib-school.html>
- ・2018（平成30）年1月15日掲載「平成30年度から、「学校司書課程」を開設します。」
<https://www.senshu-u.ac.jp/news/20180115-02.html>

<進路指導について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

図書館および関連業種における新卒採用数（求人数）は、近年やや増える傾向にあるものの、少ない現状に変わりはない。図書館等への就職に関わる動機づけと情報提供を積極的に実施する。

②評価の視点

- （1）図書館等に勤務している本学卒業生を講師として、「就職（進路）懇談会」を開催する。
- （2）日常業務を知る機会として、図書館見学会の開催等を実施する。
- （3）図書館への就職を希望する4年次に向けた、求人情報（採用試験情報）の提供や進路相談等を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

毎年実施している「就職（進路）懇談会」は、公立図書館の館長を講師として2018（平成30）年12月に開催した。次年度以降も継続して実施する予定である。図書館への就職を希望する在生に対しては、申し出により相談に応じており、また、4年次に対しては随時、求人情報を提供している。2018（平成30）年度も図書館見学会の実施は見送ったが、「平成30年度全国図書館大会」（日本図書館協会主催）のボランティアを募集し、応募した学生に対しては、図書館の実情や図書館関係者の議論に触れる機会を提供することができた。

効果が上がっている事項

図書館に就職している卒業生の多くが、「就職（進路）懇談会」に参加した経験を有する状況にある。図書館への就職に対する関心を高めるためにも、今後も継続して実施する必要がある。

改善すべき事項

図書館見学会は図書館の実情を知る機会として有意義であるが、必ずしも社会的に話題となっている図書館が見学先として適しているとは限らない。専任教員が下見をした結果、取りやめたこともある。しかしながら、次年度以降も見学先の選定や日程調整など、実施に向けた取り組みが必要である。

④根拠資料

- ・ポータルサイトによる募集案内「全国図書館大会ボランティア募集について」
- ・ポータルサイトによる募集案内「平成30年度司書課程就職（進路）懇談会」

<図書館実習について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

図書館実習は授業科目外のプログラムであるが、図書館の実務を実地で経験することのできる機会として重要である。図書館実習を希望する学生の要望に応じた実習館を手配するとともに、手続きや指導を円滑に行う。

②評価の視点

- （1）図書館実習への積極的な参加を促す取り組みを実施する。
- （2）実習館に対する手続きを円滑に進める。
- （3）実習生に対する事前・事後指導を授業外で実施する。

③点検・評価の状況

現状説明

図書館実習への参加を促すために、年度当初の資格課程ガイダンスや専任教員の担当する授業において意識的に呼びかけを行い、2018（平成30）年度においても前年度並みの実習参加者となった。また、事前指導としてのガイダンス、事後指導としての報告会を実施した。実習館への手続きも円滑に進めることができた。

効果が上がっている事項

実習参加者の実習後の満足度は高く、有意義な教育プログラムであるため、今後も継続する必要がある。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ポータルサイトによる開催案内「平成30年度司書課程図書館実習報告会」

《学芸員課程》

＜博物館実習について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

新2号館に完成した展示実習室を活用して、学内における「博物館実習」の一層の充実を図る。

②評価の視点

- (1) 他大学の博物館実習の具体的な内容について調査する。
- (2) 博物館実習の具体的な内容を再検討する。
- (3) 学内実習のシラバスを再検討して、新2号館の展示実習室の活用方法を検討試行し、さらなる実践的な実習を行い、学生の要求に応える。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 他大学の博物館実習の具体的な内容については、全国博物館学協議会に参加することで情報を収集している。
- (2) 博物館実習の具体的な内容については、2017（平成29）年より活用を開始した新2号館の展示実習室の施設利用の状況を踏まえて、試行錯誤中である。
- (3) 学内実習のシラバスの再検討については、授業評価の結果を反映して、具体的かつ実践的な実技と課題に取り組みさせる内容に変更した。

効果が上がっている事項

新2号館における展示実習室における学内実習の充実により、学生の博物館と学芸員に対する理解が格段に向上している。今後も、学内実習の充実に努めたい。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・学生による授業評価調査票

＜館務実習について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

新2号館に完成した展示実習室を学内実習の拠点とし、館務実習の実態と有機的に結びつける形で、学生の学習の成果を挙げる方向性を検討する。

②評価の視点

- (1) 館務実習先に、担当教員が訪問し、学生の指導を行うと同時に、担当者と面談して館務実習に先立って、学内実習において必要とされる指導について調査する。
- (2) 館務実習館における実習内容を検討して、学内実習で必要とされる内容について検討する。
- (3) 館務実習の成果を他の学生にフィードバックする方法について検討する。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 館務実習先へは、2名の担当教員で分担し、8割(50館中41館)の館へ訪問を行い、担当者・館長と面談して、館務実習の際に必要なとされる学内実習の内容についての聞き取りを行った。
- (2) 上記の聞き取りの結果に合わせて、学内実習の充実を図った。
- (3) 履修学生一人ひとりに、館務実習館についてプレゼンテーションを行わせた。

効果が上がっている事項

館務実習館への訪問により、実習館側の受け入れ態勢や考え方を知ることができ、さらに、そうした意向を学生にフィードバックできている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・教職課程協議会資料(平成30年度館務実習館一覧)

<改正学芸員養成科目に関する対応> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

2012(平成24)年度から新課程に対応するために、学芸員課程のカリキュラムの一部改正を行った。現在、新課程への過渡期であるため、引き続き円滑な切り替えに向けて、努力する。

②評価の視点

- (1) 新課程に対応した科目のシラバスについて、再度検討する。
- (2) 新課程に対応した教員の担当体制の充実。
- (3) 新課程の科目担当者との連携を図るとともに、授業評価を実施して、学生の要求に応える。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 新課程に対応したシラバスについて、再検討を行った。
- (2) 新課程に対応した教員の担当態勢の充実を図った。
- (3) 新課程の科目担当者との連携を図り、全科目についての授業評価を実施し、学生の要求に応えた。

効果が上がっている事項

新課程への対応として、優秀な担当教員が揃い、移行がスムーズに行えている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・学芸員課程担当者のシラバス
- ・学生による授業評価調査票

[1 2] 大 学 院

〔12〕大学院 点検・評価

〈経済学研究科〉

〈教育課程の編成における順次性および体系性への配慮について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

経済学の基礎知識の習得または再習得を必要とする修士課程1年次の学生に、学修の機会を提供する。

②評価の視点

- （1）経済学の基礎知識の学修にかかわる教育課程の編成状況
- （2）教育課程を補完する学修の手段および機会の提供状況

③点検・評価の状況

現状説明

本研究科の大半を占めるプロフェッショナルコース/財政・税制研究を履修する学生については、特段の機会を設定するのではなく、「財政学特論（財政策論）I・II」の履修を促し、当該授業の中で経済学、財政学の基礎知識習得につながる内容の講義を実施した。

効果が上がっている事項

講義の履修者数は適度な人数であり、演習形式の授業も可能となっている。また、毎学期末には定期試験を実施し、知識の習得状況を把握している。理解が不足していると認められる学生については課題などにより個別に対応するなど、履修者全体の知識習得の向上に成果を挙げている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 財政学特論 I・II 履修状況 2017（平成 29）年度各 5 名、2018（平成 30）年度各 6 名
- ・ 財政学特論 I・II シラバス（2017（平成 29）・2018（平成 30）年度）

〈各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

修士論文・博士論文の審査基準を審査時に確実に適用するための方法を検討・実施する。

②評価の視点

- （1）学位授与方針と審査基準との適合性の状況
- （2）審査基準の運用状況

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年度に、学位授与方針と整合するよう修士論文・博士論文の審査基準を改訂し、論文審査前に審査基準の審査員への周知徹底を図った。学位授与方針において博士の学位には修士の学位よりも高度な条件が課されていることが強調されているのに、審査基準ではこの差が明確でなかった。そこで博士論文の審査基準に、「網羅性の高い」「高度な」「精緻な」といった表現を加え、明確化を図った。

効果が上がっている事項

2017（平成 29）年度の修士論文・博士論文の各審査は、明確な基準のもとに実施できた。2018（平成 30）年度は、継続して徹底が図られるように、審査当日に基準を記した用紙を配布し再確認を徹底している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成 29 年度第 14 回経済学研究科委員会議事録（審査基準の決議および修士論文・博士論文の審査報告）
- ・大学院要項で開示している審査基準：修士論文審査基準(p. 87)、修士論文審査基準(p. 93)

<学生受け入れ方針の設定と公表について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像」を踏まえた学生の受け入れ方針を設定する。

②評価の視点

- （1）「入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像」が検討され、学生受け入れ方針に明示されているか。
- （2）明示された「入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像」が学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に適合しているか。

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年度に学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を改訂して「入学前の学修歴、学力水準、能力等の求める学生像」を明記するとともに、これと整合的に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を改訂した。改訂された 3 ポリシーは公表し、学内外への周知を図った。

効果が上がっている事項

改訂に伴い、大学院要項やホームページを介し公表し周知徹底は図られている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 3方針（アドミッション、ディプロマ、カリキュラムの各ポリシー）

<大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

大学院進学志望者の学修ニーズの変化に対応した教育課程の改編を検討し実施する。

②評価の視点

- （1）大学院の経済学教育に対する社会的ニーズについての把握の状況
- （2）社会的ニーズに対応した教育課程の改変についての検討および実施の状況

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成29）年度に調査を目的としたソーシャル・ビジネスをテーマとした連続公開講座を開催した。学びの需要は高いが大学院への進学意欲は金額面等を勘案すると多くないことを確認し、大学院委員会で報告した。この学び需要にどのように対応していくかを継続検討課題としている。

効果が上がっている事項

大学院委員会で現状を報告し、課題・問題意識を大学院委員会で共有している。

改善すべき事項

継続検討課題であり具体的な効果はあげられていない。学びの需要を教育課程の改変とどう結びつけていくべきかに関して、大学院委員会等で議論を深めていくことが求められている。

④根拠資料

- ・ 平成29年度第13回大学院委員会議事録

<法学研究科>

<教育課程等について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

法学研究科修士課程のカリキュラムについて、2020（平成32）年度実施を目標にコース制（アカデミック・コース、プロフェッショナル・コース）を導入し、加えて昼夜開講を実現する。

②評価の視点

- （1）コース制および昼夜開講の学内諸手続きを経た導入の状況
- （2）コース制および昼夜開講の導入の理念に沿った授業科目の設定状況
- （3）コース制および昼夜開講についての広報の状況

③点検・評価の状況

現状説明

現在の目標は、多少変更して、昼夜開講を実現し、夜間の授業だけで終了できる体制を構築し、もって社会人により門戸を広げることにおいている。このような目標からは、必ずしもコース制は必要ではなく、実質的に昼夜開講ができればよいと考えている。この点について、制度的な問題、具体的な開講科目等について検討し、大略的なプランは固まっている。しかし、現在は2020（平成32）年度の商学部・商学研究科の神田移転および新学部創設を考慮して、7号館を中心とする使用教室について問題が生じている。移転関係の問題処理後、具体的には2021（平成33）年度または2022（平成34）年度を目途に夜間開講を充実していく予定である。

効果が上がっている事項

夜間開講についての制度的な問題については処理した。また、開講科目についても、兼任講師等も用いて重点的に拡充する科目等について検討を加え、おおよそのプランは出来上がっている。実施時期を睨んでさらに具体化を検討する必要があるが、そのための体制も出来つつある。

改善すべき事項

教室問題が現在の最大のネックである。従来の1号館教室が使えなくなり、7号館は商学研究科が移転してくること、また、新学部も含めた学部の教室としての需要もあり、解決困難な問題を抱えている。7号館に限定しないより抜本的な検討が求められている。

④根拠資料

- ・2018年度第8回法学研究科委員会報告事項3、同第9回法学研究科委員会報告事項2参照

<学生の受け入れについて> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

現行制度化の2018（平成30）年度については、現行制度の枠内で改善することによって入学者を増加させる。2020（平成32）年度導入予定のコース制に見合った入試制度の改革を行う。

②評価の視点

- （1）2018（平成30）年度入試における改善状況
- （2）2018（平成30）年度入学者数の状況
- （3）コース制に見合った入試制度の改革の状況

③点検・評価の状況

現状説明

コース制について方針転換したことはすでに述べた。2017（平成29）年度入学者数は、久しぶりに10名を超えたが、2018（平成30）年度は5名の入学者で減少した。2019（平成31）年度入試では若干盛り返すことが期待されるが、予断を許さない状況である。制度的には、2019（平成31）年度入学試験から一般入試の筆記試験科目を1科目にした。学内選考については、すでに2017（平成29）年度に法学部だけでなく全学部に開放したが、今後はⅡ期についても学内選考を導入する予定である。

効果が上がっている事項

一般入試の筆記試験科目を1科目とし、すでに実施している。Ⅱ期学内選考の導入を研究科内で了承され、決定手続きに入っているところである。

改善すべき事項

依然として入学者が増えていないが、活路は主として社会人の増加に求めるべきと考えている。しかし、これについては昼夜開講の拡大が必要であり、そのための準備を確実に進めてゆく必要がある。また、留学生を増やすためには、学問として国際的な性格を持つ政治学分野への受け入れが考えられる。現行の聴講生・研究生制度では、在学生の存在が不可欠である。政治学分野での大学院生の増加のために PR も含めた改善が必要である。

④根拠資料

- ・一般入試筆記試験については、2018年度第2回法学研究科委員会議題4参照
- ・Ⅱ期学内選考については、2018年度第8回法学研究科委員会議題4参照

<単位認定および学位授与について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

コース制導入に合わせて、各コースの単位認定および学位授与の基準を明確に定める。

②評価の視点

- (1) プロフェッショナル・コースの単位認定の基準作成の状況
- (2) プロフェッショナル・コースの修了要件の規定の状況
- (3) プロフェッショナル・コースの修了要件としてのリサーチ・ペーパーの導入状況およびその基準の作成状況

③点検・評価の状況

現状説明

プロフェッショナル・コースについて方針転換したことはすでに述べた。夜間授業を拡張して社会人の入学が増えた場合には、単位認定のあり方について検討を加える必要がある。ただ現在でも数が少ないとはいえ、社会人の大学院生がおり、それらの経験から柔軟な基準を作り出せると考えている。プロフェッショナル・コースを検討する際に必要単位数を検討したが、その際も現行32単位を維持する結論であった。リサーチ・ペーパー導入については、創設のための制度的な手当の問題、リサーチ・ペーパーの具体的なあり方について検討を加え、すでに案は固まっているが、具体的な導入は夜間開講を拡充し、社会人入試による入学者の増大が見込まれる時に導入する予定である。

効果が上がっている事項

リサーチ・ペーパー導入についてリサーチ・ペーパーの内容、および導入のための決定手続きについて確認した。そのための、研究科委員会内での了解を得た。

改善すべき事項

社会人大大学院生についての経験の蓄積を集積し、ある程度の基準を設ける作業が必要である。

④根拠資料

- ・リサーチ・ペーパーについて 2018 年度第 8 回法学研究科委員会報告事項 4、同第 9 回法学研究科委員会報告事項 3 参照。

〈文学研究科〉

〈留学生の論文執筆等に関わる院生の日本語チューターの制度化について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

現行の留学生の日本語教育プログラムに加えて提案していた修士論文執筆時における各専攻の専門的な概念や用語の添削についてのチューター設定の制度化が、2017（平成 29）年度に実現した。その実施状況を追跡・検証する。

②評価の視点

- （1）各専攻において実施状況を把握する。
- （2）文学研究科委員会で実施後の検証を行う。
- （3）大学院委員会にて報告・審議する。

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年度に同制度を利用した留学生が 1 名であったことを踏まえ、文学研究科委員会で問題点を検討した結果、2018（平成 30）年度は、大学院新入生ガイダンスにおいてチューター制度をより詳細に説明すること、指導教員も留学生に対して個々に制度を紹介することが大学院委員会で審議・決定された。同決定は各専攻に通達・実行され、2018（平成 30）年度文学研究科におけるチューター制度利用者は 4 名に増えた。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）（2）（3）のすべてが実行され、チューター制度の留学生への周知に効果が上がった。この周知、文学研究科・大学院委員会間の連絡などの体制も定着した。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・文学研究科委員会議事録（2017（平成 29）年度第 2 回〈2017（平成 29）年 4 月 25 日〉、2018（平成 30）年度第 3 回〈2018（平成 30）年 5 月 15 日〉）

〈科目表記の明瞭化について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

展開科目表示を、科目名称だけではなく、内容を合わせて表示することで具体的な授業、研究内容を大学院在籍者、および大学院進学希望者に提示する。

②評価の視点

- (1) 各専攻会議において検討し、学生などにとって最善の表記を目指す。
- (2) 具体的な括弧書き内の文案を大学院事務課に提示する。
- (3) 大学院要項、WEB上、および募集要項などの表記の修正を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年度、文学研究科委員会においてWEB上での各専攻の表記について更新、修正を行うこと、さらに展開科目の表記についての問題点の検討を進めることを決定した。2018(平成30)年度には、各専攻の申し出により全専攻の展開科目において具体的な授業、研究内容が括弧書きで明示されるようになった。その結果、大学院要項、学生募集要項などの表記が修正された。

効果が上がっている事項

評価の視点(1)(2)(3)のすべてが実行され、修士課程・博士後期課程の授業科目に括弧内表記を付すことができ、その内容が広く大学院志願者、在籍者に伝えることが可能となった。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・文学研究科委員会議事録(2017(平成29)年度第7回<2017(平成29)年9月26日>、2018(平成30)年度第5回<2018(平成30)年7月10日>、同第7回<同10月9日>)、大学院要項2018、学生募集要項

<学位授与方針の明確化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学位授与に対する教育内容・方針に関する基本的な考え方を明確化する。

②評価の視点

- (1) 各専攻会議において基本的な考え方の明確化を検討する。
- (2) 各専攻が文学研究科委員会に案を提出し、大学院要項などへの表記を検討する。
- (3) 大学院委員会に報告し、大学院要項などにおける表記の決定を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年度に文学研究科委員会において、各専攻におけるディプロマ・ポリシーの改訂が決議され、学位授与方針の明確化を旨とする改定案の審議を行い、文学研究科案を決定した。同案は大学院委員会で提案・審議の上承認され、大学院要項の改訂が実施された。

効果が上がっている事項

評価の視点（１）（２）（３）のすべてが実行され、文学研究科内での継続した検討・審議の結果、学位授与に対する教育内容・方針を明確化することができた。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・文学研究科委員会議事録（2017（平成29）年度第9回＜2017（平成29）年10月24日＞、同第11回＜同12月9日＞、同第12回＜2018（平成30）年1月16日＞、同第13回＜同2月6日＞、同第16回＜同2月20日＞）、大学院要項2018

＜経営学研究科＞

＜修士論文の質向上に資する新制度の検討＞（評定：**S**・A・B・C）

①達成目標

修士論文の質をさらに向上させるため、指導教授に加え、副指導教授制度を導入する。

②評価の視点

- （１）主査・副査制度の現状分析および課題の抽出
- （２）指導教授および副指導教授制度導入に関するワーキンググループの設置
- （３）他大学院や他研究科における取組状況の情報収集およびその検討
- （４）副指導教授制度の導入

③点検・評価の状況

現状説明

- （１）現状分析および課題の抽出については、概ね達成した。
- （２）ワーキンググループを設置し、検討会を行った。
- （３）他研究科における取組状況の情報収集を行った。
- （４）副指導教授を修士課程1年次中に決定し、2年次に副指導教授の演習科目を履修できるようにした。これにより、副指導教授制度を実質的に運用できるようになった。

効果が上がっている事項

2019（平成31）年度から副指導教授の演習科目を履修できるようになり、修士論文の質の向上に寄与する。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成30年度第11回大学院経営学研究科委員会報告

＜博士学位授与に関する手続等の整備＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

博士学位授与に関しての審査手続きを整備し、当該手続きを公開することによって、博士学位取得を目指す学生への意欲の向上を目指す。

②評価の視点

- (1) 現状の博士学位授与にかかる審査手続きに関する課題の抽出
- (2) 博士学位授与手続きに関するワーキンググループの設置
- (3) 予備論文および中間報告会の位置づけの再検討
- (4) 最終審査および口述試験に関する手続きの明確化
- (5) 博士学位授与手続きの公開方法の検討

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 課題の抽出については、概ね達成した。
- (2) ワーキンググループを設置し、検討会を行った。
- (3) 予備論文および中間報告会の位置づけの検討を行った。
- (4) 最終審査および口述試験に関する手続きのプロセス案を作成した。
- (5) 第4回大学院経営学研究科委員会の議題(3)「課程博士の学位請求論文提出期限及び学位授与に関する内規について」として承認された。次年度以降、指導教授より学生に周知させる予定である。

効果が上がっている事項

9月に学位を授与できる規程は全研究科共通であったが、その手続きが明確でなかったため、それを利用する学生がいなかった。今回の手続きの明確化により、この手続きを利用する学生が増えることが期待され、博士論文の質の向上に寄与すると考えられる。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成30年度第4回大学院経営学研究科委員会配布資料3

<新たな入学試験方式の検討> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の応募を増やすための新たな入学試験方式を検討する。

②評価の視点

- (1) 広くアイデアを募集するためのディスカッションの場の設定
- (2) 具体案策定に向けたワーキンググループの設置
- (3) 他大学院や他研究科における取組状況の情報収集およびその検討
- (4) 具体的な入学試験方式の実現

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 大学院経営学研究科委員会（第3、4、6回）の報告事項の場を利用してディスカッションを行った。
- (2) 研究科長と大学院委員をメンバーとするワーキンググループを設置した。
- (3) 他大学院や他研究科における取組状況の情報収集およびその検討を行った。
- (4) 2020（平成32）年度入学試験から第Ⅱ期学内選考入学試験を実施することが決まった。

効果が上がっている事項

経営学研究科では、英語を選択科目のひとつとしていることにより、留学生の志願者数を増やすことに成功している。

第Ⅱ期学内選考入学試験を実施することにより、公務員試験や教員採用試験、公認会計士試験などに合格できなかった学生の志願者があると予想される。

改善すべき事項

学部学生の志願意欲を高める方策を探る必要がある。

④根拠資料

- ・平成30年度第7回大学院経営学研究科委員会配布資料15
- ・平成30年度第8回大学院経営学研究科委員会配布資料10
- ・平成30年度第10回大学院経営学研究科委員会配布資料5

《商学研究科》

<入学者の選抜方法について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

これまでに導入した入学試験制度のより一層の定着を図るために、入学試験制度の課題を検討し、学生募集力を強化する。

②評価の視点

- (1) 入学試験制度に新しく導入した方式を利用した学生が、商学研究科における研究に堪えられる能力を有しているかどうかの検証の状況
- (2) 外国人留学生の募集に当たっては日本語学校などの訪問、ニーズの調査の状況
- (3) 具体的な問題点の洗い出しと、その現状分析の状況
- (4) 解決法の模索、また同時に新制度の導入を視野に入れた議論の状況

③点検・評価の状況

現状説明

本研究科にとって、応募者の確保とその選抜方式は大きな問題である。そこで、いくつかの新しい入学試験制度を導入し、学生募集力の強化に努めてきている。あわせて、日本語学校へ模擬授業に行っている。

効果が上がっている事項

とりわけ商学専攻の外国人留学生入学試験の応募者が増加し、今年度は同専攻の10名の定員を満了した。これは2016（平成28）年度より導入した同入学試験区分D方式が功を

奏している。また、定期的に行っている日本語学校での模擬授業も学生募集強化に効果的に機能している。

改善すべき事項

会計学専攻は税法を専修科目とする志願者で定員を満たしているが、それ以外の科目（財務会計、管理会計など）の志願者が伸び悩んでいる。今後、長期的には税法志願者のみでなく、ある程度バランスをとりたい。

④根拠資料

- ・平成 29 年度 商学研究科委員会資料・議事録（第 5 回、第 6 回、第 8 回、第 11 回）
- ・平成 30 年度 商学研究科委員会資料・議事録（第 5 回、第 6 回、第 8 回）

<商学専攻と会計学専攻のシナジーを高めるために導入する科目について>（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

修士課程において、商学専攻と会計学専攻のシナジーを高めるために導入する科目とその効果的な運用を設計する。

②評価の視点

- （1）商学専攻と会計学専攻のシナジーが高まるような社会的課題およびビジネス上の課題に対応した科目を設置するためにはどうしたらいいかの精査の状況
- （2）担当者候補者とも話し合いを重ねプロジェクト・スタディとしての科目設計の実施状況
- （3）両専攻のシナジーを高める科目設置の可能性の探究状況

③点検・評価の状況

現状説明

2018（平成 30）年度より、商学専攻と会計学専攻のシナジーを高めるための科目「商学実務特論Ⅰ・Ⅱ」を導入した。プロジェクト・スタディと呼称して、共通テーマを「戦略とリスクの統合管理」に設定し、前期は会計学専攻側から、後期は商学専攻側からの授業を実施している。

効果が上がっている事項

今のところ主たる履修者は、会計学専攻プロフェッショナルコースの税法を専修している 7 名の学生である。大学院の授業としては、まずまずの履修者数である。

改善すべき事項

商学専攻からの履修者も増やしたい。2020（平成 32）年度に商学研究科が神田に移転した折に、解決を図りたい。

④根拠資料

- ・専修大学 Web 講義要項「商学実務特論Ⅰ」（大学ホームページ）
- ・専修大学 Web 講義要項「商学実務特論Ⅱ」（大学ホームページ）
- ・2018 年度 大学院要項 P263

<商学研究科神田キャンパス移転後のカリキュラムについて> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

2020(平成32)年度神田キャンパス移転後の修士課程商学専攻アカデミックコース・ビジネスコースおよび会計学専攻アカデミックコース・プロフェッショナルコース、博士後期課程商学専攻および会計学専攻のカリキュラム構成についての仮案を提示する。

②評価の視点

- (1) 神田移転後の修士課程両専攻のアカデミックコース、商学専攻のビジネスコースおよび会計学専攻のプロフェッショナルコースのカリキュラムの魅力向上を図るためには、いかにすべきかの学内外からの意見聴取の状況
- (2) 学内外からの意見聴取に基づき、原案の作成と提示、そのフィードバックの状況
- (3) 提示した原案の議論からの仮案作成の進捗状況
- (4) 仮案の完成状況

③点検・評価の状況

現状説明

現状の不具合を洗い出し、その改善点を商学研究科運営委員会において議論している。

効果が上がっている事項

問題点は多々洗い出され、それを改善するための議論がなされ、その情報が共有され始めている。大学院担当者間で問題が共有できた事は大きな成果でもある。

改善すべき事項

意見が百出し、論点を絞らなくてはならない。

④根拠資料

- ・平成29年度 商学研究科運営委員会資料・議事録
(第2回、第3回、第4回、第5回、第6回、第7回、第8回、第9回)
- ・平成29年度 商学研究科委員会資料・議事録
(第3回、第7回、第9回、第10回、第11回)
- ・平成30年度 商学研究科運営委員会資料・議事録(第1回、第2回、第3回、第5回)
- ・平成30年度 商学研究科委員会資料・議事録(第1回、第2回)

[1 3] 圖 書 館

〔13〕図書館 点検・評価

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

図書資料と電子媒体を有効・適切に収集し、提供する。

②評価の視点

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集状況
- (2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集状況は、次のようになっている。
 - 1) 2017(平成29)年度には電子資料や高額図書など、利用者が希望する資料を購入しやすくするため、図書資料等購入申込方法について刷新した。これにより、今まで購入できていなかった電子ブックなどの購入が可能になった。
 - 2) 2018(平成30)年1月より法科大学院分館の資格関連コーナーを設置した。2018(平成30)年10月より生田分館、神田分館でも資格関連コーナーの設置を行った。これは学内他所管とも連携し、学生の資格取得のための資料など、図書館で購入してこなかった図書を配架するものである。従来の図書館の資料提供とは異なった取り組みとなるため、現在は試験的な運用として、生田分館、神田分館で異なる資料提供をすることで、改善点等の洗い出しを行い、2020(平成32)年にむけて検討を行っている。
- (2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況については、次のようになっている。
 - 1) 目録情報の更新・整備状況については、正確な目録情報を整備し、利用者へ提供するために、2008(平成20)年度から2015(平成27)年度の間各館の蔵書点検を行った。その際に発見されたデータエラーの内容は、配架違い、書誌未作成、不明図書などである。2017(平成29)年度は、除籍用書誌の再調査から『図書原簿』と目録データが一致しない資料が約19,200件存在することが判明したため、これらについて分析を行った。その結果、13,258件は『図書原簿』と目録データが不一致な資料であり、6,017件は『図書原簿』の上でもデータ上も除籍扱いとなっていないものの除籍用書誌に紐づいており、所蔵状況が不明な資料であることが判明した。
 - 2) 新たな目録体系については、本学の準拠しているNII(国立情報学研究所、以下「NII」という。)のNACSIS-CAT(総合目録データベース)が、2020(平成32)年を目処に、軽量化・合理化を目的に再構築される。これに伴い本学でも新たなNACSIS-CATにあわせた目録規則の導入や書誌作成手順の検討を進める必要がある。

効果が上がっている事項

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集について、以下のような効果が現れている。
 - 1) 図書資料等購入申込方法については随時更新をかけており、2018(平成30)年度には、図書と同様に購入方法を金額によって分けることによって、より簡単に購入希望を出せるようにした結果、2019(平成31)年2月末現在で410冊の電子ブックを購入

した。

2) 2017 (平成 29) 年から 2018 (平成 30) 年にかけては、積極的な電子資料の購入、契約内容の見直しなどを行っている。その中の 1 つ、「日経テレコン」は教員からの強い希望もあり、ID パスワード認証から IP 認証への契約の見直しを行い、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日より学内 LAN からの接続ができるようになった。これにより、今までは図書館内など特定の場所でしか利用できなかった同データベースに学内のどこからでもアクセスできるようになった。

2017 (平成 29) 年度は 52,805 アクセスだったものが、2018 (平成 30) 年度前期 (4 月～9 月) だけでも 93,920 アクセスとなっており、学術情報への接続環境の変更によって大幅な利用増加を実現したと言える。

(2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況については、次のような効果が上がっている。

1) 2016 (平成 28) 年度以降、蔵書点検で発見されたデータエラーのうち、現物が存在するものを優先して配架および書誌作成などの対応を行ってきた。不明図書など蔵書点検時に現物が見つからなかったものについても、再探索を行い、発見したものについては発見編入や除籍など状況に応じた処理を現在も継続的に実施している。2018 (平成 30) 年度は、『図書原簿』と目録データの不一致が明らかな 13,258 件のデータについて、不一致を解消するデータ修正作業を行い、このうち約 5,800 件の目録データについて資料状態の不一致や除籍番号の未入力等の問題を解決した。

2) NACSIS-CAT 再構築については、情報公開が徐々に進められており、2017 (平成 29) 年度に行われた NII の現状報告会「学術情報基盤オープンフォーラム」には本学から 2 名が参加した。2018 (平成 30) 年度は第 20 回図書館総合展のなかで 10 月 31 日に行われた NII 主催のフォーラム「これからの学術情報システムの在り方」にも 1 名が参加し、情報収集を行った。

改善すべき事項

資料収集については、図書資料等購入申込方法の変更や、電子資料の購入を積極的に行ってきた。しかしながら、実際の運用を実施することにより、資料形態による申込方法の細分化によるわかりづらさなど新たな問題点も浮かび上がってきている。2020 (平成 32) 年の新図書館開館に向け、より適切な運用について引き続き検討していく余地がある。

目録情報については、データエラーの修正を進めることで、利用者へより正確な目録情報を提供するべく努めてきた。しかしながら、除籍日の日付が不正確な目録データ (約 7,500 件) など、修正すべき対象はまだ残っている。2019 (平成 31) 年度以降はこれらについて対応を検討し、処理を行う予定である。NACSIS-CAT の再構築については、2020 (平成 32) 年に対応できるよう、今後とも報告会に参加するなどして NII の動向を把握し、これに応じた本学の目録データベースの在り方について検討を進めていく必要がある。

④根拠資料

- (1) ・平成 30 年度第 1 回図書館委員会資料
- ・平成 30 年度第 4 回図書館委員会資料
- ・データベースリンク集 (専修大学図書館ホームページ)
- ・平成 29 年度専修大学年報
- ・平成 30 年度データベースの利用 学内 LAN 経由での利用状況 (半期分アクセス数、課内資料より集計)

- (2)・図書部図書課整理係作成『図書原簿』と目録データが不一致な資料等の修正作業方針について」
- ・専修大学図書館年次報告 2017 年度（平成 29 年度）

＜NII（国立情報学研究所）が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学修、教員の教育研究等に資するよう学術情報コンテンツの有効活用を図る。

②評価の視点

- (1) 学生・教員に必要な学術コンテンツ等の活用にかかわるサービスの整備状況
- (2) 他図書館との相互協力によるネットワークの整備状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 2018（平成 30）年 7 月に図書館ホームページの「データベースリンク集」の表示形式の変更を行った。NII が提供する 1）～3）を一覧に追加するなど、学術情報コンテンツとしての「データベースリンク集」の充実を図った。
 - 1) 国立国会図書館サーチ NDL Search：国立国会図書館が所蔵する図書の全てを検索することができるほか、都道府県立図書館、政令指定都市の市立図書館の蔵書、国立国会図書館のデジタル情報も検索できるサービス。
 - 2) 科学研究費助成事業データベース：文部科学省および日本学術振興会が交付する科学研究費助成事業により行われた研究の当初採択時のデータ（採択課題）、研究成果の概要、研究成果報告書および自己評価報告書を収録したデータベース・サービス。
 - 3) 学術機関リポジトリポータル JAIRO：日本の学術機関リポジトリに蓄積された学術情報（学術雑誌論文、学位論文、研究紀要、研究報告書等）を横断的に検索できるサービス。
- (2) 他図書館・機関との相互協力の状況について：下表が示すように例年同様、依頼件数よりも受付件数が多く、本学所蔵資料の充実を示すものであった。

	2017（平成 29）年度	
	依頼	受付
利用紹介	53 件	689 件
所蔵調査	121 件	100 件
文献複写	568 件	1,167 件
相互貸借	165 冊	410 冊

国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用について：2016（平成 28）年度閲覧件数 352 件、複写件数 61 件、複写枚数 501 枚に対し、2017（平成 29）年度は閲覧件数が約 3 倍の 1,012 件、複写件数が約 2 倍の 114 件、複写枚数は約 3 倍の 1,446 枚に達した。2018（平成 30）年度 9 月末現在では、閲覧件数 427 件、複写件数 174 件、複写枚数 2,139 枚の利用があり、前年同期間と比較すると閲覧件数 338 件減（ただし一昨年の年間件数を既に超えている）だったものの、複写件数 108 件増、複写枚数 1,174

枚増となっており、今後さらに利用件数は増えるものと見込まれる。

効果が上がっている事項

(1) 電子資料（電子ブック、電子ジャーナル、データベース）への学外からの利用について、これまでのVPN接続に加え、2018（平成30）年12月14日に学術認証フェデレーション（学認：Gakunin）による認証サービスの提供を次のa)～i)で開始した。これにより、専修大学情報科学センターのユーザーID・パスワードでアクセスできるようになり、利便性が向上した。

電子ブック

- a) Maruzen eBook Library
- b) ProQuest Ebook Central

電子ジャーナル

- c) Nature
- d) SpringerLink
- e) Emerald Management 95
- f) NII 電子リソースリポジトリ (NII-REO)

データベース

- g) CiNii(Articles・Books・Dissertations)
- h) 日経BP記事検索サービスアカデミック版
- i) ジャパンナレッジ Lib

(2) 「神奈川県内大学図書館共通閲覧証」について、神奈川県図書館協会大学図書館協力委員会運営の共通閲覧証制度参加館での相互利用ができる「神奈川県内大学図書館共通閲覧証」の本学利用者に対する発行件数は、2016（平成28）年度21件、2017（平成29）年度10件であったが、2018（平成30）年2月にポスター掲示および6月にホームページへの掲載による広報を行ったところ、2018（平成30）年度9月末現在23件の発行となり、顕著な効果がみられた。一方、受付件数は、2016（平成28）年度16件、2017（平成29）年度6件、2018（平成30）年度9月末現在13件であり、相互協力の観点から他大学の利用者への周知の工夫も検討している。今後も他図書館・機関との間のネットワークでの相互協力をはかっていくとともに積極的な広報活動を行うことがより活発な相互協力に繋がるものと考えられる。

改善すべき事項

2018（平成30）年度の和雑誌・和図書継続受入見直しでは、現在継続受入している和雑誌・和図書の中で、電子資料の有無について調査した。その結果、他の学術機関リポジトリ等のオープンアクセスによる閲覧可否・公開範囲等を鑑み、電子資料への切り替えを進めることとなった。切り替え後は、電子資料へのアクセス方法等を含め、更に利用者にとって使いやすいコンテンツの整備が課題となる。

④根拠資料

- (1) ・データベースリンク集（専修大学図書館ホームページ）
 - ・学術機関リポジトリポータル JAIRO
- (2) ・専修大学図書館年次報告 2016年度（平成28年度）
 - ・専修大学図書館年次報告 2017年度（平成29年度）
 - ・神奈川の図書館 2016年度

- ・ 神奈川の図書館 2017 年度
- ・ 平成 30 年度 4 月～9 月図書館利用統計（本館・神田分館）
- ・ 「神奈川県内大学図書館共通閲覧証」発行についてポスター

< 学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか > （評定：S・**A**・B・C）

① 達成目標

学術情報へのアクセス環境を向上させる。

② 評価の視点

- （1）生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援状況
- （2）学生・教員への効果的な利用促進の取り組み状況

③ 点検・評価の状況

現状説明

- （1）生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援状況は、次のようになっている。
 - 1）2017（平成 29）年 4 月より図書館内の無線 LAN アクセスポイントが増設され、モバイル機器等による学術情報へのアクセス環境が大幅に改善した。これにより、図書館にて実施する講習会も従来の実施場所にとらわれない運用が可能となっている。
 - 2）学術認証フェデレーション（学認：Gakunin）による認証サービスの運用が可能になったことに伴い、接続可能な電子情報へのアクセスについて、業者と連絡を取り、環境整備を進めた結果、2018（平成 30）年 12 月 14 日より、学認による認証サービスの提供を開始した。
 - 3）学術情報へアクセスする際、図書館ホームページの「データベースリンク集」よりアクセスすることが多いと思われるが、情報量が多く、また、一覧性に乏しく、利用者には少しわかりにくい表示になっていた。そこで改善策を検討した結果、「データベースリンク集」の形式を変更し、利用者にわかりやすいリンク集に変更を行った。また、データベースのトライアル情報も合わせて掲載するように変更し、2018（平成 30）年 4 月より提供を始めた。
 - 4）電子書籍へのアクセス方法を図書館にて検討した結果、図書館ホームページの「電子ジャーナル・電子ブックポータル」に登録し、検索・閲覧できるようにすることとなった。そこで、2017（平成 29）年度までに契約した電子書籍については、図書館で情報の登録を行い 2017（平成 29）年度中に検索・閲覧できるようにした。今後は、契約のたびに同様の処理を行い、最新のアクセス環境を提供する。
 - 5）電子書籍へのアクセス環境（利便性）向上のため、ディスカバリーサービスの導入について、検討を始めた。2019（平成 31）年度以降の導入を目指している。
- （2）学生・教員への効果的な利用促進の取り組みについては、次のようになっている。

学術情報へのアクセス方法の周知については、生田・神田両キャンパスにて、1 年次全員対象の専修大学入門ゼミナール授業にて実施する図書館利用案内基礎コースで本学所蔵資料の利用、ゼミナール等授業で実施する図書館利用案内応用コースや個別で参加申込する情報検索講習会でデータベースなどの利用の促進を図っている。

基礎コース、応用コース、情報検索講習会の延べの受講者数（4 月～9 月）は 2016（平成 28）年度が 5,633 名、2017（平成 29）年度が 5,611 名、2018（平成 30）年度

が 5,266 名となっている。

また、2016（平成 28）年度より電子書籍の導入が進んでおり、より利用しやすい環境を提供するため、「電子ジャーナル・電子ブックポータル」への登録やその検索画面への誘導などを新たに進めている。ホームページやポスター、掲示での広報も積極的に行っている。

（参考）図書館利用統計より（4月～9月）

（単位：名）

	本館			神田			法科			計		
	2016	2017	2018	2016	2017	2018	2016	2017	2018	2016	2017	2018
基礎コース	3,261	3,344	3,067	978	790	814	-	-	-	4,239	4,134	3,881
（増減）	-	83	-277	-	-188	24	-	-	-	-	-105	-253
応用コース	1,176	1,235	1,196	93	61	68	34	30	30	1,303	1,326	1,294
（増減）	-	59	-39	-	-32	7	-	-4	0	-	23	-32
情報検索講習会	27	63	48	10	7	1	54	81	42	91	151	91
（増減）	-	36	-15	-	-3	-6	-	27	-39	-	60	-60
計	4,464	4,642	4,311	1,081	858	883	88	111	72	5,633	5,611	5,266
（増減）	-	178	-331	-	-223	25	-	23	-39	-	-22	-345

効果が上がっている事項

学術情報へのアクセスに関しては、無線 LAN のアクセスポイントの増設、学術認証フェデレーションによる認証サービスの提供、データベースリンク集の改善、契約電子書籍の情報登録といった活動により、確実にアクセス環境が向上し、図書館としては十分な支援がなされている。今後も、利用できる学術情報の充実とアクセス環境の提供に努めたい。

改善すべき事項

情報検索講習会について、参加者が伸び悩んでいる状況にある。この問題に関しては、データベースなどの活用による利便性向上についての案内、広報活動を充実させていくことで対応したい。講習会の実施方法等についても検討の余地がある。

④根拠資料

- （1）・学校法人専修大学 平成 28 年度事業報告書
 - ・学認（GakuNin）導入のお知らせ（専修大学図書館ホームページ）
 - ・データベースリンク集（専修大学図書館ホームページ）
 - ・電子ジャーナル・電子ブックポータル（専修大学図書館ホームページ）
- （2）・平成 28 年度図書館利用統計（本館・神田分館・法科大学院分館）
 - ・平成 29 年度図書館利用統計（本館・神田分館・法科大学院分館）
 - ・平成 30 年度 4 月～9 月図書館利用統計（本館・神田分館・法科大学院分館）

<学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）を整備しているか>
（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学修に配慮した適切な規模の図書館を構築する。

②評価の視点

- (1) 生田・神田キャンパスの適切な座席数配置状況
- (2) 学生の学修に適した開館状況

③点検・評価の状況

現状説明

閲覧席数については、2018（平成30）年5月現在、学生収容定員に対する閲覧席数の割合は、学生収容定員16,495名に対し、1,949席であり11.82%を確保している（法科大学院を含む。法科大学院を除くと定員16,411名、1,869席、11.39%）。キャンパスごとの内訳は、生田12,403名に対し1,503席（12.12%）、神田4,092名に対し446席（10.90%）となっている。大学全体としては、キャンパス全体、各キャンパスそれぞれで収容定員に対して10%以上の閲覧席数を確保しており、適切に座席数が配置された状況である。

開館時間については、春期休暇期間中に行われる新年度在学生ガイダンスおよびオリエンテーション・ガイダンス期間中、本館・神田分館は開館時間を延長し、通常期間と同様にしている。

本館・神田分館においては、前後期の試験期間前の利用が集中する時期に年間15日、法科大学院分館においては、前後期の試験期間前、司法試験準備の時期合わせて年間25日、休日開館を実施している。2017（平成29）年度は延べ3,604名（生田2,097名、神田1,096名、法科411名）の利用があり、学生の休日の学修に便宜をはかっている。

効果が上がっている事項

生田キャンパスにおいて、2017（平成29）年8月に学内他部署で使用されていた個人用キャレル5台を本館内に増設したことにより、集中して学修をすすめたい学生の利便性が向上した。

改善すべき事項

閲覧席は、個人閲覧用やラーニング・コモンズ用など、用途に応じた椅子を配置しているものの、神田キャンパスの個人用閲覧席など、重量があって取り扱いにくい椅子があるため、より学修環境に適応した形状の椅子を配置する必要がある。また、両キャンパスとも、照度が不十分な閲覧机があるため、照明付きの閲覧机を配置するなどの対策が求められる。

開館時間、日数については経費の抑制についても考慮しながら学生の学修に適した開館日・時間を提供しているのではないかと考えるが、利用者数の推移については引き続き注視し、休日開館の日程や開館時間に反映することが求められる。

④根拠資料

- (1)・専修大学学則
 - ・専修大学大学院学則
 - ・専修大学専門職大学院学則
 - ・図書部図書課総務係閲覧席等設置状況表
- (2)・専修大学図書館年次報告2017年度（平成29年度）
 - ・平成29年度図書館利用統計（本館・神田分館・法科大学院分館）

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか>

(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究、学修環境の変化に対応した図書館、学術情報サービスの提供体制を強化する。

②評価の視点

- (1) 図書館、学術情報サービスを適切に提供するための人員の配置状況
- (2) 図書館、学術情報サービスを提供するために必要な専門知識の習得状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 2018(平成30)年5月1日現在、図書館担当職員として、管理職も含め、本館に26名(うち、司書19名)、神田分館に7名(うち、司書6名)が配属されている。なお、生田分館は本館の担当職員が兼務、法科大学院分館、神田5号館ラーニング・コモンズは神田分館の担当職員が兼務しており、更に神田5号館ラーニング・コモンズに臨時雇員3名が配置されている。

これに加えて、業務委託スタッフとして、本館、生田分館に23名(閲覧担当9名、受入担当3名、雑誌担当2名、図書整理担当9名)、神田分館、法科大学院分館に6名(閲覧担当5名、雑誌担当1名)を配置している。特に閲覧担当は、時間帯や業務の繁閑に応じて柔軟に対応可能な業務委託スタッフを適宜配置することにより、サービス向上を図っている。

事務組織についても、電子資料の重要度の高まりへの対応や、レファレンス業務の充実のための人員配置を行っている。具体的には、本館では、受入担当業務として、雑誌・機関リポジトリ・電子資料を含めることとし、レファレンス業務については、整理関係業務担当者の兼務を加えることで、よりきめ細かな対応ができるようにした。神田分館では、レファレンス対応のスキルをもった課員を3名から5名に増員し、平日13時30分から16時30分まで常時1名体制で教員・学生からの質問に適宜対応している。

なお、学生への利用者教育として、1年次(一部全学部生および二部経済学部生)対象の専修大学入門ゼミナール等でレファレンスサービスの説明をしている。

- (2) 図書館担当職員は担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、NII、法律図書館連絡会などが主催する各種研修会や研究会に積極的に参加し、専門知識・技術の習得に努めている。

私立大学図書館協会は、研究およびその成果の公表、研究会・講演会等の開催などの活動を行っている。その中核となる活動に、研究分科会と研修分科会とがあり、本学から2017(平成29)年度と2018(平成30)年度に各1名が参加し、図書館業務の知識を習得している。

神奈川県立図書館協会は、調査研究や図書館員の研修活動等を行っている。大学図書館関連のテーマであれば積極的に参加し、2017(平成29)年度は4件、2018(平成30)年度は9月現在で1件の研修に参加した。

NIIは、学術情報基盤を支える人材の育成を目的とした教育研修を実施している。本学からは2017(平成29)年度以降「学術情報基盤オープンフォーラム」、「大学図書館職員短期研修」、「目録システム書誌作成研修」等に参加している。

法律図書館連絡会は、年1回、法律関係資料を扱う新人職員を対象とした研修「基礎講座」が実施されている。本学からは、2017(平成29)年度と2018(平成30)年度

に各1名参加した。

この他にも文化庁主催の「図書館等職員著作権実務講習会」には毎年参加している。

これらの研究会・研修会には、2017（平成29）年度は延べ54名が、2018（平成30）年度は9月までに延べ29名が参加した。

また、参加者が持ち帰った情報や、新たな業務に関する情報を共有するため、2017（平成29）年9月に図書部内で報告会を実施した。内容は次のとおり。

- ・筑波大学主催『大学図書館職員長期研修』参加報告
- ・『向井信夫文庫（浮世絵）の保存について』業務報告
- ・NII主催『学術情報基盤オープンフォーラム』参加報告

今後も、研修会・研究会に積極的に参加し、参加者が持ち帰った情報を図書館内で共有し、サービスの向上を目指す。

効果が上がっている事項

図書館、学術情報サービスを提供するために必要な専門知識の習得状況に関しては、図書館関連の各種研修会に積極的に参加し、専門知識・技術を習得している。2017（平成29）年度はそれらの各種研修会の報告会を実施し、図書部内で情報共有ができた。

改善すべき事項

- （1）神田分館では、レファレンスサービスを平日13時30分から16時30分まで常時1名体制で対応を行っているが、今後はさらにサービスの充実を図るため、レファレンスサービス時間を拡大する必要があると考える。

また、より専門的な研究が必要となってくる2年次以降の学生に対し、レファレンスサービスの広報が十分ではないと思われる。学生全体がレファレンスサービスを有効利用できるようレファレンスの広報にも力を入れていく必要がある。

- （2）学術情報サービスの提供にあたっては、職員のさらに高度で広範囲にわたる専門知識・技術が求められるようになってきている。その求めに応ずるためには、新たな専門知識・技術の習得が十分になされるべきである。

④根拠資料

- （1）・図書部図書課事務組織業務担当表（2017（平成29）年5月1日現在）
- ・図書部図書課事務組織業務担当表（2018（平成30）年5月1日現在）
 - ・日本図書館協会調査用 図書課取得資格一覧（2017（平成29）年5月1日現在）
 - ・日本図書館協会調査用 図書課取得資格一覧（2018（平成30）年5月1日現在）
- （2）・生田・神田研修参加状況（平成29・30年度）
- ・私立大学図書館協会ホームページ
 - ・神奈川県図書館協会ホームページ
 - ・国立情報学研究所教育研修事業ホームページ
 - ・法律図書館連絡会ホームページ

[1 4] 研 究 所

〔14〕 研究所 点検・評価

〈社会科学研究所〉

〈研究活動の活性化について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

- （1）定例研究会を適切に開催していく。
- （2）研究助成による研究成果の社会的還元を図る。

②評価の視点

- （1）定例研究会が年間計画（月1回程度開催し、1回あたりの参加者数の増加を図る）に則り適切に開催されているか、また、研究会成果が適切に社会的に還元されているか（『社会科学研究所月報』へ研究会開催概要を掲載）チェックする。
- （2）研究助成（特別研究助成、グループ研究助成A）の研究成果が、上記（1）定例研究会枠において適切に報告され、研究成果が社会的に還元されているかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）に関して、定例研究会は年15回開催され、延べ参加者は276名、1回平均にすると18.4名。研究会成果はすべて『社会科学研究所月報』で研究会開催概要として掲載している。

評価の視点（2）に関して、定例研究会のうち10回は特別研究助成、グループ研究助成Aで実現され、研究助成と定例研究会との結び付きが強固になってきた。

効果が上がっている事項

定例研究会のうち、「地域通貨」をテーマにサテライトキャンパスで開催し、また「首都直下地震 避難の後のことを考える一時限的市街地のデザイナー」をキャンパス外で実施、その成果を広く公開した。

改善すべき事項

定例研究会を閉ざされた空間で開催するのではなく、可能な限り開かれた空間で開催するための具体的な方法を考えていかなければならない。

④根拠資料

- ・『社会科学研究所月報』No. 651、No. 652、No. 653、No. 656、No. 657

〈海外の研究機関との研究交流について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

海外の研究機関との共同の研究会・シンポジウムの開催、フィールド調査等により、研究交流を行う。

②評価の視点

- （1）国際交流組織間協定に基づき、両所長間協議で協議された研究交流内容が、滞りなく遂行されているかどうかチェックする。

- (2) 新たに海外の研究機関との研究交流の機会も積極的に作り出す努力が図られてきたかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関しては、以下のとおりである。

- ・ 8月10日「中国の新常態はどこに向かうのか—日本の経験から鑑みて」をテーマに向ヶ丘遊園サテライトキャンパスで南京審計大学との公開シンポジウムを開催
- ・ 11月11日「韓日の質的成長のためのパラダイム転換」をテーマに檀国大学にて合同研究会を開催
- ・ 2018(平成30)年2月5日ベトナム社会科学院東北アジア研究所との協力協定更新
- ・ 2018(平成30)年2月21日ゴ・フォン・ラン(ベトナム社会科学アカデミー東北アジア研究所日本研究センター所長/日文研外国人研究員)報告の研究会開催

評価の視点(2)に関しては、以下のとおりである。

- ・ 10月21日 Structure of the “One Belt One Road” of China and its impact on South Asia をテーマに Tirth Raj Khaniya(vice-chancellor Tribhuvan University) と研究会開催

効果が上がっている事項

- ・ 南京審計大学との公開シンポジウムを機に両大学でこのテーマで書籍を日中で同時刊行する旨合意され、その作業を遂行中
- ・ 檀国大学との共同研究会は10周年を数え、今後も継続していくことに合意
- ・ ベトナム社会科学院東北アジア研究所との協力協定更新では、①人事交流 ②研究交流の進め方が協議された。

改善すべき事項

国際研究交流が促進されることは当研究所にとって好ましことではあるが、檀国大学との毎年の研究交流はその実大きな負担になっており、隔年開催に軌道修正するべく檀国大学と交渉し、同意を得られる。その中でこれまで同等、それ以上の研究成果を上げていかなければならない。

④根拠資料

- ・ 『社会科学年報』第52号

<研究成果の社会還元について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

- (1) 月報・年報の電子情報(PDF)化と社研叢書の刊行
- (2) 川崎市民など一般を対象としたシンポジウム、定例研究会の開催

②評価の視点

- (1) 『月報・年報』については、過年度分に遡ってどこまで(年間予算範囲内で)、各巻論文一本単位でPDF化した上で社会科学研究所ホームページ上に公開できたかチェックする。社会科学研究所『叢書』刊行については、年度内刊行のための出版契約書の作成、編集作業が日程どおりに進んだかどうかチェックする。

(2) 特に川崎市民を対象として、サテライトキャンパス等にて定例研究会が開催されたかどうかチェックする。また、上記のような一般市民に広く門戸を開放した公開研究会については社会科学研究所ホームページ及び大学ホームページにて適切に広報されたかどうかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、月報、年報等の論文を読みやすくするために、論文単位のPDFファイルによるホームページ掲示化を進め、学内CMS化への対応を検討し、論文リンク等の問題に鑑みて、慎重を期すために、2018(平成30)年度を目途に導入することとした。また『社研叢書』第20巻『映像の可能性を探る—ドキュメンタリーからフィクションまで』は3月20日に無事刊行された。

評価の視点(2)に関して、川崎市民を中心に市民一般に門戸開放を図るべく、その実現に向けた具体的方法を事務局内で協議してきた。その方法としてKSパートナーシップのメンバーだったOB、OGにお声がけをし、社会科学研究所との共同研究会の開催を計画し、2018(平成30)年度に実施に移し、市民が多く参加しうるテーマでの公開シンポジウム開催の方向性を模索することとした。

効果が上がっている事項

評価の視点(1)に関して、月報、年報のPDFによるホームページ掲示は着実に進み、研究成果の社会還元が促進されるインフラが大きく前進したと考えられる。

評価の視点(2)に関して、社会科学研究所の研究成果の門戸開放について緒に就いたばかりではあるが、その計画づくりに市民の参加スキームを考え、2018(平成30)年度にその方向に進む準備ができてきたと考えられる。

改善すべき事項

評価の視点(1)に関して、CMS化を進めるにあたって、各PDFを書誌情報にリンクする必要がある、その方法を検討する必要性が生じてきた。

評価の視点(2)に関して、社会科学研究所とKSパートナーシップのメンバーだったOB、OGとの接点は見出しえたが、合同研究会をどう開催・継続していくべきか、その具体策を実現可能性に基づいて考えていかなければならない。

④根拠資料

・『社会科学年報』第52号

《会計学研究所》

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

公開講演会、定例研究会、共同研究による研究活動の活性化を図る。

②評価の視点

(1) 会計における各分野の第一人者を招いた公開講演会を開催し、ホームページ等によって学内外に広報を積極的に行う。

- (2) 外部講師または所員による定例研究会を前期後期合わせて4回以上開催する。
- (3) 共同研究の研究成果の報告（または中間報告）を実施する。
- (4) 研究活動に関する実施状況の報告を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

公開講演会は前期7月（参加者約300名）と後期10月（参加者約350名）に開催した。学内掲示だけでなく、事前に研究所等のホームページで広く知らせた。また、講演内容も事後的にホームページで報告をした。

定例研究会は現時点（2018（平成30）年11月20日時点）で2回を実施し、さらに2回は実施することが確定している（2018（平成30）年度は4回、外部講師を含む）。

一部の共同研究の成果報告は年報及び所報で行うことが予定されている。

ラオス実態調査に関する研究活動については、これから定例研究会報告が実施される。

効果が上がっている事項

ホームページでの公開講演会の事前のお知らせについては、一定の効果があつたと思われる。これまでなかった外部の方の参加や商学部・経営学部以外の学生の参加も確認された。

ホームページでの事後的な報告については、公開講演会だけでなく、定例研究会についても実施している。効果の測定はできないが、外部等への研究所の活動報告としての役割は果たしていると思われる。

改善すべき事項

共同研究の成果報告について、最終的な年報や所報での報告だけでなく、中間報告を適時することが今後の課題である。

④根拠資料

- ・専修大学会計学研究所ホームページ：研究会（研究会等の開催：平成30年度）

<研究所の規定や内規の整備について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

2020（平成32）年の商学部神田移転を見据えて、所員総会や共同研究等のさらなる適正な運営を確保するために、研究所規程や内規の整備を進める。

②評価の視点

- (1) 研究所規程で見直しの必要な項目を洗い出して検討し、草案を作成する。
- (2) 共同研究や研究会助成に関する内規を再検討し、整備する。
- (3) 研究所の適正な運営に必要な内規を新規検討し、整備する。

③点検・評価の状況

現状説明

現在規程の見直しが必要なもの、例えば総会での承認規定（数値基準や委任状の取り扱い）の改正等をリストアップし、第4回運営委員会で見直しの準備のための検討を行った。現在これをもとに草案という形にまとめているところであり、2018（平成30）年度中に草

案が完成予定である。

2018（平成 30）年度の所員総会で、共同研究に関する内規の改正を実施した。これによって大学院生が指導教授の指導のもとで共同研究に参加できるようになり、年報や所報への投稿も認められるようになった。

2020（平成 32）年度以降は神田校舎と生田校舎に分散することになるので、それに係る運営上に必要な内規を検討中である。

効果が上がっている事項

2019（平成 31）年度の第 1 回運営委員会で、承認規定の見直し（案）を提示し、2019（平成 31）年度の所員総会で規程改正を進めていく方針を決定している。

2018（平成 30）年度の所報に博士後期課程の大学院生が論文投稿する（現在、投稿後の校正段階である）。

改善すべき事項

規程の見直しが必要な項目をリストアップしたら、一括ではなく、重点事項とその他、早期対応とその他で分類して、段階的に進めていく必要がある。

④根拠資料

- ・平成 30 年度専修大学会計学研究所定期総会資料及び同議事録
- ・会計学研究所所報第 34 号（2019（平成 31）年 3 月発行予定）

<資料の収納・収蔵体制の整備について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

書庫および所員室の整理を通して、研究所で所蔵する資料を所員が活動しやすい環境を整備する。

②評価の視点

- （1）所員による資料の利用状況を把握するため、資料の一覧表を作成する。
- （2）利用状況を把握するためのアンケートを実施する。
- （3）現在実施している購入希望調査に、利用状況を反映させながら、効果的な資料購入を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

研究所所蔵の図書資料は現在、図書原簿等で管理しているが、一覧表（データ）という形でまとめているところであり（現在の進捗度 60%）、2019（平成 31）年度中に完成予定である。

2018（平成 30）年 2 月 1 日から 2 月 22 日にかけて、蔵書等の利用状況に関するアンケートを実施した。アンケート結果については、2018（平成 30）年 3 月にまとめ、2018（平成 30）年度の所員総会で報告をしている。

従来は資料の購入希望調査は年度初めの 4 月に全所員に対して一斉に行っていた。2018（平成 30）年度からアンケートに寄せられた意見を反映して、年間を通じて適時購入希望が出せる仕組みを導入している（予算との関係で実際に購入できるかどうかはわからないが）。

効果が上がっている事項

効果の測定はできないが、年間を通して資料の購入希望が出せる仕組みを導入したことによって、所員の利便性が高まって研究の促進につながると思われる。

アンケートを実施したことによって、定期購読の国内外ジャーナルやオンラインデータなどの購入希望を収集することができた。2020（平成 32）年商学部神田移転を考慮しながら、適正な資料購入のあり方や再配置を検討するための基礎データとして活用していく。

改善すべき事項

年間を通して資料の購入希望が出せることは良いが、これらを購入するかどうかの承認プロセスを明確にすることが必要である。

2019（平成 31）年度には研究所として、現在の定期購読している資料や定期購読のジャーナルやオンラインデータ・CD-ROMなどを購入するかどうか、検討していく必要がある。

④根拠資料

- ・会計学研究所における蔵書等の利用状況に関するアンケートの実施結果報告書（2018（平成 30）年 3 月 20 日）
- ・平成 30 年度専修大学会計学研究所定期総会資料及び同議事録

《今村法律研究室》

＜研究室の成果を本学法学部および法科大学院における研究、教育に還元できたか＞
（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

- （1）今村力三郎訴訟記録については、歴史的な事件の記録刊行を継続するとともに、大学史資料課や図書館等とも連携して、今村弁護士が取り組んだ著名な裁判事例の検討作業を継承しつつ、主要裁判事例や法改正の動向等の究明を目指した研究活動を行う。
- （2）法学部の「専修大学入門ゼミナール」等の基礎的な授業科目の充実とも関連して、本学出身法曹の草分けでもある今村弁護士に関する本研究室の研究成果について、学部学生の法学修得のためのシンポジウムや研究会等に反映させる。
- （3）法科大学院における法曹養成が活発に継続し、合格者を多数輩出するなか、広く一般社会人に向けた人権保護活動や本学出身法曹の質の充実が要請されることから、法科大学院、今村記念法律事務所等とも連携して、社会人向けの法律相談や学部の学習からの重要なステップアップとしての法科大学院進学等を念頭に置いた活動を行う。

②評価の視点

- （1）これまでに刊行した事件以外に今村弁護士の関与した事件を発掘、収集するとともに、現代における著名な裁判事例や法改正等の研究を行う。
- （2）「専修大学入門ゼミナール」等の学部の授業科目を担当する教員に対して、本研究室の貴重な成果を積極的に提供し、授業内容の充実を支援する。
- （3）社会人向けの法律相談を支援・実施するほか、法学部生ないし法科大学院生を対象とし、現代社会における法制度の在り方や法律家の役割・法制養成に関する講演会等を行う。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 今村力三郎訴訟記録については、茨城県歴史館の協力を得、『神兵隊事件』別巻として第4巻以降を順次刊行している。
- (2) 今村記念法律事務所と連携して、社会人向けの法律相談の支援・実施を毎月行っている。
- (3) 大学史資料課と連携し、今村の弁護士としての活動についての特別展などに協賛した。
- (4) 法制度の在り方を検証するために、冤罪に関するシンポジウムなどを開催した。
- (5) 神田図書分館と連携し、今村力三郎関係で未整理の資料についてリスト化を進めるべく、活動をしている。

効果が上がっている事項

- (1) 『神兵隊事件』別巻は第4巻刊行以降、すでに3巻を刊行しており(4・5・6巻)、2018(平成30)年度も第7巻を刊行する。

改善すべき事項

- (1) 『神兵隊事件』の刊行を順次進めているが、今後、どのようなシンポジウムを開催して、知の社会的還元を図るべきか、現在も検討を続けている。
- (2) 今村の民事事件研究に着手するためにも、リスト化されていない資料などの整理が急務であることは明らかであるので、今期にやり残したことを次期の優先課題とする。

④根拠資料

特になし

《経営研究所》

<研究活動の活性化について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

研究所としての調査研究を継続するとともに、所員の研究活動への支援を積極的に行い、研究を促進する。

②評価の視点

- (1) 海外の経営・経済の実態についての基礎調査を継続する。
- (2) 大型研究助成、個人研究助成、準所員研究助成の各制度の活用を積極的に推進する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、海外の経営・経済の実態についての基礎調査(インドの基礎研究)については、現在、文献による調査が進行中であり、これには評価の視点(2)の2017(平成29)年度個人助成も行われている。研究成果の発表は2019(平成31)年2月を予定している。

評価の視点(2)に関して、2017(平成29)年度は大型共同研究助成2件、個人研究助成3件、準所員研究助成3件、合計8件の助成を行い、個人研究助成1件を除くすべての

研究成果は定例研究会で発表された。未発表の1件は前述のように2019（平成31）年2月に発表を行う予定である。

2018（平成30）年度は大型研究助成1件、個人研究助成1件、準所員研究助成4件、合計6件の助成を行った。各研究成果については、年度内に定例研究会で発表する予定である。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）について、インドの基礎研究に関する文献資料が充実したこと。

改善すべき事項

評価の視点（2）について、2017（平成29）年度に行った個人研究助成の研究成果発表が年度内に行えず、次年度に繰り越しになってしまった。この未発表の1件は2019（平成31）年2月に発表を行うが、2018（平成30）年度研究助成については、年度内にすべて発表されることになった。これは被助成者に対して発表を督促した結果でもある。従って2019（平成31）年度以降も適切に研究助成が行われたのか確認する観点から、継続して被助成者に対して発表を督促することとしている。

④根拠資料

- ・平成29年度事業報告書、平成30年度事業計画書、平成31年度事業計画書

<研究成果の発信について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

所員の研究活動を深化させるため、定期的に研究会・講演会を開催するとともに、専修マネジメントジャーナル（SMJ）による学内外への研究成果の発信を働きかける。

②評価の視点

- （1）所員、準所員、ゲストスピーカーによる研究会・講演会を年間10回以上開催する。
- （2）SMJ査読制度の充実を図り、掲載論文の質をさらに高める。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）について、2017（平成29）年度では定例研究会を9回実施した。うち7回は研究助成をしたテーマに関する発表である。2018（平成30）年度はこれまで定例研究会を3回実施し、年度内に残り9回実施する予定である。

評価の視点（2）について、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度の事業計画書どおり、専修マネジメントジャーナル（SMJ）は各年度ともに2回刊行できる見込みであり、かつSMJ査読制度の充実により、質的向上も図っている。

効果が上がっている事項

評価の視点（2）について、査読制度の充実化により、掲載論文のさらなる質的向上が実現した。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・平成 29 年度事業報告書、平成 30 年度事業計画書、平成 31 年度事業計画書、
- ・専修マネジメントジャーナル (SMJ)

<広報・情報発信の改善について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所の活動を紹介し、学内外に情報を提供する。

②評価の視点

- (1) ホームページを更新し、研究所の諸活動に関する情報を積極的に発信する。

③点検・評価の状況

現状説明

ホームページを活用し、研究所の諸活動に関する情報を発信している。またホームページの新システム (CMS) への移行に向けた準備を進めている。

効果が上がっている事項

ホームページの新システム (CMS) への移行を実現することで、よりタイムリーで的確な情報発信ができると考えられる。

改善すべき事項

ホームページの更新が滞ることがあるので、今後はよりタイムリーな更新に努めたい。

④根拠資料

- ・経営研究所ホームページ

《商学研究所》

<研究活動について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

所員同士や外部講師 (研究者や実務家) との研究交流を促進することで、研究レベルの向上を図る。

②評価の視点

- (1) 所員の研究成果報告のための定例研究会を年間 3 回以上開催する。
- (2) 外部講師 (研究者や実務家) を招いた定例研究会を年間 2 回以上開催する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点 (1) に関して、所員による定例研究会を、2017 (平成 29) 年度には 2 回、2018 (平成 30) 年度は 11 月現在で 1 回開催している。

評価の視点 (2) に関して、外部講師を招いた定例研究会を、2017 (平成 29) 年度は 5

回、2018（平成 30）年度は 11 月現在で 5 回開催している。

効果が上がっている事項

外部講師を招く定例研究会は、さまざまな分野の実務家等を招くことができ、研究交流としての実を挙げつつある。

改善すべき事項

研究所所員による定例研究会が若干少ないことと、2つのタイプの定例研究会に通じることであるが、時期的に片寄りがちなことがある。

④根拠資料

- ・『平成 29 年度 事業報告書』および『平成 30 年度 事業中間報告書』

<研究成果の対外発信について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究誌や書籍の発行、公開シンポジウム等をとおして、研究成果の対外発信（社会還元）を推進する。

②評価の視点

- （1）所員の研究成果として、所報を年間 4 冊以上、専修ビジネスレビュー（SBR）を年間 1 冊発行する。
- （2）研究プロジェクトの成果報告として、叢書を年間 1 冊発行する。
- （3）研究成果を対外発信する場として、公開シンポジウムを年間 1 回は開催する。
- （4）所報と SBR を研究所の HP に公開するとともに、本学リポジトリに登録する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）に関して、『所報』は、2017（平成 29）年度には 8 冊、2018（平成 30）年度は 9 冊発行予定である。また、『SBR』は各年 1 冊ずつ刊行している。

評価の視点（2）に関して、『叢書』は、2017（平成 29）年、2018（平成 30）年、それぞれ 1 冊ずつ刊行している。

評価の視点（3）に関して、公開シンポジウムは、2017（平成 29）年度は 2 回、公開セミナーを 1 回、2018（平成 30）年度は 11 月現在で公開シンポジウムを 1 回開催している。

評価の視点（4）に関して、『所報』と『SBR』を研究所サイトに公開すると共に、本学学術機関リポジトリに登録している。

効果が上がっている事項

基本的にどの事業も順調に推移している。

改善すべき事項

『所報』はモノグラフという性格もあり、刊行時期が年度末に集中する傾向がある。

④根拠資料

- ・『平成 29 年度 事業報告書』および『平成 30 年度 事業中間報告書』

<学外研究機関との連携・交流について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

国内外の研究機関や企業などとの連携をとおして研究交流を深める。

②評価の視点

- (1) 学内外のメンバーが関与する研究プロジェクトを年間3件維持する。
- (2) 国内外の研究機関や企業などとの連携による調査・研究交流の機会を年間1回以上は設ける。

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年度、2018(平成30)年度ともに、3つの研究プロジェクトを維持している。

2017(平成29)年度は、大同生命保険株式会社による奨学寄付金を得て、公開講座およびセミナーを各1回ずつ開催した。2018(平成30)年度は、共同研究プロジェクトを日本海岸林学会との共催(学会の全国大会におけるパネルディスカッション開催)で実施した。

効果が上がっている事項

学外研究機関との連携・交流は順調に進んでいる。

改善すべき事項

2018(平成30)年度については、海外研究機関との交流に特筆すべきものがなかったため、国際関係を強化する必要がある。

④根拠資料

- ・『平成29年度 事業報告書』および『平成30年度 事業中間報告書』

<<人文科学研究所>>

<研究活動の活性化について> 評価(S・**A**・B・C)

①達成目標

調査研究活動を活発化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

- (1) 所員の個人研究並びに共同研究の成果の報告状況
- (2) 学会、学会誌、紀要、所報、一般雑誌などへの研究成果の発表状況
- (3) 研究会や講演会への参加状況
- (4) 外部講師を招いた研究会および外国研究機関との学術交流

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) については、個人研究は定例研究会・公開講演会・年報・月報などを通じて公開・

報告をしている。共同研究は、上記に加えて年2回の総会での報告を行っている。以上のように所員の研究成果を報告し討論する場は確保されており、研究の進展の上での効果は得られている。また近年、専修大学学術機関リポジトリ（SI-Box）で年報・月報所収の論文を公開し、web ページ上でも共同研究や総合研究についての取り組みを遡及して公開しつつあるなど、研究の社会への還元において一定の成果も上がっている。今後、より広く人文科学研究所を研究成果報告の場として所員が活用していくように働きかけを進める必要があると考えているが、その方法については運営委員会で検討を行っている。

(2) の評価の視点については、これも問題なく行なわれた。人文科学研究所所属の教員個々の業績については、それぞれ所属する学会誌、あるいは専修大学紀要の類に掲載されている。これらの事項については、以前と比べて大きく効果が上がっている事項はなく、早急に改善しなければならない課題もないと考えている。

(3) と (4) については、内外から外部講師を招いて定例研究会を定期的に行っている。また、総合研究においては渡航先の研究所や研究者との積極的な交流を行っている。こうした施策はこれまで継続的に行ってきたものであり、特に大きく変わった点はない。だが、定例研究会や公開講演会においては一定数の参加者は確保されているが参加人数にばらつきがあるため、今後さらなる拡充を目指すための検討を進めたい。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・『人文科学研究所月報』
- ・『人文科学研究所年報』
- ・所員総会各年度の「事業経過報告」および「事業計画書」

<研究機関としての取り組みについて> 評価 (S・**A**・B・C)

①達成目標

大学研究機関としての存在理由を高める。

②評価の視点

- (1) 大学・大学院との連携
- (2) 他大学や社会への発信

③点検・評価の状況

現状説明

(1) については、昨年に引き続いて、所属する所員を通じた連携を行っている。学部生に対しては、定例研究会や公開講演会への参加を呼びかけている。また、大学院の博士課程修了生を特別研究員に迎え、大学院教育との一定の連携を図っている。そのため、近年、定例研究会においては学部生も含めた参加者が目立つようになったという成果も上がっている。

(2) については、昨年度の人文科学研究所創立 50 周年記念事業としての論集『災害 そ

の記録と記憶』の刊行を果たした。また、所員等の研究成果を社会に発信するため公開講演会を昨年度に引き続いて企画し、成果を収めることが出来た。ただし、前記したとおり公開講演会においても今後さらに参加者を増やすことが必要である。Web ページ等でも積極的に案内を呼びかけているが、大学全体の広報活動との連繋を進めていきたい。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・人文科学研究所ホームページ
- ・人文科学研究所編『災害 その記録と記憶』（専修大学出版局、2018年）

<これまでの知的財産の継承と刷新について> 評価（S・**A**・B・C）

①達成目標

数年先を見据えた中期ビジョンの設定とその実現に向けた態勢の整備

②評価の視点

- （1）これまでの人文科学研究所の研究活動履歴を整理して今後を展望する。
- （2）調査旅行の充実と発展を模索する。

③点検・評価の状況

現状説明

（1）については、近年ホームページを拡充しつつ活動履歴を整理している。人文科学研究所が創立50周年を迎えたことを記念して共同研究を行い、出版と公開講演会を通じてその成果を公開することができた。こうした取り組みを踏まえた今後の中期的な展望については、運営委員会で議論が行われている。

（2）については、テロその他の理由により海外の調査地域が限定されているなかで、個人では調査しづらい地域においても総合研究により調査を行い、その地域の研究所や研究者との交流を進め、その成果を月報等で報告するなど、調査旅行の成果は上がっている。現状ではこうした施策に特に大きな変更はないが、海外、国内での調査旅行のさらなる充実を図るために、より広く所員に対して参加を呼びかける方策を検討している。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・人文科学研究所ホームページ
- ・『人文科学研究所月報』

- ・ 所員総会各年度の「事業経過報告」および「事業計画書」

≪法学研究所≫

<研究活動の活性化と研究成果の発信について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所としての研究活動をより一層活性化し、その研究成果を様々なかたちで発信する。

②評価の視点

- (1) 研究所主催の各種の研究会、ワークショップ、シンポジウム、座談会等の活動の質的充実と量的拡大を図る。
- (2) 学生と市民のための公開講座を開催し、社会に向けて「知の発信」を行う。
- (3) 紀要(年1回)、所報(年2回)を刊行するとともに、それぞれの雑誌の特色が明確に表れるように、内容の充実を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年度には法学研究所設立50周年記念公開シンポジウム「対話する国家・社会へ」を開催するとともに、その成果を当研究所の所報57号に講演録として掲載した。ワークショップに関しては、2018(平成30)年度後期に前年度と同程度の回数の開催を予定している。公開講座「現場からの法律学・政治学」は2018(平成30)年度が開催の最終年度である。これまでと同様、3回に亘って開催した。刊行物については、2017(平成29)年度に『法学研究所紀要』42号、『法学研究所所報』55・56号を刊行したのに続き、2018(平成30)年度は同『所報』57号を刊行した。2018(平成30)年度中に『紀要』43号、『所報』58号を刊行する予定である。

効果が上がっている事項

法学研究所設立50周年記念シンポジウムには学外からも多数の来聴者を得ることが出来、その多くから好評で迎えられた。2018(平成30)年度に刊行する2冊の所報は、設立50周年を記念する特別号となり、質量ともに充実した内容となる。

改善すべき事項

公開講座に関しては、当研究所の広報力の限界から、必ずしも多くの来聴者を集められていない問題がある。中間報告の段階では、設立50周年記念事業の一環として、座談会等の実施を予定していたが、予算不足等を原因として、その実施を断念せざるを得なかった。また、シンポジウムや公開講座の実施には、コーディネーターを務める所員や事務局の負担が余りにも大きすぎるという問題がある。

④根拠資料

- ・ 法学研究所所報56号、57号

<広報・情報発信の改善について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所としての活動内容を周知させるための施策を検討する。

②評価の視点

(1) ホームページを随時更新し、研究所の活動内容を逐次発信できる態勢を整える。

③点検・評価の状況

現状説明

当研究所にとって長年の懸案であったホームページの更新を果たし、情報を発信するシステムを構築した。

効果が上がっている事項

本学のホームページの運営システムが CMS に移行したこともあって、ホームページの更新、最新の情報の掲載がスムーズに行われるようになった。今後更にその内容の充実が期待される。

改善すべき事項

当研究所のホームページ担当者が「代替わり」する際に、十分な申し送りを行い、ホームページの更新が滞らないような態勢を取る必要がある。また、当研究所のホームページにアクセスされる回数が増えるような、より積極的な発信のあり方を模索する必要があるかも知れない。

④根拠資料

・法学研究所ホームページ

<学内外の研究者・研究機関との交流・連携の強化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究分野の多様化、学際化が進む中で、それに対応するため、積極的に他分野との対話、交流を進める。

②評価の視点

- (1) 今村法律研究室との間では、それぞれの特色を尊重し、それを活かしつつ、協力・連携関係を強化する。
- (2) 学内外の研究者・研究機関と交流をもち、広く学際的な観点から、法学・政治学の発展に寄与しうる企画を検討する。

③点検・評価の状況

現状説明

当研究所の設立 50 周年記念公開シンポジウムにおいては、学外の経済学者に基調報告を依頼し、当研究所所員の報告との間の「対話」を試みた。2017 (平成 29) 年度、2018 (平成 30) 年度の公開講座「現場からの法律学・政治学」においては、NPO 団体の職員、外務省職員、地方自治体職員、精神科医 (司法医療担当)、弁護士等、現場で活躍する様々な分野の方々と当研究所所員との間で、学術的な交流を行っている。また、今村法律研究室の間では、共通する所員 (室員) が多いことから、2017 (平成 29) 年度、2018 (平成 30) 年度を通して、退職教員を囲む会を分担して開催した。

効果が上がっている事項

上記の公開シンポジウムや公開講座における多彩な分野との交流は多くの知的刺激を生むことが出来ており、参加者からは好評をもって迎えられている。

改善すべき事項

学外の研究者・研究機関との交流を進めるためには、それを担当する所員に多大な負担を強いることになる。また、それをシンポジウムのようなかたちで実施した場合には、来聴者を多く確保するための充実した広報が要求される。当研究所の規模として、それらの試みをどこまで実施することが妥当かを客観的に検証する必要がある。今村法律研究室とは、その設立の目的は異なるものの、共通する所員（室員）を多く擁することから、共催のかたちで実施出来る事業を増やす余地がないかどうか等を検討する必要があると思われる。

④根拠資料

・法学研究所所報 56号・57号

〈スポーツ研究所〉

〈研究活動の活性化について〉（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

スポーツ・健康に関する調査研究活動を活発化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

- （1）個人研究、共同研究、および外部資金等を活用した研究の推進状況
- （2）学会等の学術集会や、学会誌、紀要、所報、スポーツ・健康関連の一般雑誌などへの発表状況
- （3）他大学や他機関との合同研究会や外部講師を招いた研究会の開催状況および参加状況
- （4）研究環境の改善と整備状況

③点検・評価の状況

現状説明

外部資金の獲得と共に、学会発表や学会誌への投稿、研究会の開催、研修会や講習会への参加を行動目標に設定した。外部研究資金の獲得状況において、2017（平成 29）-2018（平成 30）年度の科学研究費補助事業は代表者及び分担者含めて4名となった。また、2017（平成 29）-2020（平成 32）年度 JSC ハイパフォーマンスセンターTotal Conditioning Research Project 委託研究事業（女性アスリートコンディショニングプログラムの開発と実践活用、代表：相澤勝治所員）が採択され、その研究結果を FAL プロジェクト（2014（平成 26）-2015（平成 27）年度文部科学省委託研究事業採択、代表：相澤勝治所員）の成果とともに、ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2018 にてポスター展示することとなった。他に、株式会社アルファチェンジ産学連携委託研究事業（低酸素トレーニング支援システムの開発、代表：時任真一郎所員）が採択された。これらの研究成果は、上述以外にも国内外での学会や、各学会誌への投稿を通して発表するなど、研究活動は盛ん

に行われており、継続して進める予定である。また、本研究所公開講座の一つである専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会で複数の入賞者を輩出するなど成果を上げている。

学会における一般発表の他に、2018（平成30）年7月4日～7月7日にアイルランド・ダブリンで開催された第23回 ECSS（ヨーロッパスポーツ科学学会に）において、日本体力医学会・ECSS 交流シンポジウム「運動・身体活動とマイオカイン」が行われ、シンポジストとして相澤勝治所員が登壇した。また、日本陸上競技学会第17回大会（2018（平成30）年11月）において、シンポジウム「複合競技における身体リテラシーについて考える」に富川理充所員がトライアスロン競技関係者として登壇した。

研究会は毎年3回を基本として実施しているが、2017（平成29）年度はそのうち1回で外部講師（株式会社バスクリン：石川泰弘氏）を招聘し、中・高齢者の公開講座受講者からも多くの参加者が聴講に訪れることとなった。また、別途に、先進的な測定機器を開発している会社（株式会社スポーツセンシング）より講師を招聘して特別研究会を開催した。これは、研究所の研修会がきっかけとなり実現に結びついたものである。2018（平成30）年度では、所員による研究活動報告を中心に行い、長期国内外研究員活動の報告等がなされた。今後もできる限り外部講師の招聘と外部聴講者に参集いただけるテーマを掲げた研究会を企画していくとともに、様々な活動を研究の活性化に繋げていくようにしていく予定である。

研究環境に関しては、補助金とあわせて外部資金の活用により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃えられているが、各研究が円滑に遂行できるように更なる整備の充実も目指している。

効果が上がっている事項

本研究所公開講座の一つである専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会優勝者の輩出や地域行政（川崎市）からその取り組みに関心が寄せられている。また、継続的な外部資金の獲得や研修会の開催等を通して、大学を基盤としたスポーツ交流や共同研究を行う研究環境・体制が整いつつある。

改善すべき事項

第11期の期間における科学研究費補助事業の獲得者は代表者および分担者含めて6名であったが、今期は4名へと減っている。

研究活動に関連した研究機器の整備は十分に整っていないため今後の検討課題である。持久力を評価する際に必要なトレッドミル器機が経年劣化しており、とくに長距離ランナーの持久力の評価やトレーニング時に有効利用できない状態であることから、呼吸循環器系の測定環境を整備する事は課題の一つである。また、研究所を基盤とした地域連携において、所員及び関係者の運用面（出張、補助等）のさらなる充実も必要である。

④根拠資料

- ・ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2018
<<https://www.jpnsport.go.jp/hpc/home/tabid/654/Default.aspx>>
- ・神奈川新聞（2018（平成30）年9月19日）「全国レスリング大会で優勝選手ら 川崎市長に活躍報告」 <<http://www.kanaloco.jp/article/360931>>
- ・日本陸上競技学会第17回大会案内

<http://jsa-web.com/wp/wp-content/uploads/17th_program.pdf>

- ・専修大学スポーツ研究所：イベント

<<https://suisport.jp/system/prog/content.php?c=2&sc=1>>

- ・東京新聞（2018（平成 30）年 5 月）「女性アスリートコンディショニングセミナー」
- ・専修大学スポーツ研究所報 2017
- ・専修大学スポーツ研究所報 2018

<スポーツ研究所と大学教育との連動について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

大学教育と研究所の連携体制の充実

②評価の視点

- （1）研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門と、本学保健体育部会のスポーツリテラシー、スポーツウェルネス、アドバンストスポーツ、理論科目構成であるスポーツ論群との整合性を持たせるために、授業研究や教材研究、部門間による情報交換を実施できたか
- （2）所員が開講する教養ゼミナール科目を履修する学生および SWP 科目を履修学生に対し、研究会およびシンポジウムへの参加を支援できたか
- （3）スポーツ科学、保健体育科目に関する研修会や講習会の開催状況および参加状況
- （4）学内の教育・研究関連諸活動や課外活動への貢献

③点検・評価の状況

現状説明

研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門の各部門において、本学保健体育部会の理論科目構成である「健康科学論」「スポーツ科学論」「スポーツ文化論」の整合性を持たせるために、常日頃より情報交換は頻繁に行っている。また、2016（平成 28）年度のスポートリテラシー・スポーツウェルネスの定時の授業効果の研究成果をもとに、集中授業についても同様の授業効果の研究に着手し始めた。教材研究も積極的に進め、教材のスライドは毎年必ず見直しして修正を施した上で用いるようにし、テキスト「大学生のためのスポーツリテラシー&スポーツウェルネス・テキストブック」は 2018（平成 30）年版として全体的な見直しを図った。

多くの所員は教養ゼミナールを開講しており、文学部の 3 つの専門ゼミナールを含め 9 講座を所員で担当している。研究所における研究成果は、これらのゼミナールにおいてフィードバックされている。また所員は経営学部・商学部のスポーツ推薦学生に開講されている SWP プログラムの授業科目も広く担当しており、その場においても最新の研究知見がフィードバックされている。なお、公開研究会と年 1 回の公開シンポジウムには、教養ゼミナール科目履修者および SWP 科目履修者、体育会学生に対し、積極的に参加を促している。

研究所主催の研修会は、外部の教育・研究機関や企業等に赴き現地の担当者と情報交換会を通して研鑽を深めるように毎年 1 回実施している。2017（平成 29）年度は「スポーツが地域振興に果たす役割—熊本地震の被災地を一例として—」をテーマに、熊本地震の被災地となった宇城市、熊本市を訪問し、自治体におけるスポーツ活動やイベントの現状について調査した。また、宇城市教育委員会教育長やロアッソ熊本スタッフと地域スポーツのあり方について情報交換を行った。2018（平成 30）年度は、「スポーツが地域振興に果

たす役割—福岡ソフトバンクホークスを例として—」をテーマに、日本を代表するプロ野球球団の一つと言っても過言でない強豪球団が、野球を通して、またそれ以外にどのような活動を通して、地域との連携を深めているのか調査を行った。さらには、専門的な授業を進めるため、スキー等に関する外部の研修会に毎年継続的に所員が参加している。

研究成果や各所員の専門性を生かし、学内の諸組織、諸活動とも連携を深めながら課外活動や学生生活を支援すべく各種企画の立案・実践も行った。本学体育事務課との連携では、専修大学体育会に所属する女子部員約110名を対象とした「女性アスリートコンディショニングセミナー」(担当:相澤勝治所員)を開催し(2018(平成30)年3月)、セミナーの様子が東京新聞にて掲載された。学生生活課・学生相談室との連携では、2017(平成29)年度は生田キャンパスにて(11月)、2018(平成30)年度は神田キャンパスにて(11月)「ココロとカラダの健康講座—ココロとカラダをストレッチ—」(担当:富川理充所員)を実施した。また、ホームカミングデー2017では、「卒業生オリンピックと現役アスリートによるトークショー〜2020東京五輪に向けて〜」(担当:佐竹弘靖所長)を企画立案し、当日はコーディネーターと進行役を担った。さらには、熊本県玉名市で開催された専修大学・専修大学玉名高等学校共催の2018(平成30)年度の社会知性フォーラム(12月)において、佐竹弘靖所長と齋藤実所員が各々講演を行い、パネルディスカッションに登壇した。

効果が上がっている事項

研究成果を学会や論文に発表するだけでなく、学生や地域社会に対して直接的なフィードバックをする機会を増やすことができた。さらに、学内諸組織・諸活動との連携を深めるのみにとどまらず、学生・卒業生を当事者として巻き込んだ企画を実施できたことは評価できると考えられる。

改善すべき事項

保健体育系科目を担当する所員間で、常日頃の情報交換や教材研究は進んでいるが、授業研究を行うことも一考の価値があるかもしれない。また、集中授業の授業効果の研究に着手し始めたものの、成果として発表できる形にまで至っていない。当研究の分析・考察を速やかに進める必要がある。

④根拠資料

- ・大学生のためのスポーツリテラシー&スポーツウェルネス・テキストブック 2018年版, 専修大学スポーツ研究所編, 吉田清司・佐竹弘靖監修, 日本文化出版
- ・専修大学スポーツ研究所報 2017
- ・専修大学スポーツ研究所報 2018
- ・東京新聞(2018(平成30)年5月18日)「女性アスリートコンディショニングセミナー」
- ・専修大学: EVENT>学生相談室
<<https://www.senshu-u.ac.jp/event/20171117-00000315.html>>
- ・専修大学: EVENT>学生相談室
<<https://www.senshu-u.ac.jp/event/20181120-00000315.html>>
- ・専修大学: INFORMATION
<<https://www.senshu-u.ac.jp/news/20171005-06.html>>
- ・専修大学: 社会連携>社会知性フォーラム
<<https://www.senshu-u.ac.jp/social/activity/forum.html>>

<研究成果の社会還元について> (評定: S・A・B・C)

①達成目標

公開研究会、公開講座および公開シンポジウム等の開催、および学外関連諸機関との協同による研究成果の社会還元を行う。

②評価の視点

- (1) 「公開研究会」を複数回開催できたか。
- (2) 「公開シンポジウム」を開催できたか。
- (3) 「公開講座」が開講されているか。
- (4) 文部科学省や日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、国立スポーツ科学センター、中央競技団体、プロスポーツ団体などの学外諸団体における協同プロジェクトに参画、および講師等での専門能力の提供による連携ができたか。

③点検・評価の状況

現状説明

公開研究会は、2017（平成 29）年度は4回開催した。第1回の発表演題は、「クイーンズランド大学におけるスポーツ施設活用法とオーストラリアのテニス事情について」（平田大輔所員）、「アメリカ大学のスポーツ施設の現状について」（李宇諤所員）、第2回は（株）バスクリンの広報責任者であられる石川泰弘氏をお招きして「リカバリーに必要な入浴と睡眠」について研究交流が行われた。第3回は「性ホルモンを基盤としたスポーツ研究戦略」（相澤勝治所員）であった。さらに、株式会社スポーツセンシングより講師2名（渋谷暁享氏、池袋晴彦氏）を招聘し、「タギング情報を用いたフィードバック手法」をテーマに特別研究会を開催した。

2018（平成 30）年度の研究会の開催は3回開催し、第1回目は「バイオメカニクス研究への招待：動きの仕組みと『体のかたち』、その先へ」（柏木悠所員）、第2回目は「①交流分析とメンタルトレーニング、②YIPS とジストニアに関する研究」（佐藤雅幸所員）、第3回目は「金栗四三と箱根駅伝」（佐竹弘靖所長）であった。各研究会の発表は学内だけではなく、学外からも多くの参加者が来場し、研究交流が行われた。また、各所員が所属する分野の国際学会に発表するなど、国際学会での発表も増えてきている。

年1回の開催が定着化してきた公開シンポジウムは、多彩なゲストを学外から招聘して開催している。2017（平成 29）年度は第10回目を11月29日（水）に「支えるスポーツのフロントライン：スポーツの価値と魅力の再発見」と題し、アテネ・オリンピック金メダリスト、東京2020組織委員会理事の室伏広治氏、博報堂DY、レスリング世界選手権5位、2016（平成 28）年度専修大学卒業した中村倫也氏、2017ジュニア・カデ世界選手権女子フルーレ金メダル、当時商学部3年次であった菊池小巻氏、日本バレーボール協会アナリストの吉田清司所員、JTUパラリンピック対策チームリーダー富川理充所員を迎え、基調講演、シンポジウムを開催した。2018（平成 30）年度は第11回目を11月14日（水）に「日本サッカーはW-CUPで何を学び、何を継承していくのか」と題して開催した。基調講演には、5大会連続サッカー日本代表コンディショニングコーチである早川直樹氏に登壇いただいた。さらに、サッカージャーナリストの後藤健生氏、元日本代表、サッカー解説者であられる北澤豪氏、アトランタオリンピック韓国代表の李宇諤所員を交え、元NHKエグゼクティブアナウンサー、法政大学教授の山本浩氏のコーディネートによりシンポジウムが進められた。どちらもホームページやチラシ、ポスター、各スポーツ関連コミュニティを通じて告知を行い、本学はもちろんのこと、他大学、他の研究・教育機関の学生や教職員、地域住人、一般企業、メディア関係者などから2017（平成 29）年度は800名、2018

(平成 30) 年度は 600 名余りの参加者を集め、盛会となった。これらのシンポジウムの内容は、毎年度発行の所報にまとめ学内外に広く配布した。

「専修大学スポーツ実践公開講座『中高年の健康を考える』」は 2017 (平成 29) 年度で 20 回目を迎え、毎年度定員に近い参加者を得ている。講座では所員の専門種目をそれぞれ複数回実施し、受講者の体力レベルに合わせたプログラムを提供している。また、初回と最終回においては体力・コンディションチェックを行い、その分析結果をスポーツ健康科学の最新知見とともにフィードバックしている。外部資金の獲得により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃え、補助金とあわせて更に充実した測定、フィードバックが行えるようになった。

スポーツ講座「子どもにおける“からだ”と“うごき”と“こころ”づくり教室」では、レスリングを教材として週 3 回実施しており、継続して体力・運動能力測定を実施した。測定結果のフィードバックは過去の測定結果と結合し、子どもたちの形態面、体力・運動能力面の成長が一目でわかる用紙を用いている。子どもたちだけでなく保護者の理解も深まる内容を網羅している。また、当講座を通して、レスリングの試合用ウェアやシューズ計 150 点を、西アフリカのセネガルの子どもたちに寄贈し、その様子が朝日新聞×専修大学サイトに掲載された (2018 (平成 30) 年度)。また、2018 (平成 30) 年度・第 35 回全国少年少女レスリング選手権大会に出場し、メダルを獲得した選手及びコーチが 2018 (平成 30) 年 9 月に川崎市長を表敬訪問し、新聞等にて報道された。

学外諸団体との連携では、2017 (平成 29) 年 10 月に日本水泳・水中運動学会主催の年次大会、2018 (平成 30) 年 6 月に第 30 回日本テニス学会の開催に協力として運営を担い、大会の成功に貢献した。その他にも理事、事務局として日々の学会運営に携わる所員も複数いる。

スポーツ庁をはじめ、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会との専門能力による連携や情報交流など、積極的な活動を行っている。東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会へ向けて各中央競技団体の役員・委員等として参画し、スポーツの振興・強化に尽力する所員も複数いる。公益社団法人日本トライアスロン連合のパラトライアスロン選手の体力測定・形態測定を実施するなど、スポーツ科学の知見を活かした競技団体への協力体制も整っている。

効果が上がっている事項

公開研究会は 3 回の開催、公開講座の開催、公開シンポジウムの開催されている。また各所員の研究成果を多くの参加者との交流を通じて社会還元が行われている。特に公開シンポジウムでは多くの学外の聴講者を集め関心の高さを示している。

改善すべき事項

公開研究会、公開講座、公開シンポジウムの開催は行っているが、研究会、シンポジウムにおいてより研究成果の社会還元の質を高めていくには、海外も含め外部からの専門性の高い講師を招聘していくことも必要である。

④根拠資料

- ・専修大学スポーツ研究所：イベント＞研究会
<<https://suisport.jp/system/prog/content.php?c=2&sc=1>>
- ・専修大学スポーツ研究所報 2017
- ・専修大学スポーツ研究所報 2018
- ・専修大学スポーツ研究所：イベント＞公開シンポジウム

- <<http://suisport.jp/system/prog/content.php?c=3>>
- ・平成 29 年度第 20 回スポーツ研究所公開講座要項
 - ・平成 30 年度第 21 回スポーツ研究所公開講座要項
 - ・専修大学スポーツ研究所：イベント>公開講座
<<http://suisport.jp/system/prog/content.php?c=2&sc=3>>
 - ・朝日新聞デジタル（2017（平成 29）年 10 月掲載）「専修大学ドットコム」
<http://www.asahi.com/ad/senshu/career/voll14_pl.html>
 - ・神奈川新聞（2018（平成 30）年 9 月 19 日）「全国レスリング大会で優勝選手ら 川崎市長に活躍報告」 <<http://www.kanaloco.jp/article/360931>>
 - ・日本水泳・水中運動学会 <<http://www.swex.jp/study.html>>
 - ・第 30 回日本テニス学会大会 <<http://jsts.cc/wordpress/>>
 - ・2017JTU ニュースリリース（2017（平成 29）年 4 月 12 日）：第 1 回 JTU パラトライアスロン測定合宿（開催） <<http://www.jtu.or.jp/news/2017/170419-1.html>>

《情報科学研究所》

<研究活動の活性化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究活動を活発化するとともに、研究成果の積極的な公表を図る。

②評価の視点

- （1）研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）や学会などへの研究成果の発表状況
- （2）所員向けの研究会やセミナーの実施・参加状況
- （3）内外へのホームページを活用した情報提供の状況

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年度の研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）などへの成果発表状況は以下のとおりである。年報は 1 回発行し、掲載した論文数は 5 本である。所報は年 2 回発行し、掲載した論文数は 3 本である。英文誌は年 1 回発行し、掲載した論文数は 1 本である。したがって、2017（平成 29）年度は以上 9 本の論文を研究成果としてアウトプットした。共同研究助成は 6 件採択したので、これらの研究成果も近々公表される予定である。2018（平成 30）年度も、2017（平成 29）年度と同等頻度で、年報、所報、英文誌の発行や、定例研究会の開催など研究活動を行ってきた。2019（平成 30）年 2 月末時点で、所報は 1 回発行し 2 本の論文を発表している。年度末に向けては、さらに 1 回発行する予定である。また、年報、英文紙の発行も予定どおりである。共同研究助成については、5 件採択している。

2017（平成 29）年度の研究所の定例研究会は 9 回開催し、34 件の研究発表を行うなど、研究活動は活発に行われた。その他、外部有識者を招いたランチセミナーを 4 回開催した。2018（平成 30）年度も定例研究会はここまでに 6 回開催し、26 件の研究発表を行っていて、2019（平成 31）年 3 月に経営研究所と共催でもう 1 回開催予定である。詳細は、次項の他機関との連携で述べる。また、ランチ・イブニングセミナーは 1 回開催し、3 月にもう 1 回開催予定である。さらに、ネットワーク情報学部と共催でパントマイムワークショップも開催している。

研究会、ランチ・イブニングセミナー、論文には、専任教員の他に、外部の研究者・専門家も含まれており、広く交流して研究活動の活性化を図っている。

情報科学研究所のホームページには、近々開催される研究会やセミナーなどの情報がタイムリーに発信され、過去の年報や所報、英文誌のバックナンバーも一覧表示されている。さらに、2010（平成 22）年度以降の年報、所報、英文誌については pdf ファイルとして、外部からも論文内容を閲覧できるようになっており、外部の研究者にも活用されている。

効果が上がっている事項

成果発表や研究会、セミナーは例年どおり活発になされており、またホームページでの発信内容も充実してきている。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ 下記のホームページに、上記活動の状況は逐次掲載されている。
<http://senshu-iis.jp/>
- ・ また、年報、所報、英文誌の PDF については、専修大学学術機関リポジトリ（下記 URL）に掲載されており、上記の URL からリンクされている。
<http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/>

<当該研究所と他機関（大学院、他研究所）との連携について> （評定：**S**・A・B・C）

①達成目標

当該研究所と大学院（経営学研究科）や他研究所との連携を促進する。

②評価の視点

- （1）大学院学生のための発表会の開催状況
- （2）他研究所と合同の研究会などの開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年度は、経営学研究科所属の大学院学生を対象とした研究発表大会を 1 回開催している。2018（平成 30）年度も同様の研究発表大会を 1 回開催している。

また、他研究所との連携に関しては、情報経営学会、経営研究所との合同研究会を 2017（平成 29）年度に開催している。この他に、2017（平成 29）年度はネットワーク情報学部と共催で綿貫理明教授の退職記念講演会を、2018（平成 30）年度はネットワーク情報学部と連携して、前述したパントマイムワークショップのほかに、合同研究会も開催している。さらに、経営研究所と共催で 2019（平成 31）年度から本学経営学部のビジネスデザイン学科、本学ネットワーク情報学部の D コースと、ビジネス×デザインが重なり合う教育組織が相次いで誕生することに合わせて、「ビジネス×デザインの可能性」をテーマにした討論イベントを 3 月 14 日に開催予定である。

以上に加えて、2017（平成 29）年度と 2018（平成 30）年度に、情報科学センターとネットワーク情報学部と連携して、地域向けの公開講座をそれぞれ 1 回開催している。また、

本学ネットワーク情報学部と「向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会」と共催で、「さかのぼるみらい展」をサテライトキャンパスで2019（平成31）年2月20日から22日に開催している。詳細は、次項の社会貢献で述べる。

効果が上がっている事項

大学院生大会も他機関との連携についても継続的に実施できているだけでなく、その促進もできている。

改善すべき事項

関連する学内の研究所や関連する諸機関との連携をさらに深めていきたい。

④根拠資料

- ・下記のホームページに、上記活動の状況は逐次掲載されている。

<http://senshu-iis.jp/>

<http://www.ne.senshu-u.ac.jp/~cd/watanuki/>

<当該研究所における社会貢献について> （評定：**S**・A・B・C）

①達成目標

地域における社会貢献を促進する。

②評価の視点

- （1）研究成果の技術展示会（川崎市主催）への出展状況
- （2）公開講座・講演会などの実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

2009（平成21）年度から川崎市の要請に基づき、学長の依頼で毎年出展している川崎国際環境技術展に、2017（平成29）年度も出展した。出展内容は、①高齢者・視覚障害者等の情報環境向上のための「印刷文読み上げ装置音声コード」、②障害者や高齢者・外国人等に必要な情報提供サービス「ハートフルブック」、③テレビとDVDのアクセシビリティ調査と提案、そして④人力発電と太陽光発電のハイブリッド創エネ技術の4件である。尚、10年連続出展している16機関の一つとして川崎市から感謝状を贈呈された。2018（平成30）年度も、2017（平成29）年度と同様に、2月に川崎国際環境技術展にて研究成果を出展している。出展内容は、①高齢者・視覚障害者等の情報環境向上のための「印刷文読み上げ装置音声コード」、②障害者や高齢者・外国人等に必要な情報提供サービス「ハートフルブック」、そして③スマホアプリのアクセシビリティ調査の3件である。本展示会は、本学の山田理事が副実行委員長を務めていることから、引き続き積極的に関わっていきたい。

また地域向けの公開講習会として、2017（平成29）年度は「IT×ものづくり入門～コンピュータを使って工作を体験してみよう」をネットワーク情報学部と情報科学センターと共催し、電子工作を小学生から高校生、そして中高年の方々まで、受入可能数ぎりぎりの32名の方々に体験してもらった。2018（平成30）年度も同様の講座をネットワーク情報学部と情報科学センターと共催し、電子工作を小学生を中心に14組の方々に体験してもらった。本取り組みは、2015（平成27）年度に開始してから5年を経過し、毎年参加者の評価が高いので、引き続き継続したい。

さらに 2018（平成 30）年度には、本学ネットワーク情報学部と「向ヶ丘遊園の緑を守り、市民いこいの場を求める会」と共催で、「さかのぼるみらい展」をサテライトキャンパスで 2019（平成 31）年 2 月 20 日から 22 日に開催している。この展示会は、向ヶ丘遊園の地域ブランディングの取り組みの一つであり、過去の記憶をさかのぼりながら、どのように望ましい未来を描くべきか、という問いを元にデザインを探索してきた過程を、一般公開したものである。

効果が上がっている事項

川崎国際環境技術展に 10 年連続出展している 16 機関の一つとして川崎市から感謝状を贈呈された。2018（平成 30）年度継続して出展していく予定である。

地域向けの公開講習会では、2020（平成 32）年度から開始される小学校プログラミング教育に対応する形で 2017（平成 29）年度から対象を小学校高学年まで拡大した。参加した小学生の評判も高いことから今後も継続して実施していく予定である。

改善すべき事項

今後も地域との連携を模索していきたい。

④根拠資料

- ・川崎国際環境技術展

平成 29 年度：

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/2018/contents/company.html#com0095>

<https://www.senshu-u.ac.jp/news/20180222-06.html>

平成 30 年度：

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/>

https://www.kawasaki-eco-tech.jp/company.html#tab01_catel3_senshu-iis

研究所ホームページ：http://senshu-iis.jp/?page_id=823

- ・公開講座

平成 29 年度：<http://senshu-iis.jp/?p=905>（案内文）

http://senshu-iis.jp/?page_id=825（実施報告）

平成 30 年度：<http://senshu-iis.jp/?p=973>（案内文）

- ・「さかのぼるみらい展」 <http://senshu-iis.jp/?p=992>

《自然科学研究所》

＜自然科学研究所主催公開講演会の開催について＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

年 1、2 回程度の公開講演会を行い、学生や市民に最新の科学に触れられる場所を提供する。

②評価の視点

- （1）学生や市民に最新の科学をわかりやすく説明する公開講演会を実施する。
- （2）講演会の内容を記載した資料を準備し、出席者に配布する。
- （3）今後の公開講演会の方向性を探るための出席者から講演会への評価をアンケートにより実施する。

(4) 公開講演会について総括を行い、報告を自然科学研究所所報に掲載する。

③点検・評価の状況

現状説明

最新の科学をやさしく説明する公開講演会を実施する。2017（平成 29）年度は 11 月 18 日に、第 20 回公開講演会（専修大学生田校舎 ラーニングスタジオ 211（2 号館 1 階））、テーマを「現地観測からわかること～地面から富士山頂まで～」、赤坂郁美研究員（専修大学自然科学研究所・文学部）「身近な気候の変化―地表面での気象観測について―」、土器屋由紀子先生（江戸川大学名誉教授）「雲の上で捉える環境変化 富士山測候所での観測について」というタイトルで講演し、参加された招集者は 100 名弱であった。身近な気象に関する話題であり、具体的事象をもとに解説を頂き、多くの質問が寄せられ、気象現象への関心を高めた。

2018（平成 30）年度は 10 月 27 日に、第 21 回公開講演会（専修大学生田校舎 ラーニングスタジオ 211（2 号館 1 階））、テーマを「統計解析の実際 ～理論から実データ解析まで～」として、西山貴弘研究員（専修大学自然科学研究所・経営学部）「統計学の発展 ビッグデータ時代の統計理論」、村上秀俊先生（東京理科大学 理学部 准教授「銀河データの統計解析 ノンパラメトリック法の適用」というタイトルで講演し、参加された招集者は 60 名程度であった。やや難解なテーマであったが、平易に解説を頂き、質問が寄せられ、統計学への関心を高めた。

効果が上がっている事項

第 20 回の公開講演会は、悪天候にも関わらず、100 名程度の参加者を得た。身近な話題を提供することが、聴衆の関心を高めるうえで効果的であったことが確かめられた。また、公開講演会の内容を自然科学研究所所報に掲載したので、さらにより多くの方々に情報へのアクセスの改善が図られたと考えられる。

第 21 回の公開講演会は、ビッグデータと統計学という、一般市民にとってはやや難解なテーマであったが、平易にかつ、不動産価格などの評価を例示するなど、身近な話題を提示する工夫によって、統計学への関心を高めることが確認できた。

公演予定者から予め原稿を頂き、これを A 4 用紙に印刷し、配布し、聴衆が理解しやすく、メモ書きも可能となり、質問がしやすい環境を整えた。

地域社会への周知という点で、2018（平成 30）年度からは、多摩区からも情報提供を頂くことができたほか、本学のホームページでも後援会のご案内を提示したことによって、より多くの市民の方々に自然科学研究所の活動の周知につながったと考えられる。

公開講演会のアンケートは、オーガナイザーが集計し、所報に報告するなど、情報公開を行っている。

改善すべき事項

現状の評価としては概ね良好であることから、基本的には現在の方向性を維持しつつ、一層の改善を重ねていくことが望ましいと考えられる。

④根拠資料

第 20 回公開講演会については、所報 No. 98 に公開講演会報告として、掲載している。第 21 回については、今年度末に発行される所報 No. 99 に公開講演会報告として掲載予定である。

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所員の研究活動を密にしていく。

②評価の視点

- (1) 研究所といっても、一人ひとりで独自のテーマで研究を実施している現状を各人の研究テーマ、実験法などの共通理解の場を設け、協力して研究を進める可能性について模索する。
- (2) 科研費取得者に詳しい情報を話してもらうなどの機会を講じる。
- (3) 研究活動の相互の情報交換を、更に活発に出来る様に心掛ける。

③点検・評価の状況

現状説明

所員間の情報交換については、常日頃より、実験法や実験機材の使用方法などに関する共通理解を促す場として自然科学実験室2（自然科学研究所）において、会話の機会を設け、相補的に研究を進める可能性について情報交換を行っている。

研究会の開催については、2017（平成29）年度第1回研究会を7月25日に奥野淳一先生（国立極地研究所）「固体地球の応答が引き起こす海面変化の多様性」を生田校舎5号館自然科学実験室2で行い、海面上昇に関する解釈や調査手法に関し、熱心な討論が行われた。2017（平成29）年度第3回研究会を2月3日に吉田治弘所員（専修大学法学部）「研生活・大学生活を振り返って」を神田校舎1号館ゼミ44教室で行い、参加した学生を含めて熱心な意見交換がなされた。2018（平成30）年度第1回研究会を7月20日に本田竜広所員（専修大学商学部）「有界対称領域上のBloch関数について」というタイトルで行い、OB研究員も参加され、多数の質問も出て、盛会であった。

研究所の成果の公開に関して、学会報告・研究論文の報告を求めているが、現状としては、専修大学の研究者情報データベースと重複することから、作業としては重複することから負担感が強い。自然科学研究所報告、専修自然科学紀要を定期的に発刊しており、研究活動の報告としては順調に行われている。

計画的な備品整備に関しては、備品購入ができるようになったことから、総会において、計画的に研究に必要な機材を購入する方策を協議している。

効果が上がっている事項

所員間の情報交換／研究会の開催／研究所の成果の公開／計画的な備品整備いずれも、いずれも評価の視点に対して十分な成果を上げていると考えられる。

改善すべき事項

研究所の成果の公開に関して、所員の研究活動についての集計、タイトルの紹介などについて、専修大学の研究者情報データベースに、各研究員の研究活動が掲載されていることから、リンクの構築を図ることが、ホームページの活用を高めるうえでも有効と考えられる。

非公開とする内容については事務局長、紀要・所報の編集担当として保留しているが、他の研究所の動向を勘案しつつ、検討を進める。

④根拠資料

自然科学研究所のホームページおよび自然科学研究所報告、専修自然科学紀要、それぞれ、情報公開して支障のない範囲で公開している情報

<自然科学研究所のホームページの改善について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

自然科学研究所の活動内容、印刷物などの情報を一般に公開し、社会貢献できるように積極的にホームページの更新・内容の充実を図ることを目標にする。

②評価の視点

- (1) 操作性を改善し、最新の情報を提供する。
- (2) 研究分野に関する情報を充実する。
- (3) 専修大学のHP/研究/研究者データベースとの連携を強化する。
- (4) 海外への情報発信のための英文の情報も掲載する。

③点検・評価の状況

現状説明

ホームページは、最新の情報が掲載されており、内容も簡潔にまとめられており、研究所の活動状況が分かり易い。また、海外への情報発信のための英文の情報掲載および所員のホームページとの連携強化に関しては「専修大学研究者情報データベース」の利活用を勘案しつつ、国際化が進展する状況を鑑み、全学的な動向に対応して検討を進めていく。

効果が上がっている事項

WEB 上での情報公開は進んだものの、情報のアクセス件数が判然としていないため、記載内容がどの程度閲覧されているか不明である。

改善すべき事項

研究所ホームページへのアクセス件数が表示されるような改善が望まれる。この点に関して不正アクセスが社会問題となっていることから、技術的側面を含めて、全学的な対応を進める中で対処することが望ましいと考えられる。

④根拠資料

ホームページを参照

- ・ 専修大学自然科学研究所ホームページ <http://www.senshu-u.ac.jp/~off1002/>

〔 1 5 〕 情報科学センター関係

〔15〕情報科学センター関係 点検・評価

<教育研究用コンピュータシステムの安定稼働について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教育研究用コンピュータシステムの安定稼働をめざす。

②評価の視点

- (1) システムを適切に運用して、安定稼働を図っているか。
- (2) 他大学の状況、システム・機器の技術動向などの情報を入手し、メーカーとの打ち合わせを行って、よりよいサービスを提供しているか。
- (3) 2018(平成30)年度導入システムを適切に準備してスムーズに立ち上げたか。

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年度は、2014(平成26)年度導入教育研究用システムの最終年であったが、システム導入・管理業者と月例打ち合わせを実施し、教育や研究に支障をきたす重大なトラブルは1件も発生せず、稼働率100%を達成している。いくつか小さな問題は発生したが、その都度対応し、おおむね問題なく稼働している。【評価の視点(1)】

2018(平成30)年度導入システムについては、2017(平成29)年5月から導入業者と打ち合わせを繰り返しながら準備を進め、導入後はシステム導入・管理業者と月例打ち合わせを実施している。ネットワーク機器の問題によるネットワーク不具合の案件を除けば、教育や研究に支障をきたす重大な問題はなく、いくつかの小さな問題を含めて、問題への対応は適切に行えていると考えている。問題発生件数は、月を追うごとに徐々に減ってきて定常状態になってきており、安定稼働できていると考えている。【評価の視点(1)(2)(3)】

東洋大学赤羽台キャンパスの見学、いくつかのメーカーから最新のシステム・機器を受け、最新の動向を入手し、よりよいサービスに結び付けるよう努めている。【評価の視点(2)】

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・教育・研究用システム定例会議 アジェンダ、議事録、資料一式【現状説明の第1段落、第2段落】
- ・INIAD GUIDEBOOK 2018【現状説明の第3段落】

<学習支援管理システムの利用支援について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

教員・学生が学習支援管理システムを利用するための支援を、関係所管と連携をしながら

ら改善・向上していく。

②評価の視点

- (1) 教職員対象に学習支援管理システムの説明会を実施したり、問い合わせに対して適切に回答しているか。
- (2) 教員・学生を対象としたマニュアルを充実させているか。
- (3) 教育開発支援委員会などの授業支援を扱う関係所管と適切に連携を図りながら、改善に向けた対策を講じているか。

③点検・評価の状況

現状説明

過去に引き続き、新任教員ガイダンス（教育開発支援委員会と共催）で、活用法、活用例の紹介を行っている。教員からの利用問い合わせに対しては、情報システム課職員が適切に回答するよう努めている。【評価の視点（1）】

教育開発支援委員会が作成している「授業のツールボックス」の中で、「授業支援基盤システム Course Power の利用」という内容で紹介を行った。PDF 形式のマニュアルをポータルで配布するとともに、オンラインヘルプの存在をログイン画面で示すようにしている。

学習支援管理システムの更新のための検討 WG を立ち上げ、そこで教育開発支援委員会と連携して、2018（平成 30）年度中に新システムの在り方について協議していくことにした。【評価の視点（2）】

教育開発支援委員会とお互いに委員を出す形で、次期学習支援管理システムを検討する WG を立ち上げ、2019（平成 31）年 4 月までに答申を出すことになったが、具体的な検討は始まったばかりである。【評価の視点（3）】

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

設置された「次期教育支援基盤システム（LMS）検討にかかわるワーキンググループ」において、教育開発支援委員会と連携しながら、より良いシステムを導入できるようにしていく。

④根拠資料

- ・授業支援基盤システム「CoursePower について」（2018（平成 30）年 4 月 2 日新任教員支援説明会）【現状説明の第 1 段落】
- ・授業のツールボックス（2018 年度版）【現状説明の第 2 段落】
- ・CoursePower マニュアル【現状説明の第 2 段落】
- ・CoursePower ログイン時の画面【現状説明の第 2 段落】
- ・平成 30 年度第 1 回情報科学センター運営委員会 議事録、資料⑤【現状説明の第 3 段落】
- ・次期教育支援基盤システム（LMS）検討にかかわるワーキンググループの設置について【現状説明の第 3 段落】

<情報科学センターシステムの教育研究利用の促進について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

情報科学センターシステムの教育研究利用の促進を図る。

②評価の視点

- (1) 学生の学習のための利用や教員の研究教育に利用しやすいようにサービスを提供しているか。
- (2) コンピュータ室やネットワークを適切に利用できるようにしているか。

③点検・評価の状況

現状説明

授業や研究に必要なソフトウェアを導入し、課題解決に役立つようにしている。ソフトウェアを導入するにあたっては、主に利用する授業担当者の意見を聞き、適切な設定をするようにしている。過去に導入した有償ソフトウェアで、追加経費が必要となってきたものについては、使用している教員と相談しながら、無償アカデミックライセンスや、同種の無償ソフトウェアへの移行を促すように努めている。

学習支援システムが普及するにしたがい、現在のサーバ能力を超える使用状況となるケースが起こっている。サーバの増強や、ライセンス数の増強を図り一時しのぎをしている。当面は、同時使用数の限界を利用者に認識してもらうように啓蒙活動するとともに、次期の学習支援システムでは、スケーラビリティを考慮する必要がある。

端末室の PC の利用状況を確認しながら、端末室の利用時間の設定を行っている。2016（平成 28）年度末に行った無線 LAN の更新に伴い、無線 LAN の利用環境が大幅に改善された。そのため、多くの利用者が個人所有のスマホから無線 LAN を利用するようになっていたため、混雑状況をモニタリングしながら、適切に利用できるように運用していくようにする。

教員用メールサーバに対して、標的型ウィルスを利用したシステム停止攻撃があった。標的型ウィルスへの対応は、情報科学センターによる技術的な防御だけでは限界があるため、利用者への啓蒙活動を進めていくようにする。教員用メールシステムの更新時期が近付いているため、次期システムの検討 WG を立ち上げた。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・ソフトウェア導入一覧表（平成 29 年度）【現状説明の第 1 段落】
- ・ソフトウェア導入一覧表（平成 30 年度）【現状説明の第 1 段落】
- ・平成 30 年度第 1 回情報科学センター運営委員会 議事録【現状説明の第 2 段落】
- ・端末室サービス時間一覧（平成 29 年度）【現状説明の第 3 段落】
- ・端末室サービス時間一覧（平成 30 年度）【現状説明の第 3 段落】
- ・平成 30 年度第 2 回情報科学センター運営委員会 資料①【現状説明の第 4 段落】
- ・教育・研究用システム定例会議 アジェンダ、議事録、資料一式【現状説明の第 1 段落、第 2 段落】

<情報処理教育・学習の支援について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教員・学生が情報処理の教育・学習を適切に行えるための支援を改善・向上していく。

②評価の視点

- (1) 講習会を開催したり、オンライン教材を整備することで、情報処理学習に対する支援を適切に行っているか。
- (2) 情報入門科目のテキストを、担当教員や受講対象学科の意見を取り入れつつ、適切な内容にしているか。
- (3) 端末室利用の授業において、端末操作補助員を適切に配置しているか。

③点検・評価の状況

現状説明

情報科学センター主催の学生向け講習会を毎年約 20 種類開催し、学生のコンピュータに関する知識やスキルの向上に寄与している。2017 (平成 29) 年度前期は 6 講座開講し受講者数合計は 223 名、後期は 9 講座開講し受講者数合計は 99 名であった。2018 (平成 30) 年度前期は 5 講座開講し受講者数合計は 148 名であった。講習会の内容は、前年度の参加者数などを考慮し、教育企画室長を中心に、情報科学センター員と協議し、点検を行っている。

毎年 4 月に、「情報入門 I、II」、「情報基礎 I、II」の授業担当者と打ち合わせを行い、担当者に授業内容などを説明し、また、授業担当者の意見を聞き、テキストを修正している。

端末室での授業においては、情報リテラシー関連科目を中心に履修者数に応じて端末操作補助員を配置し、教員や学生のサポートを行っている。2017 (平成 29) 年度前期は 60 科目に 1,104 コマ人 (授業 1 コマに 2 名配置した場合 2 コマ人と数えている) を配置した。後期は 66 科目に 1,116 コマ人を配置した。2018 (平成 30) 年度前期は 55 科目に 937 コマ人を配置した。端末操作補助員を 2 名配置する基準が、2017 (平成 29) 年度までは履修者数 50 名以上としていたが、2018 (平成 30) 年度からは、1 年次配当の各学部の情報リテラシー科目に対して授業補助員を 2 名とするよう変更した。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・講習会一覧表 (平成 29 年度) 【現状説明の第 1 段落】
- ・講習会一覧表 (平成 30 年度) 【現状説明の第 1 段落】
- ・担当者打ち合わせ開催案内 (平成 29 年度) 【現状説明の第 2 段落】
- ・担当者打ち合わせ開催案内 (平成 30 年度) 【現状説明の第 2 段落】
- ・情報基礎 I・II の Web ページ 【現状説明の第 2 段落】
- ・端末操作補助員の採用状況表 (平成 29 年度) 【現状説明の第 3 段落】
- ・端末操作補助員の採用状況表 (平成 30 年度) 【現状説明の第 3 段落】
- ・平成 30 年度第 1 回情報科学センター運営委員会議事録 【現状説明の第 3 段落】

[1 6] 入学試験関係

〔16〕入学試験関係 点検・評価

<高大接続改革の対応について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

新たな入試制度の検討

②評価の視点

- (1) 高大接続改革に向けた環境整備（情報共有）
- (2) 大学入試センター試験利用入学試験および一般入学試験の見直し
- (3) 推薦入学試験および特別入学試験の見直し

③点検・評価の状況

現状説明

新たな入試制度の検討は、当初の想定よりも遅れている部分もあるが着実に進んでいる。

評価の視点（1）高大接続改革に向けた環境整備（情報共有）については、本学を志望する受験生の実態を把握するために、入試委員会は、前年の一般入試受験生を対象とした出願時アンケートについて、専門部会を設置し、学部ごとの分析を行い、その結果をまとめた。また、入試制度改革については、文部科学省の方針や他大の入試改革について、入試委員会や2018（平成30）年10月20日の学部長懇談会で報告し情報共有を図った。

評価の視点（2）大学入試センター試験利用入学試験については、大学入試センターに代わる共通テストのプレテストを2018（平成30）年11月11日に生田校舎で実施し、また他大のセンター入試の活用に関する情報を収集している。一般入試の見直しについては、二部入試の廃止を受けた全学を対象とした新たな入試の実施を入試委員会で審議し、学部長会をへて教授会に提案を行う段階にある。

評価の視点（3）推薦入学試験および特別入学試験の見直しについては、文部科学省の求める内容や他大の入試改革の状況について、入試委員会等で紹介してきたが、今後、各学部からの提案を検討する予定である。

以上のような現状から、新たな入試制度の検討は着実に進んでいるが、具体的な入試改革の実現のため、今後の手続や詰めるべき点が残っているため、評定をBとした。

効果が上がっている事項

高大接続改革に向けた環境整備（情報共有）については、効果が上がっている。新たな入試制度の検討については、現在具体的に検討中である。新たな入試制度の最終的な評価は、見直した入試制度の実施によって志願者が集まり、本学が求める入学者を確保できたかを見て可能となるが、それを実現するための新たな入試制度の検討は進んでいる。

改善すべき事項

入試制度の評価尺度となる受験生の人数や質は、本学の入試制度内容に加えて、文部科学省の政策や、他大の入試制度の影響を受ける。競合大学が毎年新たな入試制度を導入しており、入試制度の見直しは、一過性のものではなく、環境変化や受験生の動向を見極めて、持続的に対応することが必要であり、つねに改善することが必要となる。

④根拠資料

- ・専門部会アンケート分析報告（2018（平成30）年12月4日入試委員会資料）

- ・学部長懇談会資料（2018（平成30）年10月20日）
- ・入試委員会資料（2018（平成30）年7月24日・2018（平成30）年11月20日）

<入学試験実施における不測の事態への対応について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

入学試験実施における不測の事態対応の整備

②評価の視点

- （1）不測の事態への対応方法の検討
- （2）不測の事態対応のマニュアル作成
- （3）入学試験監督要領の改善

③点検・評価の状況

現状説明

（1）既存の「不測の事態対応マニュアル（入試問題準備）」は、複雑かつ多岐に渡る対応をしなければならなかった。不測の事態が実際に発生した際には、可及的速やかな対応が求められるが、これまでの対応マニュアルでは人的なミスにより、第2次・第3次といったリスクが発生する確率が非常に高いことが懸念されたため見直しを行い、新たな対応マニュアルを作成した。

不測の事態による新たな対応の概要としては、2月1日の「スカラシップ入学試験」において不測の事態が発生し、入学試験を受けることができなかった者については、2月12日の「スカラシップ入学試験」への振り替え受験を認め、2月1日の「全国入学試験」については、2月12日の「全学部統一入学試験」もしくは2月28日の「一般後期入学試験」への振り替え受験を認めることとした。また、「一般前期入学試験」において不測の事態が発生し、入学試験を受けることができなかった者については、2月28日の「一般後期入学試験」への振り替え受験を認めることとした。その他、2月28日の「一般後期入学試験」および3月9日の「二部一般入学試験」において不測の事態が発生し、入学試験を受けることができなかった者については、3月中旬に「追試験」を行うことを想定している。なお、以上の振り替え対応のいずれも受験できない者については、「入学検定料」を返金することとした。

（2）入学試験監督要領の改善については、不測の事態が起きた際の詳細な「試験時間割」を作成した。

効果が上がっている事項

既存の「不測の事態対応マニュアル（入試問題準備）」は、ミスなく実施する実現性に不安があったが、新たに見直しをした対応マニュアルは、他大学の対応策も参考にしつつ、実現可能性の高い対応策に改善されたという点では効果が上げられたと評価している。

また、不測の事態が起きた際の詳細な「試験時間割」を作成したことで、各会場の入試本部が「受験上の注意」「試験開始」「遅刻者入室限度」「試験終了」などの時刻を把握できるようになったことは、対応の不手際を防止し、円滑な入学試験の実施に繋がるという点では効果が上げられたと評価している。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・2019（平成31）年度 入学試験問題において不測の事態が発生した場合の対応
- ・緊急措置を講じる場合の試験時間（30分繰り下げ）
- ・緊急措置を講じる場合の試験時間（60分繰り下げ）

<学生募集強化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本学で実施するイベント参加者における志願率および手続率の向上

②評価の視点

- （1）オープンキャンパスの参加者における志願率の増加
- （2）オープンキャンパスの参加者における手続率の増加

③点検・評価の状況

現状説明

（1）2017（平成29）年度

志望校決定に大きな影響力を持っている保護者に、本学をより深く理解していただく機会を提供することを目的に、5月に開催していた「ペアレンツフェア」を6月開催の「体験授業フェア」との同時開催とし、大学紹介や在学生による企画などの内容の充実および規模を拡大しオープンキャンパスとした。また、近年相談が増加している教職課程をはじめとした資格課程の相談コーナーをすべての日程で設置し、来場者のニーズに応えた。

（2）2018（平成30）年度

オープンキャンパス来場者の参加満足度を上げ、本学への志望度をより高めていただくことを目的に、6月実施のオープンキャンパスに「教員による個別相談」を新たに設けた。また、来場者数の更なる増加のために、8月後半実施のオープンキャンパスの日数を1日増やし、2日間開催とし、11月は入試相談会とした。

効果が上がっている事項

（1）2017（平成29）年度

来場者の総数は20,687名で、2016（平成28）年度の19,365名から1,322名（6.8%）の増となった。保護者企画を取り込んだ6月開催のオープンキャンパスでの保護者の来場者は、前年の446名を大きく上回る825名で、保護者対策としては大きな成果があったと考えている。

オープンキャンパス参加者のうち、アンケートに回答した高校3年生における2018（平成30）年度入学試験の志願率は、44.6%（前年度43.3%）であり、手続率は、92.3%（前年度87.9%）であった。

（2）2018（平成30）年度

8月までのオープンキャンパス来場者の総数は20,995名で、2017（平成29）年度（11月実施分まで）の18,851名から2,144名（11.4%）の増となり、日程変更の効果があったと考えている。また、6月に新規で実施した「教員による個別相談」には、449名の相談者があり、7月・8月実施のオープンキャンパスとともに、本学への理解の促進や魅力の認知に貢献したと考える。

2019（平成 31）年度入学試験はこれから迎えるため、志願率、手続率については、データが揃った段階での報告する予定。

改善すべき事項

継続的にイベント内容の工夫改善を行い、イベント参加者の志願率や手続率の向上に取り組むと同時に、積極的な学生募集広報活動による来場者の増加に取り組む。

④根拠資料

- ・ 2016 年度 イベント参加者別志願・合格・手続状況
＜2016 年度イベント参加者に対する 2017 年度入試 志願・合格・手続者の割合＞
- ・ 2017 年度 イベント参加者別志願・合格・手続状況
＜2017 年度イベント参加者に対する 2018 年度入試 志願・合格・手続者の割合＞

[1 7] 學生生活關係

〔17〕 学生生活関係 点検・評価

<学生の修学支援としての経済的支援（奨学金その他の経済的支援の整備）を行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

各種の奨学金制度など経済的な支援策の充実と適正な運用が行われ、学生が安心して安定した学生生活を送ることができる環境が整えられていること。

②評価の視点

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況
- (2) 民間の奨学金への応募・採択状況
- (3) 経済的困窮者に対する専修大学独自の奨学金制度（家計急変奨学生、災害見舞奨学生、進学サポート奨学生等）、育友会奨学金、校友会奨学金の運用状況と運用の適切性
- (4) 外国人留学生の修学支援策（学習奨励等のための授業料減免制度）
- (5) アルバイトの斡旋等

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況

〔貸与奨学金〕 新規採用件数は2017（平成29）年度が1,719件、2018（平成30）年度が1,637件である。支援機構奨学金貸与件数は2017（平成29）年度が5,939件、2018（平成30）年度が10月現在で6,090件である。

〔給付奨学金〕 2017（平成29）年度から運用が開始されており、2017（平成29）年度が19件、2018（平成30）年度が69件、合計88件となっている。なお、採用はすべて高校からの予約採用となっている。

- (2) 民間の奨学金への応募・採択状況

民間財団への応募者には学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。民間財団募集件数は2017（平成29）年度が49件に対して、応募者数66名、採用者数27名、2018（平成30）年度が10月末日現在60件に対して、応募者数68名、採用者数25名となっている。

- (3) 経済的困窮者に対する専修大学独自の奨学金制度（家計急変奨学生、災害見舞奨学生、進学サポート奨学生等）、育友会奨学金、校友会奨学金の運用状況と運用の適切性

経済的困窮者に対する学内奨学金採用件数は、家計急変奨学生は2017（平成29）年度が22件、2018（平成30）年度が13件、災害見舞奨学生採用件数は2017（平成29）年度が2件、2018（平成30）年度が1件、利子補給奨学生は2017（平成29）年度が1件、2018（平成30）年度が1件、育友会奨学生は2017（平成29）年度が17件、2018（平成30）年度が8件、校友会奨学生は2017（平成29）年度が0件、2018（平成30）年度が1件である。なお、2018（平成30）年度は10月末日までの集計値である。

進学サポート奨学生は、2017（平成29）年度（2018（平成30）年度入学者）の出願数361件、採用数68件であった。2019（平成31）年度入学者に対しては、現在出願中である。今後も、これらの奨学金制度を適切かつ柔軟に運用し様々な事情で経済的困窮状態に陥った学生を支援していきたい。

(4) 外国人留学生の修学支援策（学習奨励等のための授業料減免制度）

2014（平成 26）年度より実施されている専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免制度では減免採用者を有資格者の 60%を上限とし成績に応じて減免額を学部生は 28 万円、23 万円、18 万円の 3 段階に傾斜配分し、大学院生は一律 4 万 5 千円としている。2017（平成 29）年度の採用は、学部で 76 名、大学院で 10 名、2018（平成 30）年度の採用は、学部で 74 名、大学院で 13 名である。また、文部科学省外国人留学生学習奨励生は、2017（平成 29）年度は学部 13 名（内、6 カ月採用 2 名）、大学院 1 名が採用されている。2018（平成 30）年度は学部 16 名（内、6 カ月採用 5 名）、大学院 1 名が採用されている。

(5) アルバイトの斡旋等

学生生活課では、家庭教師と塾講師、大学内を会場とする資格試験の試験監督や受付に限りアルバイトを紹介している。最近ではいわゆる”ブラックバイト”と呼ばれる、労働基準法を無視したアルバイトが社会問題化している。2017（平成 29）年度は初めての試みとして外部から講師を招いてブラックバイト防止講習会を 9 月 28 日に生田校舎にて実施した。2018（平成 30）年度は 2019（平成 31）年 1 月中に実施する予定である。次年度以降は、経済的事情により修学困難である学生に対して、大学内において教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事し、大学が賃金を支払う「専修大学学内ワークスタディ制度」を導入する方向で検討している。

効果が上がっている事項

日本学生支援機構の貸与奨学金については、卒業年次生に対するガイダンスや窓口指導を通して返還手続き等についての指導を徹底するように努めた結果、利用者全員に 1 人ずつ「返還の手引き」を配布することができるようになった。

改善すべき事項

上記「効果が上がっている事項」の内容は、本学卒業生の奨学金返還延滞率（卒業後 5 年間）が全国平均より高い状況に対する取り組みのひとつとして実施している。しかしながら、その効果の有無は数年後になるため、引き続き指導や注意喚起を行う必要がある。

民間財団奨学金への採用者増加に向け、積極的に応募を呼び掛けるなど採用者増加にむけて取り組んでいく必要がある。

校友会奨学金の運用実績が少ないため、利用率を向上させていく必要がある。

④根拠資料

- ・（評価の視点（1）・（3）・（4）関係）「専修大学年報」にて記載
- ・（評価の視点（2）関係）地方自治体奨学生一募集実績一 ※「Campus Life」掲載
- ・（評価の視点（5）関係）ブラックバイト防止講習会について【学生部委員会資料】

<学生の生活に関する適切な支援（学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮）を行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が正課授業のみならず各種課外活動を行う上で健康を維持し、事故を防止して、安全に学生生活を送ることができる環境が整備されていること。

②評価の視点

- (1) 学生の健康管理（健康診断の実施、保健室など）
- (2) 正課授業および課外活動における事故防止
- (3) 受動喫煙の防止対策
- (4) 飲酒にかかわる事件・事故防止
- (5) 違法薬物等（大麻、危険ドラッグ等）にかかわる事件防止
- (6) 通学手段の改善（バス通学支援、バイク通学許可制度、交通事故防止）

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学生の健康管理（健康診断の実施、保健室など）

学生に対する定期健康診断を毎年4月に実施している。2017（平成29）年度の受検率は78.8%、2018（平成30）年度は79.1%であった。1年次と4年次の受検率が高い（2017（平成29）年度は1年次95.6%、4年次85.0%、2018（平成30）年度は1年次95.9%、4年次82.4%）。一方、2・3年次の受検率（それぞれ70%前後）がやや低い状況にある。

定期健康診断では、身体計測、胸部レントゲン、尿検査等、学校保健安全法に定められている検査項目の検査を実施している。定期健康診断を受検した学生には健康診断証明書も発行している。

生田・神田両キャンパスの保健室では、体調が急変した学生やけがを負った学生は応急処置を受けることができる。また、曜日によって専門の異なる校医が出校しており、気軽に健康について相談できる窓口としても機能している。

今後も、定期健康診断の受診率の向上にむけ学生への呼びかけを強化する必要がある。

- (2) 正課授業および課外活動における事故防止

各サークルの課外活動、新入生勧誘、大学祭などの諸活動については、諸手続きの際に学生生活課の窓口において適宜事故防止のための助言や指導を行っている。また、掲示板、ポータル、SNSを通して飲酒事故、山岳・水難事故等の防止、SNSのトラブル防止等について呼びかけを行っている。

- (3) 受動喫煙の防止対策

2016（平成28）年度に分煙の徹底をはかるために喫煙場所の見直しを行い、昼休みには校内放送をとおして、受動喫煙防止、分煙ルールの徹底を呼びかけている。

- (4) 飲酒にかかわる事件・事故防止

新入生に対するオリエンテーション・ガイダンス時に飲酒事故防止のパフレットを配布し、20歳未満の飲酒や一気飲み、飲酒運転などを絶対にしないように啓蒙している。

また、団体やサークル等での飲み会で先輩が20歳未満の下級生等に酒を勧めるケースも考えられるため、組織的に飲酒にからむ不祥事を起こした団体・サークルに対しては、断固たる処置をとることも伝えている。さらに、サークルの新入生勧誘や大学祭の時期には、学生同士で飲み会を開催することも予想されるため、向ヶ丘遊園駅～登戸駅周辺で教職員による夜間パトロールを実施し、近隣住民とトラブルを起こさないように努めている。加えて保健体育部会および教務部の協力を得て、1年次対象のスポーツリテラシーの授業においても、飲酒に関する啓発講義を実施している。しかしながら2017（平成29）年度には学生の飲酒行動に関する不適切なSNS投稿により学生が処分される

事例が起きた。さらに、夏季休暇中にサークルの合宿中に 20 歳未満の学生が急性アルコール中毒で死亡する事故が発生した。

そこで、飲酒にかかわる事件事故防止や 20 歳未満の飲酒禁止を徹底させるため、学生部から全学カリキュラム協議会を通じて、2018（平成 30）年度より 1 年次向けの「専修大学入門ゼミナール」においてこの問題を取り上げ、全学的な注意喚起の実現することができた。

学生部としては、2018（平成 30）年 7 月 14 日には公認サークルの代表者の出席を必須として「飲酒事故防止セミナー」を実施し、公認団体 121 団体中 115 団体（122 名）が参加した。なお、欠席した 6 団体のうち 4 団体は 7 月 20 日に実施した「適正飲酒啓発セミナー」に参加している。なお、2019（平成 31）年 3 月に生田・神田両校舎で「飲酒事故防止セミナー」を実施する予定である。

（5）違法薬物等（大麻、危険ドラッグ等）にかかわる事件防止

大麻や違法薬物等の防止に関しては、新人生のガイダンスにおいてパンフレットを配布するほか、東京都、川崎市、保健体育部会および教務部の協力を得て、1 年次を対象としたスポーツリテラシーの授業において薬物や喫煙に関する啓発講義を実施し注意喚起をしている。また、2 年次以上に対してもパンフレットや掲示により注意喚起を行っている。

（6）通学手段の改善（バス通学支援、バイク通学許可制度、交通事故防止）

向ヶ丘遊園－専修大学間の路線バスとあざみ野－専修大学の通学バスについて授業実施期間のみ 100 円で乗車できる回数券が利用できる。また、所定の条件を満たす場合にバイクによる通学を許可している。多くの学生が利用する徒歩ルートについては警備員を配置して交通事故の防止に努めている。

効果が上がっている事項

- （1）生田校舎では喫煙場所以外で喫煙する学生はほとんど見られなくなっている。
- （2）飲酒事故防止の取り組みは、学生自治会の協力を得てサークル団体を中心に実施することで、2017（平成 29）年後期以降、サークル団体等による重大な飲酒事故事例は発生していない。

改善すべき事項

- （1）個人による飲酒事故および SNS に関するトラブルが増加傾向にあるため、注意喚起を強化する必要がある。
- （2）神田校舎は 1 号館前の広場のみ喫煙可としているが、指定場所以外での喫煙や副流煙が近隣まで及ぶなど課題が多い。今後は、法改正を視野に入れた喫煙場所の検討する必要がある。
- （3）2020（平成 32）年度の商学部神田移転および新学部設置に伴い、神田校舎でも校舎間の移動を含め、通学時の事故防止を強化する必要がある。
- （4）生田校舎ではバイク通学者が減少しているが、自転車通学者が増加しているため対応を検討する必要がある。

④根拠資料

- ・（評価の視点（1）関係）平成 29 年度・平成 30 年度定期健康診断実施報告書【学生部委員会資料】

- ・(評価の視点(2)関係)夏期休暇期間中における事件・事故の防止について【学生部委員会資料】他
- ・(評価の視点(3)関係)生田校舎・神田校舎喫煙場所一覧 ※「Campus Life」掲載
- ・(評価の視点(4)関係)飲酒事故防止およびSNS利用の注意に関する専修大学入門ゼミナールでの注意喚起について他【平成29年度第11回学生部委員会資料】
- ・(評価の視点(4)関係)飲酒事故防止セミナー実施報告について【学生部委員会資料】
- ・(評価の視点(4)関係)適正飲酒啓発セミナー実施報告について【学生部委員会資料】
- ・(評価の視点(5)・(6)関係)学生部ガイダンス配布資料およびスライドデータ

<学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか>

(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が正課外の諸活動を通して充実した学生生活を送ることができるよう大学としての支援体制が整っていること。

②評価の視点

- (1) 学生団体、サークル、ボランティア活動等への支援・助言
- (2) 海外セミナー、各種講座等の充実
- (3) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況
- (4) 学生部長賞による課外活動の活性化策
- (5) 学生食堂、セミナーハウス等、厚生関係施設の充実
- (6) 学生の部室棟などの課外活動施設の整備・充実
- (7) 非公認団体への対応
- (8) 学生への広報活動

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学生団体、サークル、ボランティア活動等への支援・助言

学生生活課窓口では学生の課外活動、新人勧誘、学園祭開催等について随時学生からの相談に応じ助言を与えている。また、学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し傘下の学生ボランティア団体(SKV、SIV)に助言を行っている。

新入生を対象とする新入生歓迎セミナーについては入試日程の関係もあり本学への入学が確定する時期が遅くなる傾向にあり3月下旬での参加者募集が困難なことから、2018(平成30)年4月21日、22日に実施時期等を変更した。その結果、参加者数は56名(当日病気のため1名欠席)となり、2017(平成29)年度の19名から大きく参加者を増加させることができた。

- (2) 海外セミナー、各種講座等の充実

学生部では毎年3月上旬に海外へのセミナーを実施している。本学と国際交流協定を締結しているベトナムや台湾の協定校へ隔年で海外研修を実施している。2017(平成29)年度は2018(平成30)年3月1日～8日に台湾・高雄の国立中山大学(国際交流協定校)にて実施し、11名が参加した。2018(平成30)年度は2019(平成31)年3月1日～10日にベトナム国家大学ハノイ人文社会大学(国際交流協定校)で実施予定であり、19名の学生が参加予定である。また、点字や手話の講習会、自己表現・ボイストレーニング

や印象アップ、護身術などの講座を生田、神田両キャンパスにて実施し、参加者から好評を得ている。さらに、神田校舎に於いて、災害救援ボランティア講座を前期と後期に実施している。今後の見通しとしては、これらの講座、セミナーの参加者の増加をはかるべく、さらに学生への働きかけをしていく必要がある。

(3) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況

2017(平成29)年度の応募数は懸賞論文が12点、文芸作品が20点であった。この内、懸賞論文部門では鳳賞1点、優秀賞3点、佳作2点、文芸作品部門では柘植光彦文学賞1点、優秀賞1点、佳作6点が選ばれた。2018(平成30)年度の応募数は懸賞論文が8点、文芸作品が27点であった。文芸作品は応募数が適正な範囲で推移しており、多くの学部・学科から応募があるのに対し、懸賞論文は2014(平成26)年度に37名の応募があって以来、減少傾向にある上、応募者の学部・学科にも偏りが見られる。審査委員会でも問題点の分析および改善策について話し合ったが、今後の課題としては、学生への周知方法およびテーマの選定等を見直すことにより、応募数の増加を図ると共に、より多様な学部・学科から応募がなされるように工夫することなどが挙げられる。

(4) 学生部長賞による課外活動の活性化策

学生部長賞は、サークル活動の活性化を図るため顕著な活躍があったサークル団体を表彰する目的で制定された制度である。2017(平成29)年度は応募が無かったが、2018(平成30)年度は8団体から応募があり、学生部で審査・選考を行った。

(5) 学生食堂、セミナーハウス等、厚生関係施設の充実

専修大学では生田キャンパスに9か所、神田キャンパスに3か所の学生食堂を設けている。幅広いメニューが取り揃えられ、値段も比較的安価ではあるが、昼休みは多くの学生が集中する関係上やや席数が不足気味である。このため生田7~10号館において昼休みに手ごろな値段の弁当も販売している。一方、学生に対する食育の観点から、2014(平成26)年後期より始めた100円朝食を今年度も実施している。2018(平成30)年2月に、学生食堂(生田会館、グリーントップ等)を委託していた業者が倒産したが、新たに後継の業者を選定し、2018(平成30)年3月29日より通常通りの営業を行うことができた。

(6) 学生の部室棟などの課外活動施設の整備・充実

(7) 非公認団体への対応

学生団体に関する多くの諸規程や部室棟などは昭和40年代に整備されたものが多く、現在の状況にあわず十分な対応ができない状況にある。また、学内外では未公認の学生サークルが多く存在し活動しているが、その状況を大学が把握することが困難な状況にある。このため、全面的な規程改正にむけて改正案を作成し学生部委員会で検討中である。

なお、学生部規程について2018(平成30)年11月9日に改正された。

(8) 学生への広報活動

ニュース専修の「緑地帯」というコラムに学生部委員が年4回、「健康フラッシュ」に相談室委員、校医が年2回執筆している。学内の掲示板、ニュース専修、専修大学ポータルにおいて、事故防止の注意喚起、各種講座、奨学金などについて各種情報提供を行っているがかならずしも十分とは言えない。そこで、2017(平成29)年度から奨学金、

2018（平成 30）年度から学生生活課の公式ツイッターのアカウントを作成し運用している。特に学生生活課のツイッターは、公認サークル代表者には必ずフォローするように促し、毎月の教室貸出や事故防止の注意喚起、各サークルの活動内容の紹介などを行っている。その結果、2018（平成 30）年 11 月現在で 300 名以上のフォロワーを獲得している。今後もより効果的な広報活動を模索する必要があると考える。

効果が上がっている事項

広報活動の強化等によって、2018（平成 30）年度における学生部主催のセミナー、講座等の参加者数が全体的に増加傾向になった。特に学生部長賞は、2016（平成 28）・2017（平成 29）年度の応募が無かったが、2018（平成 30）年度は 3 団体を表彰することができた。

改善すべき事項

- （1）懸賞論文・文芸作品コンクールについて、懸賞論文部門は応募が減少傾向にあるため、対応策等を検討する必要がある。
- （2）学生団体に関する諸規程や部室棟などの整備は、2020（平成 32）年度の商学部神田移転、新学部設置を考慮したものにする必要がある。
- （3）非公認団体に対して、その数や活動内容、所属学生等を把握するための具体的な方法を検討する。

④根拠資料

- ・（評価の視点（1）関係）ボランティア活動推進委員会議事録 他
- ・（評価の視点（2）関係）学生部セミナーの実施について 【学生部委員会資料】
- ・（評価の視点（3）関係）平成 29・30 年度懸賞論文・文芸作品コンクールの審査結果及び表彰式について 【学生部委員会資料】
- ・（評価の視点（4）関係）「学生部長賞」募集用ポスター
- ・（評価の視点（5）関係）「Campus Life」“食堂”ページにて掲載
- ・（評価の視点（6）・（7）関係）専修大学学生部規程（2018（平成 30）年 11 月 9 日改正）
- ・（評価の視点（8）関係）「ニュース専修」および「学生生活課ツイッターのご案内」（配布資料）

《学生相談室》

<心理的不調をかかえる学生の支援体制について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

心理的不調をかかえる学生の相談に適切に対応し、必要に応じて関係部署および医療機関と連携できる体制をとる。

②評価の視点

- （1）心理的不調をかかえる学生の相談に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署および医療機関と適切に連携できる体制が整っているか。
- （2）学生に対して、相談室の存在とその機能が周知されているか。

③点検・評価の状況

現状説明

学生相談室の体制は、神田キャンパス・生田キャンパスともに専任カウンセラーと非常勤カウンセラー各1名ずつ、毎日計2名（土曜日のみ1名）でカウンセリングを行い、対応している。2018（平成30）年度には神田キャンパスにおいてもインターカーが置かれた。

対応延件数は、2016（平成28）年度3,982件、2017（平成29）年度4,339件と増加傾向にある。相談内容は例年通り、「健康」「人間関係」「学業」「進路」等が中心である。

保健室、教務課、就職課等の関係部署との連携も概ね適切に行われ、実績も蓄積されつつある。

健康に関する講座において、心と身体の不調を整える予防教育を行っている。

学生への周知に関しては、新入生については入学時の学生部ガイダンスの折に「学生相談室」の存在や内容について説明をおこなっている。また、『学生相談室案内』（パンフレット）、『学生相談室ニュース』『学生相談室リーフレット』といった各種印刷物や『ニュース専修』やWebページ（ポータル、ホームページ）を通して行っている。

効果が上がっている事項

神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインターカーが配置されたことで、校内連携が効果的に遂行され、学生支援がこれまで以上に柔軟かつ迅速な対応が可能となった。また、緊急事態には、カウンセラーとインターカーの協力で適切に対応している。

カウンセリングを行い心身の状態が安定した学生10名前後が生田相談室でグループ活動（月2回1.5時間）を行っている。神田相談室でも、5名前後で11月（毎週2時間4回）に行った。このグループ活動は参加学生にとってキャンパスの大切な居場所となっている。現在は学生の自主的な言動が見られ、彼らのコミュニケーション能力を育てる場となっている。

保健室とは前後期一回ずつ定期的な連絡協議会をもち、情報交換を行っている。特に心理面での支援が必要と認められる学生には個別に連絡をとり、学生相談室を紹介することを行っている。近隣の外部医療機関とも連携を行っている。ちなみに2017（平成29）年度の教職員や関係機関との連携は515件（連携内訳件数：学内367件、学外57件、医療91件）。

就職課と連携を取り、心理的不調を抱えている学生の情報交換を行い、適切な就職支援を検討している。とりわけ2018（平成30）年度より、発達障がいの診断を受けている学生またはその疑いのある学生への望ましい就職指導・就職支援のあり方についての意見交換会が始まった。この交換会の成果として、2018（平成30）年10月には、学生相談室と就職課とが共同し、発達障がいの診断またはその疑いのある学生の保護者の方々がつながり、情報交換を行うとともに就職活動の流れや留意点を学ぶ会である「おやかフェ in 学生相談室」を生田キャンパスにて開催した。「おやかフェ」の参加状況等を検討し、翌年神田キャンパスで開催する予定である。

改善すべき事項

カウンセリングは原則一回50分の枠で、平日5枠で実施している。現在、生田相談室の平日は予約でほとんど埋まっている。多い日には、7・8名入ることも少なくない。そのため、学生は数日から3週間程度カウンセリングを待たなければならない現状がある。この生田相談室の状況は、「なるべくはやく相談したい」と願い相談室を訪れた新規学生を取りこぼし、相談にのることでの危機を回避するチャンスを失う危険性がある。生田相談室での平日のカウンセラーの増員が喫緊の課題である。

生田・神田の情報共有：神田キャンパス、生田キャンパス2箇所の学生相談室の連携に

関しては、およそ2ヶ月に1回、室長、カウンセラー、インテーカーの合同会議を行っている。2018（平成30）年度は、神田キャンパスに新しいカウンセラーが赴任したこともあり、生田の専任カウンセラーが週1回勤務を調整し神田で相談業務を行い、情報の共有を行っているが、今後より効果的な連携方法について検討をする必要がある。

学生への広報活動：引き続き学生生活の状況にふさわしい広報活動についてさらに検討を続けていきたい。

神田黒門前新校舎（仮称）には、学生が大学生活を送る支援を行うために学生相談室をはじめ学生支援部門が集約される。神田キャンパスでの効果的な支援の体制について検討しなければならない。

④根拠資料

・学生相談室委員会議事録・資料、『学生相談室報告書』

<不登校・成績不振の学生の支援体制について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

不登校・成績不振の学生の相談に適切に対応し、必要に応じて関係部署と連携できる体制をとる。

②評価の視点

- （1）不登校・成績不振の学生の相談に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署と適切に連携できる体制がとれているか。
- （2）学生に対して、相談室の存在とその機能が周知されているか。

③点検・評価の状況

現状説明

不登校・成績不振学生に対して、カウンセラーが支援することに加え、各学部選出の学生相談室員が学習上の支援を行うことで、より具体的な支援ができるケースが増えてきている。また、不登校・成績不振に関して保護者の不安も大きい。保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。

オリエンテーション期間中に、学生相談室員が待機し、大学生活のよろず相談にのる青空相談（2019（平成31）年度より名称変更）は、学生の学習上の不安を取りぞくことにとどまらず、相談室の機能の周知に効果をあげている。2018（平成30）年度以降、春の青空相談に加え、前期の成績が発表される直後の秋にも展開し、年2回実施とした。また、学生たちが学習面に関する困りごとを語りあい、教員が適宜アドバイスする場として「ラーニング・カフェ」を秋の午後生田キャンパスにおいて1日開催した。「ラーニング・カフェ」の参加状況を検討して、翌年神田キャンパスで開催する予定である。

教務課との連携は概ね適切に行われている。学生相談室と学部への連携はより良いものになりつつある。

学生への周知に関しては、各種印刷物や催し物、Web ページも通じて行っている。また、育友会支部懇談会に参加した保護者から学生相談室の利用に繋がることも多いため、引き続き積極的に協力していく。

効果が上がっている事項

青空相談の利用件数は2016（平成28）年度44件、2017（平成29）年度50件、2018（平

成 30) 年度 76 件 (春 63 件・秋 13 件) と年度とともに高まっている。

改善すべき事項

学生一人ひとりが困っている専門分野をカバーするきめ細かい支援体制・方法を検討していく。不登校・成績不振の学生の効果的な支援には今まで以上の学内連携が必須である。

④根拠資料

・学生相談室委員会議事録・資料、『学生相談室報告書』

<退学を考えている学生の支援体制について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

退学を考えている学生の相談に適切に対応し、必要に応じて関係部署と連携できる体制をとる。

②評価の視点

- (1) 退学を考えている学生の相談に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署と適切に連携できる体制がとれているか。
- (2) 学生に対して、相談室の存在とその機能が周知されているか。

③点検・評価の状況

現状説明

退学まで思い詰めている現状の把握と学生が躓いている心理的課題に向き合えるよう支援を行っている。保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。

2016 (平成 28) 年度の学部退学者数は 511 名でこのうち相談室を利用した学生は 67 名 (13%)、2017 (平成 29) 年度の学部退学者数は 536 名でこのうち相談室を利用した者は 56 名 (10%) である。

退学しか選択肢がないと考える学生もいるため、休学を含めた情報提供を教務課と連携しながら行い、経済的問題には奨学金窓口や外部公的機関と連携をしている。また、休学中や復学後も学生相談室の利用が可能であることを伝え、支援を行っている。

学生への周知は、各種印刷物や催し物、Web ページを通じて行っている。

効果が上がっている事項

特になし

改善すべき事項

学生相談室では、退学者数を抑えるべく、カウンセリング以外にも各種企画をおこない対応しているが、学生のコミュニケーション能力を育てるべく予防的な新しいプログラムを検討していく。

④根拠資料

・学生相談室委員会議事録・資料、『学生相談室報告書』

[1 8] 体育部関係

〔18〕 体育部関係 点検・評価

<地域貢献活動の強化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

体育会によるスポーツ教室および清掃活動等の地域貢献活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 体育会によるスポーツ教室「ワンデーチームメイト」の実施状況。
- (2) 体育会による清掃活動「クリーンタウン」の実施状況。
- (3) 部独自による地域貢献活動の実施状況。

③点検・評価の状況

現状説明

体育会による地域貢献活動であるスポーツ教室「ワンデーチームメイト」は、2018（平成30）年6月30日（土）の「水泳教室」を皮切りに計23教室368名の参加者により実施された。本年度は台風接近のため3教室が中止になってしまうアクシデントもあったが、参加者のアンケートによると概ね満足度の高い結果であった。

また、体育会による清掃活動「クリーンタウン」は、2018（平成30）年7月7日（土）に大学周辺・向ヶ丘遊園駅周辺・多摩川河川敷の3グループに分かれ、253名の参加者により実施された。多摩川河川敷周辺は、NPO法人多摩川エコミュージアムと連携を図り一般参加者33名も体育会学生と一緒に清掃活動を行った。地域貢献活動の一環として2006（平成18）年度より実施してきた「ワンデーチームメイト」および「クリーンタウン」は体育会の恒例行事として定着してきており今後も内容の充実を図りながら継続していきたい。

部独自の地域貢献活動としては、バドミントン部による川崎市内の中学生を対象にした「バドミントン教室」、水泳部（競泳）の協力による「専大カップ川崎地区クラブ対抗水泳競技大会」、水泳部（水球）の協力による「専大カップ神奈川県ジュニア選手権水球競技会」の開催など本学の体育施設を利用したスポーツ貢献活動も定期的に行われている。

また、伊勢原体育施設においては、馬術部による「乗馬教室」、伊勢原市テニス協会との連携によるテニス部の「ジュニアテニス教室（通年）」、伊勢原市教育委員会との連携による陸上競技部の「ランニング教室」や伊勢原市内8校の小学校へ訪問し、体育授業として行なわれるラグビー部の「タグラグビー授業」など伊勢原体育施設と各部の特徴を活かした貢献活動が継続的に行われている。

効果が上がっている事項

「ワンデーチームメイト」および伊勢原体育施設での各種スポーツ教室は、各部の部員が参加者の満足度を高められるように企画立案から当日の運営まで主体的に取り組んでいる。「教えられる側」から「教える側」に立場が変わることで、競技を始めた時の初心を思い起こし、改めて競技に対する取り組み姿勢やモチベーションが向上するなど学生自身の動機付けにもつながっている。また各教室の参加者のアンケートには好意的な感想が多く、子供や保護者にも好評であることから体育会の地域貢献活動として今後も継続していきたい。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・2018「ワンデーチームメイト」実施報告書
- ・2018「クリーンタウン」実施報告書

<スポーツ学生の競技力強化および学業支援について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

スポーツ学生に対する競技力向上のための各種セミナーおよび学業支援としての個別履修指導を実施する。

②評価の視点

- (1) 体育会所属学生に対するコンディショニングセミナーの実施状況
- (2) 体育会新入生セミナーの実施状況
- (3) 体育会リーダースキャンプの実施状況
- (4) 体育会表彰式の実施状況
- (5) 低単位修得者に対する履修指導等の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 体育会所属学生に対するコンディショニングセミナー

①「メンタルトレーニング」

日時 2018(平成30)年3月10日(土)10:30~12:00
場所 生田校舎 10102 教室
参加者 124名
講師 後藤史氏(メンタルトレーナー、元サッカー女子日本代表)

②「女性アスリートコンディショニングセミナー」

日時 2018(平成30)年3月23日(土)10:30~12:00
場所 生田校舎 202 教室
参加者 体育会所属女子学生 107名
テーマ 「女性のからだのしくみとコンディショニング」
講師 中村有紀氏(立教女学院短期大学講師)
「女性アスリートに必要な食事、栄養」
高梨麗氏(株式会社明治)
コーディネーター 相澤勝治氏(文学部准教授)

③「プロスポーツにおけるセルフコンディショニング」

日時 2018(平成30)年7月14日(土)10:30~12:00
場所 生田校舎 10103 教室
参加者 231名
講師 三宅一正氏(三宅スポーツマッサージ)

各種コンディショニングセミナーは、体育会学生の競技力向上を目的として、メンタル・女性アスリート・セルフコンディショニングの3種類のセミナーを開催し、延べ462名の学生が参加した。本学には経営学部と商学部でSWP(スポーツ・ウェルネス・プログラム)が導入されているが、これは2学部のスポーツ推薦入学者および付属推薦入学者(体育会所属)に限定されているため、他の学部の体育会学生やスポーツ推薦以外の

学生は競技力向上に関する専門知識を学ぶ機会が少ない。コンディショニングセミナーはその補完的な意味も含め競技に対するモチベーションや競技力向上に寄与している。

(2) 体育会新入生セミナー

日 時 2018（平成 30）年 3 月 24 日（土） 9：45～13：00
場 所 生田校舎 10201 教室他
参加者 2018（平成 30）年度スポーツ推薦入学者他 152 名
テーマ 「こころで勝つ秘訣」
講 師 横田真一氏（プロゴルファー、本学ゴルフ部OB）
その他 学部ガイダンス・懇親会

体育会新入生セミナーは、スポーツ推薦入学者とすでに入部が決定している新入生を対象に入学前教育プログラムの一環として開催している。体育部委員による各学部ガイダンスや本学 OB 等による講演会では、高校と大学の違いやアスリートとしての心構えなど学業とスポーツの両立に向けた取り組みを促すことで入学前の意識改革に役立っている。

(3) 体育会リーダーズキャンプ

期 間 2018（平成 30）年 2 月 26 日（月）～27 日（火）1 泊 2 日
場 所 伊東ホテル聚楽
参加者 体育会主将・主務他 121 名
テーマ 「チームマネジメントのための意識改革」
講 師 中島幸司氏（株式会社スポーツチャンネル）

体育会リーダーズキャンプは、体育会主将・主務を対象にしたリーダー研修の一環として 1 泊 2 日で開催している。グループワークをメインにした研修では、自己への気づきや他者理解、チームビルディングなどリーダーとしてのあるべき姿を追究し、主将・主務の成長を促している。

(4) 体育会表彰式

日 時 2018（平成 30）年 3 月 19 日（月） 11：00～13：00
場 所 ホテルグランドパレス
参加者 体育会各部役員・表彰部員他 298 名
表 彰 2017（平成 29）年度体育会優秀団体および個人表彰
優秀団体賞：卓球部男子
優秀団体賞：準硬式野球部、スピードスケート部、馬術部
敢闘団体賞：ローラースケート部（男女）
個人賞：76 名

体育会表彰式は、体育会表彰基準に照らして年間の競技成績により選ばれた個人・団体を表彰する式典である。表彰対象学生のほか各部部長・監督・コーチ・OB 会長など部を支える関係者が一堂に会し、学生の競技に対するモチベーションの向上や体育会全体の連帯感の醸成に貢献している。

(5) 低単位修得者に対する履修指導等について

体育部では、独自の基準で低単位修得学生を抽出し、2018（平成 30）年度前期には対象者 47 名中 45 名、後期には対象者 70 名中 59 名（2019（平成 31）年 2 月 1 日現在）の低単位修得者の面談を実施した。面談では学業に対する取り組み状況を確認するととも

に単位修得に向けた意欲的な取り組みを促し、学業とスポーツの両立が図られるよう指導を行っている。

効果が上がっている事項

低単位修得者に対しては、学業と競技の両立を支援することを目的として個人面談を実施している。特に低学年での学業不振は、その後の学業・競技生活にも影響を与えるため早期の対応が必要である。低単位の原因は学生の取り組み姿勢によるものが多く、指導後に改善が見られる学生がいることから継続的な面接指導を実施していきたい。

改善すべき事項

低単位修得者に対しては体育部委員および体育事務課員により個人面談を行っているが、対象者が多く特に後期は全員の面談が実施できていない状況である。教務課からの単位修得情報の提供・対象者の抽出・面接者の分担・面接日程の調整という行程の中で、特に面接の日程調整に時間を要することや学生の急なキャンセルなどにより再調整が必要になることなどから今後は面接者を増やすなどの対応を検討していきたい。また面接指導の場所については、教員研究室や体育事務課作業室を利用しているが、今後は面接場所の確保を含め日常的な相談窓口の設置についても検討していきたい。

④根拠資料

- ・コンディショニングセミナー実施報告書
- ・体育会新入生セミナー実施報告書
- ・体育会リーダースキャンププログラム
- ・体育会表彰式プログラム
- ・低単位修得学生一覧

<体育会各部の指導者支援について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

体育会各部の指導者に対する各種支援を実施する。

②評価の視点

- (1) 体育会強化部監督会議の実施状況
- (2) 体育会強化部監督に対する個別面談の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 体育会強化部監督会議について

第1回監督会議では、2019(平成31)年度スポーツ推薦入試の各部への割当枠の通知およびスカウト活動におけるスケジュールや新学科の設置など大学からの情報提供を行った。また、第2回監督会議では、2019(平成31)年度スポーツ推薦入試候補者の結果通知および入試要項の配布を行い、出願時の注意事項等の説明を行った。監督会議終了後は、個別の監督とスポーツ推薦枠の追加申請およびⅡ期入試に関する意見交換を行った。

- (2) 体育会指導者研修会について

2018(平成30)年度、社会問題にもなった大学の運動部活動における事案やスポーツ

団体をめぐる問題事案の相次ぐ発生を踏まえ、文部科学省およびスポーツ庁より「大学の部活動における安全確保等について」の通達があった。また、併せてスポーツ庁長官より「我が国のスポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の確保のために」という標題のメッセージが公表され、各競技団体や大学等の関係者に対して安全確保に向けた取り組みの依頼があった。これを受けて体育部では、体育会 45 団体の指導者に対して、体育会活動が大学教育の一環であることを踏まえ健全で教育的な体育会運営が継続されるよう指導者研修会を実施した。

日 時 2018（平成 30）年 7 月 28 日（土）17：00～18：00

場 所 専修大学神田校舎 202 教室

参加者 体育会 45 団体の部長・監督・コーチ 40 名

テーマ 「大学スポーツにおける危機管理 ～ 部内でのハラスメント事例を中心に ～」

講 師 寺田 昌弘 氏

（シテューワ法律事務所・弁護士、関東学生アメリカンフットボール連盟監

効果が上がっている事項

体育会指導者に対するハラスメントに関する研修会は、これまで体育会 28 強化部を対象に行ってきたが、今回は体育会 45 団体のすべての指導者を対象に開催した。ハラスメントや危機管理に関する講演では、改めて「初動対応」の重要性を認識することができた。また、指導者同士の情報交換や交流にもつながることから継続的な開催を望む声も聞かれた。

改善すべき事項

大学スポーツにおける様々なハラスメント防止については、これまで体育会主務会議や体育会リーダーキャンプ、強化部監督会議など学生・指導者を対象に毎年行ってきたが、体育会のすべての構成員に対する継続的な啓蒙活動が必要であることから今後も対象を広げ計画的な実施を検討していきたい。

④根拠資料

- ・ 監督会議議事録
- ・ 体育会指導者研修会報告書

[1 9] 就職指導關係

〔19〕就職指導関係 点検・評価

＜学生の多様な進路選択に関わる個別相談・対応の強化＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が多様な進路を希望し選択する状況にあたり、学生個々の特性や思考を踏まえた相談とその対応を向上させる。

②評価の視点

- （1）キャリアカウンセラーと専任職員による対応の向上
- （2）専任職員の相談・対応力の向上を図るため必要な知識の習得を促進し、多くの職員がより専門的な立場から学生への指導・助言ができるようにする。

③点検・評価の状況

現状説明

- （1）キャリアカウンセラーと専任職員による対応の向上

就職相談は、2016（平成28）年度12,312件、2017（平成29）年度10,996件と減少し、2018（平成30）年度の9月末時点でも昨年度同月と比較し623件減少しているが、生田・神田校舎の両校舎で就職課スタッフ27名が、事前予約なしで時間や回数の制限を設けずに、学生が相談したい時に相談できる体制を整えている。

キャリアカウンセラーは、2016（平成28）年度から東京海上日動キャリアサービス（株）と派遣契約を締結し、平日においては生田校舎2名、神田校舎1名が常時待機し、専門的な知識を活かし多様化する学生の相談に応じている。また、相談の繁忙期にはキャリアデザインセンター事務課などの他所管のスタッフが相談に対応することで、相談待ち時間を減少させる体制を整えた。

- （2）専任職員の相談・対応力の向上を図るため必要な知識の習得を促進し、多くの職員がより専門的な立場から学生への指導・助言ができるようにする。

2015（平成27）年度から就職課とキャリアデザインセンター事務課が中心となり、「キャリア・就職支援事務連絡会議」を開催し、学内の他所管と連携を図り必要な知識を習得してきた。その後、連携する学内所管が増えたため、2018（平成30）年度から「学生支援事務連絡会」と名称変更し、幅広い知識を習得する機会が増加している。

（株）リクルートキャリアの協力により、2017（平成29）年度に就職課スタッフ全員が研修（1日間）を行い、これ以外にも、学生支援機構のセミナーなどに積極的に参加している。また、LGBTや発達障害等の学生相談への対応方法などのために学生相談室や外部の支援団体と情報交換しながら、協力が得られる体制構築などにも取り組んでいる。

効果が上がっている事項

- （1）キャリアカウンセラーと専任職員による対応の向上

学生が相談したい時に相談できる体制を整えた。多様化する学生の相談にも、事前予約なしで時間や回数の制限を設けず、待ち時間を減少させる体制を整えた。

- （2）専任職員の相談・対応力の向上を図るため必要な知識の習得を促進し、多くの職員がより専門的な立場から学生への指導・助言ができるようにする。

各種研修会やセミナー等への参加に取り組み、専任職員の相談・対応力の向上を図った。

改善すべき事項

- (1) キャリアカウンセラーと専任職員による対応の向上
対応の向上について追加的に検討していく。
- (2) 専任職員の相談・対応力の向上を図るため必要な知識の習得を促進し、多くの職員がより専門的な立場から学生への指導・助言ができるようにする。
必要な知識の習得を促進について追加的に検討していく。

④根拠資料

- ・平成就職相談実施状況（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）
- ・就職部就職課組織図・業務分担表（平成 29 年度、平成 30 年度）

<企業との連携強化> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本学学生の採用に積極的な企業との提携を進め、学内における説明会や選考会などを促進する。また、地方自治体との就職協定締結などから各自治体や地方企業との連携を強化する。

②評価の視点

- (1) UI ターンなど多様な学内企業説明会の誘致
- (2) 学内企業説明会の実施回数の増加
- (3) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) UI ターンなど多様な学内企業説明会の誘致
2018（平成 30）年 9 月末日現在で 26 府県 1 市の地方自治体と就職支援協定等を締結し、地方で学生が就職することに対する支援を拡充している。UI ターン説明会、全国金融機関合同説明会、各県警察説明会、地方の優良企業による説明会などを誘致している。
- (2) 学内企業説明会の実施回数の増加
毎年 6 月に実施する「学内企業説明会 in 生田」は、2017（平成 29）年度は企業 195 社・学生 529 名が参加した。2018（平成 30）年度は、企業 95 社・学生 72 名と企業・学生の参加が減少した。また、「学内企業説明会 in サテライト」は、2018（平成 30）年 9 月末日までに 20 回実施し、企業 423 社・学生 372 名が参加した。今後、12 月末日までに更に 3 回実施する予定。前年 12 月末日までと比較すると、実施回数は 2 回増加し参加企業数もほぼ同数となる見込みである。ただし、学生の参加は約 1,000 名減少している。参加者数減の大きな要因として、就職活動の早期化が考えられる。また、公務員を志望する学生に業務への理解を深めることを目的とした「公務員業務説明会」を実施していく。
- (3) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
大学をとおして企業に応募することで選考過程の一部を割愛する、いわゆる「学校推薦に近い求人」は、2015（平成 27）年度は 6 社（7 件）、2018（平成 30）年度は 5 社（7 件）、2017（平成 29）年度は 10 社（12 件）であった。それ以前は 3 社であり、本学学

生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出が進んでいる。

特定の企業への就職を希望する学生にとってはその就職可能性を高め、本学学生に興味のある企業にとっても採用におけるマッチングを容易にするメリットがある。

効果が上がっている事項

- (1) UI ターンなど多様な学内企業説明会の誘致
地方の優良企業の学内企業説明会や UI ターン説明会等を誘致したことで、企業との連携が強化した。
- (2) 学内企業説明会の実施回数の増加
「学内企業説明会 in サテライト」の実施回数は2回増加した。
- (3) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
学内での説明会後に、筆記試験などの選考を行う企業も可能な範囲で受け入れた。

改善すべき事項

- (1) UI ターンなど多様な学内企業説明会の誘致
学生が地方で就職活動することに役立つ支援を追加的に検討していく。
- (2) 学内企業説明会の実施回数の増加
企業との更なる連携強化を目指し、企業の参加を積極的に促し学生とのマッチングにつなげていく。
- (3) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
学生のニーズや当該企業とのマッチング等を十分に勘案しながら、更なる企業の創出、就職活動の早期化等への対応を検討していく。

④根拠資料

- ・実施報告書（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）

<専修大学ポータルおよび就職支援システム（S-net）等の有効活用について>

（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

専修大学ポータルと就職支援システム（以下「S-net」という。）等で、提供している就職支援に関する情報掲載を拡充させ有効な活用を促進する。

②評価の視点

- (1) 就職支援プログラムの情報を S-net やポータル伝言、ツイッター等の SNS により告知し、学生への情報提供を充実させ参加学生数の増加を図る。
- (2) 「就職活動記録」等の掲載情報を充実させる。
- (3) 学生の活用促進を継続的に進める。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 就職支援プログラムの情報を S-net やポータル伝言、ツイッター等の SNS により告知し、学生への情報提供を充実させ参加学生数の増加を図る。
2015（平成 27）年 10 月からポータル伝言と S-net 掲示版の個別ページへのリンクが可能となり一体化した運用が進んだ。更に、補助的な告知方法としてツイッターを使

い、学生に情報を発信している。しかし、企業の採用意欲が高く、売り手市場が継続していることや身近な先輩である現4年次の内定状況も良いことから、就職活動を楽観的に捉える学生が多く、学生の就職ガイダンスや就職支援プログラムへの参加状況は芳しくない。

(2) 「就職活動記録」等の掲載情報を充実させる。

「就職活動記録」は、就職活動が終了した4年次に進路届を提出するタイミングで協力を依頼し、2006（平成18）年度から現在まで10,672件を公開している。2018（平成30）年度も、4年次から369件の協力を得ることができた。今後も引き続き、進路届の提出とともに協力を促していく。

(3) 学生の活用促進を継続的に進める。

S-netのアクセス件数と掲示板起動回数は、2016（平成28）年度が135,062件（一日平均：370件）と70,652回（一日平均：193回）であり、2017（平成29）年度は140,131件（一日平均：384件）と49,506回（一日平均：136回）となり、一日平均では、アクセス件数は14件増加し、掲示板起動回数は57回減少している。

2018（平成30）年度は9月末日までで比較すると、アクセス件数は10,772件増加し、掲示板起動回数は82回減少している。

効果が上がっている事項

(1) 就職支援プログラムの情報をS-netやポータル伝言、ツイッター等のSNSにより告知し、学生への情報提供を充実させ参加学生数の増加を図る。

ツイッターにおいては、フォロワー数も徐々に増え、2016（平成28）年度は760名程度であったが、2018（平成30）年9月末日では2,155名に達した。

(2) 「就職活動記録」等の掲載情報を充実させる。

学生自身が就職活動の中で「就職活動記録」を利用したことで、多くの学生から協力を得た。

(3) 学生の活用促進を継続的に進める。

スマートフォンでの利用が増えたことから、文字サイズの拡大や大学ホームページからのログインなどが出来るように改善したことで学生の活用が促進された。

改善すべき事項

(1) 就職支援プログラムの情報をS-netやポータル伝言、ツイッター等のSNSにより告知し、学生への情報提供を充実させ参加学生数の増加を図る。

12月までのプログラム参加の有無による内定時期や内定先の違いを分析することによって、早期の活動の成果を、更に明確にした情報として発信していく。

(2) 「就職活動記録」等の掲載情報を充実させる。

今後も就職支援プログラムの紹介等も含めて、コンテンツを充実させて引き続き利用を促していく。

(3) 学生の活用促進を継続的に進める。

利用状況を継続的に確認しながら、学生に情報を提供し就職支援プログラムの紹介、コンテンツの充実とポータル・S-net・ツイッターを積極的に活用することで更なる利用促進につなげていく。

④根拠資料

- 実施報告書（平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度）
- 求人数比較表および就職活動記録
- S-net アクセス件数

[2 0] 国際交流関係

〔20〕国際交流関係 点検・評価

＜国際化への対応およびグローバル化への更なる推進について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

国際化への対応およびグローバル化への更なる推進のため、国際交流協定（大学間協定校および組織間協定校）を維持・拡充すると共に海外留学プログラムを維持し、寮内留学プログラムを更に充実させる。

②評価の視点

- （1）国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況
- （2）海外留学プログラムの実施状況
- （3）寮内留学プログラムの更なる充実

③点検・評価の状況

現状説明

- （1）国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況

- 1）大学間協定

【新規】

- ・ベトナム社会科学院（ベトナム） 2017（平成29）年5月17日に協定を締結
- ・タイ商工会議所大学（タイ） 2018（平成30）年6月1日に協定を締結
- ・慶熙大学（韓国） 2018（平成30）年7月10日に協定を締結

【更新】

- ・ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学（ベトナム）
1997（平成9）年の交流開始から協定締結20周年を迎えたことに伴い、協定書のリニューアルを行った。
- ・ブリストル大学（英国）
2010（平成22）年度以降、学生交流を停止していたが、先方からの要望により学生交流の再開に向け、協定書のリニューアルを行った。これにより、2018（平成30）年度より学生交流が再開され、同大学から1名受入れ（日本理解（BCL）プログラム）、学生派遣（長期交換留学プログラム）の募集も行っている。

- 2）組織間協定

【新規】

- ・文学部と慶熙大学外国語学部（韓国） 2017（平成29）年7月14日に締結
文学部に限らず大学全体で学生交流をしたいとの先方からの要望を基に、大学間協定を締結することで合意し、2018（平成30）年7月10日に協定を締結
- ・社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究拠点とソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院（韓国） 2018（平成30）年4月6日に締結

【更新】

- ・大学院文学研究科と財団法人東亜細亜文化財研究院（韓国）との協定（2017（平成29）年8月20日に満了に伴い更新）
- ・文学部と忠北大学人文学部（韓国）との協定（2017（平成29）年12月18日に満了に伴い更新）
- ・社会科学研究所とベトナム社会科学院東北アジア研究所（ベトナム）の協定（2018

(平成 30) 年 1 月 17 日に満了に伴い更新)

(2) 海外留学プログラムの実施状況

1) 長期交換留学プログラム

【英語圏】

2018 (平成 30) 年度は 2017 (平成 29) 年度に比べ、5 名の増加 (8 名→13 名) となった。そのうち 3 名がカルガリー大学派遣学生で、語学能力基準が高いにもかかわらず昨年度のコース開設初年度より引き続き派遣できた。また、同じく語学の難易度が高いダブリン大学トリニティカレッジに 2 名、ワイカト大学については、2004 (平成 16) 年度以来、14 年ぶりに 1 名を派遣できた。応募者が英語圏への派遣学生 13 名中 12 名が留学前に短期留学プログラム、寮内留学プログラムまたは留学支援講座 (LSP) への参加・受講経験があり、国際交流センターの体系的なプログラムが機能・貢献していることが伺える。

【英語以外の外国語圏】

2018 (平成 30) 年度の派遣学生数は、2017 (平成 29) 年度から 3 名の増加 (5 名→8 名) となった。このうち 1 名は西北大学 (中国) で、2006 (平成 18) 年度の派遣以来、12 年ぶりの派遣となった。

2) セメスター交換留学プログラム

長期交換留学と同様に留学先大学で専門科目の修得を目指すもので、2015 (平成 27) 年度に第 1 期生として 2 名を派遣した。正規授業前の集中語学研修を受講しないため、応募時において長期交換留学よりも高い語学能力が要求される。語学能力基準のハードルはあるが、費用は長期交換留学プログラムと比べると格段に安いいため、セメスター交換留学を希望する学生は今後再び現れることが予想される。

3) 中期留学プログラム

【英語圏】

2018 (平成 30) 年度の派遣学生数は 2017 (平成 29) 年度と比較して 6 名減少 (34 名→28 名) した。長期同様、2017 (平成 29) 年度に中期留学プログラムでもカルガリー大学コース (カナダ) を開設したところ、定員 5 名の倍を超える 12 名の応募があり、留学先としてカナダを希望する学生が多く存在した。このため、2018 (平成 30) 年度は定員を 10 名に増やし、同数を派遣している。また、28 名中 20 名が留学支援講座 (LSP) を少なくとも 1 回受講している。

【英語以外の外国語圏】

2018 (平成 30) 年度は 2017 (平成 29) 年度の派遣人数と同数 (6 名) である。2017 (平成 29) 年度の 6 名の内訳はドイツ 1 名、韓国 2 名、フランス 2 名、メキシコ 1 名である。2018 (平成 30) 年度の 6 名の内訳は中国 3 名、韓国 3 名である。

4) 短期留学プログラム

2018 (平成 30) 年度夏期留学プログラムは社会知性開発コースを 2 コース、春期留学プログラムは英語コースを 2 コース、英語以外の外国語コースを 5 コース (中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語・スペイン語) 募集したところ、全体の派遣学生数が 101 名となった (2017 (平成 29) 年度合計 89 名)。2018 (平成 30) 年度より新たに夏期留学プログラムでウーロンゴン大学での英語研修とインターンシップのコースを開設したところ、定員 15 名を超える 21 名の応募があり、特に経済系学部の学生の応募が目立った。春期留学プログラム (英語以外の外国語コース) は、全てのコースで応募者が最少催行人数を超えたため、2014 (平成 26) 年度以降 4 年ぶりに全コース実施となった。

5) トビタテ！留学 JAPAN

経済学部の学生 1 名が 2016（平成 28）年度後期（第 5 期）官民協働海外留学支援制度の選考に合格し、2016（平成 28）年 8 月 29 日から 2017（平成 29）年 9 月 17 日までグアテマラに留学した。

（3）寮内留学プログラムの更なる充実

- ・平成 29 年度寮内留学プログラム（前期）（2017（平成 29）年 4 月～8 月）
応募 15 名中、選抜され 13 名が参加した。
- ・平成 29 年度寮内留学プログラム（後期）（2017（平成 29）年 9 月～2018（平成 30）年 2 月）
応募 26 名中、選抜され 15 名が参加した。
- ・平成 30 年度寮内留学プログラム（前期）（2018（平成 30）年 4 月～8 月）
応募 28 名中、選抜され 15 名が参加した。
- ・平成 30 年度寮内留学プログラム（後期）（2018（平成 30）年 9 月～2019（平成 31）年 2 月）
応募 27 名中、選抜され 15 名が参加した。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）に関して、大学間協定および組織間協定共に新規の協定締結があり、教員および学生間の交流の機会が更に高まってきている。

評価の視点（2）に関して、2018（平成 30）年度の派遣者数合計については、昨年比 14 名の増加（142 名→156 名）となり、過去 5 年間で最多の人数となった。なかでも長期交換留学および春期留学プログラムの派遣者数の増加幅が大きかった。

評価の視点（3）に関して、本プログラムの参加者は、入寮前（前期は 3 月、後期は 9 月）に英語合宿「English Camp」（3 泊 4 日）を行っており、本学や日本文化について短期留学生に英語で説明できる程度の基礎的なコミュニケーション力を養った。プログラム終盤に行われた個人のプレゼンテーションでは、今後海外留学を目指すために英語学習の継続に努めたいという前向きな姿勢を示す参加者もあり、国際交流会館における異文化間交流を通じて成長した姿を見ることができた。

改善すべき事項

評価の視点（1）に関して、特にアジア地域の大学等から本学との交流協定を望む声も多くなりつつある。今後、こうした地域の協定校を拡大するとした場合には、当該国・地域の大学との交流が本学のグローバル化を推進していく上でどのような役割を果たすものとなるのか、交流の意義、目的等を明確にしておくことが重要である。

評価の視点（2）に関して、今後も引き続き、海外留学プログラムの改善・改革や留学支援講座（LSP）の充実、広報活動強化等に取り組み、海外留学プログラムへの参加学生を増やしていきたいと考えている。

評価の視点（3）に関して、2017（平成 29）年度より、以前から参加学生に提出させている「マンスリー・レポート」については所属する学部の国際交流センター委員の講評を添え、学生に返却することとした。また、これまで元レジデント・アシスタント（RA）を招いて実施していた「異文化間コミュニケーション・トレーニング」を異文化理解に精通した教員に行っていただき、回数を 1 回から 2 回に増やすなどの内容の改善を図っているが、今後も参加学生のグローバル社会で活躍できる能力と人間性を更に高めるための改善を続けていく必要がある。

④根拠資料

- ・協定文書、各留学プログラム参加者一覧およびオリエンテーション資料、寮内留学プログラム参加者一覧およびオリエンテーション資料

<国際交流協定校等からの留学生の受入れの促進および学内国際交流の推進について>

(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

国際交流の更なる推進のため、国際交流協定校との連携強化を図り、新たに長期受入れプログラムを開設する。また、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラムおよび日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの更なる拡充をする。学部等で受入れた外国人留学生に対する支援の充実を図るとともに、本学学生との交流を推進する。

②評価の視点

- (1) 国際交流協定校等からの留学生の長期受入れ新規プログラム開設
- (2) 特別聴講生、日本理解（BCL）プログラムおよび日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況
- (3) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況
- (4) 外国人留学生に対する支援の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 国際交流協定校等からの留学生の長期受入れ新規プログラム開設

国際交流協定校から交換留学生を受け入れるプログラムには、学部又は大学院の正規授業を聴講する特別聴講生制度がある。近年、1年間日本に留学し、日本語学習と併行し、各自の専門分野並びに日本事情に関する知識を深めたいと希望する学生が増加傾向にあると、複数の国際交流協定校から情報を得た。このため、既存のプログラムを活用し、段階的に語学力を高めながら専門分野や日本事情について1年を通じて学習可能な新たな長期受入れプログラム（日本理解（Year-Long）プログラム）を開設した。

2018（平成30）年9月より初めての参加者3名を国際交流協定校から受け入れている。このプログラムは9月～12月の期間は日本語学習と併行して、英語による交換留学生向けプログラムで日本事情を学び、1月～2月には日本語能力を高め、4月～8月に留学の総仕上げとして正規授業を聴講するカリキュラムである。

- (2) 特別聴講生、日本理解（BCL）プログラムおよび日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況

- 1) 日本理解（BCL）プログラムおよび日本語・日本事情（JLC）プログラム

2017（平成29）年度合計 127名受入れ

（春期コース 32名、夏期コース 28名、秋期コース/日本理解プログラム 25名、冬期コース 42名）

2018（平成30）年度 11月までの合計 104名受入れ

（春期コース 27名、夏期コース 44名、秋期コース/日本理解プログラム 33名、冬期コース未定）

- 2) 国際交流協定校からの交換留学生（特別聴講生）

2017（平成29）年度合計11名受入れ
（第1期：4月から5名、第2期：9月から6名）

2018（平成30）年度合計17名受入れ
（第1期：4月から11名、第2期：9月から6名）

3) 国際交流協定校からの特別短期プログラム

2017（平成29）年度にサスケハナ大学（Go Tokyo プログラム：20名）、カルガリー大学（Group Study プログラム：16名）、国立中山大学（ジャパン・スタディ・プログラム：35名）から、それぞれ学生を受入れた。

2018（平成30）年度は2019（平成31）年1月にウーロンゴン大学川崎研修の一環で学生を受け入れる予定である。

(3) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

「日本語・日本事情プログラム」および「日本理解プログラム」で受入れた短期留学生と、キャンパスアシスタントの学生（登録者940名〔2018（平成30）年11月1日現在〕）がキャンパスツアーや歓送迎会、鎌倉ツアーなどの行事に協力し、キャンパス内外での様々な国際交流活動を展開した。

その他、正規留学生や交換留学生（特別聴講生）と日本人学生の交流機会として、以下のとおり交流行事を実施した。

- ・「ゲームを通して国際交流 貿易ゲーム」2017（平成29）年6月26日実施

（留学生12名、日本人学生9名、計21名参加）

- ・「留学生交流バスハイク」

2017（平成29）年10月15日実施（留学生9名、日本人学生13名、計22名参加）

2018（平成30）年10月14日実施（留学生18名、日本人学生26名、計44名参加）

(4) 外国人留学生に対する支援の実施状況

2012（平成24）年度より東南アジア諸国からの交換留学生受入れ促進策として、「専修大学東南アジア特別聴講生受入れ支援制度」を創設し、ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学（ベトナム）、ラオス国立大学（ラオス）、王立プノンペン大学（カンボジア）の学生を対象に、経済的支援策を講じている。支援内容は、月額5万円の支給および専修大学国際交流会館の滞在費（月額36,000円相当）の免除である。

2017（平成29）年度はベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学、ラオス国立大学、王立プノンペン大学の各大学から1名ずつ受入れた計3名の留学生に対し支援を行った。

2018（平成30）年度はベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学、ラオス国立大学から1名ずつ受入れた計2名に対して支援を行った。

効果が上がっている事項

評価の視点（1）に関して、留学生を派遣した国際交流協定校からは、この新たな長期受入れプログラムに関して、学生のニーズにとっても合ったプログラムであると一定の評価を得ている。

評価の視点（2）に関して、日本理解（BCL）プログラムおよび交換留学生（特別聴講生）に関しては、国際交流協定校からの受入れであり、各協定校への広報を強化しており、毎年、一定数の推薦学生を受け入れることができている。また、日本語・日本事情（JLC）プログラムに関しては、国際交流協定校からの学生以外に、一般での参加者も受け入れており、今期より、申込みを本学ホームページ上でオンライン化したこともあり、参加希望者

が増えつつある。

評価の視点（３）に関して、短期留学生と交流ができるキャンパスアシスタントに登録する学生が 940 名に達しており、年間を通して様々な交流イベントに参加協力をするこ
とで、キャンパス内での国際交流活動が盛んになっている。

評価の視点（４）に関して、この支援制度が始まって以来、ベトナム、ラオス、カンボ
ジアからの交換留学生（特別聴講生）の受入れが、毎年、コンスタントにできるようにな
り、先方からも学生を推薦しやすくなった。

改善すべき事項

評価の視点（１）に関して、始まったばかりのプログラムのため、今後、本プログラム
に参加する学生数を増やすために、全ての国際交流協定校への広報を強化し、周知してい
く必要がある。

評価の視点（２）に関して、国際交流協定校への広報は、まだ十分とはいえないため、
今後も広報の手段をより効果的できるよう検討していく必要がある。

評価の視点（３）に関して、留学生との交流イベントの開催時期によってキャンパスア
シスタントの学生の交流イベントへの参加率にバラつきがあるため、年間を通して一定の
参加率を保てるよう工夫検討が必要である。

評価の視点（４）に関して、今後もベトナム、ラオス、カンボジアからの交換留学生（特
別聴講生）への支援を継続していくためには、日本学生支援機構等の外部団体からの奨学
金を獲得できるように検討していく必要がある。

④根拠資料

- ・日本理解（Year-Long）プログラムの募集用および参加者名簿、特別聴講生の募集要項お
よび参加者名簿、日本理解（BCL）プログラムの募集要項および参加者名簿、日本語・日
本事情（JLC）プログラムの参加者名簿、国際交流協定校からの特別短期プログラム参加
者名簿、鎌倉ツアーの参加者名簿、「ゲームを通して国際交流 貿易ゲーム」の参加者名
簿、「留学生交流バスハイク」のしおりおよび参加者名簿、「専修大学東南アジア特別聴
講生受入れ支援制度」のりん議書

<留学支援・語学学習プログラムへの取り組みについて> （評定：S・A**・B・C）**

①達成目標

留学支援プログラム（Language Skills Program）をより一層魅力あるものにし、学生が
参加しやすくなるために更なる整備・充実を図る。また、2020（平成 32）年度からのキャン
パス新構想に向けて生田・神田両キャンパスにおける留学・交流情報の一体化を推進し、
学生に十分に行き渡るように支援・広報体制の更なる充実を図る。

②評価の視点

- （１）Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況
- （２）両キャンパスにおける海外留学・国際交流関係情報の提供状況

③点検・評価の状況

現状説明

- （１）Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況
1）「TOEFL®関連講座」

「TOEFL ITP®テスト対策講座」は2017（平成29）年度に引き続きレベル別（初級・中級）に実施した。2017（平成29）年度の受講者数210名、2018（平成30）年度の受講者数168名である。

「TOEFL iBT®テスト対策講座」では、スピーキングおよびライティング試験が課されるTOEFL®の正式試験であるiBTテスト対策用に、「TOEFL ITP®テスト対策講座」では特に日本人が苦手とするスピーキング強化を目的としている。受講者は、2017（平成29）年度5名、2018（平成30）年度3名であった。

「TOEFL®セミナー」は、2017（平成29）年度は合計106名が受講した。夏期特訓コース60名、春期特訓コース46名（そのうち附属高校および教育交流提携校からの高校生：16名）であった。2018（平成30）年度は、夏期特訓コースで57名が参加した。

2) 「大学生からはじめる英会話講座」

留学を目指す学生を対象に英語コミュニケーション能力の向上を目的とした「大学生からはじめる英会話講座」を開講した。外国人講師との会話を中心としたレベル別2クラス（Beginner's Class、Daily Conversation Class）で、2017（平成29）年度は前期および後期合計で94名、2018（平成30）年度は前期および後期合計で61名が受講した。これは短期留学プログラムに参加する学生が受講する傾向にあり、初心者でも安心できる内容となっている。

3) 「グローバル人材育成講座」

2018（平成30）年度は、これまでの「英語で学ぶ日米ポップカルチャー講座」に代わり英語圏への留学を目指す学生の異文化・多様性理解を深めるため、新たに「留学準備講座～グローバルマインドセット」を後期に2展開開講した（受講生計11名）。その他の[グローバル人材育成講座]としては、「基礎から学ぶアカデミックライティング」（2017（平成29）年度受講者数9名、2018（平成30）年度受講者数8名）、「最新ニュースで実践英会話」（2017（平成29）年度受講者数22名、2018（平成30）年度受講者数15名）である。これらの講座は国際交流協定校であるネブラスカ大学リンカーン校出身の専修大学国際交流事務課専従の英語インストラクター（外国人）を中心に、英語学校の講師の協力を得ながら開講した。

4) 英語以外の外国語のLSP

2017（平成29）年度は交換留学生（特別聴講生）に講師を依頼し、前期に「留学生によるアジア理解講座（中国コース）」（受講者4名）と「留学生によるヨーロッパ理解講座（ドイツコース）」（受講者：学生13名、地域住民1名）を実施。後期にはベトナムコース（受講者5名）を実施した。

2018（平成30）年度からは「留学生による異文化理解講座」と名称を変更し、内容も留学生が行う母国紹介プレゼンテーションを通じて、世界各国の文化を知るプログラムにして、学生が気軽に参加できるように昼休み時間帯に各回1回完結タイプで実施をするように変更した。

5) TOEFL ITP®テスト

2017（平成29）年度に引き続き2018（平成30）年度も9回実施し、長期交換留学プログラム（第1期）の英語圏の応募する学生が応募までに2回受験できるようにした。年間受験者数は753名で、前年度の受験者数と比較すると180名（2017（平成29）年度：537名）増加している。

(2) 両キャンパスにおける海外留学・国際交流関係情報の提供状況

神田キャンパスでの開講講座として、生田キャンパスと同様な学習環境を提供するために、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度の前期は「TOEFL ITP®テスト対

策講座」(2017(平成29)年度受講者数6名、2018(平成30)年度受講者数8名)、後期は「[グローバル人材育成講座]最新ニュースで実践英会話」(2017(平成29)年度受講者数3名、2018(平成30)年度受講者数3名)を実施した。同じく後期に開講予定だった「大学生からはじめる英会話講座」は応募者がいなかったため、2018(平成30)年度は開講しなかった(2017(平成29)年度受講者数10名)。

効果が上がっている事項

評価の視点(1)に関して、「TOEFL®セミナー」は、受講前後の試験結果では、概ね受講生のスコアが上昇し、有意な差が見られたが、特に Advanced クラスの受講者のスコアの上がり幅が著しかった。

評価の視点(2)に関して、今期は神田キャンパスでの Language Skills Program(留学支援プログラム)の開講講座に関して、生田キャンパスと同様に近い状況で学生に提供できた。

改善すべき事項

評価の視点(1)に関して、「TOEFL iBT®テスト対策講座」では、留学先において必要とされる高度な英語運用能力を身に付けさせるためにも有効であるので、今後も継続して開講し、受講者数の確保を目指していきたい。

評価の視点(2)に関して、今後も神田キャンパスにおける[グローバル人材育成講座]の充実を図って、受講者数の増加につながるように検討していきたい。

④根拠資料

- ・ Language Skills Program(留学支援プログラム)の各講座の参加者一覧

〔 2 1 〕 キャリアデザイン関係

〔21〕キャリアデザイン関係 点検・評価

＜正課のキャリア教育科目の充実について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が段階的にキャリアデザインについて学べるよう、正課キャリア教育科目の拡充、既存の課外プログラムと正課科目との連携を行う。

②評価の視点

（1）課外プログラムの正課科目化

2013（平成25）年度から行ってきた「専修リーダーシップ開発プログラム」は、2019（平成31）年度から経営学部が正課科目（全学公開科目）としての開講を目指しており、それに伴うサポートを行う。2017（平成29）年度に開講した「金融リテラシー講座」（金融広報委員会）は、正課科目として扱う大学があることに鑑み、正課科目としての開講を目指す学部を支援する方向で調整する。

（2）課外プログラムと学部正課科目との連携

ベンチャービジネスプログラムと学部の専門科目の連携体制を作り、参加学生の増加と応募内容の質の向上を図る。具体的には、学部の正課キャリア関連科目内にベンチャービジネスコンテストへの応募をサポートする内容を盛り込むほか、正課科目内で行った応募関連作業を、本学卒業生を中心としたベンチャー企業経営者がブラッシュアップする機会を提供して質を高める。さらに全学部の学生が授業を通じてベンチャービジネスコンテストに参加できるようにするため、起業プラン作成講座の受講率向上策などを検討する。

（3）キャリア教育科目の拡充と領域化に向けた取り組み

2019・2020（平成31・32）年度の学部・学科改組にあわせ正課のキャリア教育科目の拡充を行う。拡充する各科目には相互関連性を持たせ、学生が段階的にキャリアデザインすることができるものとする。さらに、カリキュラムにキャリア教育科目群を置く領域を設置するよう、関係部署に働きかけを行う。

③点検・評価の状況

現状説明

（1）課外プログラムの正課科目化

「専修リーダーシップ開発プログラム」を、2019（平成31）年度から経営学部の正課科目（全学公開科目）として開講することとした。「金融リテラシー講座」（金融広報委員会）は、2018（平成30）年度から商学部の正課科目「特殊講義」となった。

（2）課外プログラムと学部正課科目との連携

ベンチャービジネスプログラムと学部正課科目（商学部・ネットワーク情報学部）の連携を推進した。具体的には、スタートアップセミナーの開催、起業プラン作成講座の前期実施および受講料の無料化、夏期休暇中に起業家から直接指導を受ける「ブラッシュアッププログラム」の新設、募金制度設置による賞金の増額等を行い、これらの取り組みを、正課科目授業の中で周知してもらった。さらに、ネットワーク情報学部が「応用演習（ITビジネス）」に学外の起業家を招き、ビジネスプランのブラッシュアップを支援した。

なお、正課外の取り組みではあるが、全学部の学生がベンチャービジネスコンテスト

に参加する意欲を高められる体制の整備の一環として、これまで実施してきた「イチから学べる起業プラン」(全4回)に加え、川崎市の協力による「『川崎ものづくりブランド×大学生』アイデアソン」(全2回)、「アントレプレナーシップ養成講座」(全14回)を実施した。

以上の取り組みの結果、2017(平成29)年度のベンチャービジネスコンテスト応募件数は52件(2016(平成28)年度33件)、2018(平成30)年度は41件となった。

(3) キャリア教育科目の拡充と領域化に向けた取組

2019(平成31)年度のカリキュラム改正において、教養科目の融合領域科目のカテゴリーとして「キャリア科目」が新設されることになった。現行、融合領域科目内の新領域科目に開講している「新領域科目302(キャリア研究)」と「新領域科目303(キャリア開発)」の2科目を、この新領域に「キャリア科目1(キャリア開発)」「キャリア科目2(キャリア研究)」として開講する。

効果が上がっている事項

(1) 課外プログラムの正課科目化

リーダーシップ開発プログラムは、課外のプログラムとして積んできた実績を正課科目としてカリキュラムに反映させた点が大きな成果といえる。「金融リテラシー講座」(金融広報委員会)は、正課科目化により、受講者数が12名(5回の平均)から75名(履修者数)に増加した。

(2) 課外プログラムと学部正課科目との連携

ベンチャービジネスプログラムが起点となり、複数の学部の正課科目と連携する機会が得られた。

(3) キャリア教育科目の拡充と領域化に向けた取り組み

キャリア教育科目が領域化されることにより、本学の正課におけるキャリア教育の推進を内外により明確にアピールできるようになった。さらに、将来正課におけるキャリア科目の配置を体系的に拡充していく足がかりが得られた。

改善すべき事項

(1) 課外プログラムの正課科目化

リーダーシップ開発プログラムは、今後、経営学部が主体となって運営するが、学生のチーム活動のサポートは引き続きキャリアデザインセンターが行う、前例のない取り組みとなる。教職協働で内容を充実させながら、正課科目として定着させることが課題となる。

「金融リテラシー講座」(金融広報委員会)は、正課科目「特殊講義」として実施できる期間が5年間に限定されているうえ、履修できる学部・学年に制限がある。そのため引き続き、学生が広く金融リテラシーを学ぶ機会を提供することが課題である。

(2) 課外プログラムと学部正課科目との連携

ベンチャービジネスプログラムと正課科目との連携では、正課科目の開講期や授業の進捗とのすり合わせが課題である。また、既存の課外プログラムを正課科目化することも引き続き検討する。

(3) キャリア教育科目の拡充と領域化に向けた取り組み

領域設置後は、より多くの学生が履修できるよう、開講コマ数を増やすことと、領域内の科目の拡充が課題である。

④根拠資料

- ・キャリアデザインセンター運営委員会資料（平成 29・30 年度）

<インターンシッププログラムの充実について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

現在実施しているインターンシッププログラムを拡充し、参加者を増加させる。

②評価の視点

(1) 課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

2020（平成 32）年度の学部改組により神田校舎に通学する学生比率が高くなることに備え、東京所在の受入先を 5 テーマ程度開拓する。

(2) 海外インターンシップ受入先の拡充、留学制度と連動したプログラムの企画

2017（平成 29）年度より実施する海外インターンシップの受入先を増やし、学生により多くの選択肢を提供する。国際交流センターと連携し、留学制度とインターンシップを組み合わせたプログラムを企画する。

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

東京都に所在する就業体験型インターンシップの受入先や、東京都中小企業家同友会等を手がかりに新規受入先の開拓を行った。2017（平成 29）年度に「株式会社マルサ斉藤ゴム（所在地：東京都墨田区）」で学生を受け入れる体制が整ったため、後期に実施を試みたが、応募者はいなかった。今後も受入先を継続的に開拓し、試験的に実施することで経験を積み、2020（平成 32）年度までに神田校舎での実施体制を整える。

(2) 海外インターンシップの受入先の拡充、留学制度と連動したプログラムの企画

2017（平成 29）年度夏期よりベトナム社会主義共和国（以下ベトナム）において海外インターンシップを開始した。実習先は「株式会社三進インターナショナルハノイオフィス」と「DONG DO JAPANESE LANGUAGE SCHOOL（ドンズー 日本語学校）」で、2018（平成 30）年度からは「ルーヴェンフットボールスクール ベトナム」を加えた。参加者は 2017（平成 29）年度が 12 名（夏期 5 名、春期 7 名）、2018（平成 30）年度夏期が 4 名であった。夏期プログラムについては、2017（平成 29）年度より商学部マーケティング学科専門科目「グローバルアクティビティ」の対象プログラムとなり、商学部学生は単位を修得できる（2017（平成 29）年度は 3 名が単位修得）。

なお、ベトナム以外にも実習先を拡充するため、これまでにシンガポールと中国（深圳）に関する情報収集を行った。中国については 2018（平成 30）年度春期に運用を開始する予定である。

留学制度と連動したプログラムの企画については、2019（平成 31）年度から、国際交流センターの「夏期留学プログラム（語学研修とインターンシップ）」とキャリアデ

デザインセンターの「海外インターンシップ」の説明会を合同で実施する。さらに夏期留学プログラムの参加学生が、キャリアデザインセンターが実施するインターンシップの事前研修（ビジネスマナー・目標設定）と事後研修（体験の振り返り）を受講できるようにする。

効果が上がっている事項

（１）課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

2017（平成 29）年度に神田校舎での実施を試みたことで、学生の募集方法や活動の支援などの実施体制における課題が明確になった。

（２）海外インターンシップ受入先の拡充、留学制度と連動したプログラムの企画

海外インターンシップの春期プログラムにおいて、就職活動を直前に控えた 3 年次の参加が見込めないことから、実習期間を 13 日間から 8 日間に短縮し、低年次生が参加しやすい環境を整えたことで、参加者の増加に繋がった。2017（平成 29）年度の参加者は夏期が 5 名（2 年次 1 名、3 年次 4 名）、春期が 7 名（1 年次 3 名、2 年次 4 名）であった。また、学生に多様な選択肢を提供できるようにベトナムでの実習先を拡充した。

留学制度と連動したプログラムの企画については、国際交流センターとキャリアデザインセンターがそれぞれ実施する説明会や研修を合同で行ったり共通化したりすることで、学生の利便性が向上した。

改善すべき事項

（１）課題解決型インターンシップの神田校舎での展開

東京所在の受入先がほとんど確保できていないため、東京都中小企業家同友会等との連携を継続しつつ、現在の受入先から候補を選定することや、就職課に協力を要請し、引き続き受入先の開拓を行う必要がある。

（２）海外インターンシップ受入先の拡充、留学制度と連動したプログラムの企画

海外インターンシップについては、引き続き受入先を拡充し、学生の選択肢を増やす必要がある。留学制度と連動したプログラムの企画については、新たなプログラムの企画を念頭に、国際交流センターとの連携をさらに推進していく必要がある。

④根拠資料

- ・キャリアデザインセンター運営委員会資料（平成 29・30 年度）

<社会連携の推進について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

キャリアデザインセンターが実施するプログラムを通じて社会との連携を図る。

②評価の視点

（１）附属高校との連携

Web キャリアノートの供覧、効果測定・ルーブリック評価のノウハウ教示、高校の授業への教職員・学生の派遣等、キャリアデザインセンターが持つリソースを附属高校に提供し、キャリア教育の高大連携をはかる。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

キャリアデザインセンターが実施する「ベンチャービジネスコンテスト」「課題解決型インターンシップ」「リーダーシップ開発プログラム」の各行事に学校・企業関係者を招待し、教育内容を広く社会に発信する。

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 附属高校との連携

2017（平成 29）年度は、附属高校のキャリア教育担当者と情報交換会を 3 回実施し、職員の附属高校授業への派遣、附属高校教員によるリーダーシップ開発プログラムの見学を実施した。さらに附属高校生徒にベンチャービジネスコンテストの参加を募り、応募 5 件中 1 件が本選に進出した。

2018（平成 30）年度は、リーダーシップ開発プログラムの活動テーマに附属高校近隣の「沖縄タウン」を設定し、大学生と高校生の交流を図ったほか、附属高校が実施している教員研修において、本学で実施しているキャリア教育の説明を行った。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

2017（平成 29）年度に実施した PBL プログラムの各成果報告会の一般観覧者は、「ベンチャービジネスコンテストプレゼンテーション大会」（15 名）、「課題解決型インターンシップ成果発表会」（66 名）、「リーダーシップ開発プログラム最終報告会」（32 名）の合計 113 名であった。2018（平成 30）年度は、OB・OG を含めた学外向けにリーフレットを発行した。ホームカミングデー、多摩区 3 大学コンサートのほか、就職課を通じて企業関係者にも配布する予定である。

効果が上がっている事項

(1) 附属高校との連携

ベンチャービジネスコンテストやリーダーシップ開発プログラムを通じた連携は、高校生に大学のキャリア形成活動を知ってもらう機会となった。こうした実績を、高校教員向け研修会においてキャリア教育の具体例として提示することで、今後さらに高大連携を推進するために何ができるか、を考えてもらうきっかけとなった。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

各成果報告会の一般公開は、広く本学の教育活動を周知するだけでなく、一般観覧者に対するアンケートを通じて、プログラムの改善を図る機会ともなっている。

改善すべき事項

(1) 附属高校との連携

徐々に高大連携が進んではいるが、こうした機会を得られるのは一部の高校生に限られており、高校生と大学生が直接関わりあう機会をさらに増やしていく必要がある。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

様々な媒体を通じて周知を図っているものの、重要なターゲットのひとつである高校教員の参加が少数にとどまっており、増加を図ることが課題である。

④根拠資料

- ・キャリアデザインセンター運営委員会資料（平成 29・30 年度）
- ・キャリアデザイン PBL プログラムリーフレット

[2 2] 社会知性開発研究関係

〔22〕社会知性開発研究関係 点検・評価

＜社会知性開発を担う研究拠点としての活動について＞ （評定：S・A・B・C）

①達成目標

本学における「社会知性の開発」を担う研究拠点としての役割を果たす。学内の研究者を中心とする共同研究プロジェクトを促進する。

②評価の視点

- (1) 外部資金等を活用した研究プロジェクトの立ち上げ状況
- (2) 本学における「社会知性の開発」を担う人材としてのリサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)等、若手研究者の育成状況及び研究支援体制の整備

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、2014(平成26)年度に「古代東ユーラシア研究拠点」、「ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点」、「アジア産業研究拠点」が文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」(2018(平成30)年度まで)に採択され、5年間の研究期間の最終年度を迎えている。「研究成果報告書」を2019(平成31)年5月に文部科学省へ提出すべく、それぞれの研究成果等の総括を伴ったシンポジウムの開催内容を含め、研究過程等について外部評価を受ける準備を進めている。そのほか、2015(平成27)年度から単年度で研究活動し、成果報告を行いつつ支援を継続されてきた「四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点」が、支援元である中国・四川師範大学四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの複数年に渡る共同調査研究実施を目的とした覚書(「四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センター/四川・ローカルリスクコミュニケーション研究センター共同調査研究に関する覚書」)を締結することにより、同所における継続的な調査・研究のみならず、今後のさらなる人的・学術的交流が可能となっている。

評価の視点(2)について、2017(平成29)年度にはリサーチ・アシスタントとして古代東ユーラシア研究拠点が2名、アジア産業研究拠点が2名の本学大学院生を雇用し、ポスト・ドクターとして古代東ユーラシア研究拠点、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点、アジア産業研究拠点がそれぞれ1名を雇用。2018(平成30)年度にはリサーチ・アシスタントとして古代東ユーラシア研究拠点で1名、ポスト・ドクターを古代東ユーラシア研究拠点で2名、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点で1名を雇用し、海外セミナーへの参加や研究調査出張の支援等を行っている。

効果が上がっている事項

2017(平成29)年度に雇用したポスト・ドクター3名は、拠点での5年間の研究期間中に全員が学位を取得し、うち1名は2018(平成30)年度より本学専任教員に採用された。また、同年にリサーチ・アシスタントとして雇用した者2名が学位を取得し、うち1名は研究成果により2018(平成30)年度から本学の助教に採用されており、若手研究者の育成という点で成果を上げている。また、研究拠点の研究成果を大学院教育に反映させる試みとしては、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が、研究科横断的な大学院修士課程の科目「特殊問題特論」の授業枠を利用した「特殊問題特論(アジアにおけるソーシャル・キャピタル/ウェルビーイング)」(ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点のメンバーがオムニバス形式で担当)の開講がある。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・社会知性開発研究センター拠点一覧
- ・社会知性開発研究センター リサーチ・アシスタント及びポスト・ドクター 任用候補者選考資料（平成 29・30 年度）
- ・「特殊問題特論」設置願い

<研究活動の活性化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本センター内の各研究拠点による調査研究活動およびその成果発表をつうじて、本学のアカデミック・ステイタスの向上に寄与する。

②評価の視点

- （1）本センター／各研究拠点の国内・国外の研究機関との連携研究の進展状況
- （2）本センター／各研究拠点の研究会やシンポジウム等の開催状況
- （3）各研究拠点の研究者による学会、学会誌、紀要などへの研究成果の発表状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）について、本センターは研究交流を目的に、これまでソーシャル・ウェルビーイング研究拠点がベトナム・ベトナム社会科学院社会学研究所、タイ・チュラロンコン大学社会調査研究所、韓国・ソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院と、アジア産業研究拠点がベトナム・ダナン経済大学及びタイ・タイ商工会議所大学経済ビジネス予測センター（2018（平成 30）年に本学とタイ商工会議所大学との間の国際交流協定に包括）と国際交流組織間協定を締結している。また、四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点が、中国四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの共同調査研究に関する覚書を、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が、国内研究機関である情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センターとの学術交流・協力に関する覚書を締結するなど、各拠点において国内外の研究機関との連携を深めている。

評価の視点（2）（3）について、古代東ユーラシア研究拠点は、2017（平成 29）年度に研究会を 2 回、シンポジウムを 2 回（7 月 15 日、11 月 18 日神田校舎）開催し、2018（平成 30）年度は研究会を 1 回、シンポジウムを 2 回（7 月 14 日、11 月 17 日神田校舎）開催した。ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点は、2017（平成 29）年度に研究会を 10 回、国際コンファレンスを 2 回開催（10 月 12・13 日ベトナム社会科学院、3 月 4～6 日インドネシア・マダラ）し、2018（平成 30）年度は研究会を 1 回、韓国で国際コンファレンス（6 月 29・30 日ソウル国立大学）、本学で国際コンファレンスとシンポジウム（11 月 23・24 日生田校舎、25 日神田校舎）を開催し、国際学会においても数多くの研究発表を行った。アジア産業研究拠点は、2017（平成 29）年度には国内での研究会を 2 回と海外での国際シンポジウム（9 月 5 日タイ商工会議所大学）を開催し、2018（平成 30）年度は海外での国際シンポジウム（8 月 9 日ラオス国立大学、11 月 3 日ベトナム・国民経済大学）と国

内でのシンポジウム（12月15日東亜大学）を開催した。心理科学研究拠点は研究会（公開研究会含む）を2017（平成29）年度、2018（平成30）年度にそれぞれ30回開催し、各年度において研究成果を国際学会で発表した。四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点は、2017（平成29）年度に災後重建歴史社会学研究会（11月2日四川師範大学）にて報告を2件行うとともに、覚書締結記念講演会（11月4日四川師範大学）にて講演を行い、2018（平成30）年度においても同研究会にて出張者2名がそれぞれ研究報告を行った。2016（平成28）年度以降は、海外の研究機関においてシンポジウムや国際コンファレンスとして調査報告や研究発表を行うなど、研究成果を波及させたい地域で直接成果を発信する取り組みも行われており、研究内容を紹介する英文リーフレットや英語論集の作成にも注力してきている。

効果が上がっている事項

これまで社会知性開発研究センターでは、国際交流組織間協定を複数の研究機関と締結しており、なかには組織間から大学間へと交流を深めた協定もある。また、2017（平成29）年度には初めて国内研究機関との学術交流・協力に関する覚書を締結するに至り、調査協力や研究発表等様々な場面において国内外の研究機関との連携が進んでいる。

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・組織間協定・協定書、覚書
- ・各拠点活動状況、シンポジウムチラシ
- ・英語論集「The Senshu Social Well-being Review」

<研究活動の社会還元・社会貢献の促進について> （評定：S・A・B・C）

①達成目標

各研究拠点の成果・活動を、「社会知性」の一環として、社会に還元する努力をする。

②評価の視点

- （1）本センター／各研究拠点主催シンポジウムなどへの一般からの参加状況
- （2）本センター／各研究拠点による、社会的要請にもとづく研究の推進・知見提供の状況
- （3）本センター／各研究拠点による成果をより広く国内外に発信するための取組み状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点（1）について、参加者数については明確に区分できないため研究者・一般の合計となるが次のとおりとなった。古代東ユーラシア研究拠点のシンポジウム2017（平成29）年度7月が382名、11月は76名、2018（平成30）年度7月が239名、11月は175名。ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点の2017（平成29）年度国際コンファレンスは、10月のベトナムが2日間でのべ118名、3月のインドネシアは2日間でのべ67名、2018（平成30）年度の6月のソウルが2日間でのべ106名、11月に本学で開催した国際コンファレンスは2日間でのべ78名、シンポジウムが73名。アジア産業研究拠点の2017（平

成 29) 年度国際シンポジウムは9月のタイが100名、2018(平成30)年度8月のラオスが70名、11月のベトナムが30名、12月の下関は80名の参加者となった。また、学内研究プロジェクトとして研究活動を3年間行ってきた心理科学研究拠点の2018(平成30)年度公開研究会には200名を超える参加予約があり、会場変更を行うほどの盛会ぶりを見せた。

評価の視点(2)(3)について、2017(平成29)年度、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の各拠点が開催した国際シンポジウムや国際コンファレンスは、これまでそれほど例のない日本国内におけるベトナム人研究者のみによるシンポジウムの開催や、アンケート調査を調査地である海外での開催により研究成果の還元を行うなど、新たな取組みがなされた。また、四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点のように、これまでの研究成果が認められ研究継続に繋がる結果が得られるなど、今後の展開にも期待できる研究進捗となっている。2018(平成30)年度についても引き続き海外での研究成果発表の場を設け、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の3拠点については5年間の研究成果を国際コンファレンスやシンポジウムで発表している。さらに広く国内外に成果を発信する方法として、心理科学研究拠点が公開研究会開催時に行ったYouTubeを用いた配信があり、その際には常時40-50名の閲覧者があるなど、来場が叶わない遠方への情報発信への取組みとして有効であった。

効果が上がっている事項

学内で行われたシンポジウムへの申込者数が300名を超える回も出るなど増加傾向にあり、研究内容が一般の関心をも得ていることが伺える。一方、これまで調査実施の際に協力を得ていた東南アジア諸国において海外コンファレンスやシンポジウムを開催したことは、より調査対象地域に直接的に成果の還元や知見の提供が行えていると考えられる。また、これまでのコンスタントな年報や論文集の発刊や研究内容を紹介するための英文リーフレットの作成は、国内外への着実な発信となっており、さらに英文による査読つき投稿論文による論集制作の取組を行ったことは成果であると同時に、これからの大きな効果をもたらすと考えられる。

学内的には、様々な活動を発信できるよう広報課への情報提供を積極的に行い、ニュース専修への掲載回数(記事数)やメディア向けのニュースリリースを増やして多くの人の目に触れる機会を増やした。(掲載記事数[見出し]:2016(平成28)年度5件、2017(平成29)年度6件、2018(平成30)年度[2月号まで]10件)

改善すべき事項

特になし

④根拠資料

- ・出張・海外招聘一覧
- ・年報・論文集
- ・ニュース専修(専修大学ホームページ)

印刷なしの色紙

第12期 専修大学 自己点検・評価委員会 委員一覧

役 職	任 期 (第12期)	氏 名
自己点検・評価委員会委員長	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 道家 英徳
副委員長	H29. 4. 1～30. 11. 2	専務理事 松木 健一
	H30. 11. 3～31. 3. 31	常務理事 田村 裕二
運営委員会委員 (経済学部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経済学部教授 砂山 充子
(法 学 部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	法学部教授 小野 新
(経営学部 選出)	H29. 4. 1～30. 3. 31	経営学部教授 今井 雅和
	H30. 4. 1～31. 3. 31	経営学部教授 馬場 杉夫
(商 学 部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 小藤 康夫
(文 学 部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 日暮美奈子
(ネットワーク情報学部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	ネットワーク情報学部教授 石鎚 英也
(人間科学部 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	人間科学部教授 秋吉 美都
(大 学 院 選出)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経済学部教授 遠山 浩
(職員委員)	H29. 4. 1～30. 11. 2	学長室長 田村 裕二
	H30. 11. 3～31. 3. 31	学長室長 中山 力
(職員委員)	H29. 4. 1～31. 3. 31	教務部次長 佐藤 孝博
(職員委員)	H29. 4. 1～31. 3. 31	二部事務部次長 野本 徳人
(職員委員)	H29. 4. 1～31. 3. 31	大学院事務部長 岩崎 俊彦
実施委員会代表 (経済学部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経済学部教授 浅見 和彦
(法 学 部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	法学部准教授 佐々木和夫
(経営学部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経営学部教授 金 成洙
(商 学 部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 大林 守
(文 学 部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 高島 裕之
(ネットワーク情報学部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	ネットワーク情報学部教授 吉田 享子
(人間科学部)	H29. 4. 1～31. 3. 31	人間科学部准教授 国里 愛彦
(二部教育)	H29. 4. 1～31. 3. 31	法学部教授 岡田 好史
(全学カキユム関係)	H29. 4. 1～30. 3. 31	経営学部教授 佐藤 暢
	H30. 4. 1～31. 3. 31	法学部教授 榎 透
(教育開発支援関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 高久 健二
(資格課程)	H29. 4. 1～30. 3. 31	文学部教授 片桐 一彦
	H30. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 高橋 龍夫
(大 学 院)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経済学部教授 遠山 浩
(図 書 館)	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 坂野 明子
(研 究 所)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 伊藤 和憲
(情報科学センター関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	ネットワーク情報学部教授 松永 賢次
(入学試験関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 奥西 康宏
(学生生活関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 阿藤 正道
(体育部関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経営学部教授 石崎 徹
(就職指導関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 見目 洋子
(国際交流関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	商学部教授 高橋 裕
(キャリアデザイン関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	経済学部教授 田中 隆之
(社会知性開発研究関係)	H29. 4. 1～31. 3. 31	文学部教授 飯尾 秀幸

事務局： 学長室企画課 二宮 進語、中村 亜子

